

環境報告書

～三島の環境～

2024年版



次世代リーダー推進事業
～水素出前講座～



幼児環境教育推進プロジェクト
～自然観察会～



夏休み親子水生生物観察会



三島地区環境保全推進協議会
～楽寿園清掃奉仕活動～



三 島 市

路上喫煙や吸殻などのポイ捨ては市条例で禁止されています

●三島市民憲章

(昭和45年10月11日制定)

わたくしたちは、箱根のふもと朝に夕に富士を仰ぐ恵まれた自然のなかに育った
三島市民です。

わたくしたちは、三島市民であることに誇りと責任をもち、お互いのしあわせを
願い、この憲章を定めます。

わたくしたち三島市民は、

1. 自然を愛し、きれいなまちをつくりましょう。
1. 良い風習を育て、住みよいまちをつくりましょう。
1. 文化をたいせつにし、豊かなまちをつくりましょう。
1. からだをきたえ、仕事にはげみ、明るいまちをつくりましょう。
1. 平和を望み、友愛のあふれるまちをつくりましょう。

三島市環境報告書の趣旨

三島市環境報告書は、三島市環境基本条例第9条の規定により、本市の環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにするために作成するものです。

(年次報告書)

第9条 市長は、各年度における本市の環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

目次

第1章 市政の概要

1 地勢	1
2 自然条件	
(1) 地形・地質	1
(2) 気候	1
(3) 河川	2
(4) 湧水・地下水	2
3 人口	2
4 産業	
(1) 各産業の概要	2
(2) 産業大分類別事業所数と従業者数	3
5 土地利用	
(1) 土地利用	3
(2) 都市計画	3
6 上水道・下水道	
(1) 上水道	3
(2) 下水道	4
7 廃棄物	4
8 交通	
(1) 道路	4
(2) 鉄道	4

第2章 環境行政の概要

1 環境行政の機構	
(1) 環境保全等分掌の系統（市組織）	5
(2) 環境保全関連組織	6
2 公害関係法等による届出状況	6
3 三島市環境基本条例	6
4 第3次三島市環境基本計画	7
5 環境マネジメントシステム（E M S）	
(1) 概要	7
(2) 独自 E M S 移行までの経緯	7
(3) 適用施設	7
(4) 対象となる管理項目	7

第3章 環境の現状

1 大気	
(1) 概要	8
(2) 測定結果	11
2 水質	
(1) 概要	19
(2) 測定結果	23
3 涌水・地下水	
(1) 地下水の現状	25
(2) 地下水位の状況	25
(3) 地下水の利用状況	28
(4) 地下水障害対策	29
(5) 地下水水質測定	30
4 騒音	
(1) 概要	32
(2) 測定結果	33
5 振動	35
6 悪臭	
(1) 概要	35
(2) 臭気指數による規制について	35
7 有害化学物質	
ダイオキシン類	
(1) 概要	35
(2) 測定結果	36

外因性内分泌搅乱化学物質

(1) 概要	36
(2) 測定結果	36
8 公害(生活環境)に関する苦情	
(1) 概要	38
(2) 受付状況	38
(3) 処理状況	38
9 アスベスト対策	39
10 福島第一原子力発電所の事故に起因する放射性物質への対応	
(1) 三島市内の環境放射線量の測定	40
(2) 三島市内の土壤放射線量の測定	40

第4章 環境施策の実施状況

1 環境施策の体系	41
2 環境施策の実施状況	46
基本目標 1 脱炭素のまち【地球環境】	
施策の方向 1 地球温暖化緩和策の推進	47
施策の方向 2 気候変動適応策の推進	50
基本目標 2 資源循環のまち【資源循環】	
施策の方向 3 資源の有効利用	55
基本目標 3 自然共生のまち【自然環境】	
施策の方向 4 自然環境の保全	58
基本目標 4 健康で安心なまち【生活環境】	
施策の方向 5 健全な生活環境の推進	62
基本目標 5 快適で安全なまち【都市環境】	
施策の方向 6 快適で良好なまちづくりの推進	66
基本目標 6 環境教育と協働・共創のまち【環境教育と協働・共創】	
施策の方向 7 環境教育と協働・共創の推進	71

第5章 地球温暖化対策の状況

1 地球温暖化対策地方公共団体実行計画 【区域施策編】	
(1) 計画の概要	76
(2) 市全体からの温室効果ガス排出状況	76
(3) 2023年度の主な取り組み	77
2 地球温暖化対策地方公共団体実行計画 【事務事業編】	
(1) 計画の概要	80
(2) 市役所からの温室効果ガス排出状況	80
(3) 2023年度の主な取り組み	81

第6章 環境の現状～データ編～

1 大気	83
2 水質	87
3 地下水	99
4 騒音	102
5 ダイオキシン類	106
6 外因性内分泌搅乱化学物質	106
7 苦情	107
8 放射性物質	108

付録

1 三島市環境基本条例	109
2 環境マネジメントシステム(E M S) の管理・実行体制	113
3 環境基準等	114
4 環境用語解説	130

三島市環境方針

三島市は、かけがえのない地球環境や多様な生命が育まれる自然環境、健康で安心して暮らせる生活環境や快適で安全な都市環境、限りある資源を大切にする循環型社会を次世代に引き継ぐとともに、品格があり花と緑があふれるガーデンシティと人々が健やかで幸せに暮らす活気のある健幸都市を目指し、持続的に発展できる社会を実現するため、市民、NPO、ボランティア、事業者、行政の協働・共創のもと、次に掲げる方針に基づき、その保全、再生、創造に率先して取り組みます。

- 1 三島市環境基本計画に基づく環境施策を推進します。
- 2 市民サービスの向上に努め、環境に配慮した事務事業を実践します。
- 3 環境マネジメントシステムを適正に運用するとともに、継続的改善を図ります。
- 4 環境に関する法令等を順守し、環境汚染の予防に努めます。
- 5 廃棄物の削減に職員一丸となって取り組みます。
- 6 2050年カーボンニュートラルシティの実現に向け、エネルギー使用量の削減に取り組みます。

この環境方針及び環境マネジメントシステム運用の成果は、広く公表します。

2022年6月21日

三島市長 豊岡武士



三島市「2050年カーボンニュートラルシティ」表明

近年、地球温暖化が主な要因とされる気候変動により、平均気温の上昇、台風、大雨等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されており、今後、地球温暖化の進行に伴い、豪雨や猛暑のリスクが更に高まることが予測されています。

この問題への対応は、私たち一人ひとり、この星に生きる全ての生きものにとって避けることができない、喫緊の課題です。

2015年にCOP21（国連気候変動枠組条約第21回締約国会議）において採択されたパリ協定において、「世界的な平均気温の上昇を産業革命以前と比較して、 2°C より十分低く保ち、 1.5°C に抑えるよう努力する」という目標が掲げられました。

一方、2018年に公表されたIPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書では、「気温上昇を 1.5°C に抑えるためには、2050年までに二酸化炭素実質排出量をゼロにすることが必要」とされています。

三島市は、湧水がつくるせせらぎ、箱根西麓からまちなかに広がる緑、さわやかな空気あふれる、自然豊かな快適に過ごせるまちです。この環境を未来へつないでいくため、2050年度までのカーボンニュートラルシティ（温室効果ガス排出量実質ゼロのまち）の実現を、市民や事業者の皆さまとともに目指すことを表明します。

令和4年3月18日

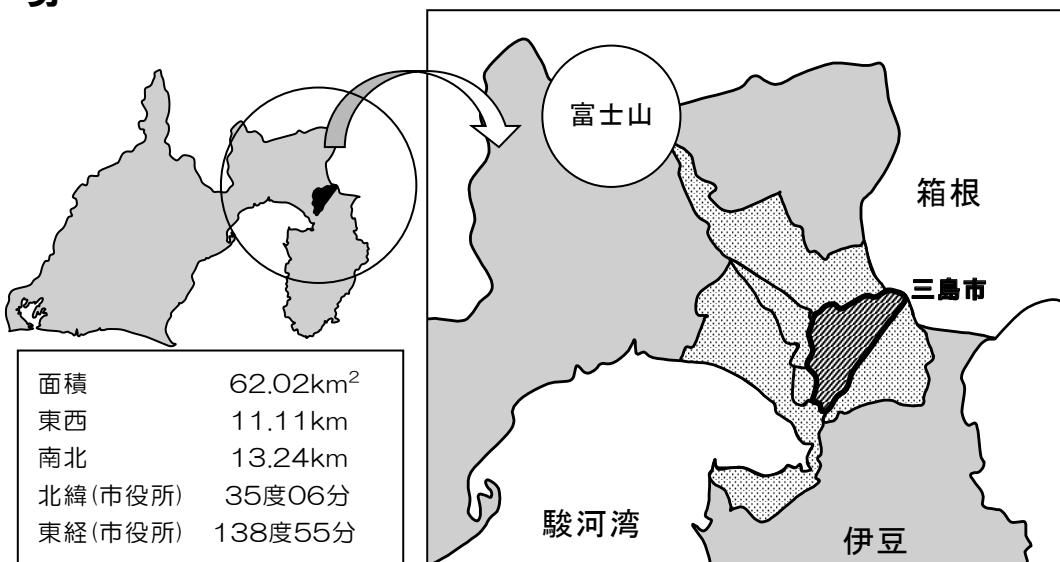
三島市長

豊岡 武士

第 1 章

市 政 の 概 要

1 地勢



本市は、静岡県東部の富士箱根伊豆国立公園への玄関口に位置し、東は天下の景勝箱根連山に連なり、北はその偉容を誇る富士の高峰を仰ぎ、南に肥沃な田方平野より伊豆の温泉郷に通じ、西に遠く駿河湾を眺めています。古くは伊豆の国府が置かれ、三嶋大社を擁する東海道の宿場町として栄え、恵まれた自然と豊かな歴史にはぐくまれながら、県東部の中核的な都市として発展し現在に至っています。

また、富士山の清冽な地下水に恵まれ、この豊富な地下水と温暖な気候及び大都市圏への交通の利便さを背景として、近年、都市化の進行、産業活動の拡大等により市街のインフラ整備も進み、文教、住宅、観光、商業を中心とする複合都市を形成しつつあります。

2 自然条件

(1) 地形・地質

本市の地形は箱根西麓の「箱根火山山麓地」、市北部から三島駅付近の「三島溶岩流地」、三島駅付近から温水池に至る「黄瀬川（三島）扇状地」、田方平野の「狩野川流域低地」の大きく4つに区分されます。

市域の約3分の2を占める「箱根火山山麓地」は、山頂から中腹にかけて安山岩質岩石が分布し、中腹から裾野にかけてはローム・火山灰の火山碎屑物が分布しています。「三島溶岩流地」は玄武岩質岩石で構成され、「黄瀬川扇状地」は砂礫層の堆積物からなる乾燥した平野です。一方、「狩野川流域低地」は主に軟弱な地層からなる低湿な三角州的平野です。

(2) 気候

本市は表日本型で内陸性の気象特性を持ち、比較的温暖で恵まれた気候です。風については、周辺地域の複雑な地形の影響で、海陸風や山谷風などの局地風が発生しています。

年次	平均気温(°C)	最高気温(°C)	最低気温(°C)	平均風速(m/s)	年降水量(mm)	日照時間(h)
2020	17.3	37.3	-2.3	2.3	2,276.0	2040.4
2021	17.1	35.5	-4.4	2.4	2,061.0	2188.4
2022	16.9	36.3	-4.3	2.2	1,896.0	2099.5
2023	17.6	36.2	-5.4	2.3	2,043.5	2265.5

(資料:気象庁静岡地方気象台三島特別地域気象観測所)

(3) 河 川

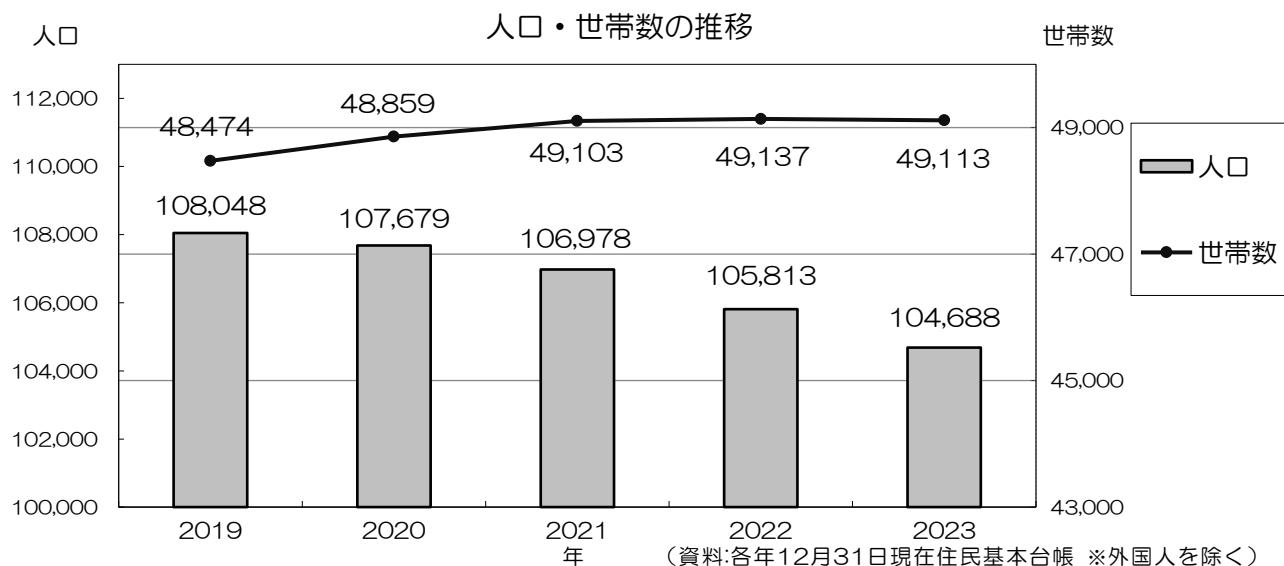
市内全域を流れる河川は全て一級河川の狩野川水系に属しており、主要河川は大場川とその支川の沢地川、山田川、夏梅木川です。大場川は、箱根山に源を発して山麓を流れ、市域を南北に縦断し、各支川を集め、狩野川に流入します。市街地には富士山の湧水を源とする桜川、源兵衛川、蓮沼川、御殿川が流れています。そのほか、松毛川、境川、函南観音川などの河川があります。

(4) 湧水・地下水

本市は、昔から「水の都・三島」と呼ばれていました。湧水の源である「三島湧水群」は、富士山麓に降った雨や雪が地下水となり、樂寿園小浜池や白滝公園などから湧き出したもので、源兵衛川、桜川、蓮沼川などを形成しています。1960（昭和35）年頃から工場立地が進み、地下水の使用量増加や、都市化が進展したことにより地下水・湧水が減少しましたが、現在では小浜池は、初夏から年明けの湧水期に地下水の湧出をみることができ、近年は満水になりました。

3 人 口

2023年12月31日における当市の人口は104,688人、世帯数は49,113世帯です。近年、人口は減少傾向、世帯数は増加傾向にあります。



4 産 業

(1) 各産業の概要

- ①農業：箱根西麓の路地野菜や畜産、平地での稲作など、恵まれた気候条件を生かした農業生産が行われています。近年は農家数、耕地面積ともに減少傾向にあります。
- ②工業：市内の工業系事業所の約9割が従業員30人未満の事業所であり、製造品としては一般機械・食料品・金属製品の製造が主となっています。
- ③商業：中心市街地でのガーデンシティみしまの推進や観光交流客の増加に伴う相乗効果により新規に出店する店舗が見られ、空き店舗については、低水準を維持しています。
- ④観光：東海道新幹線を始めとする様々な交通機関、また三嶋大社や街中がせせらぎ事業で整備した自然環境などの観光資産に恵まれていることから、多くの人が観光に訪れています。

(2) 産業大分類別事業所数と従業者数（2021年6月）

産業分類	事業所数	構成比 (%)	従業者数	構成比 (%)
農林漁業	18	0.4	122	0.3
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0.0	0	0.0
建設業	449	9.1	3,159	7.1
製造業	321	6.5	6,887	15.5
電気・ガス・熱供給・水道業	2	0.0	39	0.1
情報通信業	68	1.4	838	1.9
運輸業、郵便業	89	1.8	2,118	4.8
卸売業、小売業	1,052	21.3	7,490	16.8
金融業、保険業	72	1.5	922	2.1
不動産業、物品販貸業	531	10.7	1,279	2.9
学術研究、専門・技術サービス業	250	5.1	1,578	3.5
宿泊業、飲食サービス業	702	14.2	4,696	10.6
生活関連サービス業、娯楽業	434	8.8	1,877	4.2
教育、学習支援業	189	3.8	1,759	4.0
医療、福祉	438	8.9	6,298	14.2
複合サービス事業	16	0.3	509	1.1
サービス業（他に分類されないもの）	312	6.3	4,925	11.1
合計	4,943	100.0	44,496	100.0

※公務を除き、事業内容等不詳を含まない。

(資料：令和3年経済センサス-活動調査)

5 土地利用

(1) 土地利用

2024年1月1日現在の土地利用状況は、次のとおりです。

区分	宅地	田	畠	山林	原野	雑種地	その他	合計
比率(%)	19.2	5.1	11.2	22.4	11.2	5.9	25.0	100

出典となる資料：令和5年度概要調書 第2表（課税課提供）

(2) 都市計画

2024年3月末日現在の都市計画区域内訳は次のとおりです。

区域区分	区分	都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域
	面積(ha)	6,202	1,366.8	4,835.2
比率(%)	100.0	22.0	78.0	

(資料:都市計画課提供)

6 上水道・下水道

(1) 上水道（簡易水道含む）

本市の水道は、伊豆島田浄水場の地下水、県営駿豆水道からの浄水、市営山中新田簡易水道及び佐野見晴台簡易水道の地下水を水源とし配水しています。

2023年度末現在の給水人口は105,408人、普及率は99.9%です。

(2) 下水道

本市では、1964年度に都市下水路事業が検討され、1968年度に新たに公共下水道事業が計画されてからその整備拡充が進められ、1976年11月に一部の地域から供用が開始されました。

2023年度末現在の公共下水道普及状況は、事業計画面積1,666.4haに対し、整備面積は1,364.8haで整備率は81.9%です。普及率は、行政人口105,552人に対し、処理区域内人口は90,065人で85.3%となっています。

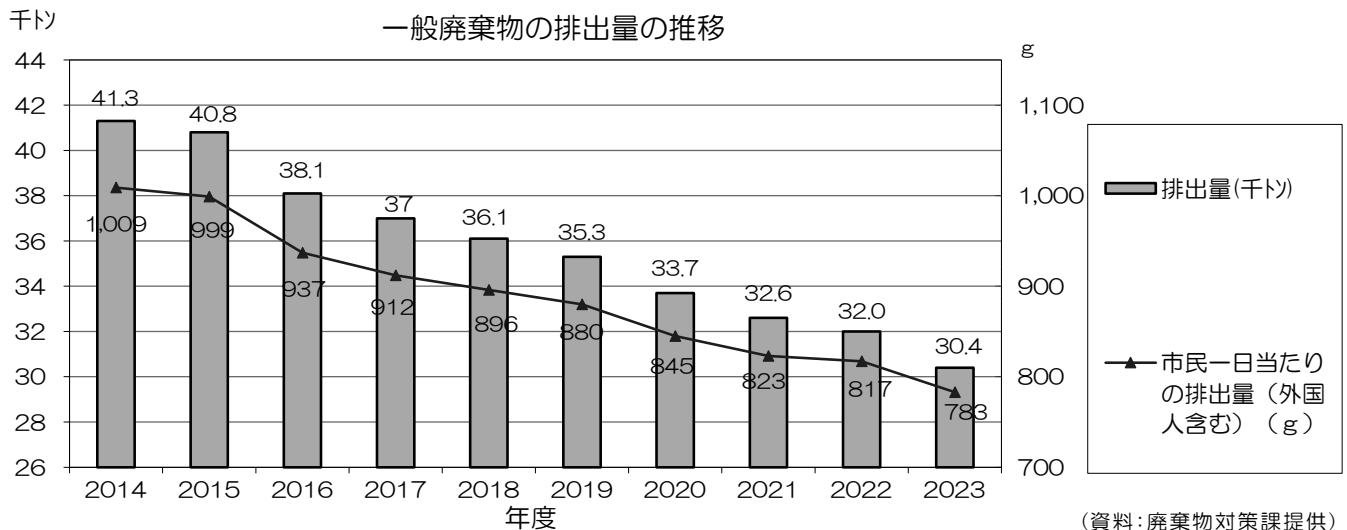
なお、2023年度末現在の汚水処理状況は、次のとおりです。

区分	公共下水道	汲み取り	浄化槽(単独)	集中浄化槽	合併処理浄化槽	計
世帯数(世帯) (処理区域内)	39,789 (39,789)	105 (60)	5,320 (2,378)	1,085 (0)	3,650 (700)	49,949 (42,927)
人口(人) (処理区域内)	83,881 (83,881)	164 (93)	10,485 (4,425)	2,649 (0)	8,373 (1,666)	105,552 (90,065)

(資料:下水道課、生活排水対策室提供)

7 廃棄物

当市の2023年度の一般廃棄物排出量は、30,439t(生活系ごみ22,911t、事業系ごみ7,528t)で、1人1日当たりに直すと783g/人・日となっています。近年は、生ごみ減量をはじめとするごみ減量施策の推進や積極的な市民意識啓発の結果、廃棄物排出量は2006年度をピークに年々減少傾向にあります。



8 交通

(1) 道路

本市の主要幹線道路は、東西を結ぶ国道1号と、伊豆へ通じる国道136号、また東名高速道路・新東名高速道路から伊豆中央道路までを繋ぐ東駿河湾環状道路であり、これにいくつかの主要地方道、県道が接続しています。2020年2月には 笹原新田地区に国道1号 笹原山中バイパスが開通しました。各主要地方道等は市街地を中心として慢性的に渋滞しており、特に観光客が多数訪れる週末には、かなりの渋滞がみられます。

(2) 鉄道

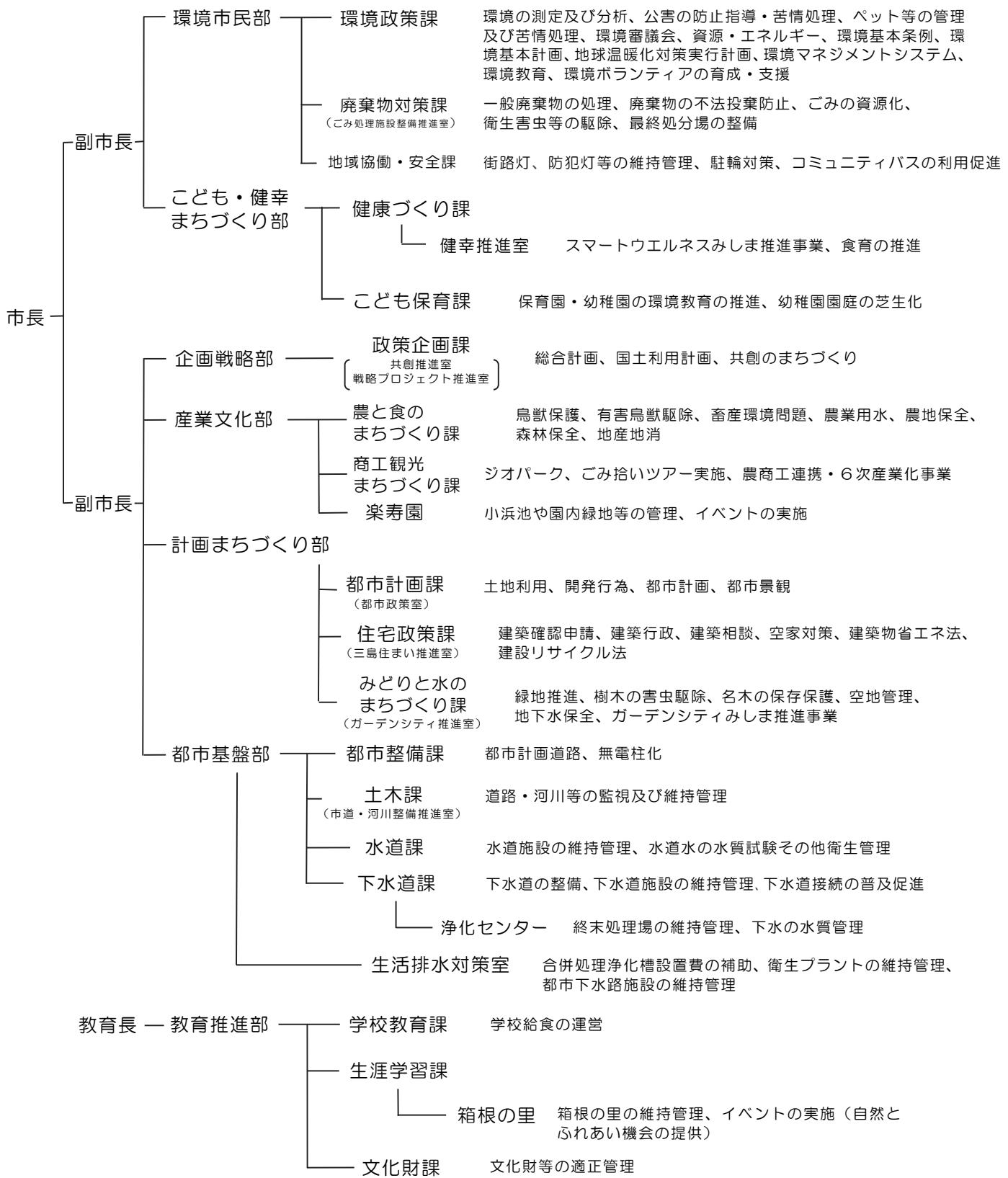
市域には、JR東海道新幹線及び東海道本線が東西に走り、また、三島・修善寺間を結ぶ私鉄伊豆箱根鉄道駿豆線が通じています。

第 2 章

環 境 行 政 の 概 要

1 環境行政の機構

(1) 環境保全等分掌の系統（市組織）※2024年4月1日現在



(2) 環境保全関連組織

①静岡県

静岡県くらし・環境部環境局、静岡県環境衛生科学研究所、静岡県警察、東部健康福祉センター

②三島消防署（富士山南東消防本部）

煙火の許可・指導・取締り、液化石油ガス等の保安指導、危険物品等の調査指導、流出油脂類の除去

③協議会など

三島地区環境保全推進協議会、狩野川水系水質保全協議会、狩野川水系水質汚濁対策連絡協議会、静岡県東部5市4町地下水汚染防止対策協議会、静岡県都市環境保全行政研究会、三島市環境監視モニター

2 公害関係法等による届出状況

市内で公害関係の法律・条例による諸届出及び規制を受ける工場・事業場は次のとおりです。

環境保全関係規制対象工場（事業場）数一覧 2024.3.31現在

区分	工場・事業場	公害防止管理者設置事業者
総 数	1,393	22
種 大気汚染 (ばい煙)	法律	31
	条例	3
	法律	0
	条例	62
種 水質汚濁	法律	193
	条例	3
類 騒音	法律	253
	条例	517
類 振動	法律	133
	条例	64
悪臭	75	0
特定作業	56	0
ダイオキシン	3	0

3 三島市環境基本条例

地球環境問題に象徴されるように、全国的に影響を有するが、その原因は各地方の経済活動や市民生活に起因する環境負荷の積み重ねにあるような環境問題が顕在化してきていることから、各区域の自然的、社会的条件に応じた環境施策の実施が重要であるため、三島市の環境施策の基本理念を明らかにした「三島市環境基本条例」を、2000年11月に制定しました。（基本条例の全文は付録に掲載）

4 第3次三島市環境基本計画

2022年3月に2022年度から2031年度までを計画期間とする第3次三島市環境基本計画を、三島市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）、三島市気候変動適応計画及び三島市生物多様性地域戦略を含めて策定しました。第3次環境基本計画では、「未来につなぐ自然豊かな快適環境のまち三島」を望ましい環境像にかけ、市民・事業者・市などが互いに連携し、「協働・共創」により取組を推進することとしています。

また、三島市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）では、市域から排出される温室効果ガス排出量の中期目標を「2031年度までに2013年度比で46%以上削減」、長期目標を「2050年度までに実質ゼロ」として定め、2022年3月18日に市長より、2050年度までのカーボンニュートラルシティの実現を、市民や事業者とともに目指すことを表明しました。

5 環境マネジメントシステム(EMS)

(1) 概要

三島市では、ISO14001を認証取得後、2000年度から2013年度まで規格を維持し、環境負荷の低減を進めてきました。その間、職員に環境へ配慮する意識が浸透・定着化し、エネルギー使用量等の削減においても大きな効果を挙げることができました。

2014年度からは、ISO14001の考え方を基に構築した、三島市独自の環境マネジメントシステムに移行しました。

(2) 独自EMS移行までの経緯

2000年7月26日:ISO14001 認証取得（小・中学校を除く市の全48施設）

2003年7月26日:更新1回目（小・中学校施設を含む市の全72施設）

2006年7月26日:更新2回目（指定管理施設含む市の全76施設）

2009年7月26日:自己適合宣言

2014年4月1日:独自EMSへ移行

(3) 適用施設

指定管理施設を含む、市のすべての施設

(4) 対象となる管理項目

第3次環境基本計画に基づく管理項目は次のとおりです。

項目	概要
環境基本計画指標項目	第3次三島市環境基本計画の指標
環境基本計画等取組項目	第3次三島市環境基本計画、三島市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）、気候変動適応計画、三島市生物多様性地域戦略に基づく「具体的な取り組み」
環境負荷項目	エネルギーの使用、廃棄物の排出、上水道の使用、事務用紙の使用
業務改善項目	地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）【第5版】に定めた「具体的な取り組み」
法規制等	事務・事業の実施、施設・設備の管理において適用となる環境関連の法令等

第 3 章

環 境 の 現 状

1 大 気

(1) 概要

大気汚染とは、生産活動や自動車、廃棄物の焼却などから大気中に排出される汚染物質により、人の健康や生活環境に悪影響を及ぼす状態をいいます。

本市及びその周辺地域では、1955年頃から大規模工場の誘致が進み、化石燃料を大量に使用したことから、大気汚染の現象が見られるようになりました。1968年に大気汚染防止法が制定され、工場・事業場等の排出ガスに対して規制が行われたため、排出ガス処理装置の設置やボイラー等に用いる燃料の低硫黄化が促進しました。また、自動車排出ガスに対しても規制が行われたため、窒素酸化物や一酸化炭素の排出量が少ない低燃費・低排出ガスの自動車が普及し、さらにハイブリッド自動車・電気自動車といった環境への負荷が少ない自動車の技術革新もあり、大気汚染の改善が進みました。本市では、これまで大気汚染対策として、発生源への指導、工場への立入検査を行うと共に、大気常時測定・監視を行っており、現在ではおおむね環境基準を達成しています。

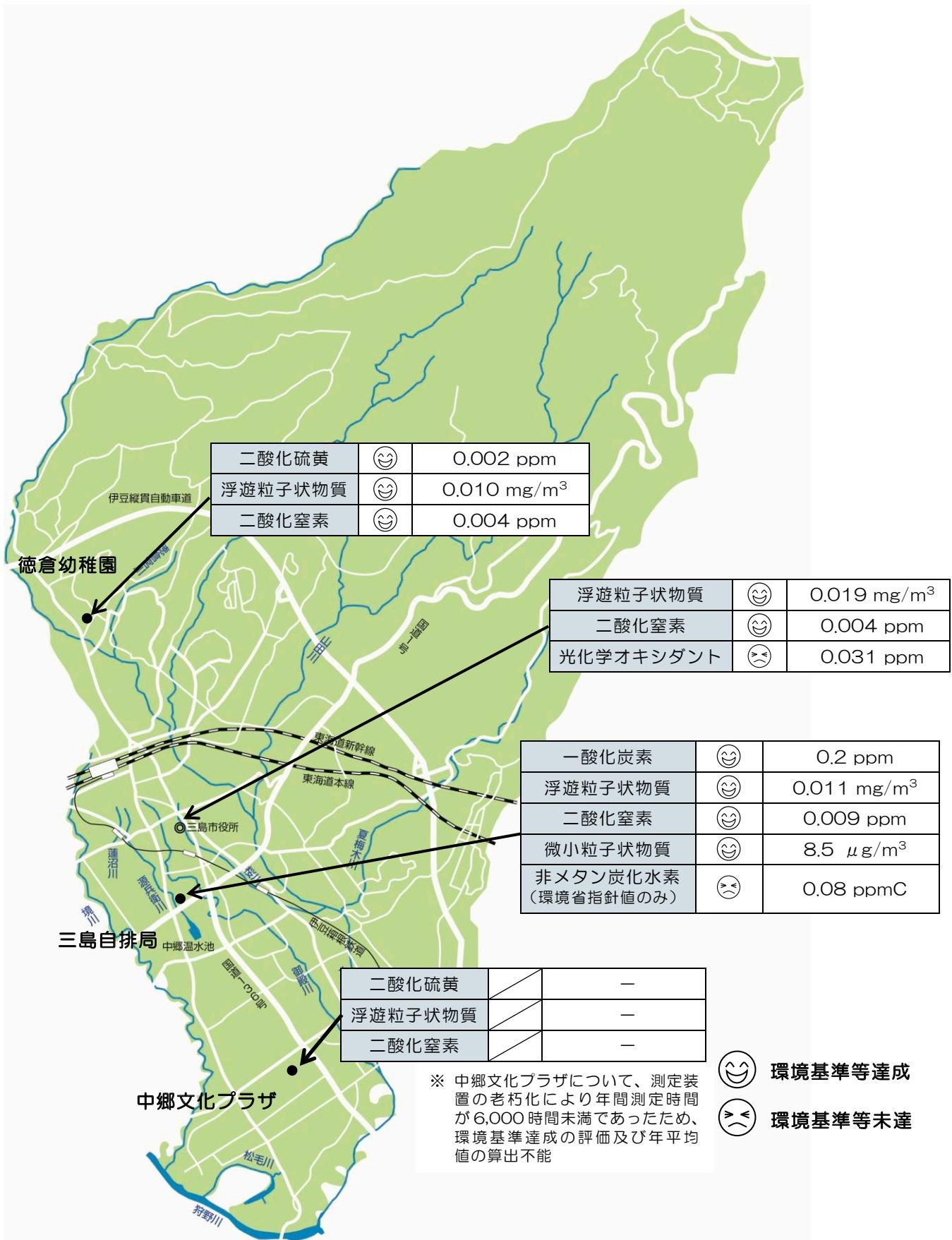
しかし、光化学オキシダントについては、2023年度に環境基準を超えた時間が225時間あり、国・静岡県内でも環境基準の達成率は低い状態が続いています。これまで、国内の光化学オキシダント発生の対策として、主に前駆物質である窒素酸化物、及び非メタン炭化水素を含む揮発性有機化合物の削減のために、工場・事業場等や自動車の排出ガス抑制のほか、給油時の燃料蒸発ガスの抑制などにも取り組んできましたが、より効果的な対策の検討が必要とされています。

非メタン炭化水素については、環境基準は設定されていませんが、光化学オキシダントの発生防止対策としての指針値があり、2023年度は、指針値を超えた日数が1日ありました。

本市では、三島市立徳倉幼稚園と中郷文化プラザの2箇所と、県所有の測定局2箇所で大気常時測定及び監視を行っていましたが、測定装置の老朽化、過去の測定結果から長年環境基準を大きく下回り、大気汚染の原因と考えられる要因もなく、国・県で測定箇所数の指定もないことから総合的に判断し、2023年度末に中郷文化プラザに1箇所の測定局を統合しました。

環境基準	人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として環境基準が定められています。
大気汚染の環境基準評価	大気の環境基準は基本的に1日平均値(または1時間値)について設定されているので、濃度の測定をした場合、1日平均値(または1時間値)と環境基準の値を比較して評価します。この評価方法を「短期的評価」といいます。
【短期的評価】	しかし、環境基準の値を1回(1日または1時間)だけ超えたとしても健康上の影響が直ちに現れるわけではないことから、長期にわたって測定を行った場合には、1日平均値(または1時間値)に代わり、その期間のおおよその濃度を表す演算値(1日平均値との相関が高い98%値(2%除外値))を用いて評価を行います。この評価方法を「長期的評価」・「98%値評価」といい、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、微小粒子状物質の5物質に設定されています。
【長期的評価】	
【98%値評価】	

大気測定状況（年平均値）



大気-環境基準、環境省指針値適合状況（2023年度）

調査項目	主な発生原因	市役所	徳倉幼稚園	中郷文化プラザ	三島自排局
二酸化硫黄	石油など化石燃料の燃焼		😊	/	
一酸化炭素	物の不完全燃焼				😊
浮遊粒子状物質	物の燃焼・破碎、風による土砂の舞い上がり	😊	😊	/	😊
二酸化窒素	物の燃焼	😊	😊	/	😊
光化学オキシダント	窒素酸化物と炭化水素などが紫外線を受け生成	😢			
微小粒子状物質	車の排気ガス・物の燃焼				😊
非メタン炭化水素 (環境省指針値のみ)	物の燃焼				😢

※ 三島自排局：静岡県の自動車排気ガス測定期（南田町広場）■は未測定期所

※ 中郷文化プラザについて、測定装置の老朽化により年間測定時間が 6,000 時間未満であったため、環境基準達成の評価不能



環境基準等達成



 環境基準等未達成

(2) 測定結果

二酸化硫黄 (SO₂)

二酸化硫黄は、石炭、石油など硫黄を含む化石燃料を燃焼させたときに発生し、工場のばい煙、自動車の排出ガスなどに含まれています。濃度が高くなった場合、鼻やのどなど呼吸器の粘膜を刺激し、気管支炎などを起こしたり、動植物に被害を及ぼしたりします。また、酸性雨の原因物質でもあります。

硫黄酸化物による汚染は、経済の高度成長に伴う重油等の燃料消費量の急激な増加により拡大しましたが、規制基準のたび重なる強化、また工場などの低硫黄分の燃料使用、排煙脱硫装置等の防止対策により、大気汚染の状況は著しく改善されました。

今後とも環境基準の維持を図るため、防止対策を継続していくことが必要です。

環境基準	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1 ppm 以下であること
【長期的評価】	年間の測定値の高い方から 2% の範囲内にあるものを除外した 1 日平均が 0.04ppm を超えず、かつ、年間を通じて 1 日平均値が 0.04ppm を越える日が 2 日以上連続しないこと

①環境基準の長期的評価

市内の 1 地点（徳倉幼稚園）で二酸化硫黄を測定した結果、1 日平均値の 2 % 除外値は 0.003ppm であり、環境基準の長期的評価（1 日平均値の 2 % 除外値が 0.04ppm を超えず、かつ、年間を通じた 1 日平均値が 0.04 ppm を超えた日が 2 日以上連続しない）を達成していました。

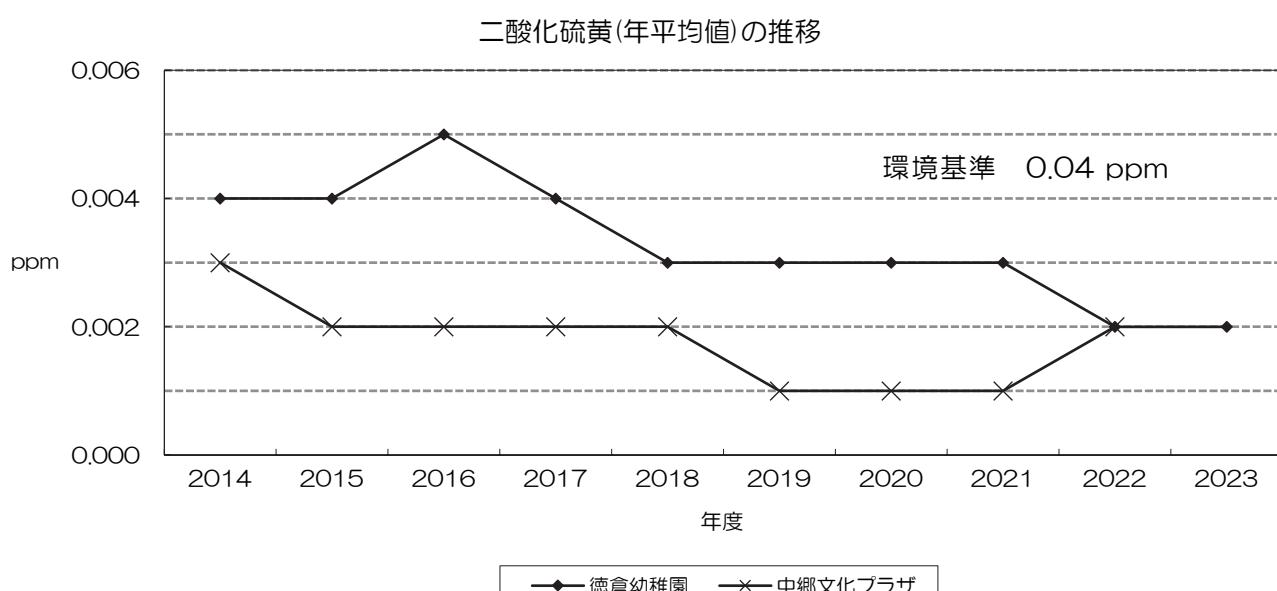
（中郷文化プラザは年間測定時間が 6,000 時間未満であったため、評価不能）

②年平均値の経年変化

年平均値は徳倉幼稚園では、0.002ppm でした。

経年変化を見ると、若干の減少傾向を示しています。

（中郷文化プラザは測定時間が短かったため、年平均値算出不能）



一酸化炭素（CO）

一酸化炭素は、物の不完全燃焼によって発生し、主に自動車の排出ガスに含まれています。

一酸化炭素は無色・無臭の気体で、血液中のヘモグロビンと結合しやすい性質があります。

ヘモグロビンは酸素を運ぶ役割を持つため、一酸化炭素を吸い込むと、酸素不足を引き起こす原因となります。濃度が高くなった場合、頭痛、めまい等の症状があります。

環境基準

【短期的評価】

1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること

【長期的評価】

1 時間値の 1 日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続せず、かつ、1 日平均値の 2%除外値が 10ppm 以下であること

①環境基準の長期的評価

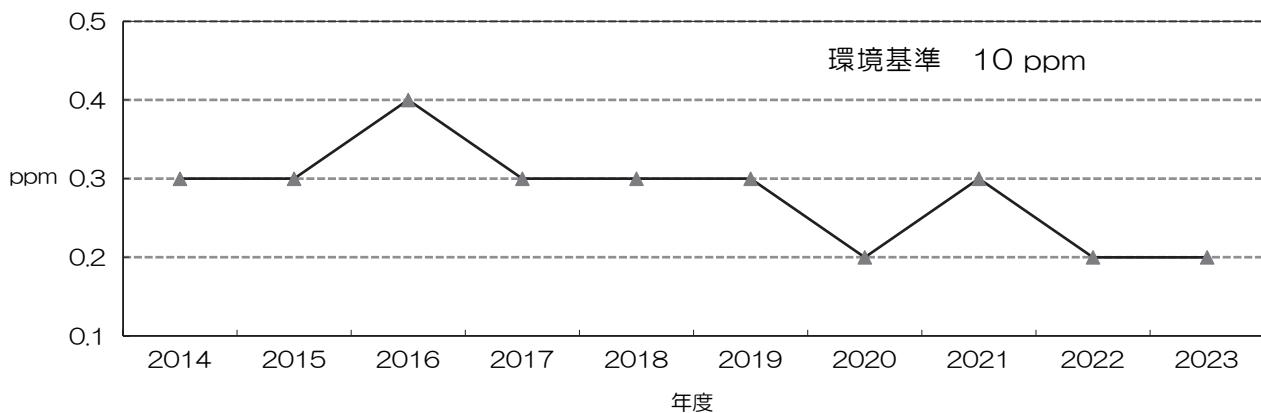
市内の 1 地点（三島自排局）で一酸化炭素を測定した結果、1 時間値の 1 日平均値の最高値は 0.4ppm、1 日平均値の 2%除外値は 0.3ppm であり、環境基準の長期的評価（1 時間値の 1 日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続せず、かつ、1 日平均値の 2%除外値が 10ppm 以下）を達成していました。

②年平均値の経年変化

年平均値は三島自排局で 0.2ppm でした。

経年変化を見ると、ほぼ横ばいの傾向を示しています。

三島自排局での一酸化炭素(年平均値)の推移



浮遊粒子状物質（SPM）

浮遊粒子状物質とは、空気中に含まれる細かい固体の物質（チリやホコリなど）のうち、特に直径が $10\mu\text{m}$ （マイクロメートル：1mmの1000分の1）以下のもののことです。工場や自動車の燃料の燃焼や、物の破碎によって発生しますが、風に巻き上げられた土・砂・海の塩など自然要因による場合もあります。

$10\mu\text{m}$ 以下のものは地上に落下せずに長く空中を浮遊するため、人が吸引しやすく、また吸引した場合に気道や肺胞に達するなどして、呼吸器系への影響が大きいと考えられています。

環境基準 【短期的評価】	1 時間値の 1 日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること
【長期的評価】	1 日平均値の高い方から 2% の範囲内にあるものを除した値が、 $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下に維持されること。ただし、1 日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日が 2 日以上連続しないこと

①環境基準

市内の3地点で浮遊粒子状物質を測定した結果、1日平均値の2%除外値の最高値が $0.035\text{mg}/\text{m}^3$ （三島市役所）であり、3地点すべてで環境基準の長期的評価（1日平均値の2%除外値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下、かつ、1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日が2日以上連続しない）を達成していました。

（中郷文化プラザは年間測定時間が6,000時間未満であったため、評価不能）

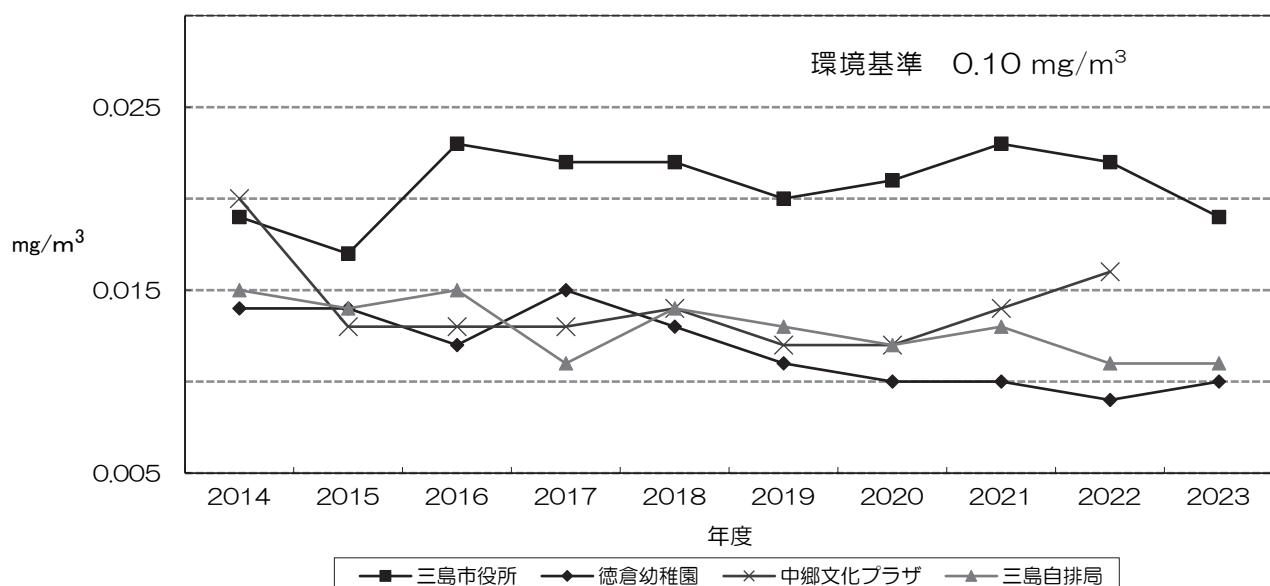
②年平均値の経年変化

年平均値は三島市役所 $0.019\text{mg}/\text{m}^3$ 、徳倉幼稚園 $0.010\text{mg}/\text{m}^3$ 、三島自排局 $0.011\text{mg}/\text{m}^3$ でした。

経年変化を見ると、ほぼ横ばいの傾向を示していますが、近年の中郷文化プラザでの結果は、若干の増加傾向を示しています。

（中郷文化プラザは測定時間が短かったため、年平均値算出不能）

浮遊粒子状物質(年平均値)の推移



二酸化窒素 (NO₂)

物質を燃焼させたときに、物質に含まれる窒素や、空気中の窒素が酸化して、一酸化窒素と、二酸化窒素が生成されます。これらは総称して窒素酸化物 (NO_x) と呼ばれています。主な発生源として工場や自動車が挙げられますが、ストーブ、給湯器など人間の身のまわりにも数多くあり、その防止対策は難しいものがあります。

一酸化窒素よりも二酸化窒素の方が毒性が強いため、環境基準は二酸化窒素に設定されています。二酸化窒素は、水に溶けると硝酸という強い酸性物質となり、物を溶かす性質を持ちます。そのため二酸化窒素を吸い込んだ場合、体内の水分に溶けて気管支や肺胞にダメージを与え、気管支炎や喘息などの原因になったりします。また雨に溶け、酸性雨の原因にもなります。さらに炭化水素とともにオキシダントの要因物質の一つであるため、今後、より一層の防止対策が望まれます。

環境基準	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内または、それ以下であること
【長期的評価】	年間にわたる 1 日平均値のうち、低い方から 98%に相当する値が、0.06ppm 以下に維持されること

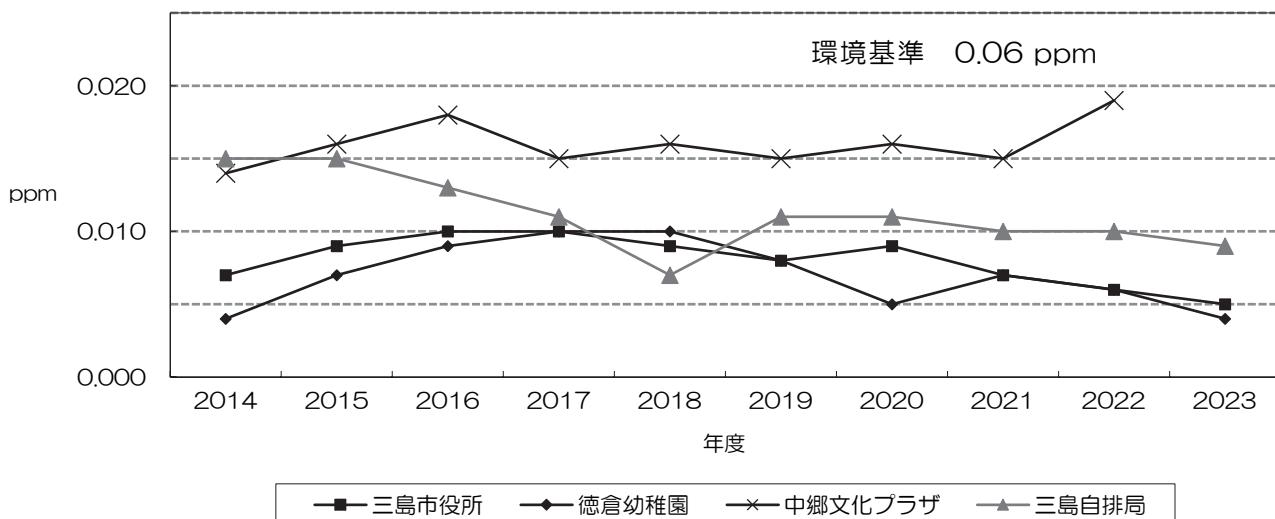
①環境基準の長期的評価

市内の3地点で二酸化窒素を測定した結果、1時間値の1日平均値の98%値の最高値が0.016ppm（三島自排局）であり、3地点すべてで環境基準の長期的評価（1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が、0.06ppm以下に維持）を達成していました。
(中郷文化プラザは、測定装置の老朽化により、未測定)

②年平均値の経年変化

年平均値は三島市役所0.005ppm、徳倉幼稚園0.004ppm、三島自排局0.009ppmでした。経年変化を見ると、ほぼ横ばいの傾向を示しています。

二酸化窒素(年平均値)の推移



光化学オキシダント (O_x)

光化学オキシダントは、工場や自動車の排出ガス中に含まれる窒素酸化物 (NO_x) や炭化水素などが太陽光線（紫外線）を受けて化学反応を起こすことにより、二次的に生成される酸化性物質（オゾンなど）の総称です。光化学オキシダントによって起こる光化学スモッグは、夏季の陽射しが強くて、風が弱く、むし暑い日に高濃度となりやすく、目がチカチカしたり頭痛やめまいを引き起こしたりと人体への影響のほか、植物を枯らしたり、ゴムの劣化現象も引き起します。

また、光化学オキシダント濃度が0.12ppmを継続して超過すると判断される場合、光化学オキシダント注意報（光化学スモッグ注意報）が発令されます。

環境基準 1 時間値が 0.06ppm 以下であること

【短期的評価】 1 時間値が 0.06ppm 以下であること（昼間の 1 時間値のみを評価対象）

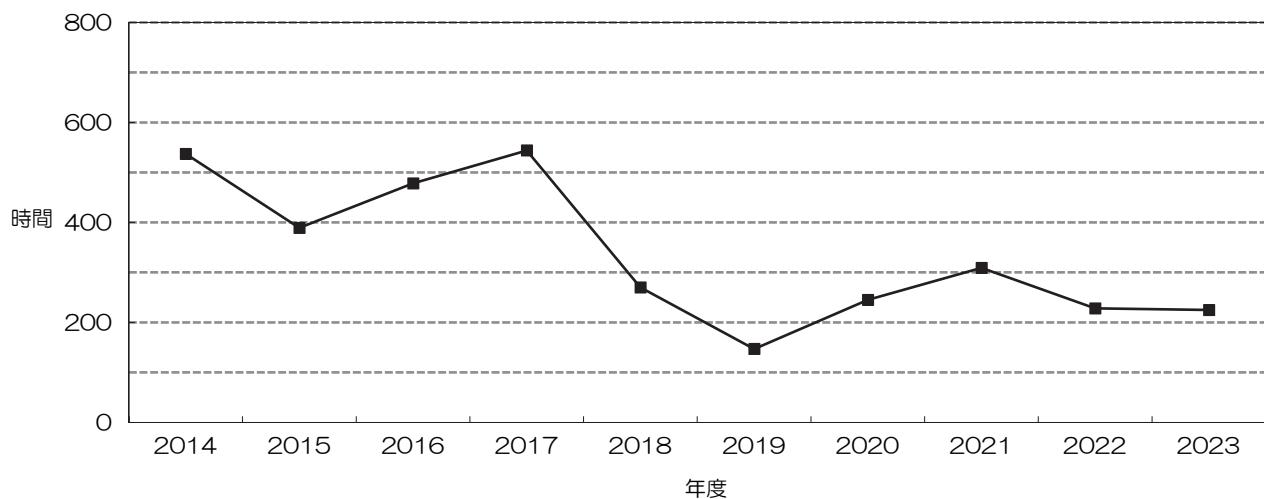
※「昼間」とは、季節によらず、5 時から 20 時までの時間帯

発令区分	発令基準	発令時の措置	2023 年度 発令回数
注意報	光化学オキシダント濃度が 1 時間値で 0.12 ppm 以上になり、かつ、気象条件等から見てその状態が続き、被害が発生すると予想されるとき	・学校や市民への屋外活動自粛呼びかけ ・工場の燃料削減 20% 要請	○
警報	光化学オキシダント濃度が 1 時間値で 0.24 ppm 以上になり、かつ、気象条件等から見てその状態が続くと予想されるとき	・工場の燃料削減 40% 勧告	○
重大緊急警報	光化学オキシダント濃度が 1 時間値で 0.40 ppm 以上になり、かつ、気象条件等から見てその状態が続くと予想されるとき	・工場の燃料削減 40% 命令 ・自動車運行規制	○

①環境基準の短期的評価

市内の1地点（三島市役所）で光化学オキシダントを測定した結果、昼間の1時間値が環境基準（1時間値が0.06ppm以下であること）を超えた時間数が225時間あったため、環境基準を達成することができませんでした。

光化学オキシダントの昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数の推移

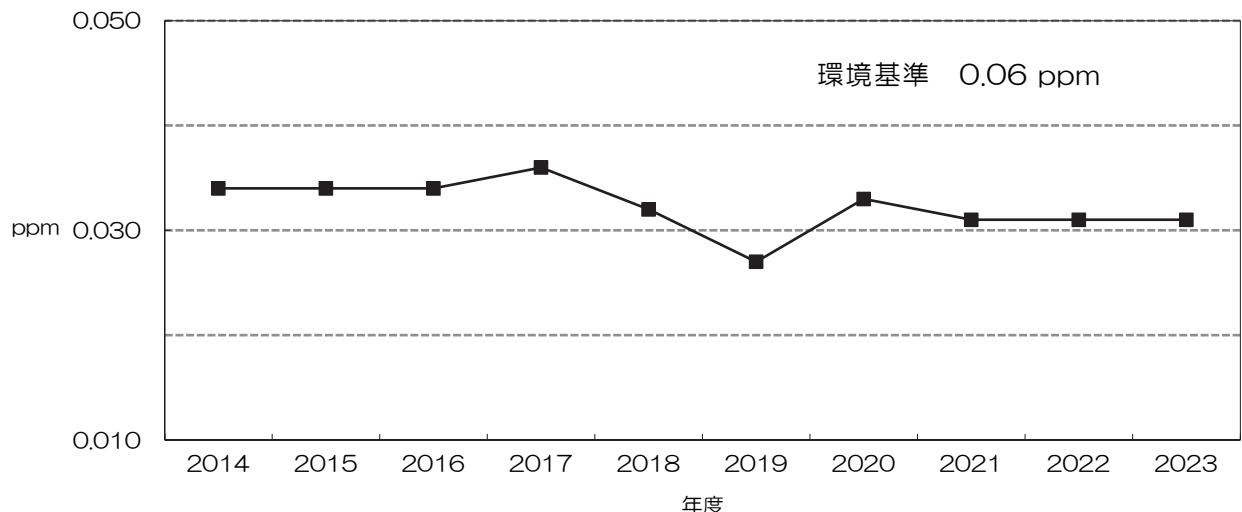


②年平均値の経年変化

年平均値は三島市役所で0.031ppmでした。

経年変化は、ほぼ横ばいの傾向を示しています。

三島市役所での光化学オキシダント(年平均値)の推移



微小粒子状物質（PM2.5）

微小粒子状物質はPM2.5とも言われ、浮遊粒子状物質のなかで粒径 $2.5\text{ }\mu\text{m}$ 以下の小さなもののことを言い、ディーゼル車の排気ガス等が主な排出源とされています。微小粒子状物質は粒径がより小さいことから、肺の奥深くまで入りやすく、健康への影響も大きいと考えられます。

また微小粒子状物質の1時間値が $80\sim85\text{ }\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した場合には、日平均が $70\text{mg}/\text{m}^3$ を超過する可能性のあるものとして注意喚起情報が発表されます。

環境基準	1年平均値が $15\text{ }\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\text{ }\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること
【短期的評価】	であること
【長期的評価】	1年平均値が $15\text{ }\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること

発令区分	発令基準	発令時の措置	2023年度 発令回数
注意喚起 情報発表	<ul style="list-style-type: none"> 午前5時、6時及び7時の1時間値の平均値が2か所以上の測定局において、$85\text{ }\mu\text{g}/\text{m}^3$を超えるとき 午前5時から12時までの1時間値の平均値が、1か所以上の測定局において、$80\text{ }\mu\text{g}/\text{m}^3$を超えるとき 	学校や市民への屋外活動自粛呼びかけ	0

①環境基準の長期的評価

市内の1地点（三島自排局）で微小粒子状物質を測定した結果、1年平均値が $8.5\text{ }\mu\text{g}/\text{m}^3$ であったため、環境基準の長期的評価（1年平均値が $15\text{ }\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下）を達成していました。

②1年平均値の経年変化

経年変化を見ると、若干の減少傾向を示しています。

三島自排局での微小粒子状物質(1年平均値)の推移



非メタン炭化水素（NMHC）

炭化水素は、石油製品を扱っている事業所や自動車など多種多様な発生源から排出されます。特に非メタン炭化水素（メタン以外の炭化水素）は光化学反応性が高く、窒素酸化物と共に光化学スモッグの原因物質とされています。光化学オキシダントの環境基準に対応して、1976年8月に中央公害対策審議会から光化学オキシダント生成防止のための非メタン炭化水素の濃度指針が示されています。

濃度指針	午前6時から9時の3時間平均値が0.20ppmCから0.31ppmCの範囲 ※ppmC=炭素原子数で換算したppm値
------	---

①環境省濃度指針

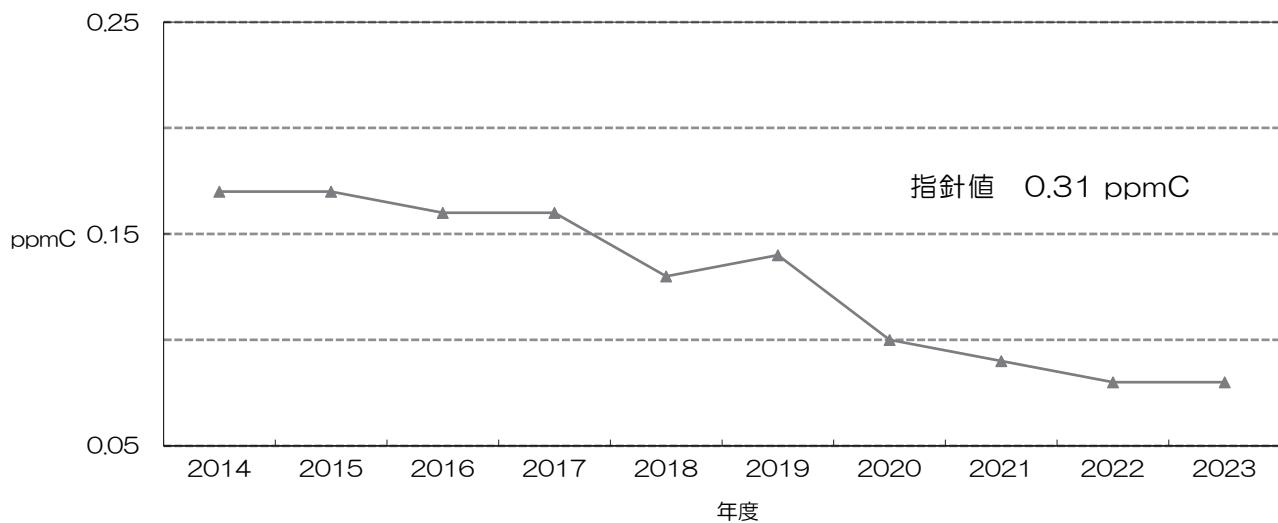
市内の1地点（三島自排局）で非メタン炭化水素を測定した結果、3時間平均値が濃度指針の0.31ppmCを超えた日数が1日あり、環境省指針値を達成することができませんでした。

②3時間平均値の経年変化

3時間平均値の年平均値は三島自排局で0.08ppmCでした。

経年変化を見ると、近年では減少傾向を示しています。

三島自排局での非メタン炭化水素(3時間平均値の年平均値)の推移



2 水質

(1) 概要

水質汚濁とは、工場、事業場等での生産活動、畜産や農業、家庭生活などの排水が、河川等に排出され、自然環境や生活環境が汚染された状態をいいます。

本市及び周辺地域では、1955年頃から大規模工場が地下水を大量に利用し、同時に大量の工場排水を河川に流したため、河川の汚濁が一気に進みました。一方、市民生活も利便性の追及によって、あるいは、人口の急増によって、負荷の大きな生活排水が多量に河川に流れるようになり、河川の汚濁に拍車をかけました。

しかし、1970年に水質汚濁防止法が制定され、その後、工場に対する規制や立入検査など数々の公害防止対策の実施により、水質の改善が見られるようになりました。

また、1976年11月には長伏の終末処理場が供用開始され、本格的に下水道事業がスタートし、家庭雑排水の河川への流入が減少し、水質浄化に貢献しています。2023年3月末現在、下水道の普及率は、85.3%となっています。

河川調査は、本市の主要河川である大場川を測定の要所として、毎月定期的に行っています。

1990年度に大場川が環境基準の類型指定を受け、出逢橋（大場川上流 佐野地区）に環境基準点が設けられ、出逢橋より上流がA類型（BOD 2.0mg/L以下）、下流がD類型（BOD 8.0mg/L以下）に指定されました。その後、工場や事業所、ボランティア団体などの努力により、さらに水質が改善されたため、出逢橋から下流域について、2003年度には、D類型からB類型（BOD 3.0mg/L以下）に改定され、2022年度には、B類型からA類型に改定されました。本年度の静岡県の調査結果では、環境基準点の全2地点で環境基準を達成していました。

このように、水質は少しずつ改善されてきていますが、まだ十分とは言えません。工場などからの排水の改善はもとより、今後の河川の水質浄化は、市民一人ひとりの日常生活における環境保全に対する意識が大切です。

生活排水における負荷割合を発生源別に見ると、台所からの負荷が40%、し尿が30%、風呂が20%、洗濯等が10%となっており、家庭での排水対策は、水質汚濁における負荷の低減につながると期待されています。

BOD (生物化学的 酸素要求量)

水の中にいるバクテリアは、酸素を使いながら水中の汚れ（有機物）を分解します。汚れ（有機物）が多いほどたくさんの酸素を使うので、使った酸素の量を調べれば水の汚れ具合を知ることができます。BODはこの原理を利用して水の汚れを数値化したもので、一定の条件（時間や温度など）のもとでバクテリアによって消費された酸素の量を表しています。BODは河川の汚れの指標として最も広く用いられており、値が大きいほど水が汚れていることを示します。一般的に魚が住むことのできる水質は、BOD 5mg/L（※）以下といわれています。

※L = リットル

BOD 値の目安（水生生物による水質判定）

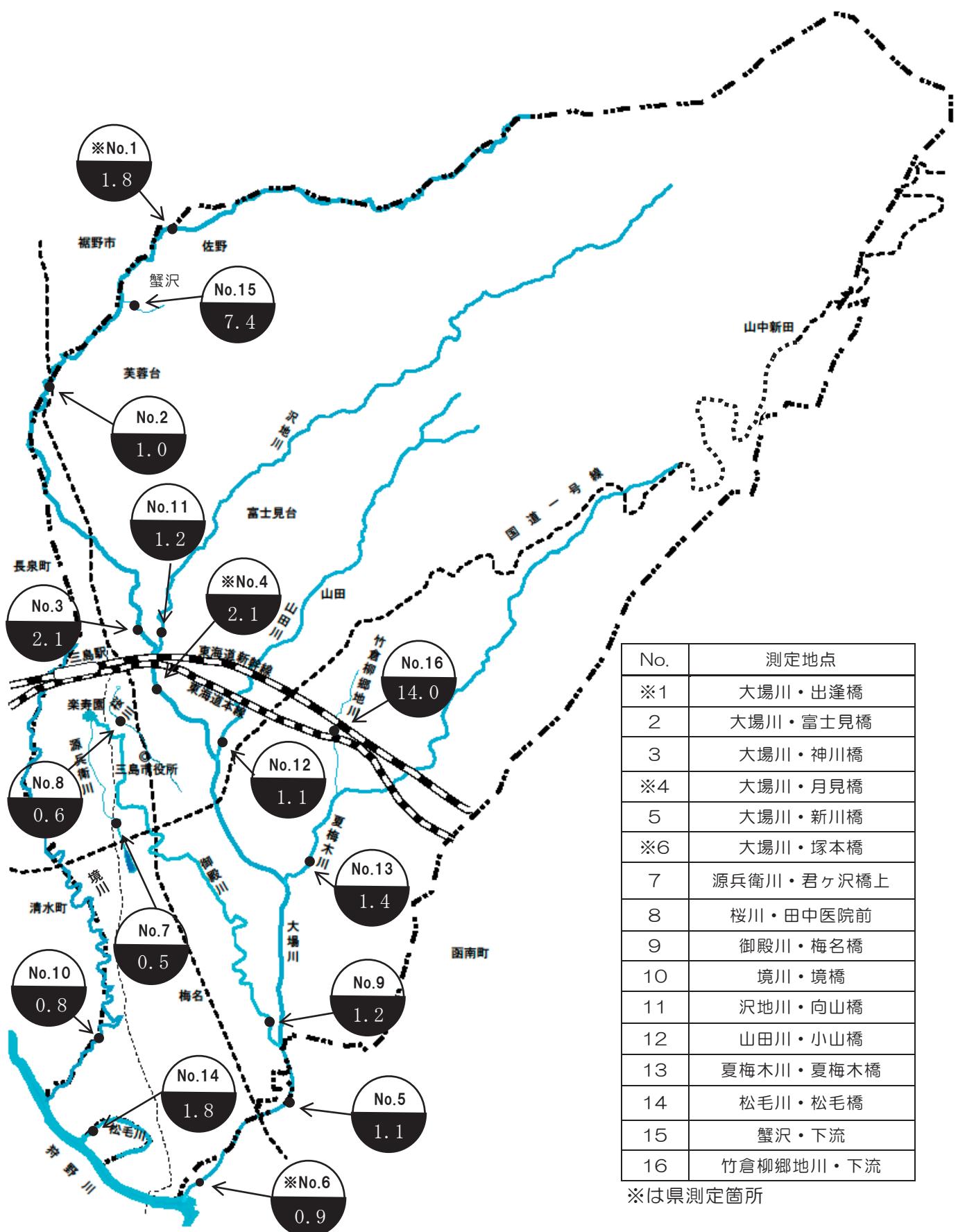
BOD 値	2.5 mg/L 以下	2.5 mg/L より大きく 5.0 mg/L 以下	5.0 mg/L より大きく 10 mg/L 以下	10 mg/L より大きい
水のきれいさ	きれいな水	ややきれいな水	きたない水	とてもきたない水
水生動物	ナミウズムシ カワゲラ類 サワガニ ナガレトビケラ類 ヒラタカゲロウ類 ヘビトンボ	イシマキガイ オオシマトビケラ カワニナ類 ゲンジボタル コオニヤンマ ヒラタドロムシ類	イソコツブムシ類 ニホンドロソコエビ タニシ類 シマイシビル ミズカマキリ ミズムシ	アメリカザリガニ エラミミズ サカマキガイ ユスリカ類 チョウバエ類

源兵衛川の水生生物

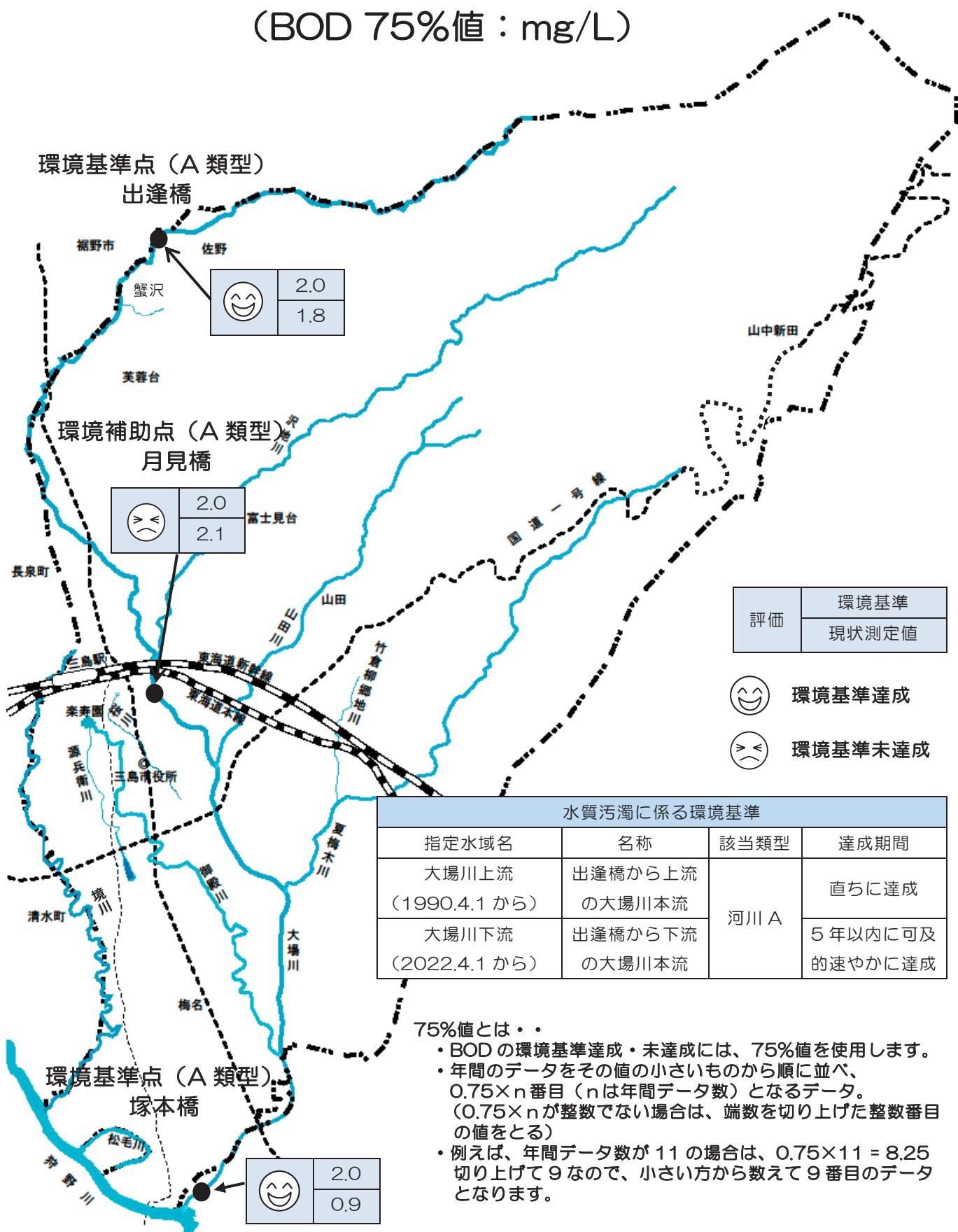
調査日	2020 年 8 月 1 日	2021 年 7 月 31 日	2022 年 7 月 30 日	2023 年 7 月 29 日
天 气	晴	晴	晴	晴
水 温	20.5 °C	16.9 °C	19.0 °C	18.3 °C
川 幅	6.0 m	6.0 m	6.0 m	6.0 m
水質	指標生物			
きれいな水	1.アミカ類			
	2.ナミウズムシ	○	○	○
	3.カワゲラ類	○	○	●
	4.サワガニ			○
	5.ナガレトビケラ類	○		○
	6.ヒラタカゲロウ類		○	○
	7.ブユ類			○
	8.ヘビトンボ			
	9.ヤマトビケラ類	○		○
	10.ヨコエビ類	○	○	●
ややきれいな水	1.イシマキガイ			
	2.オオシマトビケラ			
	3.カワニナ類	●	●	●
	4.ゲンジボタル			
	5.コオニヤンマ	○	○	○
	6.コガタシマトビケラ類			
	7.スジエビ			
	8.ヒラタドロムシ類			
	9.ヤマトシジミ			
きたない水	1.イソコツブムシ類			
	2.タイコウチ			
	3.タニシ類			
	4.ニホンドロソコエビ			
	5.シマイシビル	○	○	○
	6.ミズカマキリ			○
	7.ミズムシ			
とてもきたない水	1.アメリカザリガニ	●	●	○
	2.エラミミズ	○		
	3.サカマキガイ			○
	4.ユスリカ類			
	5.チョウバエ類			
その地点の水質階級	I	I	I	I

※ ○・●は、調査した川で見つかった生物です。その中で●は、特に多かった生物を示しています。

河川水質結果(BOD75%値:mg/L)



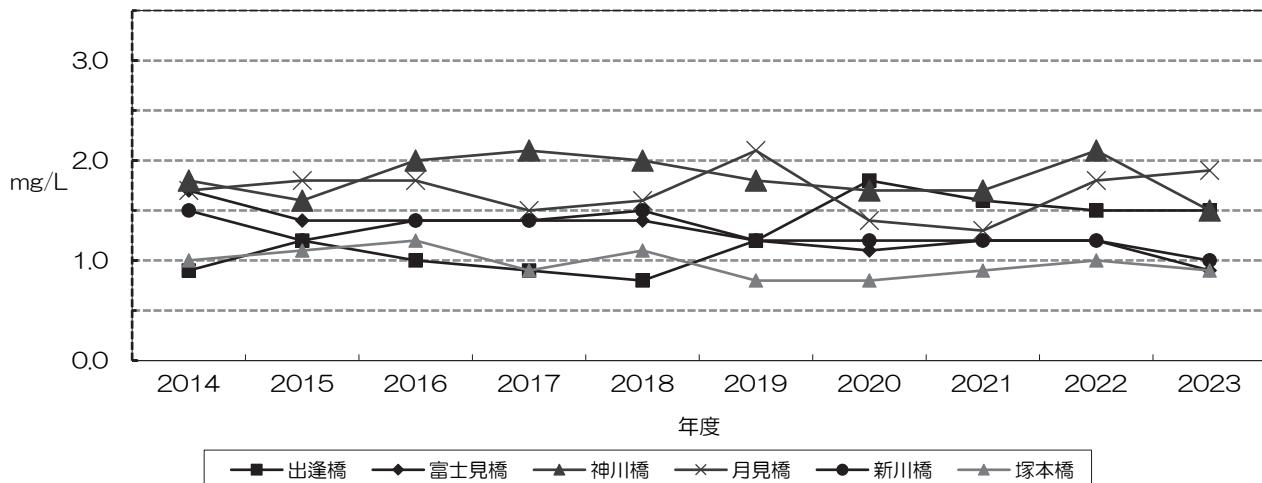
環境基準点等における水質測定結果 (BOD 75%値 : mg/L)



(2) 測定結果

①大場川

大場川のBOD(年平均値)の推移



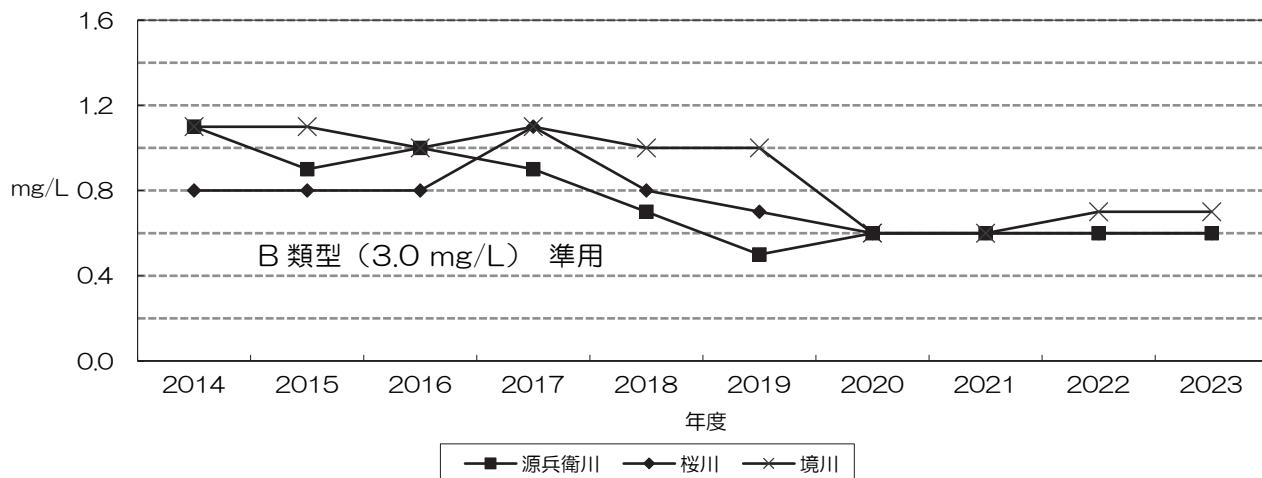
大場川は、箱根西麓を水源として市内を南北に縦断する延長約18kmの一級河川であり、本流となる上流部から狩野川との合流点まで、環境基準のA類型(BOD75%値 2.0mg/L以下)に指定されています。

BODの75%値は、大場川上流環境基準点の出逢橋で1.8mg/L、環境補助点(A類型)の月見橋で2.1 mg/L、大場川下流環境基準点の塚本橋で0.9mg/Lという結果であり、月見橋で環境基準を達成できませんでした。

また、BODの年平均値は、上流(出逢橋)で1.5mg/L、中流(富士見橋、神川橋、月見橋)で0.9~1.9mg/L、下流(新川橋、塚本橋)で0.9~1.0mg/Lであり、経年変化を見ると、横ばい傾向にあります。

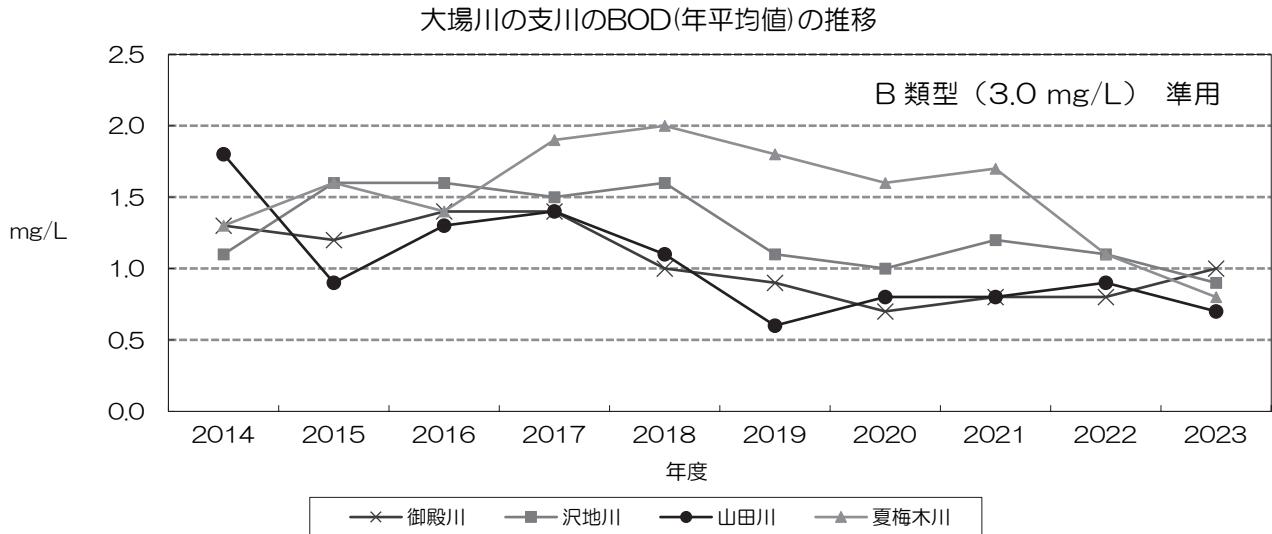
②湧水等を水源とする河川(源兵衛川、桜川、境川)

湧水等を水源とする河川のBOD(年平均値)の推移



源兵衛川、桜川は、市街地を南下する湧水の河川であり、境川は、清住緑地や蓮沼川から湧水が流れ込む河川です。桜川や源兵衛川は、冬場の湧水の減少に伴って水量が減少しますが、2023年度は冬場も湧水が涸れず、1年中水が見られました。各河川の下流1地点において、源兵衛川と桜川は毎月、境川は隔月で水質を測定した結果、BODの年平均値は、源兵衛川で0.6mg/L、桜川で0.6mg/L、境川で0.7mg/Lであり、経年変化を見ると、横ばい傾向にあります。

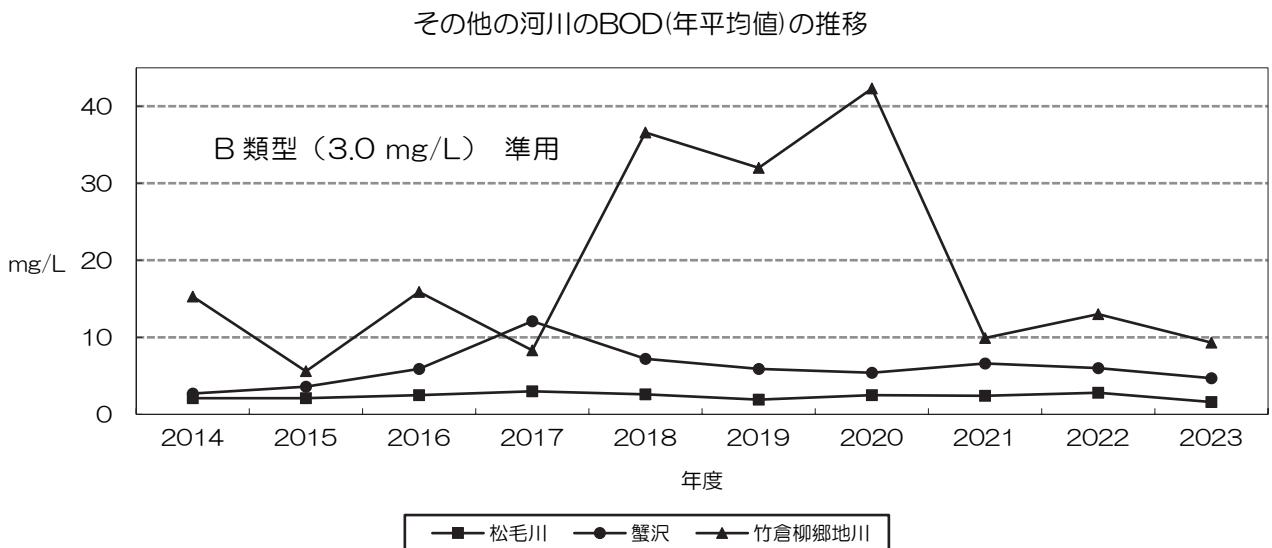
③大場川の支川（御殿川、沢地川、山田川、夏梅木川）



大場川の主な支川は、御殿川、沢地川、山田川、夏梅木川です。

各河川の下流1地点において、隔月（御殿川は毎月）で水質を測定した結果、BODの年平均値は、御殿川で1.0mg/L、沢地川で0.9mg/L、山田川で0.7mg/L、夏梅木川で0.8mg/L、であり、経年変化をみると、ほぼ横ばいの状況にあります。

④その他の河川（松毛川、蟹沢、竹倉柳郷地川）



松毛川は、本市南部の工業地域を流れる河川です。その下流1地点において隔月で水質を測定した結果、BODの年平均値は1.6mg/Lであり、水質はほぼ横ばいで推移しています。

蟹沢、竹倉柳郷地川は、畜産排水が流入する河川です。各河川の下流1地点において蟹沢は隔月、竹倉柳郷地川は毎月、水質を測定した結果、BODの年平均値は、蟹沢で4.7mg/L、竹倉柳郷地川で9.3mg/Lでした。近年のBODについて、蟹沢は横ばい傾向にありますが、竹倉柳郷地川では大きく増加した年が見られます。BODは排水の水質状況に大きく左右されるので、引き続き、畜産施設の指導と監視を続けていきます。

3 溢水・地下水

(1) 地下水の現状

地下水は、水質が良好であること、年間を通じて水温の変化がなく、取水が容易であることなど、その特徴ゆえに古くから広く地域の人々に利用されてきました。現在では、水道水のみならず、工業用、農業用、水産養殖用等、地域の生活や産業活動にとって必要不可欠なものとして、極めて多くの分野で利用されています。近年では、地球温暖化に伴う気候変動、開発行為等の社会経済活動等様々な要因が水循環に変化を生じさせ、柿田川や楽寿園の小浜池の湧水減少をはじめ、井戸枯れ、地盤沈下、塩水化といった障害が生じています。

わが国には地下水に関する制度として、2014年7月1日から、「水循環基本法」が施行となりました。この法律は、水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、健全な水循環の維持と回復を目的とするもので、地下水を含む水が国民共有の財産であり、公共性の高いものであると法的に位置付けられました。

地下水は、水循環のしくみからみて、降雨及び河川水と相互に滋養し合う関係があり、水利用の面からみても相補う関係にあります。今後、水循環のしくみを十分に認識した上で地下水の総合的な管理体制を確立していくことが、当地域の地下水の減少をはじめとする諸問題を解消していくうえで、大きな課題となっています。

(2) 地下水位の状況

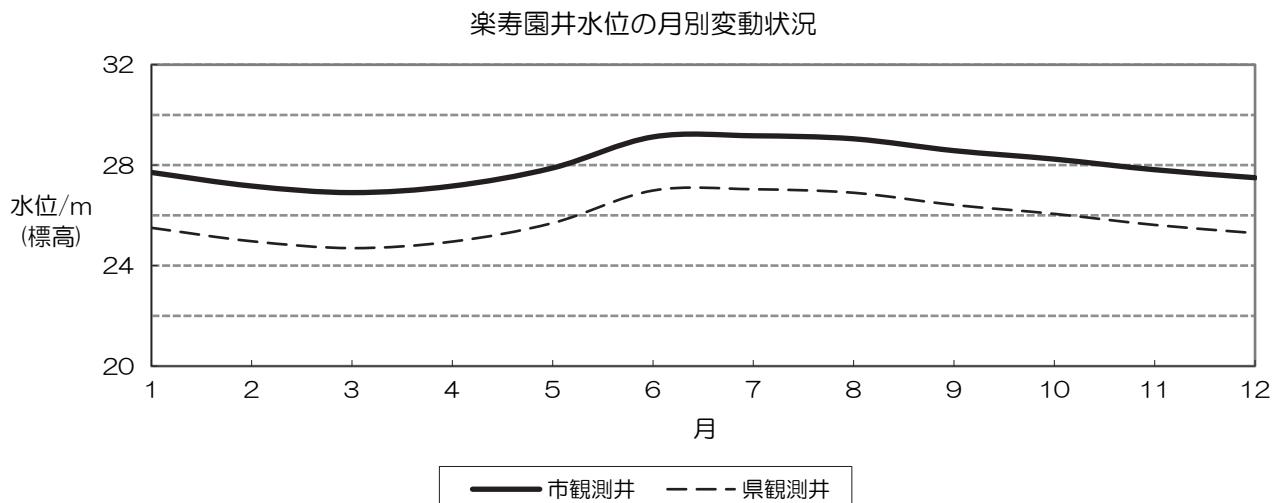
黄瀬川水系にある、当市の地下水観測所（楽寿園、伊豆島田）で観察した地下水位の変動状況は次のとおりです。

①楽寿園井

楽寿園には、1970年から市がその水位を観測している井戸（以降、市観測井と呼ぶ。）と、1988年度黄瀬川流域地下水観測施設整備事業により県が自動水位計を設置して1989年4月から県が観測している井戸（以降、県観測井と呼ぶ。）の2つの井戸（以降、2つあわせて楽寿園井と呼ぶ。）があります。この2つの井戸の地下水位変動状況は以下のとおりです。

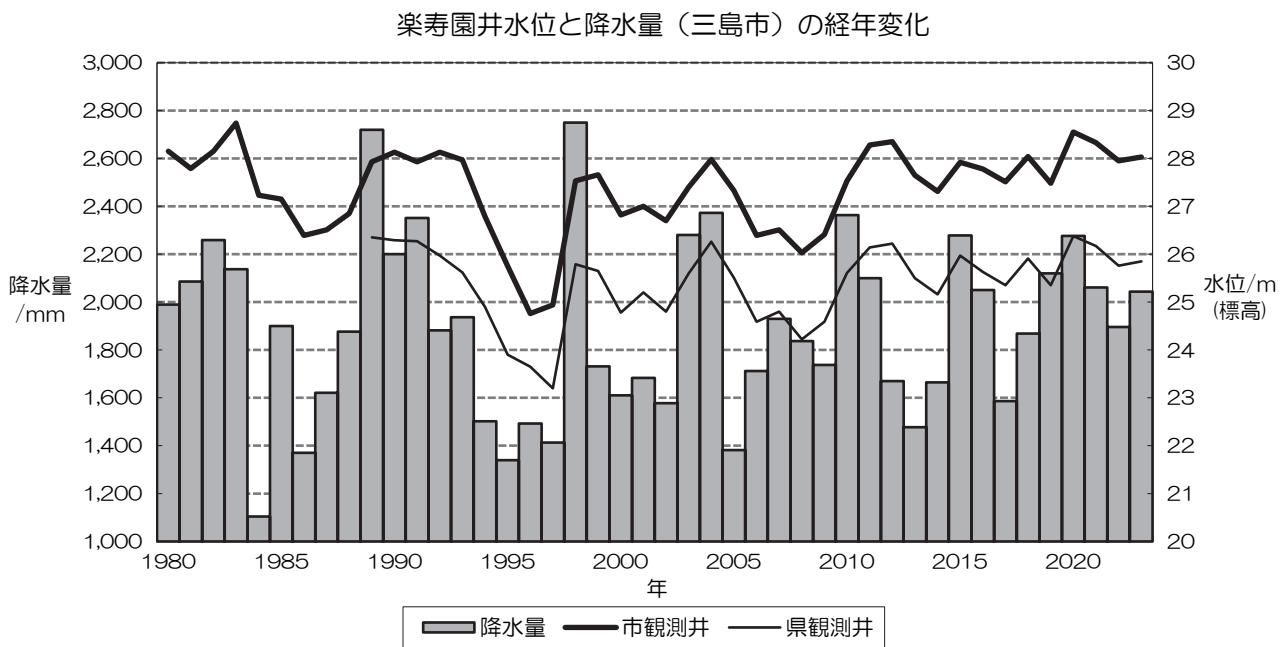
<水位変動状況>

2023年の月別平均水位は、市観測井、県観測井はともに7月が最も高く、3月が最も低い季節変動を示し、最高値はそれぞれ29.29m、27.19m、最低値は26.83m、24.60mを記録し、また年平均値は28.03m、25.85mとなりました。



<水位の経年変化>

楽寿園井の水位と三島市の降水量についての経年変化は下図のとおりです。



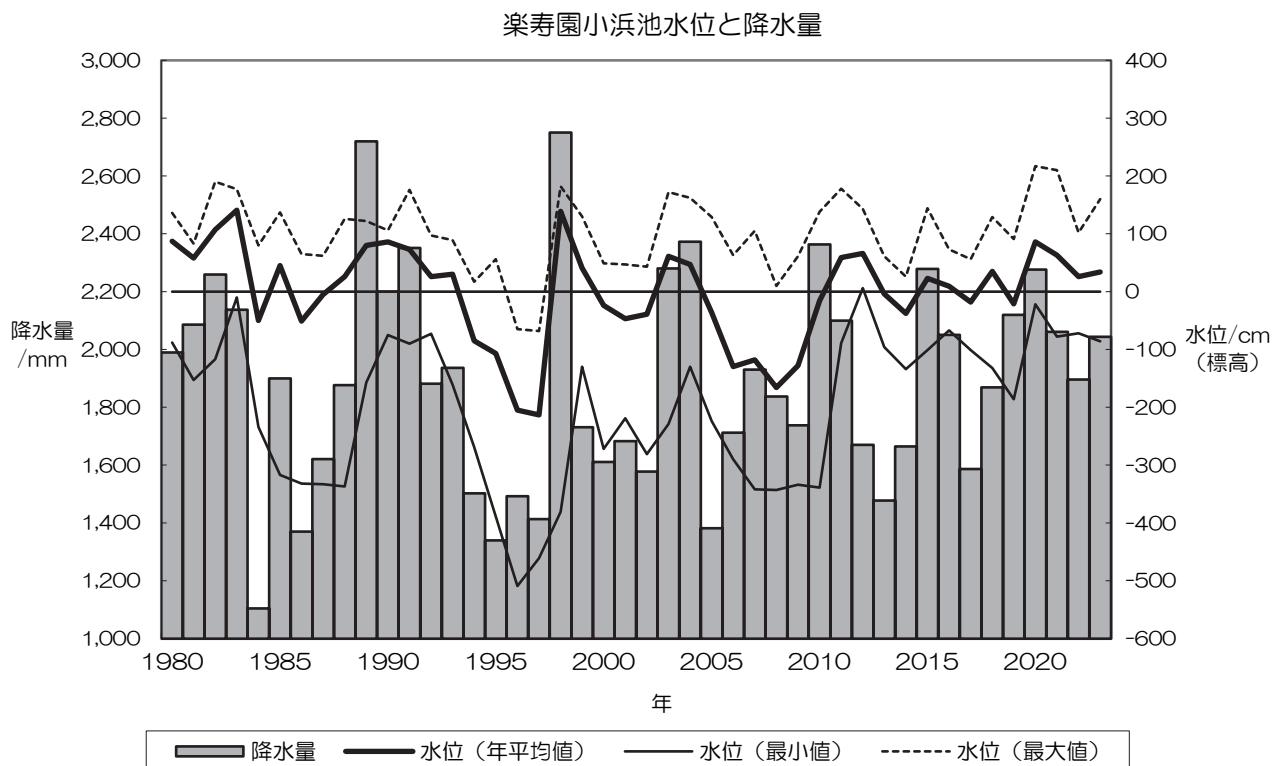
○三島市の降水量が増加（減少）すると、多くの場合、楽寿園井の水位は上昇（低下）します。

ただし、水位は当年の三島市の降水量だけではなく、過去の降水量や黄瀬川上流地域、箱根西麓、富士山等の降水量にも依存すると考えられます。

○2023年の年平均水位は、前年に比べ、市観測井は0.08m上昇、県観測井は0.09m上昇しました。

<補足：小浜池の水位の経年変化>

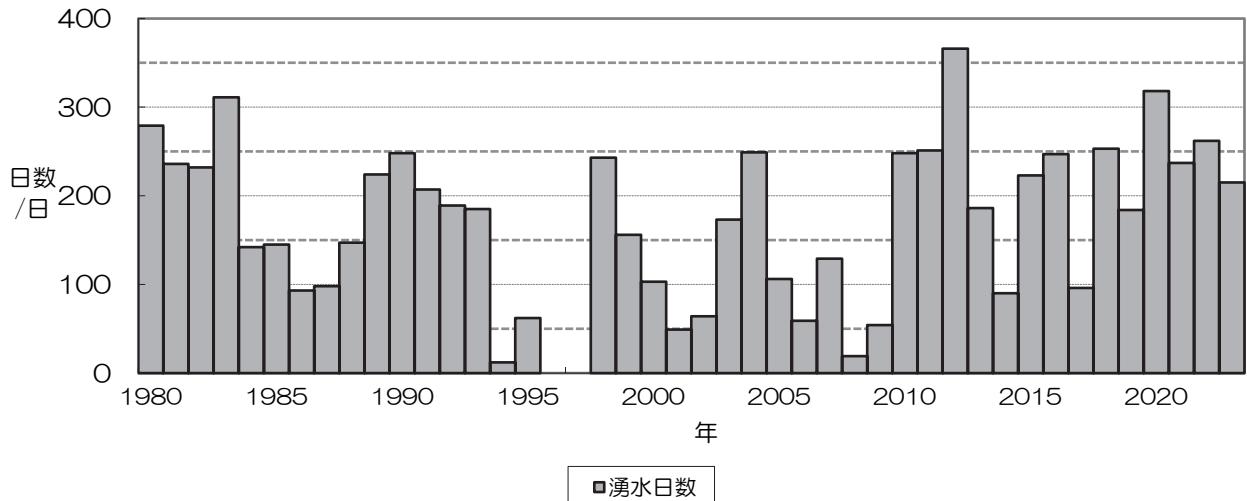
2023年の小浜池水位は、前年に比べ、年平均で8cm上昇しました。



<補足：小浜池の湧水日数>

2023年の小浜池の湧水日（池に少しでも水が見える日）は、昨年より46日減少し、216日となりました。1996、1997年には湧水が確認できませんでしたが、近年は湧水日数が多い年が続いています。

小浜池湧水日数の経年変化

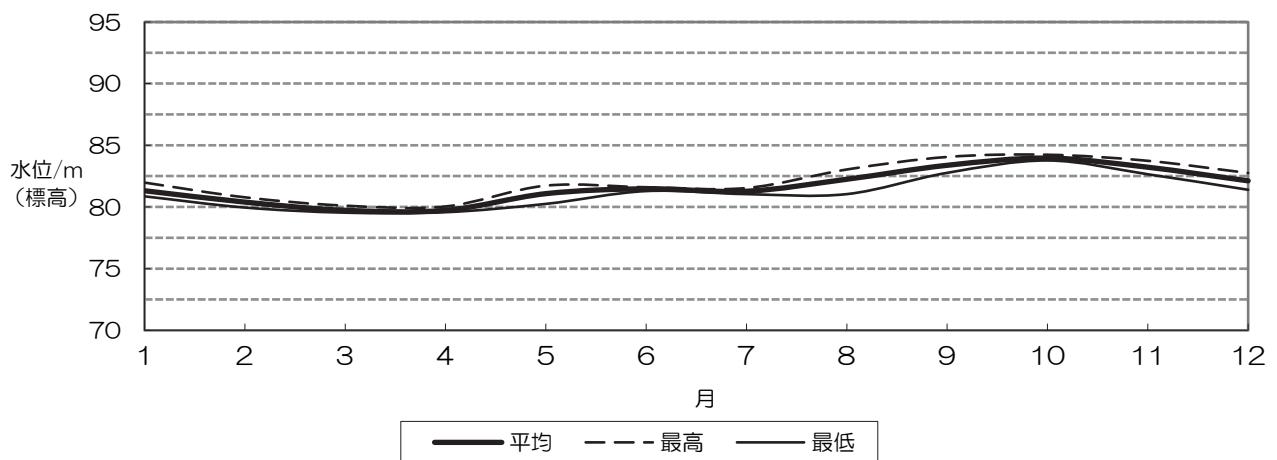


②三島水源井（伊豆島田）

<水位変動状況>

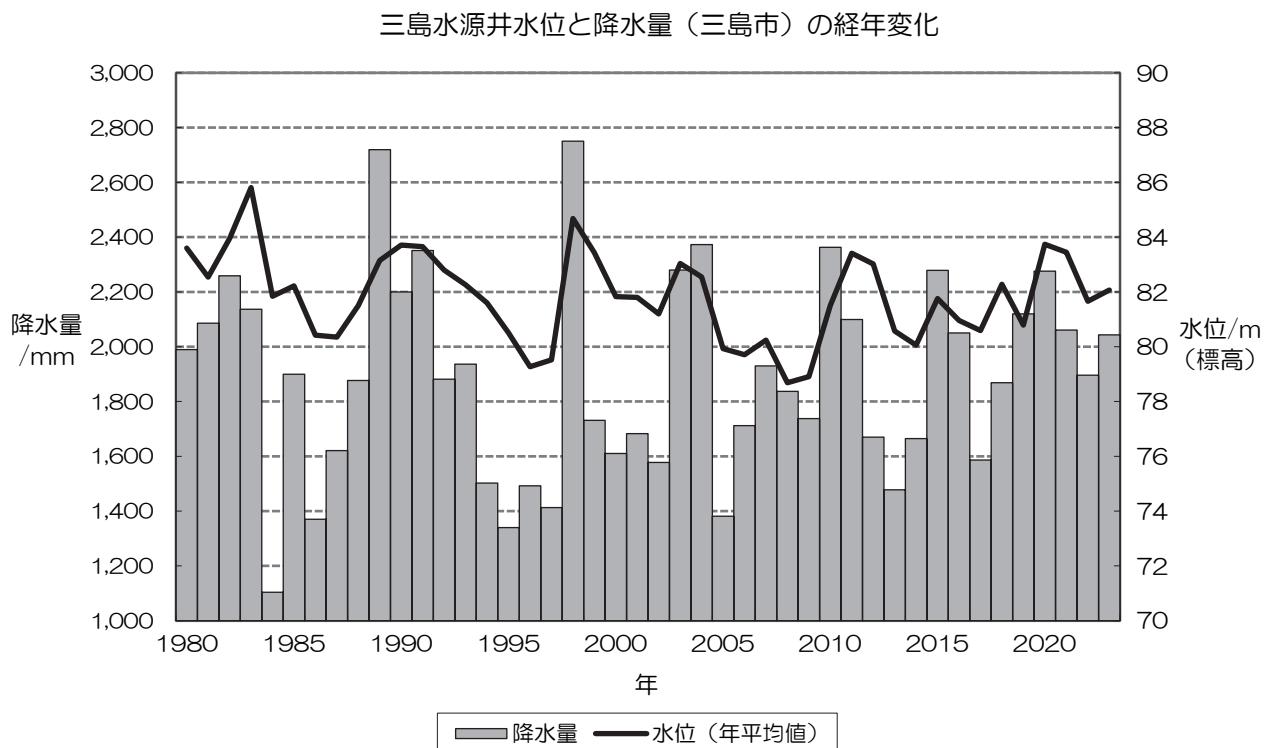
2023年の三島水源井の地下水位は、楽寿園井と同様の季節変動を示し、最高値は7月で86.56m、最低値は3月で79.18mであり、また年平均値は82.07mとなりました。

三島水源井水位の月別変動状況



<水位の経年変化>

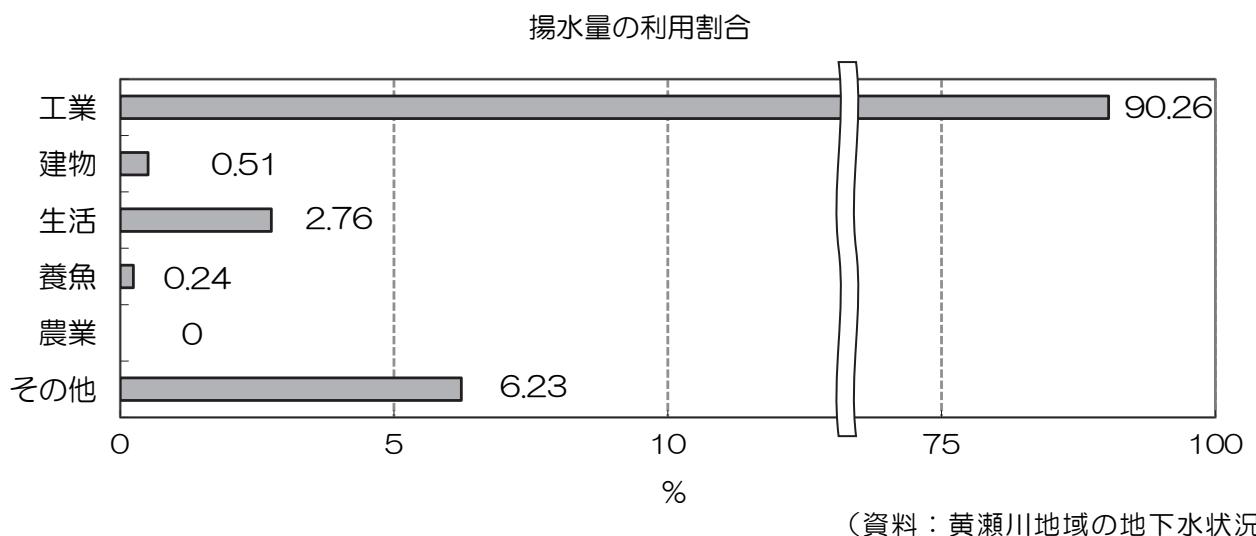
三島水源井の水位と三島市の降水量についての経年変化は下図のとおりです。



- 楽寿園井と同様に、三島市の降水量が増加（減少）すると、多くの場合、三島水源井の水位は上昇（低下）します。しかし、その地下水位は当年の三島市の降水量だけではなく、過去の降水量や黄瀬川上流地域、箱根西麓、富士山等の降水量にも依存すると考えられます。
- 2023年の年平均水位は、前年に比べ、0.41m上昇しました。

(3) 地下水の利用状況

黄瀬川流域（三島市、沼津市、清水町）における水利用は、井戸を設置し地下水を汲み上げるなど、地下水への依存度が高く、その内訳は2023年において、工業用水が全体の約90%を占めています。



<生活用水>

三島市の生活用水は、地下水や湧水に依存しています。2023年度の1日1人当たり水道使用量（平均配水量）は375Lであり、さらに市民の節水意識を高める施策を推進していきます。



(4) 地下水障害対策

地盤沈下や塩水化、水位の異常低下等の地下水障害を未然に防止または除去するため、次のような施策を講じています。

①自主規制の状況

黄瀬川地域（三島市・沼津市・清水町）では、1974年5月に黄瀬川地域地下水利用対策協議会を組織し、地下水採取者と2市1町が一体となり、地下水採取の監視、水使用合理化、地下水位や湧水量の観測など、地下水保全に関する施策を自主的に行ってています。

②法律の状況

地下水に関する法律としては「工業用水法」「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」がありますが、静岡県は指定地域となっていないことから、法律による規制はありません。

このほか県において「静岡県地下水の採取に関する条例」が定められていますが、黄瀬川地域は対象区域に含まれていません。

この様な状況の中、水源確保を目的とした大規模な土地買収の動きがあり、国においては、その対応策として健全な水循環の維持と回復を図ることを目的に「水循環基本法」が成立しました。この法律は水循環施策について、地下水を含む水が「国民共有の貴重な財産」であると基本理念を定めました。そしてこの基本理念に基づき、2015年7月10日に、最初の水循環基本計画が閣議決定されました。その後、2020年6月16日に新たな水循環基本計画が閣議決定されています。

また、静岡県で2022年7月1日から、健全な水循環の保全と県民生活の安定向上を目的に「静岡県水循環保全条例」が施行されました。この条例は、健全な水循環の保全は将来にわたり持続的に行われなければならないことを基本理念に定めています。

③地下水の涵養・保全対策

三島市では、住宅地域での地下水対策として、屋根に降った雨水を効率よく大地に浸透させる雨水浸透施設（雨水浸透マス）や貯留して水資源として活用する雨水貯留施設の普及を図るため、本施設の設置者に対し補助金を交付しています。また、節水に向け、水の日・水の週間において、啓発活動を実施する等、節水型社会への意識形成に努めています。

森林の適切な経営管理が行われないと、災害防止や地球温暖化防止など森林の公益的機能の維持増進にも支障が生じることとなります。加えて、所有者不明や境界不明確等の課題もあり、森林の管理に非常に多くの労力が必要になるといった事態も発生しています。

森林経営管理制度は、適切な経営管理が行われていない森林を、林業経営者に集積・集約化するとともに、林業経営に適さない森林については、市が管理を行うことで、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図ることとしています。

④広域的な取り組み

黄瀬川水系の地下水適正利用を推進するため、静岡県が地下水利用適正化および評価についての調査を1984年度に実施し、黄瀬川流域における地下水適正化利用の実現のために取水方式の提案など必要な施策を進めてきました。

また、水資源確保、地下水かん養に関する施策について検討することを目的に、国土交通省、県、関係4市3町により「黄瀬川・大場川流域水循環保全対策協議会」が組織されました。

しかし、上流地域と下流地域における地下水の利用に関する方針の違いから、具体的な施策が検討されることなく、自然消滅となりました。

その後、県水利用課を中心となり、県東部2市1町（沼津市、三島市、清水町）で、黄瀬川流域における地下水保全対策や地下水の適正利用についての啓発活動等を実施しています。

⑤今後の対応

三島湧水群復活に向けて、水循環の健全化を視野に入れた地下水保全の取り組みとして、都市地域では雨水の有効利用者への補助等をすることにより、地下水の大切さを市民へと広く呼びかけていきます。

さらに、黄瀬川流域にまたがる広域的な取り組みとして、国・県及び流域の各市町と連携して、将来における水資源の保全と地下水かん養を図るための施策の策定・実施を検討していきます。

(5) 地下水水質測定

環境省は、28項目の化学物質について、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として地下水の水質基準を定めています。これが地下水の水質汚濁に係る環境基準です。

本市では、地下水を水道水として利用していますが、1988年に、水道水として利用している柿田川湧水から微量の有機塩素系溶剤が検出されたことを受けて、同年から地下水の水質測定を継続して実施しており、環境基準の達成状況の把握と地下水汚染の監視に役立てています。

また、柿田川湧水の水質保全を目的として1989年に設立された、県東部5市4町地下水汚染防止対策協議会（5市4町協議会）のメンバーとして、広域的な地下水の監視を行っています。

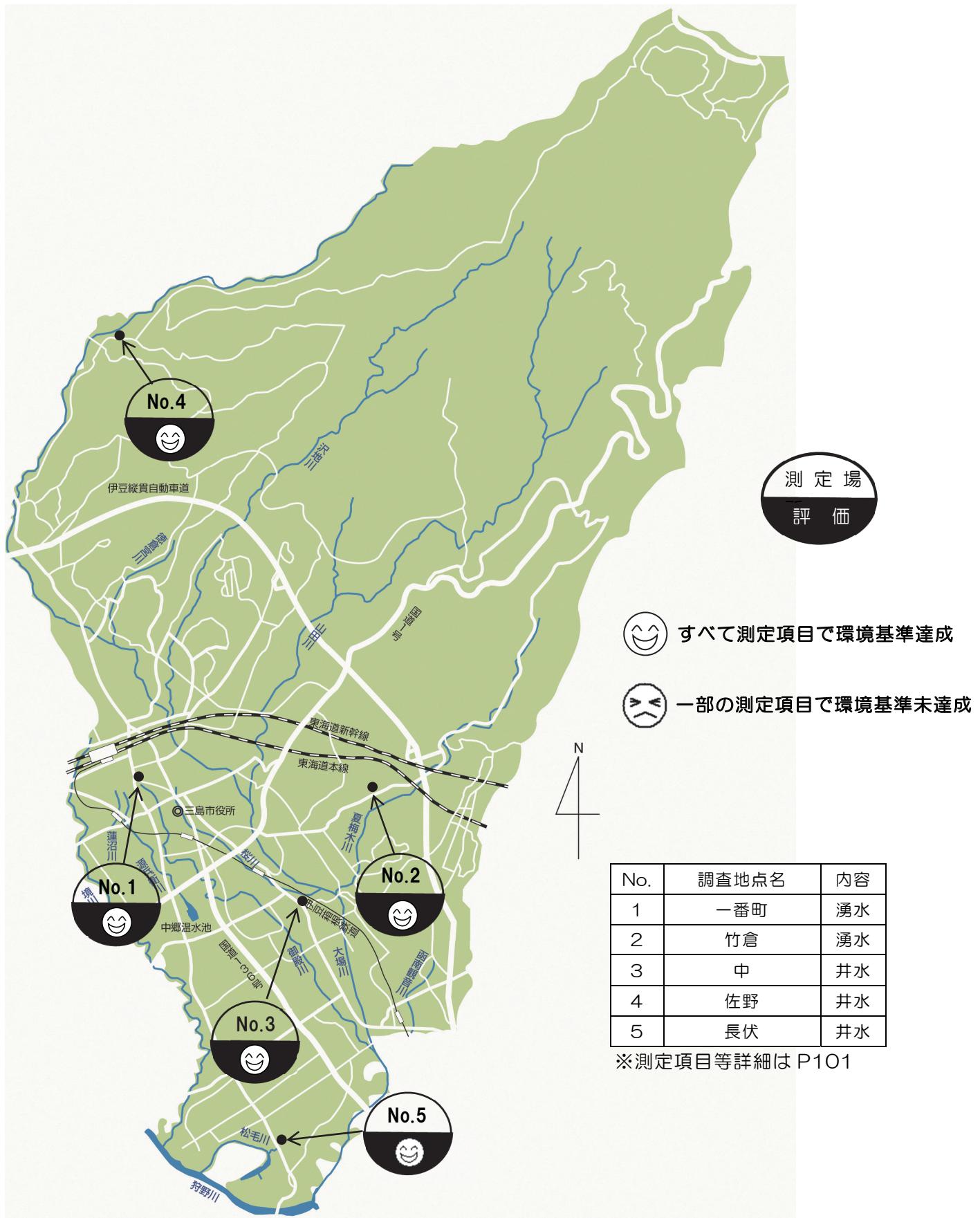
①水質測定の状況

本市の地下水の水質測定は、三島市が年2回行っています。三島市では井戸水3地点（佐野、中、長伏）、湧水2地点（一番町、竹倉）、河川水1地点（松毛川）について16項目の調査を行っています。

②測定結果

市内の井戸水3地点、湧水2地点で、16項目について測定した結果、すべての地点ですべての項目について環境基準を達成していました。（第6章環境の現状～データ編～を参照）

地下水水質測定結果



4 騒音

(1) 概要

騒音公害は、人によって感じ方が異なり、発生源も極めて局地的であることから、主観的因素が強い感覚公害であると言われています。

騒音の発生源は、工場・事業場、建設作業、道路交通、鉄道などに分けられます。これらの騒音を規制するために、環境基本法、騒音規制法、静岡県生活環境の保全等に関する条例等が制定され、特定施設を設置する工場・事業場に対しては特定施設の届出の義務と規制基準の順守を、特定建設作業を実施するものに対しては建設作業の届出の義務と基準への適合が定められています。

騒音には一般居住環境、道路交通、新幹線鉄道などによりそれぞれ環境基準が定められています。

本市では、一般居住環境として市内全域から37地点を選定し、環境騒音の測定を実施していますが、すべての測点で環境基準を達成していました。

一方、道路交通騒音については、自動車騒音常時監視調査対象の12路線において、自動車騒音面的評価として、5年のローテーションで調査を実施しています。2023年度は12路線のうち、3路線について実地調査を実施しました。またその他の路線の内、東駿河湾環状線の開通によって、自動車騒音に変動が見込まれる2路線については、従来の方法により調査を実施しました。

騒音の評価法

音は、一瞬ごとに大きさが違います。そのため、一定時間の騒音の大きさは、様々な数値を用いて表されます。環境基準や騒音規制法では「等価騒音レベル(L_{Aeq})」を用いています。これは、突発的に発生した音の大きさも反映できる特徴があります。

等価騒音レベル
(L_{Aeq})

その時間帯に発生した音のエネルギー(音は空気の振動によって発生するエネルギー)を平均し、騒音レベルに換算した値

騒音値の目安

騒音の大きさ(dB)	分類	目安
100	非常にやかましい	電車通行時のガード下
90	非常にやかましい	ピアノ・騒々しい工場内・怒鳴る声
80	やかましい	地下鉄電車内・バス車内・交通量の多い道路 電話が聞こえないレベル
70	やかましい	騒々しい街頭・電話のベル音・騒々しい事務所内
60	やかましい	静かな街頭・静かな乗用車内・普通の会話の音声
50	静か	静かな事務所
40	静か	図書館・市内の深夜・昼間の静かな住宅地
30	非常に静か	深夜の郊外・夜の静かな住宅地
20	非常に静か	置き時計の秒針音(前方1m)・木々の葉の触れ合う音

(2) 測定結果

①環境騒音

主要道路に面していない37地点を市内全域から選定し、1回当たり10分間の騒音測定を午前または午後で行った結果、すべての地点で環境基準を達成していました。なお、騒音の主な音源は自動車、野鳥、生活音などでしたが、特に自動車が起因となっている場所が多い状況でした。
(34ページ参照)

②自動車交通騒音

(ア)自動車騒音面的評価

自動車騒音常時監視調査対象の3路線(5区間)において、自動車騒音面的評価を実施した結果、調査対象住宅等戸数2,487戸のうち98.4%が環境基準を達成していました。

路線名	評価道路延長 (km)	始点	終点	環境基準達成率	
				昼間	夜間
一般国道1号	2.5	塚原新田	谷田	100%	99.1%
一般国道1号	0.8	谷田	東本町2丁目	89.8%	85.9%
三島停車場線	1.8	一番町	玉川	100%	100%
三島静浦港線	3.8	玉川	御園	100%	100%
三島静浦港線	0.4	御園	御園	100%	100%

※昼間：6時～22時 夜間：22時～翌日6時

(イ)自動車騒音調査

東駿河湾環状線の開通によって、自動車騒音に変動が見込まれる2路線について、従来の方法で調査を実施した結果、昼間は1路線で環境基準を達成できませんでしたが、夜間は2路線とも環境基準を達成していました。また、要請限度は2路線とも達成していました。

路線名	測定地点	測定結果 (dB)		環境基準 (dB)	要請限度 (dB)	評価
市道南二日町中島線	中島 ^{※1}	昼間	58	65	75	😊
		夜間	50	60	70	😊
市道祇園原線	加茂	昼間	63	60	70	😐
		夜間	52	55	65	😊

※昼間：6時～22時 夜間：22時～翌日6時

※1 2022年度測定地点付近で工事をしていたため、2023年度は測定地点を変更している。

※評価について

😊：環境基準、要請限度とともに達成

😐：環境基準、要請限度とも未達成

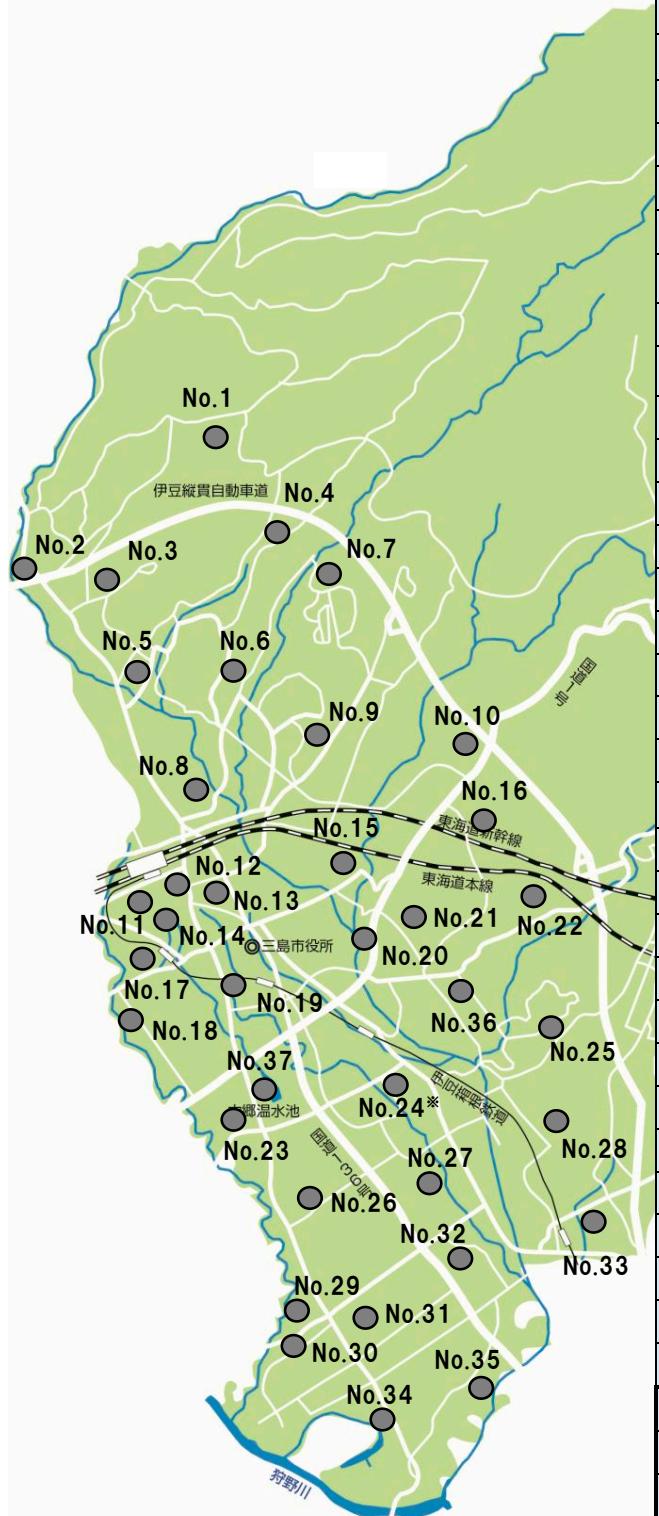
😦：要請限度のみ達成

※環境基準と要請限度

環境基準・・・人の健康や生活を保護するための目標の数値

要請限度・・・騒音対策を求めることのできる数値

環境騒音測定結果 (等価騒音レベル L_{Aeq})



No.	騒音レベル L_{Aeq} (dB)	環境基準 (dB)	環境基準達成状況
1	39	55	○
2	50	55	○
3	39	55	○
4	44	55	○
5	41	55	○
6	41	55	○
7	41	55	○
8	45	55	○
9	36	55	○
10	41	55	○
11	46	60	○
12	54	60	○
13	42	60	○
14	45	60	○
15	41	55	○
16	42	55	○
17	48	60	○
18	44	55	○
19	46	55	○
20	44	55	○
21	42	55	○
22	40	55	○
23	44	55	○
24	50	55	○
25	38	55	○
26	44	55	○
27	45	55	○
28	43	55	○
29	42	60	○
30	41	60	○
31	53	60	○
32	40	55	○
33	45	55	○
34	55	60	○
35	46	55	○
36	50	55	○
37	46	55	○
平均	44	—	—
最大	55	—	—
最小	36	—	—

* 2023 年度は、第 1 種住居区域で測定をしたため、環境基準は 55dB となる。

5 振動

振動公害は、工場や建設作業等に関連して発生する振動が、地盤振動や低周波空気振動によって家屋に伝搬し、周辺住民の生活環境を損なうことによって、起こるものです。

振動公害では、壁・タイルの亀裂、瓦のずれ、建付けの狂い等の物的被害が起きることもあります。しかし、一般的には、電灯の揺れ、戸・障子のガタガタ鳴る音等によって振動に気づき、感覚的苦情として問題になることが多いっています。このため、振動は主観的要素が強い感覚公害のひとつであると言われています。

振動の発生源を見ると、工場・事業場、建設作業、道路交通などに分けられます。これらの振動を規制するために、振動規制法や静岡県生活環境の保全等に関する条例等が制定されており、特定施設を設置する工場・事業者に対しては特定施設の届出の義務と規制規準の遵守を、特定建設作業を実施するものに対しては建設作業の届出の義務と基準への適合が定められています。振動は発生源及び被害状況が騒音と類似しており、騒音と同時に発生することが多いため、その対策方法も騒音と類似しています。

6 悪臭

(1) 概要

悪臭公害は、まさに、感覚公害の代表です。臭いは人によって好き嫌いがあり、また、臭いの多様性、複合性、発生源の複雑性など、いったん苦情が発生すると対策に苦慮する公害です。

また、都市化の進展は、郊外にも進出していますので、住居が発生源へ近づいていく場合や、一般の住宅でも発生源となることがあります。たとえば、ダイオキシン類などへの心配から、野焼きのばい煙や臭いに対し過敏に反応する市民から寄せられる苦情も大変増えています。

悪臭防止法では、事業活動に伴って発生する悪臭物質を定め、これまでに 22 物質が濃度規制の対象となっており、本市においても用途地域に応じた規制基準が適用されていました。しかし、この 22 物質以外にも悪臭を感じるものがあるため、2008 年 4 月から人の嗅覚を指標としている臭気指数による規制に変更しました。

(2) 臭気指数による規制について（規制基準値の設定）

規制地域	臭気指数
住居区域	10
住居区域を除く市街化区域	13
市街化区域を除く市全域	15

7 有害化学物質

ダイオキシン類

(1) 概要

ダイオキシン類は、有機塩素系化合物の生産、金属の精錬、廃棄物の焼却などに伴って、必ず生成される化合物であり、毒性が非常に強いといわれています。

環境省は、大気、水質、底質、土壤中のダイオキシン類について、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として環境基準を定めています。

(2) 測定結果

①大気中のダイオキシン類

市内2地点（徳倉幼稚園、中郷文化プラザ）で大気中のダイオキシン類をそれぞれ年2回測定した結果、平均値は0.0082pg-TEQ/m³（徳倉幼稚園）、0.012pg-TEQ/m³（中郷文化プラザ）であり、すべての地点で環境基準（0.6 pg-TEQ/m³）を達成していました。

②水質のダイオキシン類

沢地川堰場大橋上、沢地処分場で河川水及び浸出水を測定した結果、測定値は0.088pg-TEQ/L（沢地川堰場大橋上）、0.20pg-TEQ/L（沢地処分場浸出水）であり、環境基準（1pg-TEQ/L）を達成していました。

外因性内分泌搅乱化学物質

(1) 概要

外因性内分泌搅乱化学物質（環境ホルモン）は、環境中に存在する化学物質のうち、「内分泌系に影響を及ぼすことにより、生体に障害や有害な影響を引き起こす外因性の化学物質」と定義されています。

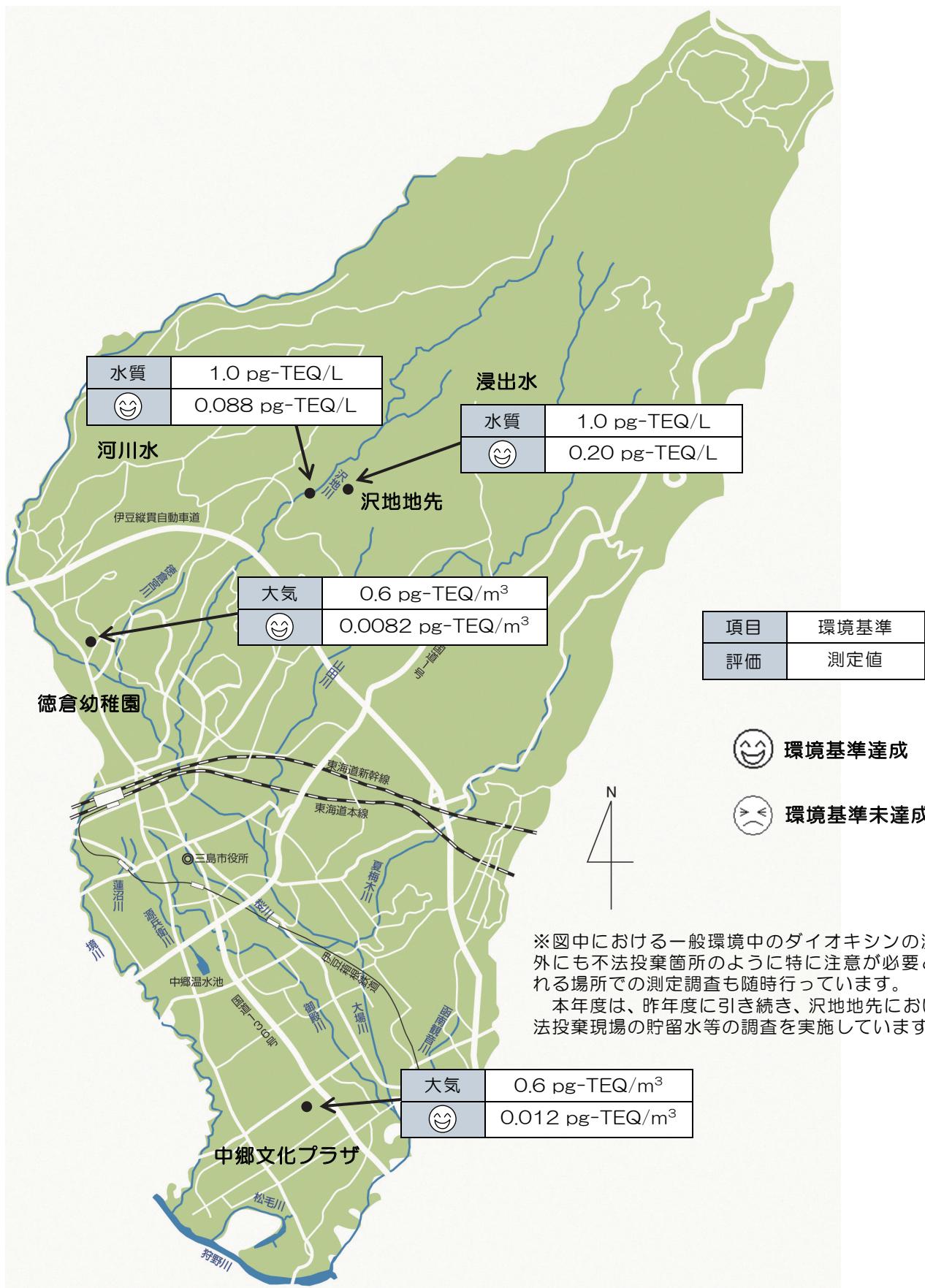
環境省は、環境ホルモンとして疑われている67物質中61物質について、1998年度に緊急全国一斉調査を行い、公共用水域での汚染状況の把握を行いました。また、緊急全国一斉調査で検出された物質を中心として、その毒性及び汚染状況などの調査も行っており、2005年、2010年及び2017年に調査結果をまとめた報告書を作成し、一般に公開しています。

本市でも、この一斉調査によって高い頻度で検出された物質を参考に、本市で検出される可能性の高い物質、毒性の強い物質など4物質について、大場川・新川橋で測定を行っています。

(2) 測定結果

大場川で外因性内分泌搅乱化学物質として疑われている4物質を測定した結果、すべての項目において検出下限値未満であり、重点調査濃度以下でした。

ダイオキシン類測定結果



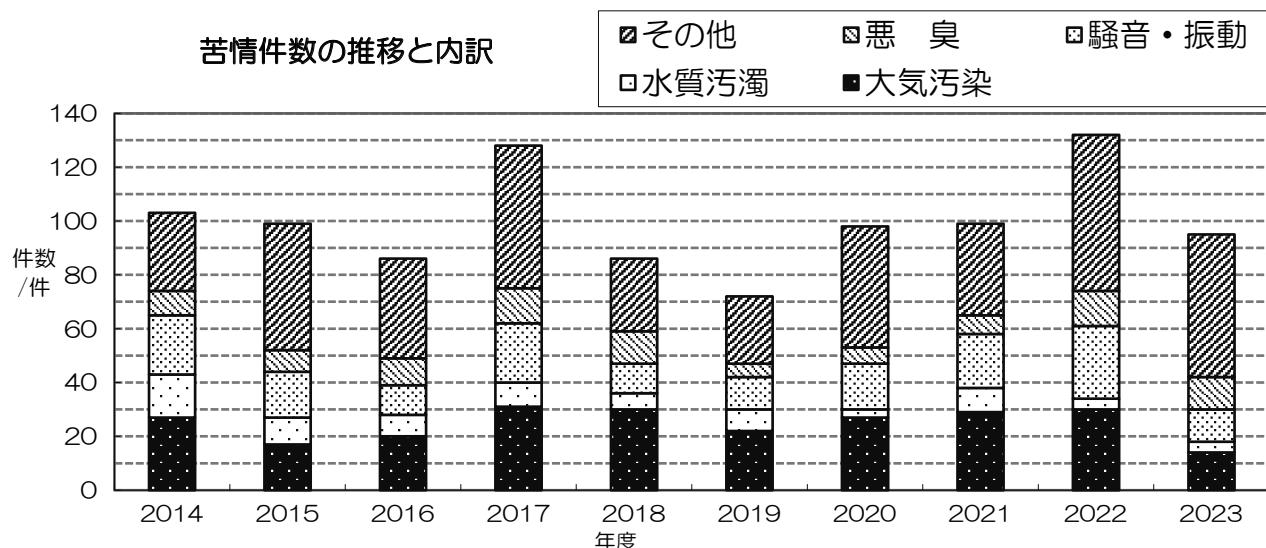
8 公害(生活環境)に関する苦情

(1) 概要

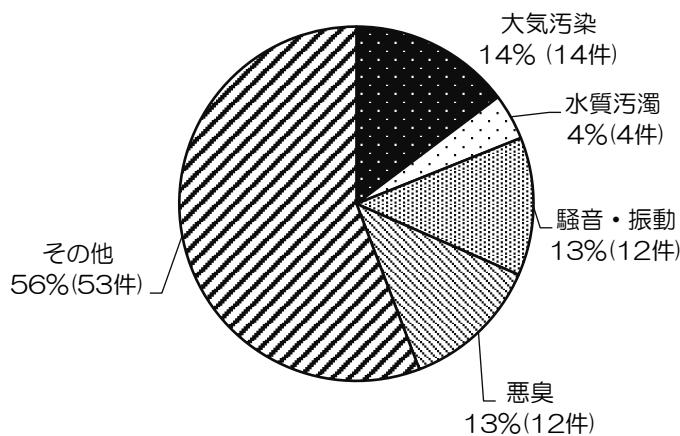
市民から本市へ寄せられる苦情は、内容が多種多様であって、法規制では対処できないものが多く、公害苦情と言うよりむしろ、隣近所の苦情相談といった面が強くでています。

(2) 受付状況

2023年度の公害苦情の受理件数は95件で、前年度に比べ37件減少しました。野焼きに伴う大気汚染と、騒音の苦情が減少しており、新型コロナウイルス感染症対策による行動制限が緩和され、在宅時間が減少したことが要因と考えられます。また、近年は「その他」に分類される空家等の雑草放置に伴う苦情が増加傾向にあります。



苦情の種類と割合（2023年度 計95件）



苦情の主な原因

項目	主な原因
大気汚染	野焼き、粉じん
水質汚濁	油流出、着色水
騒音・振動	工場、工事、生活音
悪臭	野焼き、畜産
その他	草木の繁茂

(3) 処理状況

近年は、法律や条例に違反している苦情はほとんど無く、法規制にはかからない苦情や個人の感覚的・心理的な苦情が増加しています。この場合、発生源に対する指導等が困難なことから、申立者には寄り添い、発生源に対しては、事情を説明し対策を要請していくことから、解決には時間がかかります。また、空家になった敷地の草木の繁茂による越境などに対し、近隣住民や自治会からの相談件数が増えるなど、典型七公害（大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）以外の苦情が多く寄せられており、内容も様変わりしていますが、市民の生活環境の保全のため、迅速に対応をしています。

9 アスベスト対策

アスベストによる健康被害については2005年6月の報道以降、全国規模の大きな社会問題となりました。このような状況の中、本市でも緊急に対応する必要があるとの判断により、2005年度、すべての公共施設のアスベスト調査を実施し、アスベストの吹きつけ等がある施設について、直ちに除去の工事を行いました。また、市民からの問合せや相談・苦情等の対応にも力を入れました。

環境企画課にアスベスト相談窓口を開設、公共施設等の質問・問合せには調査結果について説明し、民間の建築物についての問合せについては、年代別の一般的なアスベスト使用状況や分析機関の紹介等を行いました。健康被害の不安を持つ方々には病院への受診を勧め、保健所や労働基準監督署などの相談窓口を紹介しました。また、アスベストについて専門的な知識を持っている方に講師をお願いし、環境講演会をとおしてアスベストへの理解を図りました。その結果、2005年度の問合せの件数は70件を上回りましたが、それ以降、問合せはほとんどありません。

しかし、まだ、アスベストの心配が無くなった訳ではないため、2006年度から2009年度にかけて、一般環境中のアスベストの調査を行いました。走査電子顕微鏡を用いた精密なアスベスト調査を市街地の4か所で行いましたが、大気中のアスベストは1本も検出されませんでした。

また2008年1月に国内で使用されていないとされていた3種類のアスベストが東京都の保育園において検出され大きな問題となりました。本市ではこの調査結果を重視し、2005年度に調査を実施した公共施設について再度、日本では使用されていないと言われている6種類のアスベスト調査を実施しましたが、すべての施設においてアスベストは検出されませんでした。

4年間の調査でアスベストが検出されなかっただため、定期的な調査は2009年度で終了しましたが、市民からの問合せや相談に対しては、2010年度以降も対応しています。

アスベスト

アスベストは、石綿ともいわれる天然に存在する纖維状の鉱物です（主成分は、珪酸マグネシウム塩）。主な産出国はカナダ、南アフリカ、ロシアなどです。アスベストは軟らかく、耐熱・対磨耗性、対腐食性にすぐれているため、建材など広範な分野で使われました。しかし、アスベストを吸い込むと肺がんや中皮種などの健康被害を引き起こすことがあることや、建物の解体時の処置が十分でないと、大気中にアスベストが飛散する危険性もあります。

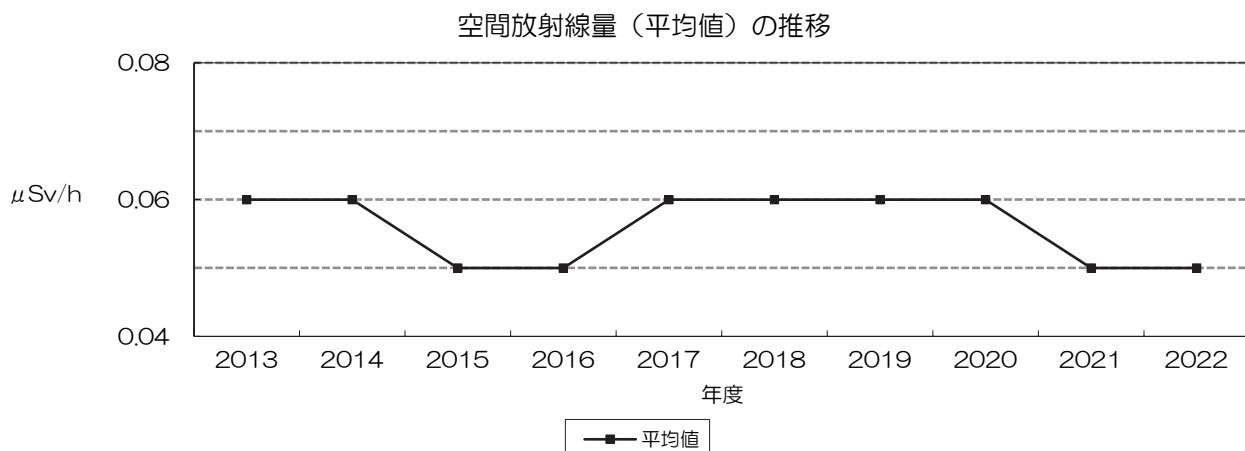
アスベストについてわが国では、大気汚染防止法や労働安全衛生法などによって規制・管理されてきました。2005年7月には石綿障害予防規則を制定し、建物解体作業時のアスベスト曝露防止対策の充実を図っています。

10 福島第一原子力発電所の事故に起因する放射性物質への対応

(1) 三島市内の環境放射線量（空間放射線量）の測定

三島市では、2011年3月16日から定期的（2020年3月までは平日の1日1回、2020年4月からは平日の週1回）に、市役所庁舎敷地内で空間放射線量の測定を実施していました。

2022年度までの結果の経年変化が、静岡県が公表している周辺の測定結果と同程度であり自然界的放射線量の範囲内と考えられるため、測定は2022年度で終了としました。



(2) 三島市内の土壤放射能量の測定

三島市では、年1回、市内の公民館、学校、公園等の土壤放射能量の測定を実施していました。

2021年度までの結果の経年変化が、稲の作付けに関する考え方（2011.4.8 原子力対策本部）の土壤中放射性セシウム量の上限値 5,000Bq/kg に比べ低い値であること、近年の数値に変化がないことから、測定は2021年度で終了としました。

第 4 章

環境施策の実施状況

1 環境施策の体系

第3次三島市環境基本計画では、望ましい環境像「未来へつなぐ 自然豊かな 快適環境のまち・三島」を実現するために、6つの基本目標を定め、各種施策を展開しています。

望ましい環境像

未来へつなぐ 自然豊かな 快適環境のまち 三島

基本目標	施策の方向
<p>脱炭素のまち 【地球環境】</p> <p>2 気候変動 3 風力発電 4 太陽光発電 6 ソーラーパネル 7 バイオマス 9 地球温暖化 11 低炭素社会 12 つとめなき 13 省資源に 14 清潔な空気 15 清潔な水 17 パターンシフト</p>	<p>施策の方向 1 地球温暖化緩和策の推進</p> <p>【指標】市域からの温室効果ガス排出量削減 46%以上】</p> <p>①再生可能エネルギー・省エネルギー</p>
<p>資源循環のまち 【資源循環】</p> <p>2 気候変動 4 太陽光発電 7 バイオマス 11 低炭素社会 12 つとめなき 13 省資源に 14 清潔な空気 15 清潔な水 17 パターンシフト</p>	<p>施策の方向 2 気候変動適応策の推進</p> <p>【指標】普通河川改良延長(年間) 140m／年】</p> <p>①気候変動適応策</p>
<p>自然共生のまち 【自然環境】</p> <p>2 気候変動 4 太陽光発電 6 ソーラーパネル 7 バイオマス 8 パターンシフト 11 低炭素社会 13 省資源に 14 清潔な空気 15 清潔な水 17 パターンシフト</p>	<p>施策の方向 3 資源の有効利用</p> <p>【指標】1人1日当たりのごみの排出量 800g以下】</p> <p>【指標】リサイクル率 21.0%以上】</p> <p>①ごみの減量・再利用・再資源化（3R） ②ごみの適正処理</p>
<p>健康で安心なまち 【生活環境】</p> <p>3 すべての人に 4 安全な水 6 ソーラーパネル 7 バイオマス 11 低炭素社会 13 省資源に 14 清潔な空気 15 清潔な水 17 パターンシフト</p>	<p>施策の方向 4 自然環境の保全</p> <p>【指標】間伐実施面積(年間) 30ha／年】</p> <p>①動植物 ②河川・水資源 ③森林・農地・里地里山</p>
<p>快適で安全なまち 【都市環境】</p> <p>4 すべての人に 6 ソーラーパネル 7 バイオマス 9 地球温暖化 11 低炭素社会 13 省資源に 15 清潔な水 17 パターンシフト</p>	<p>施策の方向 5 健全な生活環境の推進</p> <p>【指標】大気・水質などの環境基準の達成率 100%】</p> <p>①大気・音・水・土壤 ②生活型公害</p>
<p>環境教育と協働・共創のまち 【環境教育と協働・共創】</p> <p>3 すべての人に 4 安全な水 6 ソーラーパネル 7 バイオマス 11 低炭素社会 13 省資源に 14 清潔な空気 15 清潔な水 17 パターンシフト</p>	<p>施策の方向 6 快適で良好なまちづくりの推進</p> <p>【指標】美しい景観の保全・形成に対する市民満足度 60%】</p> <p>【指標】バスなどの公共交通の充実に関する市民満足度 30%以上】</p> <p>①景観・歴史・文化 ②緑化・交通・防災</p>
<p>環境教育と協働・共創のまち 【環境教育と協働・共創】</p> <p>3 すべての人に 4 安全な水 6 ソーラーパネル 7 バイオマス 11 低炭素社会 13 省資源に 14 清潔な空気 15 清潔な水 17 パターンシフト</p>	<p>施策の方向 7 環境教育と協働・共創の推進</p> <p>【指標】小学生の環境学習・イベント等の参加率 30%】</p> <p>①環境教育（学習） ②協働・共創</p>

基本目標 1 脱炭素のまち 【地球環境】



施策の方向 1 地球温暖化緩和策の推進

本市域から排出される温室効果ガスは年々減少傾向にありますが、今後は、2050（令和32）年のカーボンニュートラル、2030（令和12）年度の温室効果ガス排出量の削減目標（2013（平成25）年度比46%削減）を目指す必要があります。そのため、市民、事業者、市が協働・共創により、再生可能エネルギーの普及、省エネルギーの推進、公共施設への再エネ・省エネ設備の導入等の地球温暖化緩和策を進めることで、地域の成長戦略や地域課題の解決にもつながる脱炭素社会の実現を目指します。

指標名	現状値 (2017 年度)	最終目標 (2031 年度)
市域からの温室効果ガス排出量削減率 (基準年度：2013（平成25）年度)	8.1% (2020 年度算定)	46%以上

① 再生可能エネルギー・省エネルギー

- ◆再生可能エネルギーの普及 ◆公共施設への再エネ・省エネ設備の導入
- ◆省エネルギーの推進 ◆COOL CHOICE（クールチョイス）の推進
- ◇ゼロ・カーボンドライブとスマートムーブの推進

基本目標 1 脱炭素のまち 【地球環境】



施策の方向 2 気候変動適応策の推進

本市の年平均気温は、過去90年間で2℃上昇しているほか、真夏日・猛暑日・熱帯夜の増加、冬日の減少など、既に地球温暖化による影響が出ていると考えられます。そのため、温室効果ガス排出量の削減などの緩和策と同時に、気候変動による影響に対処し、被害を最小限にするための適応策を進めています。

指標名	現状値 (2020 年度)	最終目標 (2031 年度)
普通河川改良延長（年間）	130m／年 (2018-2020 年度平均)	140m／年

① 気候変動適応策

- ◆自然災害対策の推進 ◇熱中症・感染症対策の推進
- ◇農業・林業の振興、鳥獣害対策の推進 ◇水環境・水資源の保全
- ◇産業・経済活動の振興、市民生活・都市生活の保全

※ ◆は重点取組を示す。

基本目標 2 資源循環のまち 【資源循環】



施策の方向 3 資源の有効利用

本市の市民1人1日当たりのごみ排出量は、近年大きく減少し、国や県の平均を下回るまでとなりました。一方でリサイクル率は、国や県の平均と比べて低い状況が続いている。また、現在使用している焼却施設等は建設から30年以上が経過し、最終処分場の残余容量はひっ迫している状況です。そのため、さらなるごみの減量・再利用・再資源化（3R）を推進するとともに、施設の適正な維持管理や新たな最終処分場の整備に向けた手続きを進めます。

指標名	現状値 (2020年度)	最終目標 (2031年度)
市民1人1日当たりのごみ排出量	845g	800g以下
リサイクル率	13.9%	21.0%以上

① ごみの減量・再利用・再資源化（3R）

- ◆ごみの減量（リデュース）の推進
- ◆ごみの再資源化（リサイクル）の推進
- ◇ごみの再利用（リユース）の推進
- ◆総合的な施策の推進

② ごみの適正処理

- ◇安定かつ効率的なごみの収集
- ◇法令に基づく適正処理
- ◆ごみ処理施設の維持管理と整備
- ◇環境衛生の向上

基本目標 3 自然共生のまち 【自然環境】



施策の方向 4 自然環境の保全

本市では、森林・農地・河川などで構成される生態系に、約4,000種を超える動植物が生息・生育しています。しかし、開発などによる自然環境の改変、人の手が入らなくなったことによる森林・農地の荒廃、外来種の侵入や化学物質による汚染、気候変動などにより、生物多様性に危機が迫っています。そのため、「三島市生物多様性地域戦略」に基づき、重要種の保存や外来種への対策、野生鳥獣との共存、生態系の保全などに取り組み、本市の自然環境を将来に残していきます。

指標名	現状値 (2020年度)	最終目標 (2031年度)
間伐実施面積（年間）	25.49ha／年 (2016-2020年度平均)	30ha／年

① 動植物

- ◆動植物の保全

② 河川・水資源

- ◇河川・水資源の保全

③ 森林・農地・里地里山

- ◆森林の保全
- ◇農地の保全
- ◇里地里山の保全

基本目標 4 健康で安心なまち 【生活環境】



施策の方向 5 健全な生活環境の推進

大気汚染や騒音、水質汚濁などの公害については改善傾向にあります。また、生活型公害については、空き家の草木の繁茂や飼育動物などの苦情が多くなっています。そのため、今後は日常生活に起因するこれらの問題も含めて適切に対処し、安心なまちづくりを進めています。

指標名	現状値 (2020 年度)	最終目標 (2031 年度)
大気・水質などの環境基準の達成率	90.0%	100%

① 大気・音・水・土壤

- ◆大気汚染・騒音・におい対策の推進
- ◇有害物質対策の推進
- ◆水・土壤保全
- ◇規制・法令遵守

② 生活型公害

- ◇生活型公害対策の推進

基本目標 5 快適で安全なまち 【都市環境】



施策の方向 6 快適で良好なまちづくりの推進

みんなが快適に感じ、安心感を得ながら暮らしていくためには、富士山の眺望や湧水などの景観資源、歴史・文化遺産、公園・緑地などを保全・活用したまちづくりを行うとともに、都市機能及び居住機能の集積と環境に配慮した公共交通の利便性を高めていくことが必要です。また、気候変動に適応した防災対策も重要です。そのため、都市部に分布する貴重な資源を活用しながら、住む人や訪れる人にも快適で安全なまちづくりを進めています。

指標名	現状値 (2020 年度)	最終目標 (2031 年度)
美しい景観（都市・自然・歴史）の保全・形成に対する市民満足度	53.1%	60%
バスなどの公共交通の充実に関する市民満足度	24.8%	30%以上

① 景観・歴史・文化

- ◆景観の保全と活用
- ◇歴史・文化の保護と活用

② 緑化・交通・防災

- ◇計画的なまちづくりの推進
- ◇道路の整備・管理
- ◇自然災害対策の推進
- ◇公園の整備・緑化の推進
- ◆公共交通の維持向上と利用促進

※ ◆は重点取組を示す。

基本目標 6 環境教育と協働・共創のまち【環境教育と協働・共創】



施策の方向 7 環境教育と協働・共創の推進

地球温暖化をはじめとする環境問題を解決するには、幼児期の早い段階から環境への配慮を習慣づけ、子どもから大人まで市民全員の環境への意識を育んでいくことが重要です。そのため、各世代に応じて段階的に発展していく環境教育（学習）を推進するとともに、情報発信、環境ボランティアの活動や市民・事業者・市による協働・共創の取組を推進していきます。

指標名	現状値 (2019 年度)	最終目標 (2031 年度)
小学生の環境学習・イベント等の参加率	10%	30%

① 環境教育（学習）

- ◆環境教育の推進 ◇情報発信の拡充

② 協働・共創

- ◇ボランティア活動支援 ◆協働・共創の推進

※ ◆は重点取組を示す。

2 環境施策の実施状況

表の見方

第3次三島市環境基本計画における「基本目標」

基本目標1 脱炭素のまち【地球環境】 施策の方向1 地球温暖化緩和策の推進

「基本目標」の下に設定されている「施策の方向」

「施策の方向」に関連する
SDGsの目標



指標名	現状値	2023年度目標	2023年度実績	最終目標 (2031年度)	担当課
市域からの温室効果ガス排出量削減率 (基準年度:2013年度)	8.1% (2017年度実績) (2020年度算定)	16.2%以上 (2020年度実績) (2023年度算定)	17.8% (2020年度実績) (2023年度算定)	○	46%以上 環境政策課

「施策の方向」ごとに設定されている指標
項目の数値目標及び実績

目標達成:○、目標未達成:×
目標が未達成の場合、下段に原因と対策を記載

各計画等に関連する場合に記載

緩和:三島市地球温暖化対策地方公共団体実行
計画【区域施策編】

適応:三島市気候変動適応計画

生物:三島市生物多様性地域戦略

取組内容

① 再生可能エネルギー・省エネルギー

取組名	具体的な取組名		担当課
	取組実績		
◆再生可能エネルギーの普及	<p>▶スマートハウス設備導入費補助金</p> <p>○住宅における太陽光発電システム、太陽熱利用システム、燃料電池システム、蓄電池システム、V2H充放電システムの普及を図るため、設置者に対し費用の一部を補助した。</p> <p>*2023年度住宅用太陽光発電システム:109件</p> <p>*2023年度住宅用太陽熱利用システム:0件</p> <p>*2023年度家庭用燃料電池システム:12件</p> <p>*2023年度家庭用リチウムイオン蓄電池システム:115件</p> <p>*2023年度V2H充放電システム:4件</p>	<p>緩和／適応</p>	環境政策課

目標を達成するための取組
(◆:重点取組)

取組に対応する具体的な取組と
その実績

基本目標1 脱炭素のまち【地球環境】

施策の方向1 地球温暖化緩和策の推進



指標名	現状値	2023年度目標	2023年度実績	最終目標 (2031年度)	担当課
市域からの温室効果ガス排出量削減率 (基準年度:2013年度)	8.1% (2017年度実績) (2020年度算定)	16.2%以上 (2020年度実績) (2023年度算定)	17.8% (2020年度実績) (2023年度算定)	○ 46%以上	環境政策課

取組内容

① 再生可能エネルギー・省エネルギー

取組名	具体的な取組名		担当課
	取組実績		
◆再生可能エネルギーの普及	▶再生可能エネルギー全般に関する情報提供・普及啓発の実施	緩和／適応	環境政策課
	○スマートハウス設備導入費補助金や中小企業者地球温暖化対策事業費補助金の制度を設け、再生可能エネルギー設備に関する情報提供・普及啓発を行った。		
	▶中小企業者地球温暖化対策事業費補助金	緩和／適応	環境政策課
	○二酸化炭素排出量の削減を図るため、省エネルギー設備への改修や再生可能エネルギー設備を導入する市内の中小企業者に対し、費用の一部を補助した。 *高効率照明設備:1件 *高効率空気調和設備:7件 *太陽光発電設備:1件 *蓄電池設備:1件		
	▶スマートハウス設備導入費補助金	緩和／適応	環境政策課
	○住宅における太陽光発電システム、太陽熱利用システム、燃料電池システム、蓄電池システム、V2H充放電システムの普及を図るため、設置者に対し費用の一部を補助した。 *2023年度住宅用太陽光発電システム:109件 *2023年度住宅用太陽熱利用システム:0件 *2023年度家庭用燃料電池システム:12件 *2023年度家庭用リチウムイオン蓄電池システム:115件 *2023年度V2H充放電システム:4件		
	▶廃食用油の回収及び再資源化(BDF化)	緩和	環境政策課
	○公民館等で、廃食用油の拠点回収を実施した。回収した廃食用油は軽油代替燃料として再生し、廃油回収車等に利用した。 *廃食用油回収量:3,155L(うち集団回収:542.2L)		
	▶優良事例の情報収集	緩和	環境政策課
	○静岡県エネルギー政策課及び環境政策課主催の会議、静岡県創エネ・蓄エネ技術開発推進協議会が主催する講演会等に出席し、最新の情報や優良な取組み事例の収集を行った。		
◆公共施設への再エネ・省エネ設備の導入	▶公共施設への再生可能エネルギー利用設備・省エネルギー設備導入推進	緩和	環境政策課
	○2022年度に実施した既存公共施設太陽光発電設備設置可能性調査の結果を基に、業者ヒアリングを実施し、太陽光発電設備を設置できる箇所や効果について検討を行った。		
	○エアコンの消費電力(ガス)削減効果が見込まれる静電気除去シートを中央町別館及び錦田こども園に設置し、電気(ガス)使用量の削減効果について調査検討を行った。		
	○公共施設の照明LED化について、最も費用対効果のある導入方法の調査検討を行った。		

① 再生可能エネルギー・省エネルギー

取組名	具体的な取組名			担当課																								
	取組実績																											
	▶公共施設への再生可能エネルギー利用設備・省エネルギー設備導入推進	緩和	公共財産保全課																									
	○建設中の市営住宅に太陽光発電設備を設置し、集合住宅での再生可能エネルギーの導入を率先して行っている。 *太陽光発電設備設置施設:藤代住宅B棟(工事中)																											
	▶公共施設の改修における高効率機器や省エネ機器導入の推進	緩和	公共財産保全課																									
	○公共施設の改修工事において、高効率機器や省エネ機器の導入を実施した。 *空調設備改修・設置実績:中郷小学校、市民体育館(工事中) *給水・消火ポンプ改修実績:中郷小学校、市民体育館(工事中)																											
	▶市営住宅の省エネ化の推進	緩和	住宅政策課																									
	○市営住宅の共用部分のLED化等を進め、省エネルギー化の推進を実施した。 *梅名北・梅名西住宅共用部照明LED化改修工事																											
	▶衛生プラント改築工事及び修繕によるシステム上の省エネ化の推進	緩和	生活排水対策室																									
	○当該年度については省エネ設備の導入はなかったが、継続的にシステム運用を工夫することにより電気使用量は年々削減できており、汚泥搬入量ベースの原単位においても電気使用量の削減ができる。																											
◆公共施設への再エネ・省エネ設備の導入	▶衛生プラントの最適な運転の追求	緩和	生活排水対策室																									
	○衛生プラントの好気性消化槽内の汚泥濃度等を最適になるよう努めた。 *電気使用量・汚泥搬入量の年度間推移																											
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>汚泥搬入量(m³) (し尿+浄化槽汚泥)</td><td>13,505</td><td>12,439</td><td>11,985</td><td>12,668</td><td>12,645</td></tr> <tr> <td>電気使用量(kWh) (商用メータ)</td><td>343,552</td><td>286,222</td><td>236,946</td><td>237,175</td><td>224,303</td></tr> <tr> <td>原単位(kWh/m³)</td><td>25.44</td><td>23.01</td><td>19.77</td><td>18.72</td><td>17.74</td></tr> </tbody> </table>		R1	R2	R3	R4	R5	汚泥搬入量(m ³) (し尿+浄化槽汚泥)	13,505	12,439	11,985	12,668	12,645	電気使用量(kWh) (商用メータ)	343,552	286,222	236,946	237,175	224,303	原単位(kWh/m ³)	25.44	23.01	19.77	18.72	17.74			
	R1	R2	R3	R4	R5																							
汚泥搬入量(m ³) (し尿+浄化槽汚泥)	13,505	12,439	11,985	12,668	12,645																							
電気使用量(kWh) (商用メータ)	343,552	286,222	236,946	237,175	224,303																							
原単位(kWh/m ³)	25.44	23.01	19.77	18.72	17.74																							
	▶街路灯、公園内灯、道路照明灯等のLED化	緩和	各課																									
	○LED防犯灯を新規に24基設置した。		地域協働・安全課																									
	○公園照明灯のうち、9基をLED化した。		みどりと水のまちづくり課																									
	○道路照明灯のうち、172基をLED化した。		土木課																									
	▶環境マネジメントシステムの運用	緩和	環境政策課																									
	○2015年度より三島市環境方針に基づいた独自の環境マネジメントシステムを構築し、運用しており、環境基本計画の進捗状況やエネルギー等の管理、地球温暖化対策地方公共団体実行計画(事務事業編)【第5版】に定めた「具体的な取り組み」を実践し、エコオフィスの実現に努めた。 *管理項目:環境基本計画指標項目、環境基本計画等取組項目、環境負荷項目、業務改善項目、法規制等																											
◆省エネルギーの推進	▶高気密・高断熱な建物の普及啓発	緩和	住宅政策課																									
	○都市の低炭素化の促進に関して、低炭素化建築物新築等計画の認定を行った。 *2023年度認定件数:2件																											
	▶建築物の省エネ化の推進	緩和	住宅政策課																									
	○建築物省エネ法に基づく省エネ届出書の受理及び県への進達、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を行った。 *2023年度届出受理件数:0件 *2023年度届出進達件数:6件 *2023年度認定件数:0件																											
	▶静岡県建築物環境配慮制度(CASBEE)に基づく省エネ化の推進	緩和	住宅政策課																									
	○静岡県建築物環境配慮制度(CASBEE)に基づく届出の受理及び県への進達を行った。 *2023年度届出進達件数:2件																											

① 再生可能エネルギー・省エネルギー			
取組名	具体的な取組名 取組実績	担当課	
		緩和	環境政策課
◆省エネルギーの推進	<p>▶省エネ家電製品購入費補助金</p> <p>○家庭におけるエネルギー費用の負担軽減を図るため、エネルギー消費性能の優れた省エネ家電製品を購入する者に対し、購入費用の一部を補助した。</p> <p>* 対象品目:エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、テレビ、照明器具</p> <p>* 補助件数:401 件</p>	緩和	環境政策課
◆COOL CHOICE(クールチョイス)の推進	<p>▶COOL CHOICE・デコ活の普及啓発事業</p> <p>○脱炭素社会の実現に向け、「COOL CHOICE」、「デコ活」への賛同を宣言し、一人ひとりのライフスタイル変換の重要性について普及啓発を行った。</p> <p>* 楽寿園菊祭りでのキャンドルオブジェの展示</p> <p>▶エコアクション21取得支援事業</p> <p>○中小企業を中心とした事業者の環境への取組を支援するため、環境マネジメントシステムであるエコアクション21取得支援セミナーへの参加を呼びかけた。</p> <p>* 市内エコアクション21取得企業:23社</p>	緩和	環境政策課
◇ゼロ・カーボンドライブとスマートムーブの推進	<p>▶次世代自動車等導入促進事業</p> <p>○V2H充放電システムの導入費に対する補助制度を設け、次世代自動車の導入及びゼロ・カーボンドライブの普及を推進した。</p> <p>* 2023年度V2H充放電システム:4件</p>	緩和／適応	環境政策課
	<p>▶低公害車等(低燃費車を含む)導入促進事業</p> <p>○市の各課が管理する車両について、低公害車等の導入を行った。</p> <p>* 2023年度導入実績:電気自動車1台、ハイブリッド車2台、低燃費車7台</p> <p>* 低公害車の累計:電気自動車1台、ハイブリット車10台、低燃費車60台(計71台)</p> <p>* 低公害車の保有率:46.7%(71/152台)</p>	緩和／適応	環境政策課 公共財産保全課
	<p>▶スマートウエルネスみしま推進事業</p> <p>○健康をまちづくりの中核に位置づける「スマートウエルネスシティ構想」を推進するため、各種啓発活動を行った。</p> <p>○健幸づくりアプリ「KENPOS」を導入し、日常的に自らの健康を管理し健康づくりに取り組むことができるような仕組みを提供した。</p> <p>* ユーザー数:3,397人</p> <p>○健康無関心層を含む勤労者世代や子育て世代向けに体を動かすきっかけを作るため、大人向けロードバイク体験会と親子マウンテンバイク体験会を開催した。</p> <p>* ロードバイク体験会:18人</p> <p>* 親子マウンテンバイク体験会:9組20人</p> <p>○外出頻度の増加を目的としたポイント制度「健幸マイレージ」を実施した。</p> <p>* 2023年度応募枚数:22,141枚 応募人数:2,346人</p>	緩和／適応	健康づくり課
	<p>▶自転車活用推進計画に基づく脱炭素な移動の推進</p> <p>○シェアサイクルの普及促進を図った。</p> <p>* 2023年度利用回数:42,780回</p> <p>* 2023年度利用者数:7,093人(ユニーク数)</p>	緩和	商工観光まちづくり課
	<p>▶エコエコデー推進事業</p> <p>○平時におけるノーマイカー、時差通勤、相乗り、公共交通機関の利用を啓発するとともに、市内の事業所に対して2007年度から実施している三島市エコエコデーへの協力依頼を行った。</p> <p>* 2023年度事業所参加者数:4,093人(2回実施)</p>	緩和	都市計画課

基本目標1 脱炭素のまち【地球環境】

施策の方向2 気候変動適応策の推進



指標名	現状値	2023年度目標	2023年度実績	最終目標 (2031年度)	担当課
普通河川改良延長(年間)	130m／年 (2018-2020年度平均)	140m／年	93m／年	×	140m／年 土木課
【原因または対策】					
<p>残土処分費や資材の高騰により、工事費が高くなり市事業を圧迫した。</p> <p>また佐野排水の施工にあたり、地盤が軟弱であったことから、地盤改良に多大な費用がかかってしまい施工延長を伸ばすことができなかった。仮設計画の検討に時間を要したことで当初予定していた佐野排水の繰り越しを行うこととなつたため、2023年度の施工延長に追加できなかつた。</p> <p>対策として、物価上昇による資材や人件費の高騰が続く中、より経済的に優れている工法を採用するとともに、建設発生土の工事間での有効利用を促進し工事費の削減に努めることで、河川改良施工延長の延伸につなげていく。</p>					

取組内容

① 気候変動適応策

取組名	具体的な取組名		担当課
	取組実績		
◆自然災害対策の推進	▶普通河川の整備改修	適応	土木課
	○豪雨による洪水被害を軽減するため、準用河川・普通河川・一般排水路等の改修を実施した。 ＊一般河川整備工事:3箇所(工事施工延長 93m)		
	▶河川、調整池及び雨水貯留施設の堆積土砂の浚渫	適応	土木課
	○桜川・御殿川の浚渫を継続して実施した。また、土地区画整理事業、宅地造成等により建設された後移管を受けた調整池の調整機能の保全を図るため、市職員による草刈りや土砂撤去を随時実施した。 ＊河川浚渫業務委託:1件(桜川 150m、御殿川 340m)		
	▶トンネル、橋梁等の定期点検及び修繕	適応	土木課
	○三島市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、上神川橋等の橋梁修繕工事を実施した。 ○2014年4月の道路法施行規則の改正に伴い、5年に1回の近接目視点検が義務付けられている橋長 2m以上の橋梁について、2019年から2巡目となる定期点検業務を実施している。 ＊橋梁修繕工事:7橋 ＊橋梁点検業務委託:50橋		
	▶強風等による倒木等の被害に対する随時パトロールの実施と障害物の撤去	適応	土木課
	○道路管理者として、緊急修繕や緊急委託を行い、道路を良好な状態に保全した。 ＊倒木処理委託:10件(道路 10件)		
	▶水門等の確実な操作と水位センサー及び監視カメラ等による監視	適応	土木課
	○頻発する突発的な豪雨や大雨、洪水等の出水状況の随時把握により、水防団への出動要請や事前配備対応を迅速化するため、設置されている水位センサー及び監視カメラにより監視を行つた。 ＊水位センサー:1基、監視カメラ:3基		

① 気候変動適応策

取組名	具体的な取組名		担当課
	取組実績		
◆自然災害対策の推進	▶雨水排水施設の維持管理及び改築更新	適応	下水道課
	○雨水ポンプ施設維持管理業務委託を行うことで、雨水排水施設(ポンプ場、樋管、樋門)の適切な維持管理を実施した。		
	○2022 年度からの継続工事である「安久都市下水路竹ノ下樋門等ゲート改築工事」が完了し、ゲート設備の更新を図った。		
	○2023 年度は「竹ノ下ポンプ場 4 号主ポンプ機械設備改築工事」、「竹ノ下ポンプ場ゲート設備等電気設備改築工事」の契約を行い、2024 年度にかけて改築更新を進めていく。		
	▶河川等監視装置の設置	適応	危機管理課
	○函南観音川の宮川橋に水位センサー及び河川監視カメラを設置した。		
	▶災害時避難行動のための土砂災害ハザードマップの配布	適応	危機管理課
	○危機管理課や市民生活相談センター設置の配布ラック等で随時配布を行った。		
	▶災害時避難行動のための洪水ハザードマップの配布	適応	危機管理課
	○危機管理課や市民生活相談センター設置の配布ラック等で随時配布を行った。		
	▶水防訓練の実施	適応	危機管理課
	○例年、出水期前の 5 月に水防訓練を実施している。		
	*2023 年度実施日:5 月 22 日		
	▶マイ・タイムラインの周知	適応	危機管理課
	○5 月の自主防災組織事務説明会にて周知した。		
◇熱中症・感染症対策の推進	▶要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施	適応	危機管理課
	○水防訓練にて避難訓練、情報伝達訓練を実施した。		
	▶排水機場や排水路等の整備及び農地の湛水被害等の防止の推進	適応	農と食のまちづくり課
	○集中豪雨の増加等への対応のため、県営基幹水利施設ストックマネジメント事業により松毛川排水機場の設備更新を実施した。		
	▶光化学オキシダント対策	適応	環境政策課
	○光化学オキシダント警報発令時緊急マニュアルに基づき、県から注意報・警報が発令された場合に、迅速に市民や学校等施設へ情報提供するため、メール及び SNS による周知が行えるよう、体制を整えた。		
	*2023 年度の発令回数:0 回		
	▶健康影響予防のための熱中症対策の周知	適応	健康づくり課
	○広報みしま 7/15 号、市公式 X(旧 twitter)、ホームページにて、熱中症対策についての周知を行った。		
	▶夏期の出前健康教育・相談における熱中症をテーマとした健康教育の実施	適応	健康づくり課
	○熱中症に関する健康教育を実施した。		
	*2023 年度実施回数:1 回		
	▶静岡県からの高温注意情報に基づく市民への周知	適応	健康づくり課
	○熱中症警戒アラートの発令時に市ホームページ等で周知を行った。		
	*周知実施回数:22 回		
	▶ダニ媒介感染症についての周知	適応	健康づくり課
	○ダニ媒介感染症について、年間を通して市ホームページによる周知を行った。		
	▶衛生害虫の駆除	適応	廃棄物対策課
	○ユスリ蚊等の駆除のため、市内小中河川等 9 箇所で薬剤の散布等を行った。		
	*薬剤散布実績:220L(13 回)		

① 気候変動適応策			
取組名	具体的な取組名		担当課
	取組実績		
◇農業・林業の振興、鳥獣害対策の推進	▶ニホンジカ等の捕獲活動の強化	適応／生物	農と食のまちづくり課
	○有害鳥獣による農産物被害の拡大を最小限に抑えるため、田方獣友会三島分会と有害鳥獣捕獲業務委託を締結し、捕獲を行った。 ＊ニホンジカ捕獲数:72頭		
	▶ニホンジカ等による鳥獣被害防止のための侵入防 止柵設置支援	適応／生物	農と食のまちづくり課
	○有害鳥獣による被害防止効果の高い防除柵を設置した生産者に対して費用の一部を補助した。 ＊防除柵設置者:11名		
	▶有害鳥獣対策	適応／生物	農と食のまちづくり課
	○農産物被害防止を目的に、有害鳥獣捕獲業務委託を実施した。 ＊委託料:950,000円 ＊捕獲数:イノシシ、ニホンジカ等計 193 頭(羽)		
◇水環境・水資源の保全	▶流域特性に応じた森林の整備・保全	緩和／適応／生物	農と食のまちづくり課
	○森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させるため、三島市森林整備計画に基づき、林業事業体等が森林経営計画及び森林経営管理制度による間伐を実施した。 ＊実施面積:27.28ha		
	○健全な森林の育成・保全のため、広葉樹林化モデル林管理業務委託を実施した。		
	▶森林の整備・保全に必要な林道施設の整備	適応	農と食のまちづくり課
	○森林の管理作業を容易にするため、林道を整備することにより、森林の適正な管理と伐採木の搬出路を確保し林業の活性化と振興を図った。 ＊林道諫訪ノ台線の舗装整備:49.9m		
	▶定期的な河川水質調査の実施	適応／生物	環境政策課
◇水環境・水資源の保全	○環境基準が設定されている大場川をはじめ、市内 11 河川 16 地点について、定期的に水質調査を行った。 ＊調査回数:年 12 回(7 地点)、年 6 回(6 地点)、3 地点は静岡県が実施 ＊市が測定している大場川 1 地点で環境基準(BOD)を達成できなかった。 ＊静岡県が測定している大場川 1 地点で環境基準(BOD)を達成できなかった。 ○年 2 回、河川水 1 地点に対し、有機塩素系化合物について調査した。 ○年 2 回、河川水 1 地点に対し、外因性内分泌搅乱化学物質について調査した。		
	▶環境測定推進事業(地下水)	生物	環境政策課
	○年 2 回、地下水の有機塩素系化合物について調査した。 ＊調査地点:湧水 2 地点、井水 3 地点		
	▶河川等環境監視モニターによる監視	適応／生物	環境政策課
	○環境監視モニターからの月報でごみのポイ捨てや河川の水質汚濁の報告があった場合は、現地確認及び河川管理者へ連絡等を行った。 ＊異常発見件数:9 件		
	▶黄瀬川地域地下水利用対策協議会事業	適応／生物	みどりと水のまちづくり課
◇水環境・水資源の保全	○総会 1 回、幹事会 1 回を書面開催で実施した。 ○市内の地下水及び湧水の状況把握のため、各種調査を実施した。 ＊地下水位調査:芙蓉台、錦田中学校(自動観測)、三島水源、楽寿園(毎日手観測) ＊揚水量調:年 1 回(会員を対象に実施) ＊湧水量調:月 1 回(桜川、源兵衛川、菰池、竹倉、境川・清住緑地)		
	▶湧水や地下水の保全に関する啓発活動	生物	みどりと水のまちづくり課
	○地下水の適正利用並びに水源保全・雨水浸透等の地下水かん養について関心を高めるため、啓発活動を行った。 ＊啓発展示の実施:8 月 1 日～7 日(水の週間)		
	▶水環境デジタルによる監視	適応／生物	みどりと水のまちづくり課
	○デジタル技術を活用し、湧水スポットの水位などを遠隔監視した。 ＊設置数:水位等センサー 5 基(桜川、源兵衛川、蓮沼川、竹倉川、境川・清住緑地)		

① 気候変動適応策			
取組名	具体的な取組名		担当課
	取組実績		
◇水環境・水資源の保全	▶雨水浸透・貯留施設設置費補助事業	適応／生物	みどりと水のまちづくり課
	○地下水の保全及び雨水の有効利用を図るため、簡易型雨水貯留施設及び浄化槽転用型雨水貯留施設等設置者に対し、補助金を交付した。 ＊簡易貯留型雨水貯留施設設置:設置基数1基、補助金額12,000円 ＊浄化槽転用型雨水貯留施設設置:設置基数1基、補助金額80,000円 ＊雨水浸透マス設置:設置基数4基、補助金額142,000円		
	▶老朽管布設替及び漏水調査事業	適応	水道課
	○主に1960年代から1970年代にかけて埋設された、赤水(管内の鉄さびが水道水に溶け出したもの)の原因となる亜鉛メッキ鋼管等の布設替えを行った。 ＊布設替延長:約2.1km ○市内給水区域の内、管路延長100.0kmについて漏水調査を行った。 ＊漏水発見箇所:60箇所		
	▶浄水場井戸水位の監視及び水質検査の実施	適応	水道課
	○伊豆島田浄水場にて監視を行い、年間を通して異常水位になることはなかった。 ○月1回(9項目)、年間2回(49項目)の水質検査を行った。		
	▶浄水量及び揚水量の記録	適応	水道課
	○伊豆島田浄水場にて年間をとおして市内すべての水道施設(22箇所)の監視・記録を行った。 ＊2023年度浄水量:8,737,950m ³ ＊2023年度揚水量:8,737,950m ³		
	▶再生可能エネルギー全般に関する情報提供・普及啓発の実施	緩和／適応	環境政策課
	【再掲:基本目標1-施策の方向1-①-◆再生可能エネルギーの普及】		
◇産業・経済活動の振興、市民生活・都市生活の保全	▶節電の呼びかけ	緩和／適応	環境政策課
	○楽寿園夜菊鑑賞期間中に、キャンドルナイトのイベントを実施し、節電を呼び掛けた。 ○緑のカーテンを普及させるため、種子の無償配布やコンテスト等を実施した。 ＊希望する市民、事業者への種子(ゴーヤ、アサガオ等)の無償配布:1,448件 ＊コンテストの実施:応募22件(個人の部6件、団体の部5件、保育園・幼稚園の部11件) ○花まちフェアにおいて、地球温暖化に関するアンケートに協力していただいた市民等に対し、ゴーヤの苗を配布した。 ＊配布数:100人(2株/人)		
	▶緑のカーテンの普及・啓発	緩和／適応／生物	環境政策課
	○緑のカーテンを普及させるため、種子の無償配布やコンテスト等を実施した。 ＊希望する市民、事業者への種子(ゴーヤ、アサガオ等)の無償配布:1,448件 ＊コンテストの実施:応募22件(個人の部6件、団体の部5件、保育園・幼稚園の部11件) ○花まちフェアにおいて、地球温暖化に関するアンケートに協力していただいた市民等に対し、ゴーヤの苗を配布した。 ＊配布数:100人(2株/人)		
	▶生垣づくり奨励事業	緩和／適応／生物	みどりと水のまちづくり課
	○地震対策と緑化推進事業の一環として苗木の無償配布を実施した。 ＊実施戸数:5戸、配布本数:241本		
	▶汚水処理施設機能維持のための長寿命化老朽化対策及び発電機の確保	適応	下水道課
	○管路施設の長寿命化を図るため、マンホール蓋の更新、下水管更生、下水管の付設替えを行った。 ＊マンホール蓋更新:93個 ＊下水管更生:101.1m ＊下水管付設替え:73.8m ○汚水ポンプ場3か所の常設非常用発電機及びマンホールポンプ場用の可搬式発電機の点検を月1回実施し、さらに想定外の停電に備え給油を適宜行った。		

① 気候変動適応策			
取組名	具体的な取組名		担当課
	取組実績		
◇産業・経済活動の振興、市民生活・都市生活の保全	▶安全な水源確保と安定した水道水の提供	適応	水道課
	○水質検査を月1回(9項目)、年2回(49項目)行った。また、毎日市内14箇所の色、濁り、味、臭気、残留塩素量、給水栓の水圧を測定しているが、年間を通して異常は見られなかった。		
	▶観光客に対する風水害の注意喚起の実施	適応	商工観光まちづくり課
	○観光客に対し、市ホームページ、SNS、張り紙等で情報発信を実施した。 *悪天や災害時のイベント中止及び延期のお知らせ:2回/年 *源兵衛川等の増水期の注意喚起:1回/年		
	▶気候変動の影響を受けた企業に対する利子補給	適応	商工観光まちづくり課
	○気候変動により影響を受けた企業が金融機関から借り入れた資金に対し、経済変動特別対策貸付資金利子補給補助金を交付した。 *交付件数:42件、交付額:1,418,483円		
	▶生産性向上を促進するための「導入計画」の認定	適応	商工観光まちづくり課
	○新しいモデルの設備を導入する事業者が、生産性を向上させるために策定する先端設備等導入計画の認定を行った。 *認定件数:9件		
	▶移住セミナーやオンライン移住相談での支援制度の周知及びテレワークを活用した移住の促進	緩和	政策企画課
	○移住希望者に対してオンラインでの移住相談を行った。 *市単独での相談:27件		

基本目標2 資源循環のまち【資源循環】

施策の方向3 資源の有効利用



指標名	現状値	2023年度目標	2023年度実績	最終目標 (2031年度)	担当課
市民1人1日当たりのごみ排出量	845g (2020年度実績)	842g	783g	○ 800g以下	廃棄物対策課
リサイクル率	13.9% (2020年度実績)	21%	13.6%	× 21.0%以上	廃棄物対策課
【原因または対策】					
<p>リサイクル率は2016年度から14%前後で推移しており、ごみ減量アドバイザーや環境美化推進員の協力を得てごみ集積所におけるミックス古紙等の分別啓発活動を行っているが、古紙業者やスーパー等の拠点回収、市民の紙離れ、プラスチック製容器包装の分別・資源化の未実施等が原因と考えられる。</p> <p>対策として、プラスチック製容器包装をはじめとする分別収集品目の拡大に向けた調査・研究、広報みしまやごみ減量トレンドイ等の広報誌を活用し、ミックス古紙、白色トレイ・白色発泡スチロール等の分別に係る周知啓発を実施する。</p>					

取組内容

① ごみの減量・再利用・再資源化(3R)

取組名	具体的な取組名		担当課
	取組実績		
◆ごみの減量(リデュース)の推進	▶使い捨てプラスチック製品の使用削減に向けた啓発	緩和	各課
	○園児・小学生対象の講座の中で、リサイクルや海洋プラスチックごみ削減の重要性を説明する等の啓発活動を実施した。		環境政策課
	○「ごみ減量トレンドイ」や「家庭ごみの分け方・出し方」により周知啓発を実施した。		廃棄物対策課
	▶ごみの排出抑制(リデュース)の推進	緩和	廃棄物対策課
	○三島市廃棄物処理対策審議会の諮詢・答申を受け、「三島市食品ロス削減推進計画」を策定した。		
	○食品ロスの削減に向けた親子料理講座を開催した。		
	○コンポスト及びぼかし容器の無償貸与を実施した。 ※貸与実績:コンポスト40台、ぼかし46台		
	▶フードドライブ事業	緩和	福祉総務課
	○年に2回(8月、1月)実施し、多くの方から食品の寄付をいただいた。 *1月実施分:316.7kg *8月実施分:80.9kg		
	◇ごみの再利用(リユース)の推進	緩和	廃棄物対策課
◇ごみの再利用(リユース)の推進	○フリーマーケットを2回(5月、10月)、もったいない食器市・子供服市を1回(11月)実施した。		

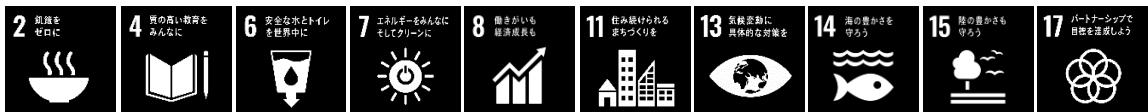
① ごみの減量・再利用・再資源化(3R)																																													
取組名	具体的な取組名 取組実績								担当課																																				
	▶不用品活用バンク事業				緩和		市民生活相談センター																																						
◇ごみの再利用(リユース)の推進	○不用品を譲りたい人、譲ってほしい人を登録し、市ホームページ等で登録情報を公開して生活用品の再利用を呼びかけた。 *登録件数:「ゆずります」150件、「ゆずってください」127件、受け渡し成立180件						緩和		市民生活相談センター																																				
	▶資源ごみ回収団体報奨金交付事業						緩和		環境政策課																																				
	○子供会、自治会、PTA等が行う資源ごみ回収活動に対して、回収量等に応じた報奨金を交付した。 *交付団体数:133団体、交付金額:4,223,250円、回収量:1100.64t(廃食用油除く)、						緩和		環境政策課																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th><th>新聞</th><th>雑誌</th><th>段ボール</th><th>牛乳パック</th><th>びん</th><th>布類</th><th>ミックス古紙</th><th>廃食用油</th><th>周知回数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回収量</td><td>453.34t</td><td>187.50t</td><td>279.91t</td><td>6.95t</td><td>0t</td><td>4.12t</td><td>168.84t</td><td>542.20ℓ</td><td>183回</td></tr> <tr> <td>報奨金単価</td><td colspan="5">2.5円/kg</td><td></td><td>10円/kg</td><td>40円/ℓ</td><td>1,000円/回</td></tr> </tbody> </table>						品目	新聞	雑誌	段ボール	牛乳パック	びん	布類	ミックス古紙	廃食用油	周知回数	回収量	453.34t	187.50t	279.91t	6.95t	0t	4.12t	168.84t	542.20ℓ	183回	報奨金単価	2.5円/kg						10円/kg	40円/ℓ	1,000円/回	緩和		環境政策課						
品目	新聞	雑誌	段ボール	牛乳パック	びん	布類	ミックス古紙	廃食用油	周知回数																																				
回収量	453.34t	187.50t	279.91t	6.95t	0t	4.12t	168.84t	542.20ℓ	183回																																				
報奨金単価	2.5円/kg						10円/kg	40円/ℓ	1,000円/回																																				
	▶廃食用油の回収及び再資源化(BDF化)						緩和		環境政策課																																				
	【再掲:基本目標1-施策の方向1-①-◆再生可能エネルギーの普及】						緩和		環境政策課																																				
◆ごみの再資源化(リサイクル)の推進	▶ごみの資源化(リサイクル)の推進						緩和		廃棄物対策課																																				
	○「家庭ごみの分け方・出し方」を転入者等に配布し、資源物の適正分別・適正排出による資源化の周知に努めた。 ○下記品目について資源化を実施した。(単位:t) *資源化量:3,028t(集団回収除く)						緩和		廃棄物対策課																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">可燃ごみ資源化量(1,763.72)</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <th>古紙類</th><th>ペットボトル</th><th>白色トレイ等</th><th>木製家具 剪定枝</th><th>衣類 靴・革製品 羽毛布団</th><th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>831.72</td><td>97.33</td><td>8.20</td><td>367.67</td><td>458.80</td><td></td></tr> <tr> <th colspan="5">不燃ごみ資源化量(1,264.15)</th><th>3,027.87</th></tr> <tr> <th>アルミ</th><th>鉄 その他金属</th><th>磁選物 (千地)</th><th>ビン</th><th>乾電池 蛍光管</th><th>小型家電 パソコン</th></tr> <tr> <td>125.77</td><td>346.90</td><td>72.15</td><td>549.66</td><td>33.08</td><td>136.59</td></tr> </tbody> </table>								可燃ごみ資源化量(1,763.72)					合計	古紙類	ペットボトル	白色トレイ等	木製家具 剪定枝	衣類 靴・革製品 羽毛布団		831.72	97.33	8.20	367.67	458.80		不燃ごみ資源化量(1,264.15)					3,027.87	アルミ	鉄 その他金属	磁選物 (千地)	ビン	乾電池 蛍光管	小型家電 パソコン	125.77	346.90	72.15	549.66	33.08	136.59	3,027.87
可燃ごみ資源化量(1,763.72)					合計																																								
古紙類	ペットボトル	白色トレイ等	木製家具 剪定枝	衣類 靴・革製品 羽毛布団																																									
831.72	97.33	8.20	367.67	458.80																																									
不燃ごみ資源化量(1,264.15)					3,027.87																																								
アルミ	鉄 その他金属	磁選物 (千地)	ビン	乾電池 蛍光管	小型家電 パソコン																																								
125.77	346.90	72.15	549.66	33.08	136.59																																								
	▶分別収集品目と資源化品目の拡充についての検討						緩和		廃棄物対策課																																				
	○プラスチック資源循環促進法に基づく廃プラスチック類の資源化のため、情報収集に努めた。						緩和		みどりと水のまちづくり課																																				
	▶剪定枝のチップ化による利用の促進						緩和		みどりと水のまちづくり課																																				
	○剪定枝処理車を活用し、市内公共施設で発生した剪定枝をチップ化して再利用の促進を図った。						緩和		みどりと水のまちづくり課																																				
	▶間伐材の有効利用						生物		各課																																				
	○地域花壇の作製に間伐材を利用した。						生物		みどりと水のまちづくり課																																				
	○枯木となり伐採した樹木を製材し、園内のベンチ等として有効活用した。						生物		楽寿園																																				
	○三島市内の自然環境や、森林教育の啓発を目的として、三島市内から排出される間伐材を利用した木製玩具の製品化、配布など、事業化に向けた調整を実施した。						生物		農と食のまちづくり課																																				
◆総合的な施策の推進	▶ごみ処理有料化の検討						緩和		廃棄物対策課																																				
	○生活系収集ごみの有料化及び事業系ごみの料金改定について、他市町の状況等を確認し、検討を行った。						緩和		廃棄物対策課																																				
◇安定かつ効率的なごみの収集	▶ごみ収集体制の整備						緩和		廃棄物対策課																																				
	○ごみ集積所から適正にごみを収集するとともに、「ふれあいさわやか回収」及び「粗大ごみ戸別収集」を実施した。 *粗大ごみ戸別収集件数:2,249件 *ふれあいさわやか回収利用世帯数:294世帯						緩和		廃棄物対策課																																				

② ごみの適正処理

取組名	具体的な取組名 取組実績	担当課	
		緩和	廃棄物対策課
◆ごみ処理施設の維持管理と整備	▶ごみ処理施設の維持管理 ○ごみ処理施設の適切な点検及び修繕を実施するとともに、焼却灰等の外部搬出を実施し、最終処分場の延命化を図った。 *外部搬出量:2,198.13t	緩和	廃棄物対策課
	▶新規最終処分場の整備 ○地質調査、希少野生動植物調査を実施するとともに、事業用地の買収を実施した。	緩和	廃棄物対策課
	▶新たな中間処理施設の検討 ○県及び近隣市町と、ごみ処理広域化の検討に係る会議を実施した。 *会議開催回数:6回	緩和	廃棄物対策課
	▶生活系ごみの適正処理の推進 ○ごみ焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設等において、生活系ごみを適正に処理した。	緩和	廃棄物対策課
	▶事業系ごみの適正処理の推進 ○事業系ごみの搬入検査や立入調査を実施するとともに、少量排出事業者制度の周知に努めた。 *搬入検査:3回、立入調査:9件	緩和	廃棄物対策課
	▶違法な不用品回収業者への対策 ○家庭用エアコン等のフロン類の適正な回収、処理のため、「家庭ごみの分け方・出し方」で無許可業者に対する注意喚起や、市民等からの通報による確認・指導を実施した。	緩和	廃棄物対策課
◇法令に基づく適正処理	▶特定建設資材のリサイクル推進 ○建設リサイクル法に関する全国一斉パトロール等における法の趣旨説明及び適正な分別等の指導を実施した。 *2023年度上半期パトロール:22件(うち指導及び助言4件) *2023年度下半期パトロール:36件(うち指導及び助言5件)	緩和	住宅政策課
	▶環境美化の推進 ○ごみ集積所の適正管理や地域の環境衛生の向上等を推進するため、地域の環境美化のリーダーとして活動する環境美化推進員に対し、研修会開催や活動費補助などの支援を行った。 ○環境美化推進大会を開催し、環境美化に関し、顕著な功績のあった団体・個人の表彰を行った。 ○環境衛生週間に合わせ、小・中学生を対象にポスター・標語の募集を行い、優秀作品を展示した。標語についてはのぼり旗にして市内各所に掲げ、環境美化の啓発に努めた。 *応募数:計1,741点(ポスター231点、標語1,510点)	—	廃棄物対策課
	▶ごみポイ捨て防止運動の推進 ○市内中心市街地のポイ捨てごみ回収を行う「統一美化キャンペーン」を実施した。 ○不法投棄防止のため、不法投棄監視員による定期巡回や不法投棄監視及び廃棄物回収分別業務委託による回収作業を行った。	—	廃棄物対策課
◇環境衛生の向上	▶環境美化の推進 ○ごみ集積所の適正管理や地域の環境衛生の向上等を推進するため、地域の環境美化のリーダーとして活動する環境美化推進員に対し、研修会開催や活動費補助などの支援を行った。 ○環境美化推進大会を開催し、環境美化に関し、顕著な功績のあった団体・個人の表彰を行った。 ○環境衛生週間に合わせ、小・中学生を対象にポスター・標語の募集を行い、優秀作品を展示した。標語についてはのぼり旗にして市内各所に掲げ、環境美化の啓発に努めた。 *応募数:計1,741点(ポスター231点、標語1,510点)	—	廃棄物対策課
	▶ごみポイ捨て防止運動の推進 ○市内中心市街地のポイ捨てごみ回収を行う「統一美化キャンペーン」を実施した。 ○不法投棄防止のため、不法投棄監視員による定期巡回や不法投棄監視及び廃棄物回収分別業務委託による回収作業を行った。	—	廃棄物対策課

基本目標3 自然共生のまち【自然環境】

施策の方向4 自然環境の保全



指標名	現状値	2023年度目標	2023年度実績	最終目標 (2031年度)	担当課
間伐実施面積(年間)	25.49ha／年 (2016~2020年度平均)	30ha／年	27.28ha／年	×	30ha／年 農と食のまちづくり課
【原因または対策】 現在、三島市内では、林業事業体による森林経営が3つの事業体により実施されているが、そのうち1つの事業体で、令和5年の間伐実績がなかったため、目標値を大きく下回った。森林環境譲与税を財源とした、森林經營管理制度による間伐事業(委託)は予定どおり実施されたが、間伐面積は6haほどであり、目標達成は事業体の施業によるところが大きい。					

取組内容

① 動植物

取組名	具体的な取組名		担当課
	取組実績		
◆動植物の保全	▶特定外来生物対策	適応／生物	環境政策課
○市民から特定外来生物及び重点対策外来種の目撃情報を受け、現地確認、土地の所有者に除去するよう指導した。 *件数:5件 植物…オオキンケイギク(2件)、トウネズミモチ(1件) 魚類…カダヤシ(1件) 鳥類…ソウシチョウ(1件) ○オオキンケイギクの駆除方法を加える等、三島市ホームページを更新した。			
	▶名木・巨樹の保護・保存事業(ふるさと保存木)	生物	みどりと水のまちづくり課
	○先人から伝えられてきた、ふるさとの貴重な財産である巨樹・名木を保護するため、保存木として指定している。 *指定本数:41本(2023年度新規登録:0本)		
	▶「ふるさとの緑保全基金」を活用した貴重な樹林地や巨樹等の保全・管理	生物	みどりと水のまちづくり課
	○市民からの寄付金を『貴重なふるさとの緑』の保全事業の費用に充てるため、積立を行った。 *積立額:1,700,785円(運用利子3,722円含む)、積立現在高:20,366,588円		
	▶特定植物群落や天然記念物の保護・管理の支援	生物	各課
	○市指定天然記念物である中のカシリについて、維持管理を行った。 ○国指定史跡箱根旧街道の松並木について、維持管理のための薬剤の注入や散布を行った。		文化財課
	○年間を通じての庭園樹木整枝剪定業務を業者に委託し、整備を行った。		楽寿園
	▶有害鳥獣対策	適応／生物	農と食のまちづくり課
	【再掲:基本目標1-施策の方向2-①-◇農業・林業の振興、鳥獣害対策の推進】		
	▶鳥獣保護区の保護及び野生鳥獣対策の推進	生物	農と食のまちづくり課
	○鳥獣保護管理法に基づき、鳥獣保護管理員と適宜、情報交換やパトロールを実施した。		
	▶希少種や貴重種等の保護の推進	生物	環境政策課
	○大規模な開発行為や土地利用申請があった際は、申請者に現存する動植物や種の保存について調査するよう指導している。		

② 河川・水資源

取組名	具体的な取組名		担当課
	取組実績		
△河川・水資源の保全	▶定期的な河川水質調査の実施	適応／生物	環境政策課
	【再掲:基本目標1-施策の方向2-①-◇水環境・水資源の保全】		
	▶環境測定推進事業(地下水)	生物	環境政策課
	【再掲:基本目標1-施策の方向2-①-◇水環境・水資源の保全】		
	▶河川等環境監視モニターによる監視	適応／生物	環境政策課
	【再掲:基本目標1-施策の方向2-①-◇水環境・水資源の保全】		
	▶黄瀬川地域地下水利用対策協議会事業	適応／生物	みどりと水のまちづくり課
	【再掲:基本目標1-施策の方向2-①-◇水環境・水資源の保全】		
	▶湧水や地下水の保全に関する啓発活動	適応／生物	みどりと水のまちづくり課
	【再掲:基本目標1-施策の方向2-①-◇水環境・水資源の保全】		
	▶水環境デジタルによる監視	適応／生物	みどりと水のまちづくり課
	【再掲:基本目標1-施策の方向2-①-◇水環境・水資源の保全】		
	▶水辺の緑地等環境管理事業	緩和／生物	みどりと水のまちづくり課
	○自然にふれあえる場所を市民に提供するため、水辺の緑地の適正管理を行った。 ＊大場川堤防敷・源兵衛川遊歩道樹木管理:上木弱剪定、低木刈込、除草作業ほか ＊源兵衛川、大場川、清住緑地環境管理:清掃作業、除草作業ほか		
	▶雨水浸透・貯留施設設置費補助事業、節水コマの無償配布	適応／生物	みどりと水のまちづくり課
	【再掲:基本目標1-施策の方向2-①-◇水循環・水資源の保全】		
	▶普通河川の整備改修	適応	土木課
	【再掲:基本目標1-施策の方向2-①-◆自然災害対策の推進】		
	▶河川、調整池及び雨水貯留施設の堆積土砂の浚渫	適応	土木課
	【再掲:基本目標1-施策の方向2-①-◆自然災害対策の推進】		
	▶老朽管布設替及び漏水調査事業	適応	水道課
	【再掲:基本目標1-施策の方向2-①-◇水循環・水資源の保全】		
	▶浄水場井戸水位の監視及び水質検査の実施	適応	水道課
	【再掲:基本目標1-施策の方向2-①-◇水循環・水資源の保全】		
	▶浄水量及び揚水量の記録	適応	水道課
	【再掲:基本目標1-施策の方向2-①-◇水循環・水資源の保全】		
	▶大溝川から松毛川にかけての遊歩道やポケットパーク、修景等の整備の推進	生物	農と食のまちづくり課
	○農業水利施設の保全、環境・景観形成等を図るため、県営事業にてポケットパーク2か所の整備を行った。		

③ 森林・農地・里地里山の保全

取組名	具体的な取組名		担当課
	取組実績		
◆森林の保全	▶放置竹林対策事業	生物	農と食のまちづくり課
	○自然生態系への影響や森林の公益的機能低下が懸念されている放置竹林の整備のため、竹破碎機の講習会や貸し出しにより市民の意識向上を図った。		
	▶流域特性に応じた森林の整備・保全	緩和／生物	農と食のまちづくり課
	【再掲:基本目標1-施策の方向2-①-◇農業・林業の振興、鳥獣害対策の推進】		
	▶ナラ枯れの現況調査や対策の実施	生物	農と食のまちづくり課
	○枯損木等の支障木撤去作業を委託にて実施した。		
	▶森林の整備・保全に必要な林道施設の整備	生物	農と食のまちづくり課
◇農地の保全	【再掲:基本目標1-施策の方向2-①-◇農業・林業の振興、鳥獣害対策の推進】		
	▶農振計画変更と農地流動化推進事業	生物	農と食のまちづくり課
	○離作料の心配がなく農地を貸出す事業で、当事業により遊休農地の有効利用を図り、中核的農家に農地の集積を行い、規模拡大等により農業経営の安定を図った。		
	▶畑作圃場土壤保全事業(補助)	生物	農と食のまちづくり課
	○畑の表層度を重機により深耕し、土壤の生産性を向上させた生産者に対して、当該費用の一部を補助した。 *補助対象件数:6件、(1.7ha)、補助金額:385,412円		
	▶多面的機能支払対策事業	生物	農と食のまちづくり課
	○農地、農業用水等の資源や農村環境の保全と質的向上を図るとともに、梅名・安久・三ツ谷地区の地域活動の推進等を図った。 *交付金額:計3,188,660円		
◇農地の保全	▶認定農業者育成事業	生物	農と食のまちづくり課
	○認定農業者に必要な経営改善支援を行い、効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図った。 *実施経営体数:22経営体 *認定農業者数:102人		
	▶新規就農者支援事業	生物	農と食のまちづくり課
	○2023年度は1経営体の青年等就農計画を認定(変更)した。		
	▶耕作放棄地解消総合対策事業	生物	農と食のまちづくり課
	○雑草が繁茂し病害虫の発生の原因になる等、近隣耕作地へ悪影響を及ぼし、農地の集団利用の妨げとなっている耕作放棄地を再生した。 *耕作放棄地再生面積:90.4a *補助件数:3件、補助金額:825,524円		
	▶地域農政地産地消推進事業	緩和／生物	農と食のまちづくり課
	○園児・児童を対象とした農業体験や学校給食への甘藷提供、及び民間企業と共同で甘藷スイーツを開発する等、地産地消の考えを広めた。 *補助件数:部農会1、営農団体4		
	▶環境保全型農業推進事業	生物	農と食のまちづくり課
	○有機農業に取り組んだ生産者、環境に配慮した資材や肥料等購入、廃プラスチックの処理等、環境保全に配慮した生産者を各種補助事業にて支援した。 *補助金額2,250,000円、利用者:112人(対象資材:45品目) ○有機農業の普及のため、講習会や有機農業祭を開催した。		
	▶農商工連携・6次産業化事業	緩和／生物	商工観光まちづくり課
	○農畜産物等の地域資源を生かした新商品・新サービス等を開発、提供する事業の経費の一部を補助した。 *補助件数:3件、交付金額:1,182,000円		

③ 森林・農地・里地里山の保全

取組名	具体的な取組名		担当課
	取組実績		
◇里地里山の保全	▶山田川自然の里等の運営・管理業務	生物	農と食のまちづくり課
	○山田川流域の自然を活かし、放棄されていた田畠、森林、竹林を整備し 2009 年 3 月に「山田川自然の里」として開園し、有機農法による農業体験の実施や遊歩道での散策を楽しんでもらうため、市民農園等の維持管理業務を行った。 * 市民農園契約者数:64 人 3 福祉団体、営農ヘルパー農園契約者数:5 人 * 山田川自然の里管理業務委託費:1,854,520 円		
	▶山田川自然の里、佐野体験農園における市民農園等の維持管理の実施	生物	農と食のまちづくり課
	○山田川自然の里及び佐野体験農園の区画の貸出し及び維持管理を行った。 * 山田川自然の里:67 区画 * 佐野体験農園:90 区画		
	▶里山体験等ができる場所の整備、イベントの告知、里山紹介の冊子等の作成	生物	農と食のまちづくり課
	○広報みしまや市ホームページでイベントについて告知したほか、山田川自然の里の管理棟に散策マップを配架した。		

基本目標4 健康で安心なまち【生活環境】 施策の方向5 健全な生活環境の推進



指標名	現状値	2023年度目標	2023年度実績	最終目標 (2031年度)	担当課
大気・水質などの環境基準の達成率	90% (2020年度実績)	92%	93.2%	○ 100%	環境政策課

取組内容

① 大気・音・水・土壤

取組名	具体的な取組名		担当課
	取組実績		
◆大気汚染・騒音・におい対策の推進	▶環境測定推進事業(大気) ○市内4か所の大気測定期局で常時監視を実施した。 ＊徳倉幼稚園、中郷文化プラザ、三島市役所、三島自動車排気ガス測定期局(三島市役所と三島自動車排気ガス測定期局は県が管理) ＊測定物質:二酸化硫黄、一酸化炭素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、微小粒子状物質 ＊過去の測定結果から環境基準を達成していることから、測定期局が減少しても問題ないと総合的に判断し、徳倉幼稚園の測定機器を中郷文化プラザに移し、令和6年3月に測定期局を統合した。	—	環境政策課
	▶PM2.5 対策 ○県から注意喚起情報が発表された場合、迅速に市民や学校等施設へ情報提供するため、メール及びSNSによる周知が行えるよう、体制を整えた。 ＊2023年度の発表回数:0回	—	環境政策課
	▶光化学オキシダント対策 【再掲:基本目標1-施策の方向2-①-◇熱中症・感染症対策の推進】	—	環境政策課
	▶大気汚染発生源への立入調査 ○苦情や相談等により大気汚染や粉じんの発生が確認された場合に、発生源への立入調査及び指導を行った。 ＊苦情件数:6件 ○法、条例に基づく県東部健康福祉センターによる立入調査に同行し、粉じん等発生施設のチェックを実施した。 ＊調査件数:2件	—	環境政策課
	▶環境測定推進事業(騒音・振動) ○市道2か所で自動車騒音調査を実施した。 ＊調査箇所:市道南二日町中島線、市道祇園原線 ○市内37か所で午前・午後に環境騒音調査を実施した。 ＊主な音源:自動車、野鳥、生活音	—	環境政策課
	▶野焼き苦情等に伴う発生源への指導 ○苦情や相談等により大気汚染や悪臭の発生が確認された場合に、発生源への立入調査及び指導を行った。 ＊苦情件数:8件	—	環境政策課
	▶悪臭苦情等に伴う発生源への指導 ○苦情や相談等により悪臭の発生が確認された場合に、発生源に対する指導を行った。 ＊苦情件数:12件	—	環境政策課

① 大気・音・水・土壤			
取組名	具体的な取組名		担当課
	取組実績		
◆大気汚染・騒音・におい対策の推進	▶騒音・振動苦情等に伴う発生源への指導	—	環境政策課
	○苦情等により騒音・振動の発生が確認された場合、発生源への立入調査及び指導を行った。 ＊苦情件数：騒音 11 件、振動 1 件		
	▶終末処理場維持管理事業(悪臭)	—	下水道課 (浄化センター)
	○敷地境界での臭気測定を行った結果、規制基準値より低い値であった。また、臭気の日常点検でも異常はなかった。 ＊臭気測定実施日：8月 17 日		
	▶家畜舎一斉消毒薬剤購入事業	—	農と食のまちづくり課
	○畜舎の衛生環境を保ち、家畜防疫と畜産公害の防止を図るため、4 月～6 月のハエ・蚊の発生する時期に生産者の家畜舎一斉消毒薬購入事業を実施した。 ＊対象生産者：11 名		
◆水・土壤保全	▶定期的な河川水質調査の実施	適応／生物	環境政策課
	【再掲：基本目標 1-施策の方向 2-①-◇水環境・水資源の保全】		
	【再掲：基本目標 3-施策の方向 4-②-◇河川・水資源の保全】		
	▶環境測定推進事業(地下水)	生物	環境政策課
	【再掲：基本目標 1-施策の方向 2-①-◇水環境・水資源の保全】		
	【再掲：基本目標 3-施策の方向 4-②-◇河川・水資源の保全】		
	▶河川等環境監視モニターによる監視	適応／生物	環境政策課
	【再掲：基本目標 1-施策の方向 2-①-◇水環境・水資源の保全】		
	【再掲：基本目標 3-施策の方向 4-②-◇河川・水資源の保全】		
	▶水質汚濁発生源への立入調査	適応／生物	環境政策課
	○苦情等により水質汚濁の発生が確認された場合に、発生源への立入調査及び指導を行った。 ＊苦情件数：4 件		
	○法、条例に基づく県東部健康福祉センターによる立入調査に同行し、排水処理施設等のチェックを実施した。 ＊調査件数：9 件		
	▶北沢亜鉛工場跡地の環境改善の推進	—	環境政策課
	○年 4 回、放流水 1 地点、農業用水 3 地点、地下水 1 地点に対し、水質調査を実施した。		
◆水・土壤保全	▶公共下水道整備事業(単独公共、流域関連、特定環境保全)	生物	下水道課
	○公共用水域の保全や住環境の改善を目的に、徳倉污水幹線枝線等の整備を実施した。 ＊布設管延長 2,492.6m、整備面積 5.51ha		
	○2023 年度末公共下水道整備状況は、処理区域内人口 90,065 人であり、普及率 85.3% となった。		
	▶水洗便所改造等資金融資斡旋利子補給金補助事業	—	下水道課
	○既設の汲み取り便所等を水洗便所等に改善するために資金を必要とする方に対し、資金の融資あっせん及び利子補給を行うことにより、水洗化を推進した。 ＊2023 年度あっせん件数：0 件、利子補給：11,922 円		
	▶水洗化指導による普及促進事業	生物	下水道課
	○下水道による汚水処理の水洗化を促進するため、2023 年 4 月から公共下水道が供用開始された壱町田、若松町、大場外 9 地域(各地域の一部)の未接続世帯(集合住宅及び貸店舗を除く)と既に供用開始されている地域の未接続世帯のうち 350 件に対して水洗化指導訪問を行った。 ＊排水設備検査件数：446 件		
	▶合併処理浄化槽設置事業費補助	生物	生活排水対策室
	○生活雑排水等による公共用水域の水質汚濁防止対策として合併処理浄化槽設置事業を推進し、設置費の一部を補助した。 ＊補助件数：23 件		

① 大気・音・水・土壤

取組名	具体的な取組名						担当課																														
	取組実績																																				
◆水・土壤保全	▶衛生プラント管理運営事業						生物 生活排水対策室																														
	○放流水質を SS、BOD に関して月1回測定した。 * 平均値 SS:287.0mg/L、BOD:134.4mg/L * 下水道排除基準 SS:600mg/L、BOD:600mg/L * し尿・浄化槽汚泥収集世帯、人口の状況																																				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">清掃区分</th><th colspan="2">収集区分</th><th colspan="2">比率(%)</th><th colspan="2">収集量(kL)</th><th rowspan="2">備考</th></tr> <tr> <th>世帯</th><th>人口</th><th>世帯</th><th>人口</th><th>年間</th><th>月平均</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生し尿</td><td>105</td><td>164</td><td>0.21</td><td>0.16</td><td>289</td><td>24.1</td><td>全世帯 49,949 世帯</td></tr> <tr> <td>浄化槽汚泥</td><td>10,055</td><td>21,507</td><td>20.13</td><td>20.38</td><td>12,357</td><td>1,029.8</td><td>全人口 105,552 人</td></tr> </tbody> </table>								清掃区分	収集区分		比率(%)		収集量(kL)		備考	世帯	人口	世帯	人口	年間	月平均	生し尿	105	164	0.21	0.16	289	24.1	全世帯 49,949 世帯	浄化槽汚泥	10,055	21,507	20.13	20.38	12,357	1,029.8
清掃区分	収集区分		比率(%)		収集量(kL)		備考																														
	世帯	人口	世帯	人口	年間	月平均																															
生し尿	105	164	0.21	0.16	289	24.1	全世帯 49,949 世帯																														
浄化槽汚泥	10,055	21,507	20.13	20.38	12,357	1,029.8	全人口 105,552 人																														
※住民基本台帳 2024.3.31																																					
▶終末処理場施設整備及び維持管理事業						—	下水道課 (浄化センター)																														
○下水道放流水質を SS、BOD に関して月4回測定した。 * 平均値 SS:1.2mg/L、BOD:1.7mg/L * 法基準値 SS:40mg/L、BOD:20mg/L * 自主基準値 SS:30mg/L、BOD:15mg/L * 污水処理状況(単位:m³)																																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th><th colspan="6">2023</th><th rowspan="2">合計</th></tr> <tr> <th>4月</th><th>5月</th><th>6月</th><th>7月</th><th>8月</th><th>9月</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>流入汚水量</td><td>616,860</td><td>696,520</td><td>959,000</td><td>875,590</td><td>868,020</td><td>745,660</td><td></td></tr> <tr> <td>平均汚水量</td><td>20,562</td><td>22,468</td><td>31,966</td><td>28,244</td><td>28,000</td><td>24,855</td><td></td></tr> </tbody> </table>									2023						合計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	流入汚水量	616,860	696,520	959,000	875,590	868,020	745,660		平均汚水量	20,562	22,468	31,966	28,244	28,000	24,855	
	2023						合計																														
	4月	5月	6月	7月	8月	9月																															
流入汚水量	616,860	696,520	959,000	875,590	868,020	745,660																															
平均汚水量	20,562	22,468	31,966	28,244	28,000	24,855																															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">10月</th><th colspan="2">2023</th><th colspan="3">2024</th><th rowspan="2">合計</th></tr> <tr> <th>11月</th><th>12月</th><th>1月</th><th>2月</th><th>3月</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>715,790</td><td>643,880</td><td>648,480</td><td>631,350</td><td>596,160</td><td>665,570</td><td>8,662,880</td></tr> <tr> <td>23,090</td><td>21,462</td><td>20,918</td><td>20,366</td><td>21,291</td><td>21,470</td><td>23,734</td></tr> </tbody> </table>								10月	2023		2024			合計	11月	12月	1月	2月	3月	715,790	643,880	648,480	631,350	596,160	665,570	8,662,880	23,090	21,462	20,918	20,366	21,291	21,470	23,734				
10月	2023		2024			合計																															
	11月	12月	1月	2月	3月																																
715,790	643,880	648,480	631,350	596,160	665,570	8,662,880																															
23,090	21,462	20,918	20,366	21,291	21,470	23,734																															
◇有害物質対策の推進	▶環境測定推進事業(ダイオキシン類・大気2箇所)						—	環境政策課																													
	○年2回、市内2か所の大気測定期局でダイオキシン類(大気)の調査を実施した。 * 調査結果:徳倉幼稚園 0.0082pg-TEQ/m³、中郷文化プラザ 0.012pg-TEQ/m³ (環境基準:0.6pg-TEQ/m³)																																				
	▶環境測定推進事業(外因性内分泌かく乱化学物質)						—	環境政策課																													
	○年2回、河川水1地点の外因性内分泌搅乱化学物質について調査した。 * 調査結果:過去に環境省及び静岡県が実施した調査結果(重点濃度)以下																																				
	▶放射線量濃度測定事業						—	環境政策課																													
	○放射線量濃度の測定は、東日本大震災の福島第一原子力発電所の事故を契機に開始したが、測定結果は測定を開始した平成24年度から10年以上、自然界にもともと存在する放射線によるものであり、事故に起因する放射性物質の影響はなくなったと判断し調査を終了した。																																				
	▶ダイオキシン対策事業(清掃センター焼却炉の排ガス測定)の実施						—	廃棄物対策課																													
	○焼却炉A系、B系のダイオキシン類調査を実施し、問題がないことを確認した。 * 測定結果:A系炉 0.23ng-TEQ/m³ B系炉 0.50ng-TEQ/m³(法基準値は 5.0ng-TEQ/m³)																																				
	▶アスベスト対策及びホルムアルデヒド、VOCの測定						—	住宅政策課																													
	○建設リサイクル法届出書の受理及び経由時におけるアスベストの有無及び有害物質等の状況の確認を行った。 * 2023年度建設リサイクル法届出:246件 * 2023年度建設リサイクル法通知:99件																																				

① 大気・音・水・土壌

取組名	具体的な取組名		担当課
	取組実績		
◇規制・法令遵守	▶化学物質流失等に伴う発生源への立入調査	—	環境政策課
	○化学物質の流出事故が発生時、環境汚染を最小限に留めるべく、静岡県等の関係機関と連携し、立入調査を実施したのち、発生源へ指導した。 *発生件数:2件		
	▶アスベスト対策及びホルムアルデヒド、VOC の測定	—	住宅政策課
【再掲: 基本目標 4-施策の方向 5-①-◇有害物質対策の推進】			

② 生活型公害

取組名	具体的な取組名		担当課
	取組実績		
◇生活型公害対策の推進	▶ダイオキシン類発生源への立入調査	—	環境政策課
	○苦情や相談等により、焼却施設等の運転に異常が確認された場合に、発生源への立入調査及び維持管理等のチェックを実施している。 *調査件数:0件		
	○法、条例に基づく県東部健康福祉センターによる立入調査に同行し、焼却施設等のチェックを実施した。 *調査件数:2件		
	○「静岡県ダイオキシン類調査測定計画」に基づく県衛生科学研究所による立入調査に同行し、土壤のチェックを実施した。 *調査件数:1件		
	▶事業場の屋外焼却炉焼却行為の指導	—	環境政策課
	○事業場における焼却炉、焼却行為の苦情に対し、現地に出向き、焼却禁止等の指導を行った。 *指導件数:2件		
	▶大気汚染・悪臭の発生源の調査・指導	—	環境政策課
	○苦情や相談等により大気汚染や悪臭の発生が確認された場合に、発生源への立入調査及び指導を行った。 *調査件数:26件		
	▶路上喫煙防止の推進	—	環境政策課
	○路上喫煙や望まない受動喫煙を防止するため、楽寿園喫煙所の整備を行った。 ○路上喫煙に関する三島市ホームページを分かりやすい内容に更新し、周知・啓発を行った。		

基本目標5 快適で安心なまち【都市環境】

施策の方向6 快適で良好なまちづくりの推進



指標名	現状値	2023年度目標	2023年度実績	最終目標 (2031年度)	担当課
美しい景観(都市・自然・歴史)の保全・形成に対する市民満足度	53.1% (2020年度実績)	51%	67.4%	○ 60%	都市計画課
バスなどの公共交通の充実に関する市民満足度	24.8% (2020年度実績)	26.5%	38.2%	○ 30%以上	地域協働・安全課

取組内容

① 景観・歴史・文化

取組名	具体的な取組名	担当課	
	取組実績		
◆景観の保全と活用	▶駐輪対策事業 ○三島駅北口、南口、広小路 3 か所の有料自転車等駐車場の管理運営を行い、自転車等駐車場の利便性向上を図った。 ○駐輪街頭指導を実施するとともに、放置禁止区域における放置自転車の撤去を実施し、放置自転車の一掃に努めた。 * 2023年度放置率(警告台数/(駐輪場利用台数+警告台数)) : 0.1%	—	地域協働・安全課
	▶三島市景観賞の表彰 ○3年に一度、過去 10 年以内に創造・再生された市内に存在する景観形成に寄与する民間の建築物等のほか、景観形成に功績があると認められる活動を行った個人または団体の表彰を行う。 * 3年に 1 度の開催だったが、候補の件数が少ないので、開催時期について検討することになった。	—	都市計画課
	▶景観形成施策事業 【指定地区内景観形成助成事業】 ○景観重点整備地区内で行う景観の形成に寄与すると認められる事業で、その内容が地区景観形成基準に適合している場合、その行為をする者に対し補助金を交付した。 * 2023年度補助金交付件数:2 件	—	都市計画課
	▶景観形成施策事業 【眺望地点の指定・整備事業、景観重要建造物・景観重要樹木等の指定】 ○三島らしい景観の整備・保全を図るため、「白滝公園・桜川地区」をはじめとした市内7か所の景観重点整備地区内における建築行為等について、景観条例に基づく届出による誘導を行った。(景観重点整備地区内建築行為等の届出) * 2023年度件数:9 件 ○景観の形成に影響を及ぼす大規模な建築行為等について、景観法に基づく届出による規制・誘導を行った。(景観計画区域内行為の届出) * 2023年度件数:3 件	—	都市計画課
	▶屋外広告物対策事業 ○屋外広告物の掲出に関して適切な規制・誘導を図り、美観風致を維持し、公衆に対する危害を防止するため、簡易違反広告物撤去・指導を行った。	—	都市計画課

① 景観・歴史・文化			
取組名	具体的な取組名	担当課	
	取組実績		
	<p>▶指定文化財等保護事業</p> <p>○国指定史跡山中城跡の張芝の手入れや雑木・雑草の除去、樹木の刈込み等日常の維持管理業務の充実に努めた。</p> <p>* 山中城跡は 2019 年 10 月の台風 19 号及び 2021 年 7 月の長雨により障子掘の法面崩落等が発生したため、排水路の新規整備等を行った。</p> <p>○国指定史跡箱根旧街道の下刈りや松並木の保護・保存、石畳遊歩道の維持管理業務に努めた。</p> <p>○県指定史跡向山古墳群を整備し、2013 年に史跡公園として開園した。また、2016 年に県追加指定された第 16 号墳を保護・保存するための下草刈りを実施し、遺跡の維持保全を図った。</p> <p>▶郷土資料館事業</p> <p>○三島のくらし体験学習室と三島の成り立ち体験学習室の常設展を行った。</p> <p>○2023 年度は 4 本の企画展を開催した。</p> <p>* 特別展「150 年後の国宝候補」2023.4.29～7.5</p> <p>* 「学校の美術品展 part1」2023.7.1～10.1</p> <p>* 「三島宿へようこそ」2023.10.28～2024.2.18</p> <p>* パネル展「三島の村々ー旧村の歴史ー」2024.3.9～5.12</p> <p>○郷土教室やボランティア養成講座等の講座を実施した。</p> <p>* 郷土教室 16 回(700 人)</p> <p>○団体見学の受入れを行った。</p> <p>* 団体数:21 団体(965 人)</p> <p>○地域資料の保存・継承に関わる周知活動を行った。</p> <p>* 企画展「三島宿へようこそ」関連講演会 参加者 57 人</p> <p>○地域資料の調査を実施した。</p> <p>* 調査資料:民間所在資料 2 件、学校所在資料 2 校</p>	生物	文化財課
◇歴史・文化の保護と活用		—	文化財課

② 緑化・交通・防災

取組名	具体的な取組名 取組実績	担当課	
		緩和	都市計画課
◇計画的なまちづくりの推進	▶三島市都市計画マスターplanの策定 ○都市計画法第18条の2の規定に基づき、市の総合計画や国土利用計画に即し、「三島市全域に係る都市計画の基本方針」を定め、個別具体的な都市計画決定や都市政策は、このマスターplanに沿って推進している。2021年度に第5次三島市総合計画策定に伴い、第3次三島市都市計画マスターplanを策定した。	緩和	都市計画課
	▶コンパクト・プラス・ネットワークの考えに基づく都市政策の推進 ○人口減少や高齢化、市街地の拡散等の都市が抱える問題に対応するため、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地の充実に関する包括的なマスターplanである「立地適正化計画」を策定し、旧市街地と中心市街地を有効に連携させた拠点ネットワーク型コンパクトシティの形成に向け、2019年度より運用を始めた。 *2023年度住宅に関する届出(居住誘導区域外における住宅開発の動向を把握するため):3件 *2023年度誘導施設に関する届出(都市機能誘導区域外における誘導施設の整備の動向を把握するため):0件	緩和	都市計画課
	▶緑のカーテン普及事業 【再掲: 基本目標1-施策の方向2-①-◇産業・経済活動の振興、市民生活・都市生活の保全】	緩和／適応／生物	環境政策課
	▶公園緑地管理業務事業 ○市内の公園・緑地等について、除草、樹木の剪定、害虫駆除、施設の点検修繕等を委託により実施した。 ○市民や観光客に水辺空間の素晴らしさややすらぎのある空間を提供するとともに、湧水の大切さを啓発した。 ▶屋上緑化推進事業(屋上・壁面緑化) ○街中の緑化推進のため、屋上・壁面緑化者に対し、補助金を交付する。 *実施件数:0件 ▶みどりと花いっぱい運動推進事業 ○記念樹配布及び苗木・草花苗の植栽を実施した。 *記念樹配布本数:127本、苗木配布本数:372本、草花苗植栽本数:170,358本 ○花壇コンクールを実施した。	緩和／生物	みどりと水のまちづくり課
◇公園の整備・緑化の推進	審査日 4月11日～13日	参加者	
		学校の部 39件	団体の部 16件
		個人の部 13件	合計 68件
	○地域花壇、企業花壇への支援及び公共花壇への植栽を実施した。		
	区分 地域花壇 企業花壇 公共花壇	件数 96件 20件 27件	
	▶遊休地・休閑地対策事業 ○谷田幸原線花街道等管理のため、除草作業ほか、公共花壇花苗の植替を行った。 ○空き地の適切な管理を指導するとともに、空き地を地域住民のコミュニティの場として借り受け、開放整備した。	緩和	みどりと水のまちづくり課
	▶生垣づくり奨励事業 【再掲: 基本目標1-施策の方向2-①-◇産業・経済活動の振興、市民生活・都市生活の保全】	緩和／適応／生物	みどりと水のまちづくり課
	▶街の森保全整備事業 ○街の森保全公園を楽寿園用地と一体とするための整備を行い、2022年7月に「緒明記念の森」と命名し楽寿園に編入した。	緩和	楽寿園

② 緑化・交通・防災

取組名	具体的な取組名 取組実績	担当課	
		緩和	こども保育課
◇公園の整備・緑化の推進	<p>▶幼稚園園庭の芝生の管理</p> <p>○園児が園庭で安全に活動できるようにするため、2012年度から2018年度までの間に市立幼稚園8園の園庭を芝生化した。その結果として、夏における地表面の温度が下がり、熱中症等による体調の不具合を起こす園児の減少や、怪我の症状の軽減等の効果が現れている。</p> <p>○市立幼稚園8園の園庭の芝生の維持管理を保護者等の協力を得て行った。</p> <p>* 実施園: 東幼稚園、南幼稚園、北幼稚園、松本幼稚園、大場幼稚園、旭ヶ丘幼稚園、沢地幼稚園、坂幼稚園</p>	緩和	こども保育課
	<p>▶緑道育成事業</p> <p>○街路樹の適正管理を行った。</p> <p>* 東地区、西・南地区、北上地区、錦田地区街路樹管理: 上木弱剪定、低木刈込、抜取除草、薬剤散布ほか</p>	緩和／生物	みどりと水のまちづくり課
◇道路の整備・管理	<p>▶道路新設改良・歩道新設事業</p> <p>○道路拡幅改良事業により、安全で交通の利便に配慮した道づくりを目指すため、用地調査・用地復元・測量委託及び道路拡幅工事、側溝・路肩の改良工事、さらに舗装新設打替え工事等を実施し、市道の整備を図った。</p> <p>* 分筆等登記委託: 2件</p> <p>* 測量設計等委託: 5件</p> <p>* 物件補償調査業務委託: 2件</p> <p>* 道路構造物点検業務委託: 1件</p> <p>* 道路改良工事: 5件(工事施工延長 259m)</p> <p>* 建設工事: 1件(工事施工延長 50m)</p> <p>* 舗装改良工事: 1件(工事施工延長 50m)</p> <p>* 舗装修繕工事: 2件(工事施工延長 973m)</p> <p>* 側溝改良工事: 3件(工事施工延長 300m)</p>	緩和	土木課
	<p>▶無電柱化事業</p> <p>○「市道愛染院祇園線ほか1路線無電柱化事業」では、無電柱化に支障となる地中埋設物の移設について、関係機関と調整を行った。</p> <p>○県が施行する(主)三島停車場線(一番町工区)の電線共同工事業に伴う歩道工事における費用負担に係る基本協定を締結するにあたり、静岡県と協議し方針を定めた。</p> <p>○「県が施行する(主)三島裾野線(中央町工区)無電柱化に合わせた修景整備」では、県道を占用している施設の修景計画について、施設所有者と調整を行った。</p>	緩和	都市整備課
	<p>▶三島駅北口周辺街路建設事業(三島駅北口線、下土狩文教線)</p> <p>○道路改良工事、信号機設置工を行った。</p> <p>* 施工延長: 646m(三島駅北口線)</p> <p>* 信号機設置工: 1式(下土狩文教線)</p>	緩和	都市整備課
	<p>▶谷田幸原線建設事業(市道徳倉文教線～市道幸原富士ビレッジ線の整備事業)</p> <p>○交差点改良工事、側溝工事を行った。</p> <p>* 施工延長: 480.45m</p>	緩和	都市整備課

② 緑化・交通・防災

取組名	具体的な取組名		担当課
	取組実績		
◆公共交通の維持向上と利用促進	▶交通対策事業(コミュニティバスの利用促進)	緩和	地域協働・安全課
	○広報みしまでの啓発を行った。 ○自主運行バスのチラシや、公共交通マップを作製・配布した。 ○三島駅でのデジタルサイネージの運用を行った。 ○70歳以上の高齢者に向け、高齢者バス等利用助成券を配布した。 ○70歳以上の免許返納者を対象に10,000円分の公共交通機関で利用できる助成券を配布した。		
	▶路線の見直し及び先進事例やICTの活用・導入に関する調査・研究の実施	緩和	地域協働・安全課
	○花のまち号の運行ダイヤを鉄道の発着時間に合わせるように微調整を行った。 ○玉沢線について、運行を取りやめていた総合病院経由の便を住民の希望により一部再開した。		
	▶三島市地域公共交通網形成計画に基づく、交通空白地域解消、利用促進策、路線維持、確保	緩和	各課
	○自動運転の実証実験を行った。 ○ふれあい号は新たに「安久」のバス停を設置した。 ○きたうえ号は千枚原地区へ路線を延伸し、利便性を高めた。 ○山田・小沢線の実証運行を精査するためアンケート調査を行った。		地域協働・安全課
	○地域公共交通ネットワークを形成し、持続可能な地域公共交通の確保・維持・改善を図るため、2018年度に策定した「三島市地域公共交通網形成計画」が2022年度に計画期間が終了となることから、新たに2020年の法改正の内容を反映した「三島市地域公共交通計画」を作成した。		都市計画課
	▶移動円滑化基本構想促進事業	緩和	都市計画課
	○高齢者や障がい者をはじめ誰もが安全で移動しやすいまちづくりを実現させるため、2009年度に策定した道路特定事業計画に基づき、道路管理者による事業実施について進捗調査を行った。 ※箇所数による進捗率:100%		
	○三島市移動等円滑化基本構想に基づき、こころのバリアフリーの推進を図るために啓蒙活動の一環として、東小学校でバリアフリー教室を開催した。		
◇自然災害対策の推進	▶普通河川の整備改修	適応	土木課
	【再掲:基本目標1-施策の方向2-①-◆自然災害対策の推進】		
	【再掲:基本目標3-施策の方向4-②-◇河川・水資源の保全】		
	▶河川、調整池及び雨水貯留施設の堆積土砂の浚渫	適応	土木課
	【再掲:基本目標1-施策の方向2-①-◆自然災害対策の推進】		
	【再掲:基本目標3-施策の方向4-②-◇河川・水資源の保全】		
	▶トンネル、橋梁等の定期点検及び修繕	適応	土木課
	【再掲:基本目標1-施策の方向2-①-◆自然災害対策の推進】		
	▶強風等による倒木等の被害に対する随時パトロールの実施と障害物の撤去	適応	土木課
	【再掲:基本目標1-施策の方向2-①-◆自然災害対策の推進】		
	▶河川等監視装置の設置	適応	危機管理課
	【再掲:基本目標1-施策の方向2-①-◆自然災害対策の推進】		
	▶排水機場や排水路等の整備及び農地の湛水被害等の防止の推進	適応	農と食のまちづくり課
	【再掲:基本目標1-施策の方向2-①-◆自然災害対策の推進】		

基本目標6 環境教育と協働・共創まち【環境教育と協働・共創】

施策の方向7 環境教育と協働・共創の推進



指標名	現状値	2023年度目標	2023年度実績	最終目標 (2031年度)	担当課
小学生の環境学習・イベント等の参加率	10% (2019年度実績)	15%	15.8%	○ 30%	環境政策課

取組内容

① 環境教育(学習)

取組名	具体的な取組名		担当課
	取組実績		
◆環境教育の推進	▶ 河川水生生物観察会事業	生物	環境政策課
	○ 小学生親子を対象に身近な川に住む生き物を観察し、川の汚れ具合を調べた。 * 日時: 7月29日(土)、場所: 源兵衛川下流、参加者: 56人		
	▶ 小中学生環境リーダー育成事業	—	環境政策課
	○ 小学生及び中学生を対象に、環境について考えるきっかけづくりや、家庭や学校における環境保全活動の意欲増進を図るための環境体験学習等を実施した。 * 小学生: 環境学習イベント 5回 * 中学生: 環境講座 2回		
	▶ 幼児環境教育推進プロジェクト	—	環境政策課
	○ 幼児への環境教育・環境学習を推進するため、自然観察会等の園児参加型プログラムを実施するとともに、環境をテーマとする絵本を購入し、各園(16園)に配布した。 * 園児参加型プログラム実施回数: 18回		
	▶ 生物多様性に関する調査及び普及啓発	生物	環境政策課
	○ 過去の自然環境基礎調査や環境測定の結果を参考に、三島市に生息する動植物と環境について記載した環境読み本を作成した。		
	▶ ごみに関する出前講座の実施	緩和	廃棄物対策課
	○ 放課後児童クラブ、幼稚園、保育園、シニアクラブ等を対象に出前講座を実施した。 * 実施回数: 30回		
	▶ 楽寿園行事・イベント実施事業(野鳥観察会等)	生物	楽寿園
	○ 4月と2月に野鳥観察会を実施した。 ○ 6月と3月に植物観察会を実施した。		
	▶ 食育推進事業	—	健康づくり課
	○ 食に関する講話等のイベントにより食育啓発を行った。 * 幼稚園、小学校対象食育教室: 13回、629人 * 一般対象食育出前講座: 2回、109人 * 大人の食育教室: 2回、24人 ○ イベントにブース出展し、食育啓発を行った。 * 市民すこやかふれあいまつり、三島フードフェスティバル、子育て支援フェア ○ 「みしまおうちごはんの日」の啓発を行った。 * 啓発用シールの配布(幼・小): 12か所、530枚		

① 環境教育(学習)			
取組名	具体的な取組名	担当課	
	取組実績		
◆環境教育の推進	▶箱根の里事業	生物	箱根の里
	○箱根の里周辺の自然を活用して様々なイベントを実施した。 *箱根の里まつり:参加者 1,000 人 *チャレンジスクール:参加者 46 人(申込 83 人) *ミニミニ門松作り:参加者 35 組(申込 40 組) *チャレンジキャンプ:参加者 6 人(申込 8 人) *親子でキャンプ:参加者 14 人(申込 18 人) *春の自然観察会:参加者 21 人(申込 30 人) *秋の自然観察会:参加者 11 人(申込 30 人) *星を見る会:参加者 51 人(申込 51 人) *キャンプ場一般開放:利用者 186 人		
	▶幼稚園・保育園における環境教育の推進	—	各幼稚園・保育園
	○各幼稚園・保育園において、環境教育を行った。 <主な取組> *牛乳パックやトイレットペーパーの芯などの廃材を使用した制作を行った。 *『子ども教材室』を設置し、空き箱・空き容器等の再利用を推進した。 *ごみの分別や節電、節水等について指導を行った。		
	▶小中学校における環境教育の推進	—	各小中学校
	○各小中学校において、環境教育を行った。 <主な取組> *生徒が主体となって古紙回収、アルミ缶、牛乳パックの回収を行った。 *学校農園での野菜栽培を行い、地産地消に努めた。 *緑の募金活動や植樹活動等を行った。 *委員会等を中心に花壇の整備等を行った。 *外部講師による環境教育(沢地川の生態調査等)を実施し、環境保全の重要性について認識を図った。 *全校生徒で大場川クリーン作戦を実施し、ごみ拾いを行った。 *SDGsについて総合学習の時間に学習した。		
	▶小中学校給食への地場野菜等の使用	—	学校教育課
	○小中学校における食育の一環として、また地域内産品の生産・流通・消費を学教材として、学校給食食材に「三島馬鈴薯」や「函南スイカ」等の地場野菜の活用を図った。 ○小学校地場産食材の使用率(食材ベース):40.43% ○各共同調理場において、地場産物を使用した。 *2023 年度使用実績:錦田共同調理場 31.7%、北共同調理場 36.3%、中郷西共同調理場 41.9%		

① 環境教育(学習)			
取組名	具体的な取組名		担当課
	取組実績		
◇情報発信の拡充	▶環境読本の作成	生物	環境政策課
	○小学生向けに環境読本を作成し、三島市ホームページへ掲載した。児童へは紙媒体の資料配布からタブレット端末で閲覧してもらう方式とした。 *2023年度作成部数:100部(市内14小学校担任向け)		
	▶インターネット等による環境情報の発信	—	環境政策課
	○市の環境施策の実施状況やイベントのお知らせ等を掲載し、随時更新した。		
	▶環境年次報告書作成事業	—	環境政策課
	○本市の環境の状況、環境関連施策の実施状況等を明らかにした環境報告書を作成・公表した。		
	▶地域環境情報誌(エコライフみしま)の発行	—	環境政策課
	○市民一人ひとりの環境活動への関心を高め、地域単位の環境活動等を促進していくため、市民ボランティアが作成した地域環境情報誌を広報みしまにはさみこみで年2回発行した。 *第41号(5月1日号):特集「食と地球温暖化」 *第42号(10月15日号):特集「スマートムーブ～移動と地球温暖化～」		
	▶周知啓発の推進	緩和	廃棄物対策課
	○「ごみ減量トレンディ」を年3回発行し、ごみに関する情報の周知啓発に努めた。		
◆環境啓発	▶本町子育て支援センターにおける環境教育の充実	—	こども未来課
	○環境意識を高めるため、生活や季節に合わせた「エコ通信」を交流ひろば内に掲示し、環境教育の啓発に努めた。		
	▶環境情報の収集提供	—	図書館
○環境に関する資料を収集し、情報提供を行った。 *2023年度資料受入実績:41点			

② 協働・共創			
取組名	具体的な取組名		担当課
	取組実績		
◇ボランティア活動支援	▶ストップ温暖化推進事業	緩和	環境政策課
	○2008 年度に養成したストップ温暖化推進員で組織する協議会において、温暖化防止にかかる事業を実施した。 *実施事業:7 事業(緑のカーテン普及推進、環境美化推進大会での啓発活動、夏休み理科工作教室、クールスポット巡り、菊まつり夜菊鑑賞におけるキャンドルオブジェ展示、環境かるた、富士山の日記念講演) *出前講座・講師派遣:3 回(山田川自然の里自然観察会(旭ヶ丘幼稚園)、大宮町 2 丁目コスモスの会出前講座、裾野市児童館出前講座)		
	▶環境ボランティア養成事業	緩和	環境政策課
	○講座や体験等を通じて新規ボランティアの養成及び既存ボランティアの育成を行った。 *講演会:2 回、野外活動:1 回		
	▶地域環境づくり事業(エコリーダー活動)	緩和	環境政策課
	○各地区のエコリーダーを中心に活動を展開した。 *北上地区:沢地川流域の地域花壇づくり、出前講座の開催(自然観察会等) *旧市内地区:ごみ拾い活動、出前講座の開催(ごみに関する勉強会) *中郷地区:中郷歴史探検隊の実施 *錦田地区:出前講座の開催(自然観察会)		
	▶エコセンター管理運営事業	—	環境政策課
	○建物の耐久性調査の結果、重度の劣化度が認められたため、建物への立入を禁止している状況で管理を行った。		
	▶ごみ減量アドバイザーとの協働による施策の推進	緩和	廃棄物対策課
	○ごみ減量アドバイザーとの協働により、フリーマーケット及び「もったいない食器市・子供服市」を開催した。		
◆協働・共創の推進	▶森林ボランティア育成事業	緩和／生物	農と食のまちづくり課
	○環境保全には欠かすことのできない森林の持つ公益的機能をより發揮し、市民による森林整備活動を活性化させるため、森林ボランティアの育成及び森林に対する理解を深める「箱根西麓森林塾」を開催した。 *箱根西麓森林塾開催数:8 回、参加延べ人数:83 人		
	▶里山景観等を保全し、利用するボランティア団体の育成・支援の推進	生物	農と食のまちづくり課
	○山田川自然の里の維持・管理を行うボランティアである山田川グリーンツーリズム研究会に対し、毎月定例会を開いて連携をとり、支援を行った。		
	▶ゴミ大作戦	—	商工観光まちづくり課
	○街中の美観を保つため、毎月第 1 土曜日にゴミ拾いツアーを実施した。 *ルート:三島駅南口⇒市内各所⇒三島市役所 *参加者数:197 人		
	▶公園ボランティア制度の推進	緩和	みどりと水のまちづくり課
	○新たに安久町内会と公園ボランティアに係る覚書を締結した。 *協働による公園管理を実施している自治会数累計:19 団体		
◆協働・共創の推進	▶環境保全講演会事業	生物	環境政策課
	○春と秋に環境講演会を開催した。 *春の環境講演会(三島地区環境保全推進協議会との共催) 日時:5 月 30 日、演題:「食品ロスを減らす! 冷蔵庫収納と食品保存」、参加者:186 人 *秋の環境講演会(三島地区環境保全推進協議会及び狩野川水系水質保全協議会と共に) 日時:12 月 13 日、演題:「生物多様性はなぜ必要か? 外来生物は悪いのか?」、参加者:114 人		

② 協働・共創

取組名	具体的な取組名 取組実績	担当課																																									
		—	環境政策課																																								
	<p>▶三島地区環境保全推進協議会支援事業</p> <p>○市内を中心に 65 事業場・団体で構成され、環境諸問題について、事業所間の情報交換及び環境関連技術の研さん等を通じて、地域の環境保全を推進し、独自に講演会等の事業を実施するとともに、市が主催する環境保全事業に協力する「三島地区環境保全推進協議会」を支援した。</p> <p>*補助金 50,000 円の交付</p> <p>*環境講演会等の共催</p>																																										
	<p>▶民間提案制度等を活用した事業の推進</p> <p>○「市域・公共施設の温室効果ガス排出量削減のための取り組み」、「環境ボランティアの発掘」、「脱炭素社会の実現に向けた環境教育の推進」について、民間からの提案を募集し、提案のあった事業者等と事業実施について検討を行った。</p> <p>○「公共施設の LED 化」や「公共施設への太陽光発電設備の設置」についても、民間の提案を募集し、提案のあった事業者等と検討を行った。</p>	緩和	環境政策課																																								
	<p>▶三島の川をきれいにする奉仕活動の推進</p> <p>○市民や各種団体の協力を得て、「三島の川をきれいにする奉仕活動」を実施した。</p> <p>*実施日: 5 月 14 日、参加人数: 約 1,300 人、回収量: 10,050 kg (草木: 8,910 kg、汚泥: 1,140 kg)</p>	生物	廃棄物対策課																																								
	<p>▶ガーデンシティみしま花飾り事業</p> <p>○大通り及び芝町通り・三島裾野線に設置した「スタンディング式花飾り」「街路灯花飾り」「フラワータワー」及び愛染院跡地に設置したフォトスポット等の維持管理を市民ボランティアと協働で行った。</p> <p>*スタンディング式花飾り等設置箇所及び植替え等回数</p>	緩和／生物	みどりと水のまちづくり課																																								
◆協働・共創の推進	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">名称</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">設置基数</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">植替え回数</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">スタンディング式花飾り</td><td style="padding: 2px;">38</td><td style="padding: 2px;">5</td><td style="padding: 2px;">主要地方道三島富士線(大通り)</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">街路灯花飾り</td><td style="padding: 2px;">55</td><td style="padding: 2px;">5</td><td style="padding: 2px;">主要地方道三島富士線(大通り)</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">フラワータワー</td><td style="padding: 2px;">3</td><td style="padding: 2px;">5</td><td style="padding: 2px;">本町タワー前、中央花壇、南田町花壇</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">デザインコンテナ</td><td style="padding: 2px;">10</td><td style="padding: 2px;">5</td><td style="padding: 2px;">本町タワー前、愛染院跡地</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">フラワーポール</td><td style="padding: 2px;">7</td><td style="padding: 2px;">5</td><td style="padding: 2px;">愛染院跡地</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">ハートトピアリー</td><td style="padding: 2px;">1</td><td style="padding: 2px;">5</td><td style="padding: 2px;">愛染院跡地</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">街路灯花飾り</td><td style="padding: 2px;">5</td><td style="padding: 2px;">5</td><td style="padding: 2px;">主要地方道三島裾野線</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">スタンディング式花飾り</td><td style="padding: 2px;">27</td><td style="padding: 2px;">5</td><td style="padding: 2px;">主要地方道三島停車場線(芝町通り)</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">街路灯花飾り</td><td style="padding: 2px;">23</td><td style="padding: 2px;">5</td><td style="padding: 2px;">主要地方道三島停車場線(芝町通り)</td></tr> </tbody> </table>			名称	設置基数	植替え回数	設置場所	スタンディング式花飾り	38	5	主要地方道三島富士線(大通り)	街路灯花飾り	55	5	主要地方道三島富士線(大通り)	フラワータワー	3	5	本町タワー前、中央花壇、南田町花壇	デザインコンテナ	10	5	本町タワー前、愛染院跡地	フラワーポール	7	5	愛染院跡地	ハートトピアリー	1	5	愛染院跡地	街路灯花飾り	5	5	主要地方道三島裾野線	スタンディング式花飾り	27	5	主要地方道三島停車場線(芝町通り)	街路灯花飾り	23	5	主要地方道三島停車場線(芝町通り)
名称	設置基数	植替え回数	設置場所																																								
スタンディング式花飾り	38	5	主要地方道三島富士線(大通り)																																								
街路灯花飾り	55	5	主要地方道三島富士線(大通り)																																								
フラワータワー	3	5	本町タワー前、中央花壇、南田町花壇																																								
デザインコンテナ	10	5	本町タワー前、愛染院跡地																																								
フラワーポール	7	5	愛染院跡地																																								
ハートトピアリー	1	5	愛染院跡地																																								
街路灯花飾り	5	5	主要地方道三島裾野線																																								
スタンディング式花飾り	27	5	主要地方道三島停車場線(芝町通り)																																								
街路灯花飾り	23	5	主要地方道三島停車場線(芝町通り)																																								
<p>▶生涯学習団体の環境ボランティア活動の推進</p> <p>○アドバニストジュニアリーダー(高校生)が河川清掃へ参加した。</p> <p>*参加人数: 3 人</p> <p>○中央女性学級において統一美化キャンペーンに参加した。</p> <p>○11 月から 12 月にかけて、施設利用者によるボランティア清掃を実施した。</p> <p>*参加団体: 13 団体、参加人数: 125 人</p>	緩和	各課																																									
<p>▶ガーデンシティみしま推進会の活動支援</p>	緩和／生物	みどりと水のまちづくり課 (2023 年度担当課 商工観光まちづくり課)																																									
<p>○ガーデンシティみしま推進会を通じ、会員団体が行う地域花壇や企業花壇の整備、ガーデンシティに関するイベント実施等に要する物品等の支援を行った。</p> <p>*交付件数: 18 件、交付額: 1,257,096 円</p>																																											
<p>▶自然資源の PR、観光や産業との関わりの啓発</p> <p>○関連団体と連携し、水辺環境の保護や観光資源としての活用を行った。</p> <p>*みしまホタルまつり(6/3、6/10)参加人数: 8,700 人</p>	生物	商工観光まちづくり課																																									
<p>▶地場農畜産物のブランド化の推進</p> <p>○地場農畜産物のブランド化の推進及び 6 次産業化の促進による付加価値の向上のため、ホームページのリニューアルや販路の新規開拓のため首都圏への売り込み、新聞広告やマスマディアを活用した宣伝等、JA ふじ伊豆と協力した取組を実施した。</p>	緩和／生物	農と食のまちづくり課																																									
<p>▶エコエコデー推進事業</p>	緩和	都市計画課																																									
【再掲: 基本目標 1-施策の方向 1-①-◇ゼロ・カーボンドライブとスマートムーブの推進】																																											

第 5 章

地球温暖化対策の状況

1 地球温暖化対策地方公共団体実行計画【区域施策編】

(1) 計画の概要

本計画は、2050年度までのカーボンニュートラル（温室効果ガス排出量実質ゼロ）の実現に向け、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地域の自然的・社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策を推進するためのものです。第3次三島市環境基本計画への移行に伴い、同計画に含まれる形で、2022年度から2031年度までの10年間を計画期間とした本計画を策定しました。なお、基準年度は2013年度、目標年度は中期目標が2031年度、長期目標が2050年度となっています。

(2) 市全体からの温室効果ガス排出状況

本計画の調査対象は、三島市内から排出される下記7つの温室効果ガスです。

- ・二酸化炭素 (CO₂)
- ・メタン (CH₄)
- ・一酸化二窒素 (N₂O)
- ・ハイドロフルオロカーボン (HFCs)
- ・パーフルオロカーボン (PFCs)
- ・六ふつ化硫黄 (SF₆)
- ・三ふつ化窒素 (NF₃)

① 温室効果ガス排出量の削減目標

基準年度 (2013年度)	現状年度 (2017年度)	中期目標 (2031年度)	長期目標 (2050年度)
692.5 千t-CO ₂	636.5 千t-CO ₂	373.8 千t-CO ₂ 以下 (46%以上削減)	10.2 千t-CO ₂ 以下 (実質ゼロ)

② 温室効果ガス排出状況 (千t-CO₂)

		2013年度 基準年度	2019年度	2020年度	構成比			基準年度比増減		
					(%)	千t-CO ₂	(%)	千t-CO ₂	(%)	
CO ₂	二酸化炭素排出係数 (kg-CO ₂ /kWh)	0.530	0.457	0.447						
CO ₂	産業	185.4	159.0	148.0	26.0	▲37.4	▲20.2			
	運輸	141.7	133.1	122.5	21.5	▲19.2	▲13.6			
	民生・家庭	179.1	136.4	142.3	25.0	▲36.7	▲20.5			
	民生・業務	130.7	96.2	90.9	16.0	▲39.8	▲30.5			
	廃棄物	12.7	10.8	9.9	1.7	▲2.8	▲21.9			
CH ₄	—	11.0	8.3	7.5	1.3	▲3.6	▲32.5			
N ₂ O	—	9.6	9.7	9.1	1.6	▲0.5	▲5.1			
Fgas	—	22.4	32.9	38.9	6.8	16.5	73.8			
計		692.5	586.4	569.0	100.0	▲123.5	▲17.8			

※すべての数値は端数処理（四捨五入）している関係上、合計や比が合わない場合があります。

2020年度の温室効果ガス排出量は、基準年度値と比べると約17.8%の減少、前年度値と比べると約3.0%の減少となっています。市全体の温室効果ガス排出量のうち90.2%を占めるCO₂については、基準年度から約20.9%減少した一方で、代替フロンのHFCs（ハイドロフルオロカーボン）の排出量は、基準年度から75.9%増加しました。HFCsは排出係数が非常に高く、冷蔵庫やエアコンの冷媒として使用されています。HFCsを大気中に放出させないために、冷蔵庫やエアコン等の機器について、フロン排出抑制法及び家電リサイクル法に基づく、適切な管理と廃棄方法の徹底が必要となっています。

③電気使用量の状況 (MWh)

	2013 年度 (基準年度)	2019 年度	2020 年度	基準年度比増減	
				(MWh)	(%)
産業	262,185	225,195	205,558	▲56,627	▲21.6
運輸	18,172	15,327	13,117	▲5,055	▲27.8
民生・家庭	236,680	197,467	210,446	▲26,234	▲11.1
民生・業務	158,257	150,134	143,907	▲14,350	▲9.1
計	675,294	588,123	573,028	▲102,266	▲15.1

2013年度(675,294MWh)をピークに2016年度まで徐々に減少傾向であった電気使用量は、2017年度に増加に転じましたが、2018年度以降は再び減少しました。2020年度の電力使用量は、前年度値と比べると約2.6%の減少、基準年度値と比較すると約15.1%の減少となっています。

なお、温室効果ガス排出量算定にあたり、2016年度から東京電力株式会社公表の市内電力販売量ではなく、都道府県別エネルギー消費統計を用いて推計した市内電力消費量を用いています。

(3)2023年度の主な取り組み

①再生可能エネルギーの利用促進

項目	取組名 取組実績	担当課
再生可能エネルギーの普及支援	<p>▶スマートハウス設備導入費補助金</p> <p>○住宅における太陽光発電システム、太陽熱利用システム、燃料電池システム、蓄電池システム、V2H充放電システムの普及を図るため、設置者に対し費用の一部を補助した。</p> <p>*2023年度住宅用太陽光発電システム:109件</p> <p>*2023年度住宅用太陽熱利用システム:0件</p> <p>*2023年度家庭用燃料電池システム:12件</p> <p>*2023年度家庭用リチウムイオン蓄電池システム:115件</p> <p>*2023年度V2H充放電システム:4件</p>	環境政策課
公共施設への再生可能エネルギー設備の導入	<p>▶再生可能エネルギー利用設備の導入推進</p> <p>○2022年度に実施した既存公共施設太陽光発電設備設置可能性調査の結果を基に、業者とヒアリングを実施し、太陽光発電設備を設置できる箇所や効果について検討を行った。</p> <p>○建設中の市営住宅に太陽光発電設備を設置し、集合住宅での再生可能エネルギーの導入を率先して行っている。</p> <p>*太陽光発電設備設置施設:藤代住宅B棟(工事中)</p>	各課 環境政策課 公共財産保全課

②事業者・住民の削減活動促進

項目	取組名 取組実績	担当課
高効率機器・省エネ機器の普及	<p>▶中小企業者地球温暖化対策事業費補助金</p> <p>○二酸化炭素排出量の削減を図るため、省エネルギー設備への改修や再生可能エネルギー設備を導入する市内の中小企業者に対し、費用の一部を補助した。</p> <p>* 高効率照明設備:1件</p> <p>* 高効率空気調和設備:7件</p> <p>* 太陽光発電設備:1件</p> <p>* 蓄電池設備:1件</p>	環境政策課
	<p>▶省エネ家電製品購入費補助金</p> <p>○家庭におけるエネルギー費用の負担軽減を図るため、エネルギー消費性能の優れた省エネ家電製品を購入する者に対し、購入費用の一部を補助した。</p> <p>* 補助件数:401件</p>	環境政策課
建築物の省エネ化	<p>▶建築物の省エネ化の推進</p> <p>○建築物省エネ法に基づく省エネ届出書の受理及び県への進達、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を行った。</p> <p>* 2023年度届出受理件数:0件</p> <p>* 2023年度届出進達件数:6件</p> <p>* 2023年度認定期数:0件</p>	住宅政策課
環境マネジメントシステムの推進	<p>▶エコアクション21取得支援事業</p> <p>○中小企業を中心とした事業者の環境への取組を支援するため、環境マネジメントシステムであるエコアクション21取得支援セミナーへの参加を呼びかけた。</p> <p>* 市内エコアクション21取得企業:23社</p>	環境政策課
公共施設における省エネの推進	<p>▶公共施設の改修における高効率機器や省エネ機器導入の推進</p> <p>○公共施設の改修工事において、高効率機器や省エネ機器の導入を実施した。</p> <p>* 空調設備改修・設置実績:中郷小学校、市民体育館(工事中)</p> <p>* 給水・消火ポンプ改修実績:中郷小学校、市民体育館(工事中)</p>	公共財産保全課
	<p>▶街路灯、公園内灯、道路照明灯等のLED化</p> <p>○LED防犯灯を新規に24基設置した。</p>	各課
	<p>○公園照明灯のうち、9基をLED化した。</p>	地域協働・安全課
	<p>○道路照明灯のうち、172基をLED化した。</p>	みどりと水のまちづくり課
	<p>▶環境マネジメントシステムの運用</p> <p>○2015年度より三島市環境方針に基づいた独自の環境マネジメントシステムを構築し、運用しており、環境基本計画の進捗状況やエネルギー等の管理、地球温暖化対策地方公共団体実行計画(事務事業編)【第5版】に定めた「具体的な取り組み」を実現し、エコオフィスの実現に努めた。</p> <p>* 管理項目:環境計画指標項目、環境基本計画等取組項目、環境負荷項目、業務改善項目、法規制等</p>	環境政策課
COOL CHOICEの推進	<p>▶COOL CHOICE・デコ活の普及啓発事業</p> <p>○脱炭素社会の実現に向け、「COOL CHOICE」、「デコ活」への賛同を宣言し、一人ひとりのライフスタイル変換の重要性について普及啓発を行った。</p> <p>* 楽寿園菊祭りでのキャンドルオブジェの展示</p>	環境政策課
脱炭素な移動やテレワークの推進	<p>▶エコエコデー推進事業</p> <p>○平時におけるノーマイカー、時差通勤、相乗り、公共交通機関の利用を啓発とともに、市内の事業所に対して三島市エコエコデーへの協力依頼を行った。</p> <p>* 2023年度事業所参加者数:4,093人(2回実施)</p>	都市計画課

③地域環境の整備及び改善

項目	取組名 取組実績	担当課
都市機能の集積や交通混雑の緩和	<p>▶道路新設改良・歩道新設事業</p> <p>○道路拡幅改良事業により、安全で交通の利便に配慮した道づくりを目指すため、用地調査・用地復元・測量委託及び道路拡幅工事、側溝・路肩の改良工事、さらに舗装新設打替え工事等を実施し、市道の整備を図った。</p>	土木課

項目	取組名 取組実績	担当課
公共交通機関の充実	<p>▶路線の見直し及び先進事例やICTの活用・導入に関する調査・研究の実施</p> <p>○花のまち号の運行ダイヤを鉄道の発着時間に合わせるように微調整を行った。</p> <p>○玉沢線について、運行を取りやめていた総合病院経由の便を住民の希望により一部再開した。</p>	地域協働・安全課
緑地の保全や緑化の推進	<p>▶緑のカーテンの普及・啓発</p> <p>○緑のカーテンを普及させるため、種子の無償配布やコンテスト等を実施した。</p> <p>*希望する市民、事業者への種子(ゴーヤ、アサガオ等)の無償配布:1,448件</p> <p>*コンテストの実施:応募22件(個人の部6件、団体の部5件、保育園・幼稚園の部11件)</p> <p>○花まちフェアにおいて、地球温暖化に関するアンケートに協力していただいた市民等に対し、ゴーヤの苗を配布した。</p> <p>*配布数:100人(2株/人)</p>	環境政策課
森林吸収源対策	<p>▶流域特性に応じた森林の整備・保全</p> <p>○森林の持つ公益的機能を持続的に發揮させるため、三島市森林整備計画に基づき、林業事業体等が森林經營計画及び森林經營管理制度による間伐を実施した。</p> <p>*実施面積:27.28ha</p> <p>○健全な森林の育成・保全のため、広葉樹林化モデル林管理業務委託を実施した。</p>	農政課

④循環型社会の形成

項目	取組名 取組実績	担当課																																																																								
ごみの減量の推進 (リデュース)	<p>▶ごみの排出抑制(リデュース)の推進</p> <p>○三島市廃棄物処理対策審議会の諮詢・答申を受け、「三島市食品ロス削減推進計画」を策定した。</p> <p>○食品ロスの削減に向けた親子料理講座を開催した。</p> <p>○コンポスト及びぼかし容器の無償貸与を実施した。</p> <p>*貸与実績:コンポスト40台、ぼかし46台</p>	廃棄物対策課																																																																								
ごみの再利用の推進 (リユース)	<p>▶ごみの再利用(リユース)の推進</p> <p>○フリーマーケットを2回(5月、10月)、もったいない食器市・子供服市を1回(11月)実施した。</p>	廃棄物対策課																																																																								
ごみの再資源化の推進 (リサイクル)	<p>▶資源ごみ回収団体報奨金交付事業</p> <p>○自治会等が行う資源ごみ回収活動に対して、回収量に応じた報奨金を交付した。</p> <p>*交付団体数:133団体、交付金額:4,223,250円、回収量:1,100.64t(廃食用油除く)</p> <p>*回収実績(単位:t)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th><th>新聞</th><th>雑誌</th><th>段ボール</th><th>牛乳パック</th><th>びん</th><th>布類</th><th>ミックス古紙</th><th>廃食用油</th><th>周知回数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回収量</td><td>453.34</td><td>187.50</td><td>279.91</td><td>6.95</td><td>0</td><td>4.12</td><td>168.84</td><td>542.20t</td><td>183回</td></tr> <tr> <td>報奨金単価</td><td colspan="6">2.5円/kg</td><td>10円/kg</td><td>40円/t</td><td>1,000円/回</td></tr> </tbody> </table> <p>▶ごみの資源化(リサイクル)の推進</p> <p>○「家庭ごみの分け方・出し方」を転入者等に配布し、資源物の適正分別・適正排出による資源化の周知に努めた。</p> <p>○下記品目について資源化を実施した(集団回収除く)。(単位:t)</p> <p>*資源化量:3,028t(集団回収除く)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">可燃ごみ資源化量(1,763.72)</th><th>合計</th></tr> <tr> <th>古紙類</th><th>ペットボトル</th><th>白色トレイ等</th><th>木製家具 剪定枝</th><th>衣類 靴・革製品 羽毛布団</th><th></th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>831.72</td><td>97.33</td><td>8.20</td><td>367.67</td><td>458.80</td><td></td><td></td></tr> <tr> <th colspan="6">不燃ごみ資源化量(1,342.71)</th><td></td></tr> <tr> <th>アルミ</th><th>鉄 その他金属</th><th>磁選物 (千地)</th><th>ビン</th><th>乾電池 蛍光管</th><th>小型家電 パソコン</th><td></td></tr> <tr> <td>125.77</td><td>346.90</td><td>72.15</td><td>549.66</td><td>33.08</td><td>136.59</td><td>3,027.87</td></tr> </tbody> </table>	品目	新聞	雑誌	段ボール	牛乳パック	びん	布類	ミックス古紙	廃食用油	周知回数	回収量	453.34	187.50	279.91	6.95	0	4.12	168.84	542.20t	183回	報奨金単価	2.5円/kg						10円/kg	40円/t	1,000円/回	可燃ごみ資源化量(1,763.72)						合計	古紙類	ペットボトル	白色トレイ等	木製家具 剪定枝	衣類 靴・革製品 羽毛布団			831.72	97.33	8.20	367.67	458.80			不燃ごみ資源化量(1,342.71)							アルミ	鉄 その他金属	磁選物 (千地)	ビン	乾電池 蛍光管	小型家電 パソコン		125.77	346.90	72.15	549.66	33.08	136.59	3,027.87	環境政策課
品目	新聞	雑誌	段ボール	牛乳パック	びん	布類	ミックス古紙	廃食用油	周知回数																																																																	
回収量	453.34	187.50	279.91	6.95	0	4.12	168.84	542.20t	183回																																																																	
報奨金単価	2.5円/kg						10円/kg	40円/t	1,000円/回																																																																	
可燃ごみ資源化量(1,763.72)						合計																																																																				
古紙類	ペットボトル	白色トレイ等	木製家具 剪定枝	衣類 靴・革製品 羽毛布団																																																																						
831.72	97.33	8.20	367.67	458.80																																																																						
不燃ごみ資源化量(1,342.71)																																																																										
アルミ	鉄 その他金属	磁選物 (千地)	ビン	乾電池 蛍光管	小型家電 パソコン																																																																					
125.77	346.90	72.15	549.66	33.08	136.59	3,027.87																																																																				

2 地球温暖化対策地方公共団体実行計画【事務事業編】

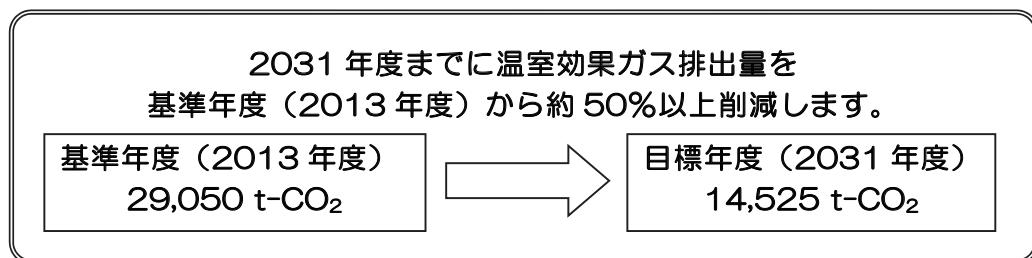
(1) 計画の概要

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき策定するもので、本市の事務事業から排出される温室効果ガス排出量を削減するための措置について定めたものです。本市を取り巻く環境の変化、国・県の計画や温室効果ガス排出量の削減目標、第3次三島市環境基本計画や地球温暖化対策地方公共団体実行計画【区域施策編】等と整合を図りながら、「三島市役所の地球温暖化対策－地球にやさしい率先行動計画【第5版】」として2022年3月に策定しました。計画期間は2022年度から2031年度の10年間で、対象範囲は、本市及び一部事務組合が行う全ての事務事業とし、対象とする施設は、出先機関を含めた全ての施設です。

(2) 市役所からの温室効果ガス排出状況

本計画においては、温室効果ガスとして、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンの4種類の物質を対象とします。

① 温室効果ガス排出量の削減目標



② 温室効果ガス排出状況

項目別温室効果ガス排出状況 (t-CO₂)

項目	2013年度 (基準年度)	2022年度	2023年度	構成比			基準年度比増減		
				(%)	(t-CO ₂)	(%)	(%)	(t-CO ₂)	(%)
電気	12,723	9,677	9,693	45.6	▲3,030	▲23.8			
都市ガス・LPG	1,608	1,827	1,902	8.9	294	18.3			
灯油	516	150	161	0.8	▲355	▲68.7			
一般廃棄物（廃プラ）の焼却	12,654	8,925	8,202	38.6	▲4,452	▲35.2			
その他	1,548	1,308	1,310	6.1	▲237	▲15.3			
合計	29,049	21,887	21,269	100.0	▲7,781	▲26.8			

施設分類別温室効果ガス排出状況 (t-CO₂)

	2013年度 (基準年度)	2022年度	2023年度	構成比			基準年度比増減		
				(%)	(t-CO ₂)	(%)	(%)	(t-CO ₂)	(%)
庁舎・事務関連	485	421	424	2.0	▲61	▲12.6			
保育園・幼稚園・小中学校	2,717	3,111	3,023	14.2	306	11.3			
公民館・図書館	786	570	617	2.9	▲169	▲21.5			
廃棄物・上下水道施設	21,640	15,125	14,314	67.3	▲7,326	▲33.9			
その他	3,422	2,660	2,891	13.6	▲531	▲15.5			
合計	29,049	21,887	21,269	100.0	▲7,781	▲26.8			

2023年度の市の施設からの温室効果ガスの排出量は21,269t-CO₂でした。項目別では電気の使用によるものが45.6%、一般廃棄物（廃プラ）の焼却によるものが38.6%で、この2項目で84.2%を占めています。また、施設別では廃棄物・上下水道施設が67.3%となっています。

前年度と比較すると温室効果ガスの排出量は2.8%（618t-CO₂）減少しています。一般廃棄物（廃プラ）の焼却量が8.3%（267乾t）減少したことが主な要因となっています。

また、基準年度と比較すると温室効果ガスの排出量は26.8%（7,781t-CO₂）減少しています。これは、電気使用量が15.2%（3,823,348kWh）、一般廃棄物（廃プラ）の焼却量が35.3%（1,616乾t）、それぞれ減少したことが主な原因となっています。

③電気使用量の状況（MWh）

	2013年度 (基準年度)	2022年度	2023年度	基準年度比増減	
				MWh	%
庁舎・事務関連	778	700	711	▲67	▲8.6
保育園・幼稚園・小中学校	4,762	5,213	5,110	348	7.3
廃棄物・上下水道施設	13,999	11,018	10,782	▲3,217	▲23.0
公民館・図書館	1,151	854	890	▲261	▲22.7
その他	4,408	3,598	3,781	▲626	▲14.2
合計	25,098	21,383	21,274	▲3,823	▲15.2

④年間エネルギー消費量の推移

	2013年度 (基準年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
原油換算値(KI)	6,949	5,806	5,898	6,079	5,865	5,967 (5,273)
基準年度比(%)	—	▲16.4	▲15.1	▲12.5	▲15.6	▲14.1 (▲24.1)

※「エネルギーの使用的合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に基づき算定

※2023年度については上記法改正に伴い旧法及び改正法で算出。()内は改正法で算出した数値。

(3)2023年度の主な取り組み

項目	取組名 取組実績					担当課
	R1	R2	R3	R4	R5	
公共施設の省エネルギー化の推進	▶公共施設の改修における高効率機器や省エネ機器導入の推進					公共財産保全課
	○公共施設の改修工事において、高効率機器や省エネ機器の導入を実施した。 *空調設備改修・設置実績:中郷小学校、市民体育館(工事中) *給水・消火ポンプ改修実績:中郷小学校、市民体育館(工事中)					
	▶街路灯、公園内灯、道路照明灯等のLED化					各課
	○LED防犯灯を新規に24基設置した。					地域協働・安全課
	○公園照明灯のうち、9基をLED化した。					みどりと水のまちづくり課
	○道路照明灯のうち、172基をLED化した。					土木課
	▶衛生プラントの最適な運転の追求					生活排水対策室
	○衛生プラントの好気性消化槽内の汚泥濃度等を最適になるよう努めた。 *電気使用量・汚泥搬入量の年度間推移					
	R1 汚泥搬入量(m ³) (し尿+浄化槽汚泥)	R2 13,505	R3 12,439	R4 11,985	R5 12,668	R5 12,645
	R1 電気使用量(kWh) (商用メータ)	R2 343,552	R3 286,222	R4 236,946	R5 237,175	R5 224,303
	R1 原単位(kWh/m ³)	R2 25.44	R3 23.01	R4 19.77	R5 18.72	R5 17.74

項目	取組名	担当課																																			
	取組実績																																				
再生可能エネルギーの率先導入	▶再生可能エネルギー利用設備の導入推進	各課																																			
	○2022 年度に実施した既存公共施設太陽光発電設備設置可能性調査の結果を基に、業者ヒアリングを実施し、太陽光発電設備を設置できる箇所や効果について検討を行った。	環境政策課																																			
	○建設中の市営住宅に太陽光発電設備を設置し、集合住宅での再生可能エネルギーの導入を率先して行っている。 *太陽光発電設備設置施設:藤代住宅 B 棟(工事中)	公共財産保全課																																			
職員等の率先行動と意識の向上	▶環境マネジメントシステムの運用	環境政策課																																			
	○2015 年度より三島市環境方針に基づいた独自の環境マネジメントシステムを構築し、運用しており、環境基本計画の進捗状況やエネルギー等の管理、地球温暖化対策地方公共団体実行計画(事務事業編)【第5版】に定めた「具体的な取り組み」を実践し、エコオフィスの実現に努めた。 *管理項目:環境基本計画指標項目、環境基本計画等取組項目、環境負荷項目、業務改善項目、法規制等	環境政策課																																			
	▶ごみの排出抑制(リデュース)の推進	廃棄物対策課																																			
ごみの減量と資源化の促進	○三島市廃棄物処理対策審議会の諮問・答申を受け、「三島市食品ロス削減推進計画」を策定した。 ○食品ロスの削減に向けた親子料理講座を開催した。 ○コンポスト及びぼかし容器の無償貸与を実施した。 *貸与実績:コンポスト 40 台、ぼかし 46 台	廃棄物対策課																																			
	▶ごみの再利用(リユース)の推進	廃棄物対策課																																			
	○フリーマーケットを 2 回(5 月、10 月)、もったいない食器市・子供服市を 1 回(11 月)実施した。	廃棄物対策課																																			
	▶資源ごみ回収団体報奨金交付事業	環境政策課																																			
	○自治会等が行う資源ごみ回収活動に対して、回収量に応じた報奨金を交付した。 *交付団体数:133 団体、交付金額:4,223,250 円、回収量:1,100.64t(廃食用油除く) *回収実績(単位:t)	環境政策課																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th><th>新聞</th><th>雑誌</th><th>段ボール</th><th>牛乳パック</th><th>びん</th><th>布類</th><th>ミックス古紙</th><th>廃食用油</th><th>周知回数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回収量</td><td>453.34</td><td>187.50</td><td>279.91</td><td>6.95</td><td>0</td><td>4.12</td><td>168.84</td><td>542.20ℓ</td><td>183 回</td></tr> <tr> <td>報奨金単価</td><td></td><td></td><td></td><td>2.5 円/kg</td><td></td><td></td><td>10 円/kg</td><td>40 円/ℓ</td><td>1,000 円/回</td></tr> </tbody> </table>	品目	新聞	雑誌	段ボール	牛乳パック	びん	布類	ミックス古紙	廃食用油	周知回数	回収量	453.34	187.50	279.91	6.95	0	4.12	168.84	542.20ℓ	183 回	報奨金単価				2.5 円/kg			10 円/kg	40 円/ℓ	1,000 円/回	環境政策課					
品目	新聞	雑誌	段ボール	牛乳パック	びん	布類	ミックス古紙	廃食用油	周知回数																												
回収量	453.34	187.50	279.91	6.95	0	4.12	168.84	542.20ℓ	183 回																												
報奨金単価				2.5 円/kg			10 円/kg	40 円/ℓ	1,000 円/回																												
▶ごみの資源化(リサイクル)の推進	廃棄物対策課																																				
次世代自動車の導入の推進	○「家庭ごみの分け方・出し方」を転入者等に配布し、資源物の適正分別・適正排出による資源化の周知に努めた。 ○下記品目について資源化を実施した(集団回収除く)。(単位:t) *資源化量:3,028t(集団回収除く)	廃棄物対策課																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">可燃ごみ資源化量(1,763.72)</th><th>合計</th></tr> <tr> <th>古紙類</th><th>ペットボトル</th><th>白色トレイ等</th><th>木製家具 剪定枝</th><th>衣類 靴・革製品 羽毛布団</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>831.72</td><td>97.33</td><td>8.20</td><td>367.67</td><td>458.80</td><td></td></tr> <tr> <th colspan="5">不燃ごみ資源化量(1,342.71)</th><th>3,027.87</th></tr> <tr> <th>アルミ</th><th>鉄 その他金属</th><th>磁選物 (千地)</th><th>ビン</th><th>乾電池 蛍光管</th><th>小型家電 パソコン</th></tr> <tr> <td>125.77</td><td>346.90</td><td>72.15</td><td>549.66</td><td>33.08</td><td>136.59</td></tr> </tbody> </table>	可燃ごみ資源化量(1,763.72)					合計	古紙類	ペットボトル	白色トレイ等	木製家具 剪定枝	衣類 靴・革製品 羽毛布団		831.72	97.33	8.20	367.67	458.80		不燃ごみ資源化量(1,342.71)					3,027.87	アルミ	鉄 その他金属	磁選物 (千地)	ビン	乾電池 蛍光管	小型家電 パソコン	125.77	346.90	72.15	549.66	33.08	136.59
可燃ごみ資源化量(1,763.72)					合計																																
古紙類	ペットボトル	白色トレイ等	木製家具 剪定枝	衣類 靴・革製品 羽毛布団																																	
831.72	97.33	8.20	367.67	458.80																																	
不燃ごみ資源化量(1,342.71)					3,027.87																																
アルミ	鉄 その他金属	磁選物 (千地)	ビン	乾電池 蛍光管	小型家電 パソコン																																
125.77	346.90	72.15	549.66	33.08	136.59																																
▶低公害車等(低燃費車を含む)導入促進事業	環境政策課 公共財産保全課																																				
○市の各課が管理する車両について、低公害車等の導入を行った。 *2023 年度導入実績:電気自動車 1 台、ハイブリッド車 2 台、低燃費車 7 台 *低公害車の累計:電気自動車 1 台、ハイブリッド車 10 台、低燃費車 60 台(計 71 台) *低公害車の保有率:46.7%(71/152 台)	環境政策課 公共財産保全課																																				

第 6 章

環境の現状～データ編～

1. 大気

大気測定調査結果の推移（年平均値の経年変化）

項目	測定地点	単位	測定結果（年平均値）									
			2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
二酸化硫黄	徳倉幼稚園 ^{※2}	ppm	0.004	0.004	0.005	0.004	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002
	中郷文化プラザ ^{※3}	ppm	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.002	(0.002)
一酸化炭素	三島自排局	ppm	0.3	0.3	0.4	0.3	(0.3)	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2
浮遊粒子状物質	三島市役所	mg/m ³	0.019	(0.017)	0.023	0.022	0.022	0.020	0.022	0.023	0.022	0.019
	徳倉幼稚園 ^{※2}	mg/m ³	0.014	0.014	0.012	(0.015)	0.013	0.011	0.011	0.010	0.009	0.010
	中郷文化プラザ ^{※4}	mg/m ³	0.020	(0.013)	0.013	0.013	0.014	0.012	0.012	0.014	0.016	(0.023)
	三島自排局	mg/m ³	0.015	0.014	(0.015)	0.011	0.014	0.013	0.012	0.013	(0.011)	0.011
二酸化窒素	三島市役所	ppm	0.007	0.009	0.010	0.010	0.009	0.008	(0.009)	0.007	0.006	0.005
	徳倉幼稚園 ^{※2}	ppm	0.004	0.007	0.009	0.010	0.010	0.008	0.005	0.007	0.006	0.004
	中郷文化プラザ ^{※5}	ppm	0.014	0.016	0.018	0.015	0.016	0.015	0.016	0.015	0.019	-
	三島自排局	ppm	0.015	0.015	(0.013)	0.011	0.007	0.011	0.011	0.010	0.010	0.009
光化学オキシダント	三島市役所	ppm	0.034	0.034	0.034	0.036	0.032	0.027	0.033	0.031	0.031	0.031
微小粒子状物質	三島自排局	μg/m ³	13.5	12.9	11.1	11.4	11.2	9.7	9.6	8.9	8.2	8.5
非メタン炭化水素	三島自排局	ppmC	0.17	0.17	0.16	0.15	(0.12)	(0.14)	0.10	0.09	0.08	0.08

※ () は有効測定期間(年間測定時間が6,000時間以上、微小粒子状物質は250日以上、光化学オキシダントを除く)でないときの数値を示す

大気測定結果の推移（環境基準等の達成状況）

項目	測定地点	環境基準等の達成状況（達成○・未達成×									
		2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
二酸化硫黄	徳倉幼稚園 ^{※2}	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	中郷文化プラザ ^{※3}	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(○)
一酸化炭素	三島自排局	○	○	○	○	(○)	○	○	○	○	○
浮遊粒子状物質	三島市役所	○	(○)	○	○	○	○	○	○	○	○
	徳倉幼稚園 ^{※2}	○	○	○	(○)	○	○	○	○	○	○
	中郷文化プラザ ^{※4}	○	(○)	○	○	○	○	○	○	○	(○)
	三島自排局	○	○	(○)	○	○	○	○	○	(○)	○
二酸化窒素	三島市役所	○	○	○	○	○	○	(○)	○	○	○
	徳倉幼稚園 ^{※2}	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	中郷文化プラザ ^{※5}	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
	三島自排局	○	○	(○)	○	○	○	○	○	○	○
光化学オキシダント	三島市役所	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
微小粒子状物質	三島自排局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
非メタン炭化水素 ^{※1}	三島自排局	×	×	×	×	(×)	(○)	×	×	×	×

※ () は有効測定期間に達していなかったことを示す

※ 三島市役所及び三島自排局は静岡県測定

※1 非メタン炭化水素は環境基準はないが、濃度の指針がある

※2 測定局解体のため、2024年3月1日から3月31日まで欠測

※3 測定装置の老朽化のため、10月1日から2024年3月31日まで欠測

※4 測定装置の老朽化のため、4月20日から2024年3月31日まで欠測

※5 測定装置の老朽化のため、4月1日から2024年3月31日まで欠測

2023年度 大気汚染測定結果(時間平均値の経月変化)

項目	測定地点	単位	測定結果(時間平均値)												
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均値
二酸化硫黄 (SO ₂)	徳倉幼稚園 ^{※1}	ppm	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.002	0.001	0.001	0.002
	中郷文化プラザ ^{※2}	ppm	0.002	0.002	0.002	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002	-	-	-	-	0.002
一酸化炭素 (CO)	三島自排局	ppm	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2
浮遊粒子状物質 (SPM)	三島市役所	mg/m ³	0.022	0.018	0.021	0.027	0.022	0.020	0.016	0.021	0.018	0.013	0.014	0.015	0.019
	徳倉幼稚園 ^{※1}	mg/m ³	0.015	0.011	0.012	0.013	0.009	0.009	0.009	0.009	0.008	0.006	0.006	0.006	0.010
	中郷文化プラザ ^{※3}	mg/m ³	0.023	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.023
	三島自排局	mg/m ³	0.016	0.013	0.014	0.015	0.011	0.011	0.009	0.010	0.009	0.007	0.008	0.010	0.011
二酸化窒素 (NO ₂)	三島市役所	ppm	0.004	0.004	0.004	0.004	0.003	0.004	0.005	0.006	0.007	0.007	0.007	0.006	0.005
	徳倉幼稚園 ^{※1}	ppm	0.005	0.003	0.003	0.003	0.003	0.004	0.008	0.004	0.003	0.003	0.003	0.003	0.004
	中郷文化プラザ ^{※4}	ppm	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	三島自排局	ppm	0.009	0.008	0.008	0.006	0.004	0.006	0.010	0.010	0.012	0.011	0.011	0.011	0.009
光化学オキシダント	三島市役所	ppm	0.043	0.040	0.036	0.029	0.015	0.023	0.031	0.027	0.024	0.027	0.030	0.041	0.031
微小粒子状物質 (PM2.5)	三島自排局	μg/m ³	11.9	9.3	9.7	9.2	5.8	6.6	7.9	10.2	8.5	7.1	6.3	8.7	8.5
非メタン炭化水素	三島自排局	ppmC	0.06	0.05	0.08	0.09	0.08	0.08	0.08	0.09	0.11	0.09	0.08	0.08	0.08

※ 三島市役所及び三島自排局は静岡県測定

※1 測定期解体のため、2024年3月1日から3月31日まで欠測

※2 測定装置の老朽化のため、10月1日から2024年3月31日まで欠測

※3 測定装置の老朽化のため、4月20日から2024年3月31日まで欠測

※4 測定装置の老朽化のため、4月1日から2024年3月31日まで欠測

2023年度 大気測定調査結果（環境基準等との比較）

1 二酸化硫黄

測定地点	稼働状況				測定結果						比較
	測定時間数	測定時間数割合	有効測定日数	有効測定日数割合	1時間値の最高値	1日平均値の最高値	1日平均値の98%値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数	1日平均値が0.04ppmを超えた日数	1日平均値の98%値が0.04ppmを超えた日数	
	時間	%	日	%	ppm	ppm	ppm	時間	日	日	
徳倉幼稚園	8,237	93.8	344	94.0	0.018	0.004	0.003	0	0	0	○
中郷文化プラザ	5,132	58.4	167	45.6	0.009	0.003	0.003	0	0	0	(○)

2 一酸化炭素

測定地点	稼働状況				測定結果						比較
	測定時間数	測定時間数割合	有効測定日数	有効測定日数割合	1時間値の最高値	1日平均値の最高値	1日平均値の98%値	1時間値の8時間平均値が20ppmを超えた時間数	1日平均値が10ppmを超えた日数	1日平均値の2%除外値が10ppmを超えた日数	
	時間	%	日	%	ppm	ppm	ppm	時間	日	日	
三島自排局	8,724	99.3	365	100.0	1.0	0.4	0.3	0	0	0	○

3 浮遊粒子状物質

測定地点	稼働状況				測定結果						比較
	測定時間数	測定時間数割合	有効測定日数	有効測定日数割合	1時間値の最高値	1日平均値の最高値	1日平均値の98%値	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	1日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ を超えた日数	
	時間	%	日	%	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	時間	日	日	
三島市役所	8,420	95.9	341	93.2	0.104	0.040	0.035	0	0	0	○
徳倉幼稚園	8,252	93.9	344	94.0	0.116	0.033	0.023	0	0	0	○
中郷文化プラザ	463	5.3	19	5.2	0.094	0.037	0.037	0	0	0	(○)
三島自排局	8,648	98.5	359	98.1	0.042	0.031	0.026	0	0	0	○

4 二酸化窒素

測定地点	稼働状況				測定結果						比較
	測定時間数	測定時間数割合	有効測定日数	有効測定日数割合	1時間値の最高値	1日平均値の最高値	1日平均値の98%値	1日平均値が0.06ppmを超えた日数	1日平均値の98%値が0.06ppmを超えた日数	1日平均値の98%値が0.06ppmを超えた日数	
	時間	%	日	%	ppm	ppm	ppm	日	日	日	
三島市役所	8,722	99.3	365	100.0	0.030	0.013	0.011	0	0	0	○
徳倉幼稚園	8,209	93.5	344	94.0	0.021	0.012	0.010	0	0	0	○
中郷文化プラザ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
三島自排局	8,671	98.7	362	98.9	0.035	0.020	0.016	0	0	0	○

5 光化学オキシダント

測定地点	稼働状況				測定結果		比較 環境基準達成状況
	昼間※測定時間数	昼間測定時間数割合	昼間測定日数	昼間測定日数割合	昼間の1時間値の最高値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数	
	時間	%	日	%	ppm	時間	
三島市役所	5,456	99.4	365	100.0	0.098	225	×

※ 昼間とは午前5時から午後8時までの時間帯

6 微小粒子状物質

測定地点	稼働状況				測定結果				比較 環境基準達成状況
	測定時間数	測定時間数割合	有効測定日数	有効測定日数割合	1時間値の最高値	1日平均値の最高値	1日平均値の98%値	1日平均値が35 µg/m ³ を超えた日数	
	時間	%	日	%	µg/m ³	µg/m ³	µg/m ³	日数	
三島自排局	8,679	98.8	361	98.6	44	25.9	19.5	0	○

7 非メタン炭化水素

測定地点	稼働状況				測定結果				比較 環境省指針値達成状況
	測定時間数	測定時間数割合	有効測定日数	有効測定日数割合	1時間値の最高値	3時間値※の平均値	3時間値の最高値	3時間値が0.31ppmCを超えた日数	
	時間	%	日	%	ppmC	ppmC	ppmC	日	
三島自排局	8,074	91.9	333	91.0	3.49	0.08	0.33	1	×

※ 3時間値は午前6時から9時の測定値

2. 水質

水質測定結果の推移（BODの平均値の経年変化）

河 川	測定地点	単位	測定結果(年平均値)									
			2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
大場川	出逢橋	mg/L	0.9	1.2	1.0	0.9	0.8	1.2	1.8	1.6	1.5	1.5
	富士見橋	mg/L	1.7	1.4	1.4	1.4	1.4	1.2	1.1	1.2	1.2	0.9
	神川橋	mg/L	1.8	1.6	2.0	2.1	2.0	1.8	1.7	1.7	2.1	1.5
	月見橋	mg/L	1.7	1.8	1.8	1.5	1.6	2.1	1.4	1.3	1.8	1.9
	新川橋	mg/L	1.5	1.2	1.4	1.4	1.5	1.2	1.2	1.2	1.2	1.0
	塚本橋	mg/L	1.0	1.1	1.2	0.9	1.1	0.8	0.8	0.9	1.0	0.9
源兵衛川	君ヶ沢橋上	mg/L	1.1	0.9	1.0	0.9	0.7	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6
桜川	田中医院前	mg/L	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6
御殿川	梅名橋	mg/L	1.3	1.2	1.4	1.4	1.0	0.9	0.7	0.8	0.8	1.0
境川	境橋	mg/L	1.1	1.1	1.0	1.1	1.0	1.0	0.6	0.6	0.7	0.7
沢地川	向山橋	mg/L	1.1	1.6	1.6	1.5	1.6	1.1	1.0	1.2	1.1	0.9
山田川	小山橋	mg/L	1.8	0.9	1.3	1.4	1.1	0.6	0.8	0.8	0.9	0.7
夏梅木川	夏梅木橋	mg/L	1.3	1.6	1.4	1.9	2.0	1.8	1.6	1.7	1.1	0.8
松毛川	松毛橋	mg/L	2.1	2.1	2.5	3.0	2.6	1.9	2.5	2.4	2.8	1.6
蟹沢	下流	mg/L	2.7	3.6	5.9	12.1	7.2	5.9	5.4	6.6	6.0	4.7
竹倉柳郷地川	下流	mg/L	15.3	5.6	15.9	8.3	36.6	32.0	42.3	9.9	13.0	9.3

水質測定結果の推移（BODの75%値の経年変化）

河 川	測定地点	単位	測定結果(年75%値)									
			2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
大場川	出逢橋	mg/L	1.0	1.4	1.2	1.0	0.9	1.3	2.2	1.9	1.7	1.8
	富士見橋	mg/L	2.0	1.6	1.5	2.0	1.8	1.3	1.2	1.3	1.5	1.0
	神川橋	mg/L	2.1	1.7	2.4	2.4	2.3	1.8	2.1	1.8	2.5	2.1
	月見橋	mg/L	2.1	2.0	2.1	1.5	1.0	3.0	1.7	1.4	1.9	2.1
	新川橋	mg/L	1.6	1.7	1.5	1.7	1.9	1.3	1.3	1.5	1.5	1.1
	塚本橋	mg/L	1.3	1.5	1.5	1.0	1.1	0.9	1.0	1.0	1.1	0.9
源兵衛川	君ヶ沢橋上	mg/L	1.3	1.0	1.2	0.9	0.9	0.5	0.6	0.6	0.7	0.5
桜川	田中医院前	mg/L	0.9	1.0	0.6	1.1	0.7	0.5	0.5	0.8	0.7	0.6
御殿川	梅名橋	mg/L	1.5	1.3	1.5	1.5	1.0	1.0	0.8	0.8	0.9	1.2
境川	境橋	mg/L	1.3	1.2	1.0	1.2	1.1	0.8	0.6	0.7	0.7	0.8
沢地川	向山橋	mg/L	1.3	1.5	2.0	1.9	1.9	1.3	1.3	1.3	1.2	1.2
山田川	小山橋	mg/L	1.6	0.8	1.4	1.4	1.1	0.7	1.0	1.1	0.9	1.1
夏梅木川	夏梅木橋	mg/L	1.7	1.3	1.5	2.0	1.5	1.5	2.0	1.1	1.1	1.4
松毛川	松毛橋	mg/L	2.1	2.2	2.7	3.9	2.5	2.0	3.1	2.5	3.1	1.8
蟹沢	下流	mg/L	2.8	3.4	5.4	14.8	7.3	5.0	7.0	7.6	6.8	7.4
竹倉柳郷地川	下流	mg/L	10.4	5.4	7.7	7.9	30.6	52.2	33.1	7.6	18.1	14.0

※ 大場川（出逢橋、月見橋、塚本橋）は静岡県測定

2023年度 河川水質測定結果

項目	単位	測定結果									
		大場川・出逢橋					大場川・富士見橋				
		回数	最大値	最小値	75%値	平均値	回数	最大値	最小値	75%値	平均値
気温	°C	12	34.0	11.0	—	21.8	12	30.1	7.0	—	19.5
水温	°C	12	24.5	11.0	—	18.0	12	24.7	9.0	—	16.6
流量	m ³ /s	6	0.88	0.42	—	0.59	—	—	—	—	—
透視度	cm	12	>30	12	—	29	12	≥30	≥30	—	≥30
pH	—	12	8.1	7.7	—	7.8	12	8.1	7.8	—	7.9
BOD	mg/L	12	2.6	0.8	1.8	1.5	12	1.2	<0.5	1.0	0.9
SS	mg/L	12	74	1	—	8	12	5	<1	—	3
DO	mg/L	12	11.0	8.8	—	10.0	12	12.5	8.7	—	10.3
COD	mg/L	—	—	—	—	—	12	2.3	1.3	2.0	1.7
BOD負荷量	g/s	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
塩素イオン	mg/L	12	25	5	—	8	12	7	5	—	6

項目	単位	測定結果									
		大場川・神川橋					大場川・月見橋				
		回数	最大値	最小値	75%値	平均値	回数	最大値	最小値	75%値	平均値
気温	°C	11	32.2	7.4	—	21.1	4	38.5	15.0	—	29.2
水温	°C	11	26.4	12.9	—	19.1	4	26.0	17.1	—	21.2
流量	m ³ /s	—	—	—	—	—	4	5.78	1.80	—	3.98
透視度	cm	11	≥30	≥30	—	≥30	4	>30	>30	—	>30
pH	—	11	8.1	7.7	—	7.3	4	7.9	7.7	—	7.9
BOD	mg/L	11	3.0	<0.5	2.1	1.5	4	2.3	1.4	2.1	1.9
SS	mg/L	11	23	<1	—	5	4	15	3	—	7
DO	mg/L	11	11.5	8.1	—	8.8	4	10.0	8.6	—	9.4
COD	mg/L	11	2.8	1.3	1.9	1.7	—	—	—	—	—
BOD負荷量	g/s	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
塩素イオン	mg/L	11	46	17	—	25	4	25	15	—	19

項目	単位	測定結果									
		大場川・新川橋					大場川・塚本橋				
		回数	最大値	最小値	75%値	平均値	回数	最大値	最小値	75%値	平均値
気温	°C	11	34.3	10.9	—	23.4	24	33.8	2.6	—	19.2
水温	°C	11	26.9	15.0	—	20.1	24	27.4	12.0	—	18.4
流量	m ³ /s	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
透視度	cm	11	≥30	≥30	—	≥30	24	>30	>30	—	>30
pH	—	11	8.1	7.8	—	7.3	24	8.1	7.6	—	7.9
BOD	mg/L	11	2.2	<0.5	1.1	1.0	24	1.4	0.5	0.9	0.9
SS	mg/L	11	16	3	—	6	24	17	2	—	6
DO	mg/L	11	11.7	9.1	—	9.1	24	10.0	7.9	—	9.1
COD	mg/L	11	2.8	1.3	1.7	1.6	4	2.7	2.0	2.4	2.3
BOD負荷量	g/s	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
塩素イオン	mg/L	11	21	11	—	14	4	16	12	—	14

項目	単位	測定結果									
		源兵衛川・君ヶ沢橋上					桜川・田中医院前				
		回数	最大値	最小値	75%値	平均値	回数	最大値	最小値	75%値	平均値
気温	°C	12	31.3	8.7	—	20.3	12	30.8	9.0	—	20.0
水温	°C	12	19.3	14.1	—	16.8	12	21.3	16.4	—	17.8
流量	m ³ /s	12	1.10	0.06	—	0.39	12	1.60	0.09	—	0.49
透視度	cm	12	≥30	≥30	—	≥30	12	≥30	≥30	—	≥30
pH	—	12	8.4	7.5	—	7.8	12	9.0	7.2	—	7.6
BOD	mg/L	12	1.1	<0.5	0.5	0.6	12	0.7	<0.5	0.6	0.6
SS	mg/L	12	1	<1	—	1	12	2	<1	—	1
DO	mg/L	12	12.5	9.4	—	10.6	12	14.7	8.6	—	10.6
COD	mg/L	12	0.9	<0.5	0.7	0.6	12	1.1	<0.5	0.6	0.6
BOD負荷量	g/s	12	0.79	0.01	—	0.19	12	1.10	0.01	—	0.27
塩素イオン	mg/L	12	8	6	—	6	12	12	6	—	9

項目	単位	測定結果									
		御殿川・梅名橋					境川・境橋				
		回数	最大値	最小値	75%値	平均値	回数	最大値	最小値	75%値	平均値
気温	°C	12	33.6	12.5	—	23.2	5	31.8	14.8	—	24.0
水温	°C	12	25.5	15.5	—	20.3	5	22.7	15.0	—	18.6
流量	m ³ /s	12	0.68	0.15	—	0.44	5	2.60	1.20	—	1.76
透視度	cm	12	≥30	≥30	—	≥30	5	>30	>30	—	≥30
pH	—	12	9.0	8.0	—	8.2	5	8.2	8.0	—	8.1
BOD	mg/L	12	1.9	<0.5	1.2	1.0	5	0.9	<0.5	0.8	0.7
SS	mg/L	12	6	2	—	4	5	10	1	—	4
DO	mg/L	12	13.3	8.5	—	10.8	5	11.5	10.4	—	11.1
COD	mg/L	12	2.5	0.8	1.7	1.5	5	1.4	0.5	1.0	0.9
BOD負荷量	g/s	12	0.89	<0.01	—	0.36	5	2.10	0	—	0.95
塩素イオン	mg/L	12	8	6	—	7	5	7	6	—	7

項目	単位	測定結果									
		沢地川・向山橋					山田川・小山橋				
		回数	最大値	最小値	75%値	平均値	回数	最大値	最小値	75%値	平均値
気温	°C	6	32.8	9.0	—	21.6	6	32.1	13.9	—	23.0
水温	°C	6	24.1	10.8	—	16.8	6	23.9	12.0	—	17.7
流量	m ³ /s	6	0.51	0.13	—	0.24	6	1.30	0.36	—	0.59
透視度	cm	6	≥30	>30	—	>30	6	>30	>30	—	>30
pH	—	6	8.1	7.0	—	7.8	6	8.2	7.8	—	8.0
BOD	mg/L	6	1.4	0.5	1.2	0.9	6	1.1	0.5	1.1	0.7
SS	mg/L	6	7	3	—	5	6	8	3	—	5
DO	mg/L	6	12.0	8.9	—	10.1	6	12.4	9.6	—	10.9
COD	mg/L	6	2.5	1.5	2.0	2.0	6	1.6	1.0	1.5	1.3
BOD負荷量	g/s	6	0.71	0.05	—	0.23	6	1.50	0.11	—	0.44
塩素イオン	mg/L	6	9	8	—	11	6	6	5	—	5

項目	単位	測定結果									
		夏梅木川・夏梅木橋					松毛川・松毛橋				
		回数	最大値	最小値	75%値	平均値	回数	最大値	最小値	75%値	平均値
気温	°C	6	32.1	11.4	—	21.3	6	32.7	13.9	—	23.8
水温	°C	6	21.3	11.6	—	17.3	6	25.4	12.7	—	20.1
流量	m ³ /s	6	0.75	0.37	—	0.55	6	0.93	0.23	—	0.49
透視度	cm	6	>30	>30	—	>30	6	>30	>30	—	>30
pH	—	6	7.9	7.6	—	7.8	6	7.7	7.4	—	7.6
DO	mg/L	6	10.3	9.0	—	9.7	6	10.2	8.0	—	9.2
BOD	mg/L	6	1.6	0.5	1.4	0.8	6	2.2	1.1	1.8	1.6
SS	mg/L	6	5	2	—	3	6	12	7	—	10
COD	mg/L	6	1.9	0.6	1.6	1.2	6	4.5	1.9	3.4	3.2
BOD負荷量	g/s	6	1.20	0.16	—	0.48	6	1.60	0.32	—	0.73
塩素イオン	mg/L	6	8	7	—	8	6	16	8	—	11

項目	単位	測定結果									
		蟹沢・下流					竹倉柳郷地川・下流				
		回数	最大値	最小値	75%値	平均値	回数	最大値	最小値	75%値	平均値
気温	°C	6	28.9	6.5	—	18.3	12	32.3	7.1	—	20.5
水温	°C	6	24.3	6.3	—	14.9	12	24.6	11.8	—	17.6
流量	m ³ /s	6	0.10	0.03	—	0.05	12	0.17	0.03	—	0.07
透視度	cm	6	>30	13	—	27	12	≥30	20	—	28
pH	—	6	7.9	7.3	—	7.7	12	7.9	7.6	—	7.7
DO	mg/L	6	12.9	8.3	—	9.9	12	9.6	5.6	—	7.6
BOD	mg/L	6	9.5	2.2	7.4	4.7	12	18	3.1	14.0	9.3
SS	mg/L	6	18	6	—	11	12	18	6	—	11
COD	mg/L	6	13.0	4.2	9.8	8.2	12	16.0	5.0	12	9.2
BOD負荷量	g/s	6	0.44	0.07	—	0.20	12	1.70	0.20	—	0.68
塩素イオン	mg/L	6	16	10	—	12	12	20	14	—	17

※ <○は報告下限値以下であることを示す（例：<0.5は0.5より小さいことを示す）

※ 大場川（出逢橋、月見橋、塚本橋）は静岡県測定

※ 調査月について、令和4年5月から竹倉柳郷地川を毎月、境川を隔月に変更している

2023年度 河川水質測定結果（通日調査）

項目	単位	測定結果															
		大場川・新川橋															
採水月日	-	10月19日							10月20日					平均	最大	最小	
採水時刻	-	9時	11時	13時	15時	17時	19時	21時	23時	1時	3時	5時	7時	9時			
天 候	-	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	曇	曇	曇	晴	晴	-	-	-	
気 温	°C	20.2	20.3	25.1	24.1	22.7	22.3	22.1	21.2	19.2	18.6	17.9	20.5	22.1	21.3	25.1	17.9
水 温	°C	18.6	23.3	20.9	22.8	19.1	18.7	18.7	19.1	18.8	18.7	18.6	18.9	19.2	19.6	23.3	18.6
採取位置	-	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	-	-	-
透 視 度	cm	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30	-	-	-
臭 気	-	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	-	-	-
p H	-	7.8	7.9	8.0	8.0	7.8	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.8	7.9	7.8	8.0	7.7
B O D	mg/L	1.2	1.0	1.5	1.2	1.4	1.8	1.2	1.2	1.3	1.2	1.1	1.2	1.1	1.3	1.8	1.0
S S	mg/L	2	3	3	2	3	3	3	4	3	3	3	3	3	3	4	2
D O	mg/L	8.1	10.0	9.9	8.9	8.9	9.7	8.3	8.5	8.3	8.7	8.9	9.7	9.5	9.0	10.0	8.1
C O D	mg/L	0.9	1.3	1.4	1.2	1.2	1.4	1.2	1.3	1.4	1.3	1.4	1.2	1.2	1.3	1.4	0.9
塩素イオン	mg/L	14	15	15	15	15	14	15	17	17	15	15	14	14	15	17	14

2023年度 河川水質測定結果 (生活環境の保全に係る項目)

項目	単位	測定結果											
		大場川・出逢橋											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採水年月日	—	4/18	5/2	6/1	7/3	8/1	9/4	10/2	11/6	12/7	1/9	2/1	3/4
採水時刻	—	11:08	11:01	11:00	11:45	11:26	10:40	11:02	11:45	11:08	13:28	12:15	11:08
天候	—	晴	晴	晴	晴	晴	曇	晴	曇	晴	晴	曇	晴
気温	°C	17.5	20.0	24.0	28.9	34.0	26.5	28.3	26.0	17.8	11.0	15.5	12.5
水温	°C	18.5	21.5	18.5	24.1	24.5	23.0	20.6	17.6	12.7	11.0	13.0	11.0
流量	m ³ /s	0.72	0.62	—	—	0.42	—	0.88	0.62	—	—	0.84	—
採取位置	—	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心
透視度	cm	>30	>30	>30	>30	>30	>30	>30	>30	>30	12	>30	>30
流況	—	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常
臭氣	—	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭
pH	—	7.9	7.7	7.7	7.7	7.8	7.8	7.8	8.1	7.8	7.7	7.9	7.8
BOD	mg/L	1.9	0.9	1.8	1.2	1.4	0.8	0.9	1.0	1.7	2.6	1.8	1.7
SS	mg/L	1	2	2	2	2	3	4	4	2	74	2	2
DO	mg/L	9.9	10	9.1	8.8	8.8	9.1	9	11	11	11	11	11
COD	mg/L	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
BOD負荷量	g/s	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
塩素イオン	mg/L	5	6	7	6	7	6	5	6	7	25	8	7

項目	単位	測定結果											
		大場川・富士見橋											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採水年月日	—	4/12	5/10	6/19	7/12	8/29	9/13	10/11	11/9	12/18	1/10	2/8	3/8
採水時刻	—	9:30	9:00	9:20	9:17	9:28	8:40	11:02	8:35	9:15	9:45	9:43	8:59
天候	—	曇	晴	曇	晴	晴	晴	曇	晴	晴	晴	晴	晴
気温	°C	22.3	21.3	25.5	27.9	30.1	28.4	20.3	15.7	7	11.8	8.1	15
水温	°C	16.0	15.1	20.2	22.9	24.7	22.7	18.3	15.6	10.7	10.2	9	13.5
流量	m ³ /s	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
採取位置	—	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心
透視度	cm	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30
流況	—	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常
臭氣	—	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭
pH	—	8.0	7.8	8.0	8.0	8.0	8.1	8.0	7.9	7.8	7.9	7.9	7.9
BOD	mg/L	1.0	0.9	1.2	1.1	0.9	0.9	<0.5	<0.5	1.0	1.2	<0.5	0.9
SS	mg/L	1	5	2	4	3	3	2	3	1	2	2	2
DO	mg/L	10.7	10.6	8.7	9.6	8.8	9.1	8.8	11.9	10.0	12.1	12.5	11.3
COD	mg/L	2.0	2.3	1.3	1.7	1.8	1.5	2.1	1.4	2.1	1.5	1.5	1.5
BOD負荷量	g/s	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
塩素イオン	mg/L	5.7	4.5	4.9	4.9	5.4	5.5	5	5.8	6.7	7.3	5.4	5.4

項目	単位	測定結果											
		大場川・神川橋											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採水年月日	—	—	5/10	6/19	7/12	8/29	9/13	10/11	11/9	12/18	1/10	2/8	3/8
採水時刻	—	—	9:27	9:38	9:35	10:03	9:12	11:25	8:51	9:33	10:09	10:24	9:14
天候	—	—	晴	曇	晴	晴	晴	曇	晴	晴	晴	晴	晴
気温	°C	—	23.2	28.1	30.1	32.2	30	21.9	17.9	7.4	12.9	11.9	16.5
水温	°C	—	17.3	21.3	25	26.4	25.2	19.7	17.7	14.5	15	12.9	15.4
流量	m ³ /s	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
採取位置	—	—	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心
透視度	cm	—	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30
流況	—	—	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常
臭氣	—	—	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭
pH	—	—	7.9	8.1	8.0	8.1	8.0	8.0	7.8	7.7	7.8	7.9	8.0
BOD	mg/L	—	1.0	3.0	2.1	1.7	1.6	1.2	0.6	2.2	2.8	<0.5	1.6
SS	mg/L	—	11	23	4	2	3	2	2	2	2	2	1
DO	mg/L	—	10.3	8.9	9.2	9.0	9.0	8.6	9.6	8.1	10.8	11.5	10.8
COD	mg/L	—	2.3	2.8	1.8	1.7	1.9	2.0	1.5	1.4	1.4	1.8	1.3
BOD負荷量	g/s	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
塩素イオン	mg/L	—	17	25	27	28	30	18	28	46	44	23	19

※ 4月は上流で護岸工事があったため欠測

項目	単位	測定結果											
		大場川・月見橋											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採水年月日	—	4/18	—	—	—	8/23	—	10/2	—	—	—	2/16	—
採水時刻	—	13:15	—	—	—	13:10	—	13:18	—	—	—	14:45	—
天候	—	晴	—	—	—	晴	—	晴	—	—	—	曇	—
気温	°C	19.5	—	—	—	38.5	—	29.7	—	—	—	15.0	—
水温	°C	19.5	—	—	—	26.0	—	22	—	—	—	17.1	—
流量	m³/s	5.78	—	—	—	3.53	—	4.80	—	—	—	1.80	—
採取位置	—	流心	—	—	—	流心	—	流心	—	—	—	流心	—
透視度	cm	>30	—	—	—	>30	—	>30	—	—	—	>30	—
流況	—	正常	—	—	—	正常	—	正常	—	—	—	正常	—
臭氣	—	無臭	—	—	—	無臭	—	無臭	—	—	—	無臭	—
pH	—	7.9	—	—	—	7.9	—	7.9	—	—	—	7.7	—
BOD	mg/L	2.1	—	—	—	1.4	—	1.7	—	—	—	2.3	—
SS	mg/L	15	—	—	—	4	—	3	—	—	—	6	—
DO	mg/L	9.9	—	—	—	8.6	—	9.1	—	—	—	10	—
COD	mg/L	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
BOD負荷量	g/s	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
塩素イオン	mg/L	25	—	—	—	19	—	15	—	—	—	17	—

項目	単位	測定結果											
		大場川・新川橋											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採水年月日	—	—	5/10	6/19	7/12	8/29	9/13	10/11	11/9	12/18	1/10	2/8	3/8
採水時刻		—	12:45	12:30	12:42	12:32	11:50	13:59	11:35	12:07	12:30	12:48	12:37
天候	—	—	晴	曇	晴	晴	晴	曇	晴	晴	曇	晴	晴
気温	°C	—	24.3	29.5	33.4	34.3	33.3	22.9	23	11.8	10.9	17.1	16.5
水温	°C	—	19.8	20.8	25.6	26.9	25.7	19.7	19.1	15	15	15.3	15.5
流量	m³/s	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
採取位置	—	—	流心										
透視度	cm	—	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30
流況	—	—	正常										
臭氣	—	—	無臭										
pH	—	—	8.0	7.9	8.1	8.1	8.0	8.0	7.9	7.8	8.0	8.0	8.1
BOD	mg/L	—	1.0	2.2	1.1	1.0	0.6	<0.5	<0.5	1.4	1.8	0.7	0.6
SS	mg/L	—	8	5	4	5	5	3	4	3	16	6	3
DO	mg/L	—	10.2	9.4	9.2	9.1	9.2	9.3	11.0	9.4	10.5	11.7	10.6
COD	mg/L	—	2.1	1.7	1.3	1.7	1.5	1.6	1.3	1.4	2.8	2.3	1.5
BOD負荷量	g/s	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
塩素イオン	mg/L	—	12	16	15	15	17	11	13	21	20	13	11

※ 4月は上流で護岸工事があったため欠測

項目	単位	測定結果											
		大場川・塚本橋											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月						
採水年月日	—	4/12	5/10	6/7	7/5	8/2	9/6						
採水時刻	—	7:10	15:40	7:10	14:50	7:05	13:15	7:10	13:55	7:45	13:45	7:05	13:10
天候	—	晴	晴	晴	晴	曇	晴	曇	曇	晴	晴	曇	曇
気温	°C	18.3	19.6	15.2	22.6	20.9	26.8	23.8	26.0	27.8	33.8	29.5	30.5
水温	°C	17.1	19.8	15.0	20.5	17.6	22.0	19.7	21.5	21.8	27.4	22.5	24.7
流量	m³/s	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
採取位置	—	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心
透視度	cm	>30	>30	>30	>30	>30	>30	>30	>30	>30	>30	>30	>30
流況	—	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常
臭氣	—	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭
pH	—	7.8	8.0	7.8	7.9	7.8	7.9	7.7	7.8	7.9	8.1	7.8	8.1
BOD	mg/L	1.2	1.2	0.9	0.8	0.9	0.7	1.0	0.9	0.9	1.3	0.8	0.8
SS	mg/L	4	12	8	9	7	9	17	12	3	2	5	10
DO	mg/L	9.0	9	9.6	8.9	9.0	8.5	8.4	8.3	8.4	8.6	7.9	9.2
COD	mg/L	—	—	—	2.7	—	—	—	—	2.4	—	—	—
BOD負荷量	g/s	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
塩素イオン	mg/L	—	—	—	12	—	—	—	—	15	—	—	—

項目	単位	測定結果											
		大場川・塚本橋											
		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
採水年月日	—	10/11		11/1		12/6		1/10		2/14		3/14	
採水時刻	—	7:00	13:00	7:10	13:35	7:37	13:37	7:40	13:40	8:05	14:05	6:55	12:58
天候	—	晴	曇	晴	晴	曇	晴	晴	曇	晴	晴	晴	晴
気温	°C	17.8	24.2	12.7	23.2	9.7	18.2	2.6	13.6	6.6	19.1	5.1	13.6
水温	°C	18.1	20.3	16.2	20.0	14.0	17.3	12.5	15.2	12.3	17.1	12.0	16.5
流量	m³/s	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
採取位置	—	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心
透視度	cm	>30	>30	>30	>30	>30	>30	>30	>30	>30	>30	>30	>30
流況	—	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常
臭氣	—	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭
pH	—	7.8	8.0	7.8	8.0	7.8	8.0	7.9	8.0	7.7	7.9	7.6	7.8
BOD	mg/L	0.7	0.5	0.8	0.8	0.9	1.4	0.9	1.1	1.0	0.8	0.8	0.6
SS	mg/L	2	2	2	4	2	3	3	14	2	2	2	2
DO	mg/L	8.8	9.2	9.4	9.4	9.1	9.6	9.8	9.8	10	10	9.6	10
COD	mg/L	—	—	—	2.1	—	—	—	—	—	2.0	—	—
BOD負荷量	g/s	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
塩素イオン	mg/L	—	—	—	12	—	—	—	—	—	16	—	—

項目	単位	測定結果											
		源兵衛川・君ヶ沢橋											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採水年月日	—	4/12	5/10	6/19	7/12	8/29	9/13	10/11	11/9	12/18	1/10	2/8	3/8
採水時刻	—	10:55	10:05	10:43	10:05	11:00	9:41	12:03	9:22	10:22	10:38	11:04	9:49
天候	—	晴	晴	曇	晴	晴	晴	曇	晴	晴	晴	晴	晴
気温	°C	17.7	22.1	28.4	31	31.3	30.1	22.1	15.4	8.7	10.5	11.4	14.9
水温	°C	18.8	17.6	16.4	18.4	18.3	19.3	16.7	16.4	14.3	14.1	15.6	16.2
流量	m³/s	0.06	0.09	1.10	1.00	0.69	0.60	0.3	0.09	0.07	0.07	0.08	0.06
採取位置	—	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心
透視度	cm	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30
流況	—	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常
臭氣	—	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭
pH	—	7.9	8.0	7.5	7.6	7.6	7.7	7.8	7.7	7.7	7.9	8.1	8.4
BOD	mg/L	0.5	1.1	<0.5	0.8	0.8	0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
SS	mg/L	<1	<1	<1	1	<1	<1	<1	1	1	<1	<1	1
DO	mg/L	11.2	11.0	9.6	9.8	9.4	10.1	9.7	10.8	9.7	11.7	11.7	12.5
COD	mg/L	0.6	0.8	<0.5	0.9	<0.5	<0.5	0.7	<0.5	<0.5	<0.5	0.7	0.8
BOD負荷量	g/s	0.03	0.10	0.31	0.79	0.54	0.31	0.04	0.03	0.01	0.03	0.03	0.02
塩素イオン	mg/L	6.0	6.2	7.3	8.1	6.5	6.3	6.4	6.1	6.1	6.0	6.0	6.2

項目	単位	測定結果											
		桜川・田中医院前											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採水年月日	—	4/12	5/10	6/19	7/12	8/29	9/13	10/11	11/9	12/18	1/10	2/8	3/8
採水時刻	—	10:35	9:40	10:30	9:48	10:46	9:27	11:52	9:08	10:05	10:23	10:59	9:27
天候	—	晴	晴	曇	晴	晴	晴	曇	晴	晴	晴	晴	晴
気温	°C	16.9	21.0	28.6	29.6	30.8	29.8	22.8	15.4	9	10.3	11.3	14.9
水温	°C	21.3	17.7	16.4	17.4	18.5	19.4	16.7	16.4	17	17.1	18.2	17.6
流量	m³/s	0.10	0.19	1.60	1.30	0.74	0.76	0.44	0.23	0.09	0.14	0.12	0.20
採取位置	—	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心
透視度	cm	>30	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30
流況	—	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常
臭氣	—	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭
pH	—	9.0	7.5	7.2	7.3	7.3	7.3	7.4	7.4	7.7	7.7	7.7	7.9
BOD	mg/L	<0.5	0.6	0.7	0.6	0.5	<0.5	<0.5	0.7	<0.5	0.6	<0.5	0.6
SS	mg/L	<1	<1	<1	<1	<1	<1	1	<1	<1	2	1	1
DO	mg/L	14.7	9.8	8.7	10.3	9.5	9.6	9.5	11.5	8.6	10.8	11.9	12.4
COD	mg/L	0.8	1.1	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.6	1.1	<0.5
BOD負荷量	g/s	0.04	0.11	1.1	0.86	0.38	0.27	0.06	0.16	0.01	0.08	0.03	0.11
塩素イオン	mg/L	12	9.3	7.3	6.7	6.5	6.3	6.2	6.5	12	11	12	11

項目	単位	測定結果											
		御殿川・梅名橋											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採水年月日	—	4/12	5/10	6/19	7/12	8/29	9/13	10/11	11/9	12/18	1/10	2/8	3/8
採水時刻	—	12:18	11:15	11:55	11:15	12:08	10:51	13:40	10:34	11:55	13:00	13:16	10:58
天候	—	晴	晴	曇	晴	晴	晴	曇	晴	晴	曇	晴	晴
気温	°C	24	23.1	30.4	29.2	33.6	33.6	22.3	22.4	12.5	14.5	15.2	17.1
水温	°C	23.7	21.1	20.1	24.4	25.5	24.4	19.5	17.8	15.5	15.9	17.7	18.3
流量	m ³ /s	0.21	0.36	0.68	0.60	0.36	0.39	0.39	0.43	0.15	0.63	0.44	0.61
採取位置	—	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心
透視度	cm	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30
流況	—	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常
臭氣	—	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭
pH	—	9.0	8.3	8.2	8.3	8.1	8.0	8.3	8.0	8.0	8.2	8.3	8.2
BOD	mg/L	1.9	1.2	0.7	1.5	0.9	0.8	0.7	<0.5	1.9	0.9	<0.5	0.5
SS	mg/L	6	5	3	3	3	4	2	2	2	5	2	5
DO	mg/L	13.3	11.3	10.8	10.0	9.7	9.5	9.4	11.9	8.5	10.9	13.2	11.5
COD	mg/L	2.5	1.6	1.2	1.0	1.9	1.3	1.3	0.8	2.4	1.3	1.3	1.7
BOD負荷量	g/s	0.41	0.42	0.47	0.89	0.33	0.29	0.27	0.06	0.28	0.55	<0.01	0.31
塩素イオン	mg/L	7.0	7.1	7.6	6.7	6.6	6.2	6.2	6.2	7.2	6.8	7.2	7.6

項目	単位	測定結果											
		竹倉柳郷地川・下流											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採水年月日	—	4/12	5/10	6/19	7/12	8/29	9/13	10/11	11/9	12/18	1/10	2/8	3/8
採水時刻	—	11:20	10:52	11:08	10:22	11:20	10:22	12:57	10:08	10:40	11:23	11:46	10:36
天候	—	晴	晴	曇	晴	晴	晴	曇	晴	晴	曇	晴	晴
気温	°C	22	24.4	28.9	30.8	29.3	32.3	19.8	15.3	7.1	10.1	9.0	17.1
水温	°C	18.3	17.4	18.9	20.9	23.1	24.6	18	15.9	15	11.8	11.8	15.1
流量	m ³ /s	0.05	0.09	0.12	0.08	0.04	0.17	0.07	0.06	0.06	0.03	0.04	0.05
採取位置	—	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心
透視度	cm	≥30	≥30	≥30	26	20	≥30	≥30	24	≥30	≥30	23	≥30
流況	—	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常
臭氣	—	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭
pH	—	7.9	7.8	7.7	7.8	7.7	7.7	7.7	7.7	7.8	7.7	7.8	7.6
BOD	mg/L	6.1	10	10	15	18	9.8	4.1	14	3.1	10	5.6	5.4
SS	mg/L	9	9	12	15	18	9	10	16	6	8	9	7
DO	mg/L	8.1	7.8	6.8	5.7	6.2	5.6	7.0	9.3	8.2	8.6	9.6	8.7
COD	mg/L	6.8	9.7	9.7	12	16	9.4	6.5	12	5.0	7.5	8.4	7.9
BOD負荷量	g/s	0.30	0.91	1.2	1.3	0.65	1.7	0.28	0.81	0.20	0.36	0.23	0.26
塩素イオン	mg/L	15	17	17	18	20	17	14	20	16	17	17	16

※ <○は報告下限値以下であることを示す（例：<0.5は0.5より小さいことを示す）

※ 大場川（出逢橋、月見橋、塚本橋）は静岡県測定

2023年度 河川水質測定結果 (生活環境の保全に係る項目)

項目	単位	測定結果											
		山田川・小山橋						境川・境橋					
		5月	7月	9月	11月	1月	3月	5月	7月	9月	11月	1月	3月
採水年月日	—	5/10	7/12	9/13	11/9	1/10	3/8	5/10	7/12	9/13	11/9	1/10	—
採水時刻	—	10:05	10:05	9:41	9:22	10:38	9:49	11:38	11:50	11:12	10:56	13:25	—
天候	—	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	曇	—
気温	°C	22.1	31.0	30.1	15.4	10.5	14.9	24.8	29.1	31.8	19.5	14.8	—
水温	°C	17.6	18.4	19.3	16.4	14.1	16.2	18.5	20.0	22.7	17.0	15.0	—
流量	m ³ /s	0.09	1.0	0.6	0.09	0.07	0.06	1.2	2.6	2.0	1.6	1.4	—
採取位置	—	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	—
透視度	cm	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30	—
流況	—	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常	—
臭気	—	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	—
pH	—	8.0	7.6	7.7	7.7	7.9	8.4	8.2	8.0	8.1	8.0	8.0	—
BOD	mg/L	1.1	0.8	0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.8	0.6	<0.5	0.9	—
SS	mg/L	<1	1	<1	1	<1	1	2	1	4	2	10	—
DO	mg/L	11.0	9.8	10.1	10.8	11.7	12.5	11.2	10.9	10.4	11.4	11.5	—
COD	mg/L	0.8	0.9	<0.5	<0.5	<0.5	0.8	0.9	<0.5	1.0	<0.5	1.4	—
BOD負荷量	g/s	0.10	0.79	0.31	0.03	0.03	0.02	0.26	2.10	1.10	0.10	1.20	—
塩素イオン	mg/L	6.2	8.1	6.3	6.1	6.0	6.2	7.1	6.6	6.3	6.4	7.0	—

※ 境川について、3月は上流で護岸工事があったため欠測

項目	単位	測定結果											
		沢地川・向山橋						夏梅木川・夏梅木橋					
		4月	6月	8月	10月	12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
採水年月日	—	4/12	6/19	8/29	10/11	12/18	2/8	4/12	6/19	8/29	10/11	12/18	2/8
採水時刻	—	10:05	10:15	10:20	11:33	9:45	10:33	11:38	11:28	11:42	13:12	11:00	12:02
天候	—	晴	曇	晴	曇	晴	晴	晴	曇	晴	曇	晴	晴
気温	°C	22.0	29.4	32.8	21.8	9.0	14.7	22.0	26.6	32.1	20.5	11.4	15.2
水温	°C	17.0	19.2	24.1	18.5	11.4	10.8	18.9	18.6	21.3	17.2	11.6	16.3
流量	m ³ /s	0.16	0.51	0.25	0.18	0.13	0.19	0.47	0.75	0.50	0.62	0.37	0.57
採取位置	—	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心
透視度	cm	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30
流況	—	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常
臭気	—	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭
pH	—	8.0	7.9	8.0	8.1	7.8	7.0	7.9	7.8	7.6	7.8	7.7	7.8
BOD	mg/L	1.0	1.4	0.9	<0.5	1.2	0.5	0.5	1.6	1.4	0.5	<0.5	<0.5
SS	mg/L	7	3	5	3	6	4	2	2	5	2	2	2
DO	mg/L	11	8.9	9.9	9.1	10	12	10	9.6	9.2	9.0	9.7	10
COD	mg/L	1.9	1.5	1.9	2.0	2.5	2.0	1.2	1.6	1.9	1.2	0.6	0.9
BOD負荷量	g/s	0.16	0.71	0.23	0.05	0.15	0.10	0.24	1.2	0.70	0.32	0.16	0.23
塩素イオン	mg/L	10	7.5	7.9	8.6	11	8.9	7.3	8.4	8.0	7.5	7.5	7.5

項目	単位	測定結果											
		松毛川・松毛橋						蟹沢・下流					
		5月	7月	9月	11月	1月	3月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
採水年月日	—	5/10	7/12	9/13	11/9	1/10	3/8	4/12	6/19	8/29	10/11	12/18	2/8
採水時刻	—	12:02	12:10	11:35	11:13	12:04	12:16	9:07	9:04	9:05	10:40	9:00	9:34
天候	—	晴	晴	晴	曇	晴	晴	曇	曇	晴	曇	晴	晴
気温	°C	24.3	31.2	32.7	22.9	13.9	17.7	18.7	25.4	28.9	22.0	6.5	8.0
水温	°C	20.6	25.2	25.4	18.5	12.7	18.0	15.6	18.5	24.3	17.5	7.1	6.3
流量	m ³ /s	0.49	0.93	0.80	0.26	0.23	0.24	0.03	0.10	0.05	0.04	0.03	0.03
採取位置	—	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心
透視度	cm	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30	19	26	26	≥30	≥30	≥30
流況	—	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常
臭気	—	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭
pH	—	7.6	7.7	7.5	7.4	7.6	7.5	7.3	7.7	7.8	7.9	7.4	7.9
BOD	mg/L	1.5	1.8	1.1	1.4	2.2	1.3	9.5	4.2	2.4	2.2	7.4	2.3
SS	mg/L	12	9	12	10	7	12	16	18	6	7	10	8
DO	mg/L	9.4	9.2	8.0	9.1	9.3	10	9.5	8.6	8.3	9.4	11	13
COD	mg/L	4.5	3.4	1.9	2.8	3.2	3.2	13	4.2	7.5	8.1	9.8	6.4
BOD負荷量	g/s	0.73	1.60	0.85	0.37	0.49	0.32	0.26	0.44	0.11	0.08	0.23	0.07
塩素イオン	mg/L	11	8.2	8.9	10	16	9.5	16	9.5	14	9.8	14	9.8

※ ◎は報告下限値以下であることを示す（例：<0.5は0.5より小さいことを示す）

2023年度 河川水質測定結果 (人の健康の保護に係る項目)

項目	単位	測定結果															
		大場川・出逢橋		大場川・月見橋		大場川・塚本橋											
		4月	10月	4月	10月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採水年月日	—	4/18	10/2	4/18	10/2	4/12	5/10	6/7	7/5	8/2	9/6	10/11	11/1	12/6	1/10	2/14	3/14
採水時刻	—	11:08	11:02	13:15	13:18	15:40	14:50	13:15	13:55	7:45	13:10	7:00	13:35	7:37	7:40	14:05	12:58
天候	—	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	曇	晴	曇	晴	曇	晴	晴	晴	晴
気温	°C	17.5	28.3	19.5	29.7	19.6	22.6	26.8	26.0	27.8	30.5	17.8	23.2	9.7	2.6	19.1	13.6
水温	°C	18.5	20.6	19.5	22.0	19.8	20.5	22.0	21.5	21.8	24.7	18.1	20	14.0	12.5	17.1	16.5
流量	m ³ /s	0.72	0.88	5.78	4.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
採取位置	—	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心
透視度	cm	>30	>30	>30	>30	>30	>30	>30	>30	>30	>30	>30	>30	>30	>30	>30	>30
流況	—	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常	正常
臭氣	—	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭
全窒素	mg/L	—	—	—	—	—	1.6	—	—	1.5	—	—	—	1.5	—	—	2.0
全リン	mg/L	—	—	—	—	—	0.11	—	—	0.15	—	—	0.15	—	—	0.16	—
全亜鉛	mg/L	—	0.002	—	0.008	0.009	0.007	0.007	0.006	0.007	0.008	0.008	0.008	0.015	0.016	0.007	0.007
ノニルフェノール	mg/L	—	<0.0006	—	<0.0006	—	<0.0006	—	—	<0.0006	—	—	<0.0006	—	—	<0.0006	—
L A S	mg/L	—	<0.0006	—	<0.0006	—	0.0057	—	—	0.0006	—	—	0.0092	—	—	0.0077	—
カドミウム	mg/L	—	—	<0.0003	<0.0003	—	—	—	—	<0.0003	—	—	—	—	—	—	—
全シアン	mg/L	—	—	<0.1	<0.1	—	—	—	—	<0.1	—	—	—	—	—	—	—
鉛	mg/L	—	—	<0.005	<0.005	—	—	—	—	<0.005	—	—	—	—	—	<0.005	—
六価クロム	mg/L	—	—	<0.01	<0.01	—	—	—	—	<0.01	—	—	—	—	—	—	—
砒素	mg/L	—	—	<0.005	<0.005	—	—	—	—	<0.005	—	—	—	—	—	<0.005	—
総水銀	mg/L	—	—	<0.0005	<0.0005	—	—	—	—	<0.0005	—	—	—	—	—	—	—
P C B	mg/L	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.0005	—	—	—	—	—	—	—
ジクロロメタン	mg/L	—	<0.002	—	<0.002	—	—	—	—	<0.002	—	—	—	—	—	—	—
四塩化炭素	mg/L	—	<0.0002	—	<0.0002	—	—	—	—	<0.0002	—	—	—	—	—	—	—
1,2-ジクロロエタン	mg/L	—	<0.0004	—	<0.0004	—	—	—	—	<0.0004	—	—	—	—	—	—	—
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	—	<0.01	—	<0.01	—	—	—	—	<0.01	—	—	—	—	—	—	—
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	<0.004	—	<0.004	—	—	—	—	<0.004	—	—	—	—	—	—	—
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	—	<0.0005	—	<0.0005	—	—	—	—	<0.0005	—	—	—	—	—	—	—
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	—	<0.0006	—	<0.0006	—	—	—	—	<0.0006	—	—	—	—	—	—	—
トリクロロエチレン	mg/L	—	<0.001	—	<0.001	—	—	—	—	<0.001	—	—	—	—	—	—	—
テトラクロロエチレン	mg/L	—	<0.0005	—	<0.0005	—	—	—	—	<0.0005	—	—	—	—	—	—	—
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	—	<0.0002	—	<0.0002	—	—	—	—	<0.0002	—	—	—	—	—	—	—
チウラム	mg/L	—	<0.0006	—	<0.0006	—	—	—	—	<0.0006	—	—	—	—	—	—	—
シマジン	mg/L	—	<0.0003	—	<0.0003	—	—	—	—	<0.0003	—	—	—	—	—	—	—
チオベンカルブ	mg/L	—	<0.002	—	<0.002	—	—	—	—	<0.002	—	—	—	—	—	—	—
ベンゼン	mg/L	—	<0.001	—	<0.001	—	—	—	—	<0.001	—	—	—	—	—	—	—
セレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	—	—	—	—	<0.002	—	—	—	—	—	—	—
ふつ素	mg/L	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	—	—	—	—	<0.08	—	—	—	—	<0.08	—	—
ほう素	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	—	—	—	—	<0.1	—	—	—	—	<0.1	—	—
N O ₂ +N O ₃	mg/L	1.2	0.63	1.1	0.99	—	1.2	—	—	1.3	—	—	1.4	—	—	1.6	—
1,4-ジオキサン	mg/L	—	<0.005	—	<0.005	—	—	—	—	<0.005	—	—	—	—	<0.005	—	—
銅	mg/L	—	—	<0.01	<0.01	—	—	—	—	<0.01	—	—	—	—	<0.01	—	—
クロム	mg/L	—	—	<0.02	<0.02	—	—	—	—	<0.02	—	—	—	—	—	—	—
亜鉛	mg/L	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉄	mg/L	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
マンガン	mg/L	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ニッケル	mg/L	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

* <(○)は報告下限値以下であることを示す(例:<0.005は0.005より小さいことを示す)

* 大場川(出逢橋、月見橋、塚本橋)は静岡県測定

2023年度 河川水質測定結果 (人の健康の保護に係る項目)

項目	単位	測定結果											
		大場川・新川橋				境川・境橋				松毛川・松毛橋			
		5月	9月	11月	1月	5月	9月	11月	1月	5月	9月	11月	1月
採水年月日		5/10	9/13	11/9	1/10	5/10	9/13	11/9	1/10	5/10	9/13	11/9	1/10
採水時刻		12:45	11:50	11:35	12:30	11:38	11:12	10:56	13:25	12:02	11:35	11:13	12:04
天候		晴	晴	晴	曇	晴	晴	晴	曇	晴	晴	晴	曇
気温	°C	24.3	33.3	23	10.9	24.8	31.8	19.5	14.8	24.3	32.7	22.9	13.9
水温	°C	19.8	25.7	19.1	15.3	18.5	22.7	17.0	15	20.6	25.4	18.5	12.7
流量	m³/s	-	-	-	-	1.2	2.0	1.6	1.4	0.49	0.80	0.26	0.23
採取位置		流心											
透視度	cm	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30	≥30
流況		正常											
臭気		無臭											
全窒素	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
全リン	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
全亜鉛	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ノニルフェノール	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
L A S	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
全シアン	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
砒素	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総水銀	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
P C B	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ジクロロメタン	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
四塩化炭素	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1, 2-ジクロロメタン	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1, 1-ジクロロエチレン	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トリクロロエチレン	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
テトラクロロエチレン	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1, 3-ジクロロプロペン	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
チウラム	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
シマジン	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
チオベンカルブ	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ベンゼン	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
セレン	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ふっ素	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	0.10	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	<0.1	<0.1
ほう素	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
N O₂ + N O₃	mg/L	1.3	1.3	1.5	0.5	0.9	0.8	0.80	0.80	1.0	0.60	0.9	1.1
1, 4-ジオキサン	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
銅	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
クロム	mg/L	0.01	0.02	<0.01	0.03	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	0.03	<0.01	<0.01	0.04
亜鉛	mg/L	<0.4	<0.4	<0.4	<0.4	<0.4	<0.4	<0.4	<0.4	<0.4	<0.4	<0.4	<0.4
鉄	mg/L	<0.4	<0.4	<0.4	<0.4	<0.4	<0.4	<0.4	<0.4	<0.4	<0.4	<0.4	<0.4
マンガン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.04
ニッケル	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01

※ ◎は報告下限値以下であることを示す（例：<0.005は0.005より小さいことを示す）

3. 地下水

三島市樂寿園の地下水位の変動状況

樂寿園

管頭標高	30.32m
毎日手観測	深度25m
ストレーナ	3.0—25.0m

単位 : m

月	2023年											観測開始1970年
	平均	最高	最低	2016	2017	2018	2019	2020	2021	平均	平均値	
1	27.71	28.08	27.42	27.68	27.51	27.60	28.24	27.64	27.91	27.76	26.97	
2	27.17	27.40	27.02	27.21	26.82	26.86	27.81	27.26	27.49	27.24	26.17	
3	26.91	27.08	26.83	26.93	26.82	26.48	27.56	26.99	27.10	26.98	25.68	
4	27.17	27.26	27.09	27.22	27.01	26.03	27.80	27.08	27.08	27.04	25.37	
5	27.88	28.28	27.23	27.59	28.21	26.41	27.98	27.66	27.77	27.60	26.45	
6	29.13	29.28	28.27	27.51	28.40	27.24	28.13	28.23	27.95	27.91	28.17	
7	29.17	29.29	29.09	27.39	28.47	27.73	29.42	29.27	27.88	28.36	29.11	
8	29.05	29.19	28.85	27.57	28.75	28.01	29.86	29.52	28.23	28.66	28.72	
9	28.58	28.82	28.42	27.31	28.85	28.10	29.82	29.77	28.54	28.73	28.46	
10	28.24	28.44	28.07	27.52	28.87	28.27	29.29	29.44	28.67	28.68	27.51	
11	27.82	28.05	27.59	28.20	28.59	28.50	28.58	28.78	28.52	28.53	27.16	
12	27.50	27.65	27.38	27.97	28.16	28.55	28.08	28.27	28.21	28.21	26.72	
年間	28.03	29.29	26.83	27.51	28.04	27.48	28.55	28.33	27.95	27.97	27.21	
前年比	0.08											

樂寿園（県観測）

管頭標高	32.88m
自動観測	深度105m
ストレーナ	4.0—105.0m

単位 : m

月	2023年											観測開始1989年
	平均	最高	最低	2016	2017	2018	2019	2020	2021	平均	平均値	
1	25.51	25.87	25.20	25.52	25.37	25.45	25.98	25.44	25.72	25.58	—	
2	24.97	25.20	24.78	25.06	24.70	24.73	25.52	25.06	25.28	25.06	—	
3	24.70	24.90	24.60	24.80	24.69	24.36	25.31	24.78	24.89	24.81	—	
4	24.96	25.09	24.88	25.06	24.88	23.91	25.62	24.88	24.88	24.87	25.48	
5	25.70	26.10	25.04	25.42	26.08	24.30	25.80	25.47	25.58	25.44	25.75	
6	26.99	27.15	26.09	25.35	26.26	25.12	25.95	26.05	25.76	25.75	26.23	
7	27.04	27.19	26.95	25.23	26.34	25.59	27.34	27.15	25.69	26.22	26.61	
8	26.90	27.06	26.68	25.40	26.64	25.89	27.89	27.41	26.06	26.55	26.91	
9	26.42	26.69	26.23	25.16	26.73	25.98	27.70	27.76	26.38	26.62	26.92	
10	26.06	26.28	25.87	25.38	26.76	26.15	27.15	27.32	26.51	26.55	26.61	
11	25.62	25.87	25.36	26.03	26.48	26.36	26.42	26.63	26.35	26.38	26.52	
12	25.30	25.46	25.19	25.82	26.02	26.38	25.90	26.08	26.02	26.04	26.10	
年間	25.85	27.19	24.60	25.63	25.91	25.35	26.38	26.17	25.76	25.87	26.35	
前年比	0.09											

三島水源井の地下水位の変動状況

三島水源井（伊豆島田）

管頭標高	100.26m
毎日手観測	深度60m
ストレーナ	25.0—40.0m

単位 : m

月	2023年											観測開始1968年
	平均	最高	最低	2016	2017	2018	2019	2020	2021	平均	平均値	
1	80.76	81.40	80.08	80.82	80.52	80.63	81.74	80.63	81.32	80.94	—	
2	79.81	80.14	79.52	80.14	79.48	79.51	80.69	80.03	80.40	80.04	82.85	
3	79.43	79.90	79.18	79.71	79.60	79.00	80.25	79.60	79.73	79.65	52.54	
4	79.87	80.15	79.69	80.18	79.90	78.48	81.07	79.78	79.74	79.86	82.75	
5	81.54	82.38	79.87	80.66	82.49	79.12	81.44	81.01	81.08	80.97	83.70	
6	85.74	86.48	82.37	80.44	82.64	80.07	81.78	82.31	81.48	81.45	64.20	
7	85.99	86.56	85.60	80.21	83.22	80.86	87.21	86.66	81.28	83.24	85.45	
8	85.07	85.63	84.22	80.53	84.36	81.53	90.53	87.81	82.25	84.50	86.95	
9	83.26	84.18	82.70	80.03	84.50	81.76	89.06	89.64	83.38	84.73	88.20	
10	82.00	82.65	81.49	80.51	84.69	82.45	86.05	87.25	83.97	84.15	88.95	
11	81.05	81.44	80.72	82.25	83.86	82.98	83.38	84.29	83.22	83.33	86.40	
12	80.32	80.69	80.00	81.62	82.14	83.12	81.71	82.42	82.12	82.19	84.70	
年間	82.07	86.56	79.18	80.96	82.28	80.79	83.74	83.45	81.66	82.15	85.03	
前年比	0.41											

三島市内の地下水位の変動状況（市内2か所）

芙蓉台（ひなた公園）

管頭標高	89.35m
自動観測	深度122m
ストレーナ	88.5-120.45m

単位：m

月	2023年									観測開始1996年 平均値
	平均	最高	最低	2016	2017	2018	2019	2020	2021	
1	59.54	60.02	59.02	欠測	58.99	59.42	60.91	60.20	59.97	59.90
2	58.60	59.01	58.23	欠測	58.11	58.32	59.99	59.32	59.03	58.95
3	57.98	58.29	57.81	欠測	57.72	57.60	59.50	58.67	58.24	58.35
4	58.04	58.22	57.91	欠測	57.85	57.17	59.77	58.44	57.90	58.22
5	58.80	59.60	58.11	欠測	59.36	57.12	60.10	58.84	58.67	58.82
6	62.21	63.29	59.61	58.81	60.34	57.70	60.02	59.75	59.36	59.33
7	63.10	63.30	62.74	58.44	60.56	58.69	63.56	62.58	59.16	60.50
8	62.43	62.72	62.15	58.37	60.73	59.46	66.28	63.46	59.60	61.32
9	61.68	62.14	61.26	58.23	61.14	59.84	65.17	64.23	60.85	61.58
10	60.87	61.27	60.49	58.47	61.83	60.45	63.97	63.60	61.56	61.65
11	60.10	60.48	59.72	60.20	61.33	61.59	62.67	62.24	61.27	61.55
12	59.32	59.69	59.02	59.87	60.45	61.58	61.34	60.96	60.51	60.79
年間	60.22	63.30	57.81	58.91	59.87	59.08	61.94	61.02	59.68	60.08
前年比	0.54									56.66

錦田中学校

管頭標高	69.33m
自動観測	深度210m
ストレーナ	129.5-190.0m

単位：m

月	2021年									観測開始1997年 平均値
	平均	最高	最低	2016	2017	2018	2019	2020	2021	
1	31.33	31.41	31.23	31.23	31.00	31.07	31.46	31.54	31.40	31.28
2	31.18	31.25	31.13	31.10	30.87	30.95	31.35	31.37	31.25	31.15
3	31.15	31.21	31.12	31.06	30.87	30.88	31.32	31.25	31.14	31.09
4	31.06	31.14	31.03	31.09	30.86	30.78	31.44	31.18	31.10	31.07
5	31.15	31.24	31.00	31.03	30.98	30.78	31.41	31.14	31.16	31.08
6	31.55	31.62	31.19	30.97	31.07	30.84	31.40	31.23	31.23	31.13
7	31.57	31.65	31.50	30.92	31.08	30.93	31.90	31.56	31.22	31.27
8	31.54	31.60	31.51	30.90	31.05	30.95	32.06	31.55	31.31	31.30
9	31.53	31.57	31.47	30.86	31.18	30.99	31.96	31.69	31.44	31.35
10	31.52	31.58	31.47	31.00	31.28	31.20	31.89	31.64	31.53	31.42
11	31.40	31.52	31.29	31.18	31.22	31.42	31.79	31.55	31.48	31.44
12	31.23	31.30	31.17	31.10	31.17	31.49	31.67	31.49	31.42	31.39
年間	31.35	31.65	31.00	31.18	31.05	31.02	31.64	31.43	31.31	31.27
前年比	0.04									29.36

2023年度 地下水等水質測定結果

調査項目	調査結果 (mg/L)												環境基準 mg/L	
	湧水				井水					河川水				
	白滝公園		竹倉正眼寺		中		佐野		長伏		松毛川			
	2023.8.4	2024.1.29	2023.8.4	2024.1.29	2023.8.4	2024.1.29	2023.8.4	2024.1.29	2023.8.4	2024.1.29	2023.8.4	2024.1.29		
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02	
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002	
クロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	0.0006	0.002	
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004	
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1	
1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04	
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006	
トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01	
1,3-ジクロロプロパン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002	
チラウム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006	
シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003	
チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02	
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05	

※ <○は報告下限値以下であることを示す（例：<0.005は0.005より小さいことを示す）

4. 騒音

2023年度 環境騒音測定結果

No.	測定地点	騒音レベル (dB)					主な音源	地域	比較	
		L _{Aeq}	L _{Amax}	L _{A5}	L _{A50}	L _{A95}		類型	基準値	達・未達
1	芙蓉台3-16-12	39	56	44	37	35	野鳥、人声、事業音	A	55	達成
3	徳倉5-5-11	39	60	43	36	33	自動車、野鳥、生活音	A	55	達成
6	千枚原10-6	41	64	45	39	36	自動車、野鳥、飛行機	A	55	達成
7	富士見台1	41	60	47	37	33	自動車、野鳥、生活音、飛行機	A	55	達成
9	若松町4418-5	36	62	40	32	28	自動車、野鳥、飛行機	A	55	達成
21	小山中島1240-1	42	64	46	40	35	自動車、野鳥、人声、飛行機	A	55	達成
22	柳郷地123-12	40	59	44	37	34	自動車、野鳥、生活音、飛行機、電車	A	55	達成
36	谷田293	50	66	55	47	40	自動車、野鳥、人声	A	55	達成
5	徳倉1-9-22	41	57	43	40	38	自動車、野鳥、生活音	A	55	達成
8	文教町2-12-6	45	67	49	41	38	自動車、野鳥、人声、生活音、事業音	A	55	達成
18	清住町3-19	44	61	49	41	38	自動車、野鳥、生活音	A	55	達成
20	谷田雪沢168-1	44	60	49	42	39	自動車、野鳥	A	55	達成
32	梅名321	40	59	43	39	35	自動車、野鳥、人声、生活音	A	55	達成
19	南本町15-29	46	63	51	41	37	自動車、野鳥、電車	B	55	達成
33	大場168	45	58	47	44	41	自動車、野鳥、飛行機	B	55	達成
2	萩80	50	65	53	50	47	自動車、野鳥、人声	B	55	達成
37	富田町2-2	46	63	49	45	42	自動車、野鳥、人声	B	55	達成
4	徳倉369-1	44	65	46	42	39	自動車、野鳥、人声、飛行機	B	55	達成
10	三恵台33-1	41	55	46	37	33	自動車、野鳥、飛行機	B	55	達成
15	川原ヶ谷85-4	41	55	45	39	36	自動車、野鳥、人声	B	55	達成
16	谷田小松原山2211-5	42	62	47	39	36	自動車、野鳥、人声、事業音	B	55	達成
23	玉川381	44	58	48	42	40	自動車、野鳥、事業音	B	55	達成
25	谷田夏梅木1975-3	38	54	43	36	31	自動車、野鳥、人声、生活音	B	55	達成
26	平田192-1	44	59	47	42	39	自動車、野鳥、人声、事業音	B	55	達成
27	梅名22-8	45	64	49	43	39	自動車、野鳥、人声、事業音	B	55	達成
28	多呂245-3	43	58	47	41	37	自動車、野鳥、飛行機、電車	B	55	達成
35	安久546	46	62	50	44	39	自動車、野鳥、人声、事業音、飛行機	B	55	達成
11	寿町2	46	69	49	44	41	自動車、野鳥、人声、事業音	C	60	達成
13	大宮町1-8-31	42	60	47	40	37	野鳥、人声、生活音	C	60	達成
17	西本町3-35	48	69	52	46	42	自動車、生活音、電車	C	60	達成
12	一番町10-15	54	62	57	53	48	自動車、野鳥、人声、事業音	C	60	達成
14	泉町6-31	45	62	49	43	39	自動車、野鳥、人声	C	60	達成
29	長伏22-5	42	60	46	39	37	自動車、野鳥、人声、事業音	C	60	達成
30	長伏618-1	41	55	45	39	34	自動車、野鳥、人声	C	60	達成
24	南二日町12	50	64	53	49	46	自動車、人声	C	60	達成
31	松本110-5	53	69	54	52	50	自動車、野鳥、事業音	C	60	達成
34	長伏155-36	55	68	58	54	52	自動車、事業音	C	60	達成
	平均	44	61	48	42	38				
	最大	55	69	58	54	52				
	最小	36	54	40	32	28				

2023年度 自動車交通騒音調査の調査地点

1. 自動車騒音面的評価

No.	路線名	評価道路長 (km)	始点	終点
1	一般国道1号 (10020)	2.5	塚原新田	谷田
2	一般国道1号 (10030)	0.8	谷田	東本町2丁目
3	三島停車場線 (41060)	1.8	一番町	玉川
4	三島静浦港線 (60540)	3.8	玉川	御園
5	三島静浦港線 (60545)	0.4	御園	御園

区分	地域類型	環境基準 (dB)	
		昼間	夜間
近接空間	—	70	65
非近接空間	A	60	55
	B・C	65	60

2. 自動車騒音調査

No.	路線名	測定地点		用途地域	類型 A B C	車線数	環境基準 地域区分	要請限度 地域区分
		住所	名称					
1	市道南二日町中島線	中84-6*	中区公民館	市街化調整区域	B	2	2	3
2	市道祇園原線	加茂6-2	加茂集会所	第1種低層住居専用地域	A	2	1	2

* 每年測定している地点付近で工事を実施していたため、測定地点を変更した。

No.	路線名	調査期間	騒音計のマイクロホンの設置位置 (m)		
			道路端からの距離	住居等からの距離	地上からの距離
1	市道南二日町中島線	2024. 2. 27~2. 28	13	1.0	1.2
2	市道祇園原線	2024. 2. 28~2. 29	4.5	1.5	1.2

2023年度 自動車交通騒音結果一覧

1. 自動車騒音面の評価

(1) 全体

No.	路線名	評価道路長 (km)	住居等戸数 (戸)	昼間・夜間ともに 環境基準達成		昼間だけ 環境基準達成		夜間だけ 環境基準達成	
				戸数 (戸)	割合 (%)	戸数 (戸)	割合 (%)	戸数 (戸)	割合 (%)
1	一般国道1号 (10020)	2.5	569	564	99.1	5	0.9	0	0.0
2	一般国道1号 (10030)	0.8	255	219	85.9	10	3.9	0	0.0
3	三島停車場線 (41060)	1.8	897	897	100.0	0	0.0	0	0.0
4	三島静浦港線 (60540)	3.8	716	716	100.0	0	0.0	0	0.0
5	三島静浦港線 (60545)	0.4	50	50	100.0	0	0.0	0	0.0

(2) 近接空間 (2車線以下では道路端から0m~15m、2車線超では道路端から0m~20mの範囲)

No.	路線名	評価道路長 (km)	住居等戸数 (戸)	昼間・夜間ともに 環境基準達成		昼間だけ 環境基準達成		夜間だけ 環境基準達成	
				戸数 (戸)	割合 (%)	戸数 (戸)	割合 (%)	戸数 (戸)	割合 (%)
1	一般国道1号 (10020)	2.5	150	145	96.7	5	3.3	0	0.0
2	一般国道1号 (10030)	0.8	95	78	82.1	5	5.3	12	12.6
3	三島停車場線 (41060)	1.8	427	427	100.0	0	0.0	0	0.0
4	三島静浦港線 (60540)	3.8	239	239	100.0	0	0.0	0	0.0
5	三島静浦港線 (60545)	0.4	32	32	100.0	0	0.0	0	0.0

(3) 非近接空間 (2車線以下では道路端から15m~50m、2車線超では道路端から20m~50mの範囲)

No.	路線名	評価道路長 (km)	住居等戸数 (戸)	昼間・夜間ともに 環境基準達成		昼間だけ 環境基準達成		夜間だけ 環境基準達成	
				戸数 (戸)	割合 (%)	戸数 (戸)	割合 (%)	戸数 (戸)	割合 (%)
1	一般国道1号 (10020)	2.5	419	419	100.0	0	0.0	0	0.0
2	一般国道1号 (10030)	0.8	141	141	88.1	5	3.1	14	8.8
3	三島停車場線 (41060)	1.8	470	470	100.0	0	0.0	0	0.0
4	三島静浦港線 (60540)	3.8	477	477	100.0	0	0.0	0	0.0
5	三島静浦港線 (60545)	0.4	18	18	100.0	0	0.0	0	0.0

2. 自動車騒音調査

No.	路線名	測定地点	時間区分	測定結果(dB)		環境基準(dB)	要請限度(dB)	達・未達*
				2022年度	2023年度			
1	市道南二日町中島線	中区公民館*	昼間	67	58	65	75	△
			夜間	59	50	60	70	○
2	市道祇園原線	加茂集会所	昼間	64	63	60	70	△
			夜間	54	52	55	65	○

* 環境基準を達成している場合は○、要請限度のみ達成している場合は△、要請限度を達成していない場合は×

※ 2022年度測定地点の富士山南東消防本部中島分遣所付近で工事を実施していたため、

2023年度は測定地点を中区公民館に変更した。

5. ダイオキシン類

2023年度 ダイオキシン類測定結果

区分	測定地点	試料採取日	単位	測定結果		環境基準との比較		
				測定値	平均値	基準値	達・未達	
大気	徳倉幼稚園	2023. 7. 25~8. 1	pg-TEQ/m ³	0.0067	0.0082	0.6	○	
		2023. 11. 6~11. 13	pg-TEQ/m ³	0.0097				
	中郷文化プラザ	2023. 9. 19~9. 26	pg-TEQ/m ³	0.0097	0.012	0.6	○	
		2024. 1. 22~1. 29	pg-TEQ/m ³	0.014				
水質	沢地川堰場大橋上	2023. 8. 28	pg-TEQ/L	0.088		1	○	
	沢地処分場浸出水	2023. 8. 28	pg-TEQ/L	0.20		1	○	

6. 外因性内分泌攪乱化学物質

2023年度 外因性内分泌攪乱化学物質測定結果

測定場所 大場川・新川橋

No.	物質名	単位	測定結果		比較データ	
			2023. 8. 4	2024. 1. 29	環境省	静岡県
1	ノニルフェノール	μg/L	<0.03	<0.03	ND~0.32 ^{※1}	ND
2	4-t-オクチルフェノール	μg/L	<0.01	<0.01	ND~0.031 ^{※2}	ND
3	ビスフェノールA	μg/L	<0.01	<0.01	ND~0.28 ^{※1}	ND~0.13
4	o, p'-DDT	μg/L	<0.05	<0.05	ND~0.063 ^{※1}	—

※ <○は報告下限値以下であることを示す（例：<0.005は0.005より小さいことを示す）

注意 1 比較データのうち、環境省のデータは、※1は2014年度、※2は2012年度に環境省が全国の公共用水域で実施した結果（化学物質環境実態調査）をまとめたものである

2 比較データのうち、静岡県のデータは、2014年度に静岡県が県内の河川16検体について実施した結果（大気汚染及び水質汚濁等の状況）をまとめたものである

3 ND (Non Detected) とは、測定値が定量限界未満で不検出という意味である

7. 苦情

公害（生活環境）苦情受理件数の推移

種類	受理件数									
	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
大気汚染	27	17	20	31	30	22	27	29	30	14
水質汚濁	16	10	8	9	6	8	3	9	4	4
土壤汚染	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
騒音	18	15	10	20	8	8	15	20	26	11
振動	4	2	1	2	3	4	2	0	1	1
地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪臭	9	8	10	13	12	5	6	7	13	12
その他	29	47	37	53	27	25	45	34	58	53
合計	103	99	86	128	86	72	98	99	132	95

2023年度 公害（生活環境）苦情受理件数（発生源別）

種類	受理件数												
	農業	建設業	製造業	運輸業・通信業	卸売業・小売業	飲食店・サービス業	教育・学習支援業	医療・福祉	家庭生活	公務	その他	不明	合計
大気汚染（野焼き）					1				6			1	8
大気汚染（その他）		3				1			1			1	6
水質汚濁	1		1			1						1	4
土壤汚染													0
騒音		1			2	1		1	2	1	1	2	11
振動				1									1
地盤沈下													0
悪臭	1	2	1			1		1	4			2	12
その他（草木の繁茂）			1				1		7	1	40		50
その他（その他）		1				1						1	3
合計	2	7	3	1	3	5			20		41	8	95

8. 放射性物質

2022年度 放射性物質測定結果

(1) 三島市内の空間放射線量の測定結果

年度	測定結果 ($\mu\text{Sv}/\text{h}$)		
	シンチレーションサーベイメータ		
	平均値	最大値	最小値
2020	0.05	0.06	0.04
2021	0.05	0.06	0.04
2022	0.05	0.07	0.04

※ シンチレーションサーベイメータ：日立アロカメディカル(株)製 NaI(Tl)シンチレーション方式
エネルギー補償型 γ 線用 シンチレーションサーベイメータ TCS-172

※ 測定地点：三島市役所中央町別館北側駐車場（三島市中央町5-5）

※ 測定結果の経年変化が、静岡県が公表している周辺の測定結果と同程度であり自然界の放射線量の範囲内と考えられるため、
2022年度で測定を終了した。

付 錄

1 三島市環境基本条例

(平成12年11月30日 条例第31号)

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 基本的施策（第7条—第9条）

第3章 重点的に推進すべき施策（第10条—第15条）

第4章 効果的な推進のための施策（第16条—第24条）

第5章 環境審議会（第25条）

附則

私たちのまち三島市は、富士箱根伊豆国立公園に囲まれ、全国に誇り得る富士山のゆう水や箱根山西麓の豊かな緑に代表される恵まれた自然と古い歴史に培われた文化にはぐくまれ、先人の努力により、今日の豊かな社会を築いてきた。

特に、市街地からわき出す水の清れつな流れと四季折々に咲き誇る花や緑が調和した空間は、人々に潤いと安らぎを与える郷土の大切な財産となっている。

しかし、生活の利便性や物質的な豊かさを求めてきた現代社会は、一方で大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムを生み出し、自然の復元力を超えるような環境への負荷を与えることとなり、地域の環境はもとより、地球環境にまで取り返しのつかない影響を及ぼすおそれを感じさせている。

今こそ、私たちは、郷土の良好な環境を現在と将来の世代の市民が享受できるよう、すべての生命の生存基盤である地球環境の保全を普遍的な課題と認識し、今ある環境を損なうことなく、自然と共生を図りながら持続的に発展が可能な資源循環型社会の実現に寄与すべきときである。

ここに私たちは、先人から引き継がれた水と緑に象徴されるかけがえのないこの環境を守り育て、次の世代へ引き継いでいくことを責務とし、市、事業者と市民が一丸となって、地球的視野に立った環境の保全と創造に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全

及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活に欠くことのできない健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、良好な環境が将来の世代に継承されるよう適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、人と自然との共生の確保を旨とし、水と緑に象徴される自然環境に恵まれた本市の地域特性に生かすことにより行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現を旨とし、市、事業者及び市民がそれぞれの責務に応じた公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に取り組むことによって行われなければならない。
- 4 環境の保全及び創造は、地域における事業活動及び日常生活が地球全体の環境にも影響を及ぼすとの認識の下に、地球環境の保全に資するように行われなければならない。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関し、本市の自然的・社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 市は、その事業の実施に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、あらゆる施策を通じて、環境への負荷の低減の重要性について、事業者及び市民の意識の啓発に努めなければならない。
- 3 市は、環境の保全及び創造を図る上で、事業者及び市民の果たす役割の重要性にかんがみ、事業者及び市民が環境の保全及び創造のために行う活動を支援し、及びこれに協力するよう努めなければならない。
- 4 市は、環境の保全及び創造のために広域的な取組を必要とする施策について、国、他の地方公共団体等に協力を求め、又はこれらからの協力の求めに応じ、その推進に努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水等の処理その他の公害を防止し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、次に掲げる措置を積極的に講ずるよう努めなければならない。
- (1) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることにより生ずることとなる環境への負荷を低減し、当該事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合においては、その適正な処理が図られようすること。
- (2) 事業活動に係る廃棄物の減量、水資源及びエネルギーの有効利用、再生資源の原材料への使用等当該事業活動に伴う環境への負荷を低減すること。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、自らも地域の一員であるとの認識の下に、その事業活動に伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

- 第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、資源の循環的利用、廃棄物の減量、

水資源及びエネルギーの有効利用等日常生活に伴う環境への負荷の低減に積極的に努めなければならない。

- 2 市民は、基本理念にのっとり、生活排水の浄化、地下水の保全、緑化の推進等自然環境の適正な保全に積極的に努めなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 基本的施策

(環境基本計画)

- 第7条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- (2) 環境の保全及び創造のために、市、事業者及び市民のそれぞれが配慮すべき事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、第25条に規定する三島市環境審議会の意見を聽かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

- 第8条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。
- 2 市は、前項に規定する整合を図るために必要な体制を整備するものとする。

(年次報告書)

- 第9条 市長は、各年度における本市の環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 重点的に推進すべき施策

(健康の保護及び生活環境の保全)

第10条 市は、市民の健康の保護及び生活環境の保全を図るため、公害その他の環境の保全上の支障となる事象について、その適正かつ迅速な処理に努めるものとする。

(自然環境の保全等)

第11条 市は、水辺地、森林、農地等における多様な自然環境の適正な保全に努めるとともに、生物の多様性の確保に配慮するものとする。

(快適な環境の創造等)

第12条 市は、潤いと安らぎのある環境の創出、良好な景観の確保、歴史的文化的遺産の保存及び活用等を図ることにより、水や緑に象徴される本市の地域特性を生かした快適な環境を創造するとともに、人と自然との豊かな触れ合いを確保するよう努めるものとする。

(環境への負荷の少ない社会の実現)

第13条 市は、環境への負荷の少ない社会の実現に資するため、事業者及び市民による資源の循環的利用、廃棄物の減量、水資源及びエネルギーの有効利用等が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の少ない社会の実現に資するため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的利用、廃棄物の減量、水資源及びエネルギーの有効利用等を図るとともに、環境への負荷の低減に資する原材料、製品等の利用に努めるものとする。

(地球環境の保全)

第14条 市は、地球環境の保全に資するため、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策の推進を図るとともに、環境の保全及び創造に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(環境教育の充実及び環境学習の振興)

第15条 市は、事業者及び市民が環境の保全及び創造に関する理解を深め、これらに関する活動を自発的に行う意欲を増進させるため、環境に関する知識の普及、人材の育成及び活用、生涯学習の機会の拡充等環境教育の充実及び環境学習の振興を図るとともに、環境教育及び環境学習が、学校、家庭、地域、職場等において、有機的な連携を保ちつつ推進されるよう努めるものとする。

第4章 効果的な推進のための施策

(環境影響評価の推進)

第16条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、当該事業の実施に伴う環境への影響について、あらかじめ調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、当該事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項の規定は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を市が実施する場合について、準用する。

(規制の措置)

第17条 市は、環境の保全上の支障を防止するために必要があると認めるときは、関係行政機関と協議の上、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(誘導的措置)

第18条 市は、事業者及び市民が自ら行う環境への負荷の低減を図るために活動等を助長するために特に必要があると認めるときは、適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、事業者又は市民に適正かつ公平な経済的負担を課すことによりこれらの者が自ら環境への負荷を低減させこととなるよう誘導するための措置について調査及び研究を行い、特に必要があると認めるときは、そのための措置を講ずるよう努めるものとする。

(公共的施設の整備等の推進)

第19条 市は、下水道、一般廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備その他の環境への負荷の低減に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備並びに森林の整備その他の自然環境の適正な整備及びその健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第20条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する団体（以下「市民等」という。）が自発的に行う地下水の保全、緑化の推進、再生資源の回収その他の環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、技術的な指導又は助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第21条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全及び創造に関する必要な情報を市民等に適切に提供するよう努めるものとする。

(市民等の意見の施策への反映)

第22条 市は、市民等の意見を環境の保全及び創造に関する施策に反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(調査及び研究の実施等)

第23条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に資するため、調査及び研究の実施並びに情報の収集に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第24条 市は、環境の状況を把握するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

第5章 環境審議会

(審議会)

第25条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、市長の諮問に応じ、本市の環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項について調査審議するため、三島市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する20人以内の委員で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内の各種団体等を代表する者
- (3) 市民
- (4) 関係行政機関の職員

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

6 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(三島市環境審議会条例の廃止)

2 三島市環境審議会条例(平成11年三島市条例第8号)は、廃止する。

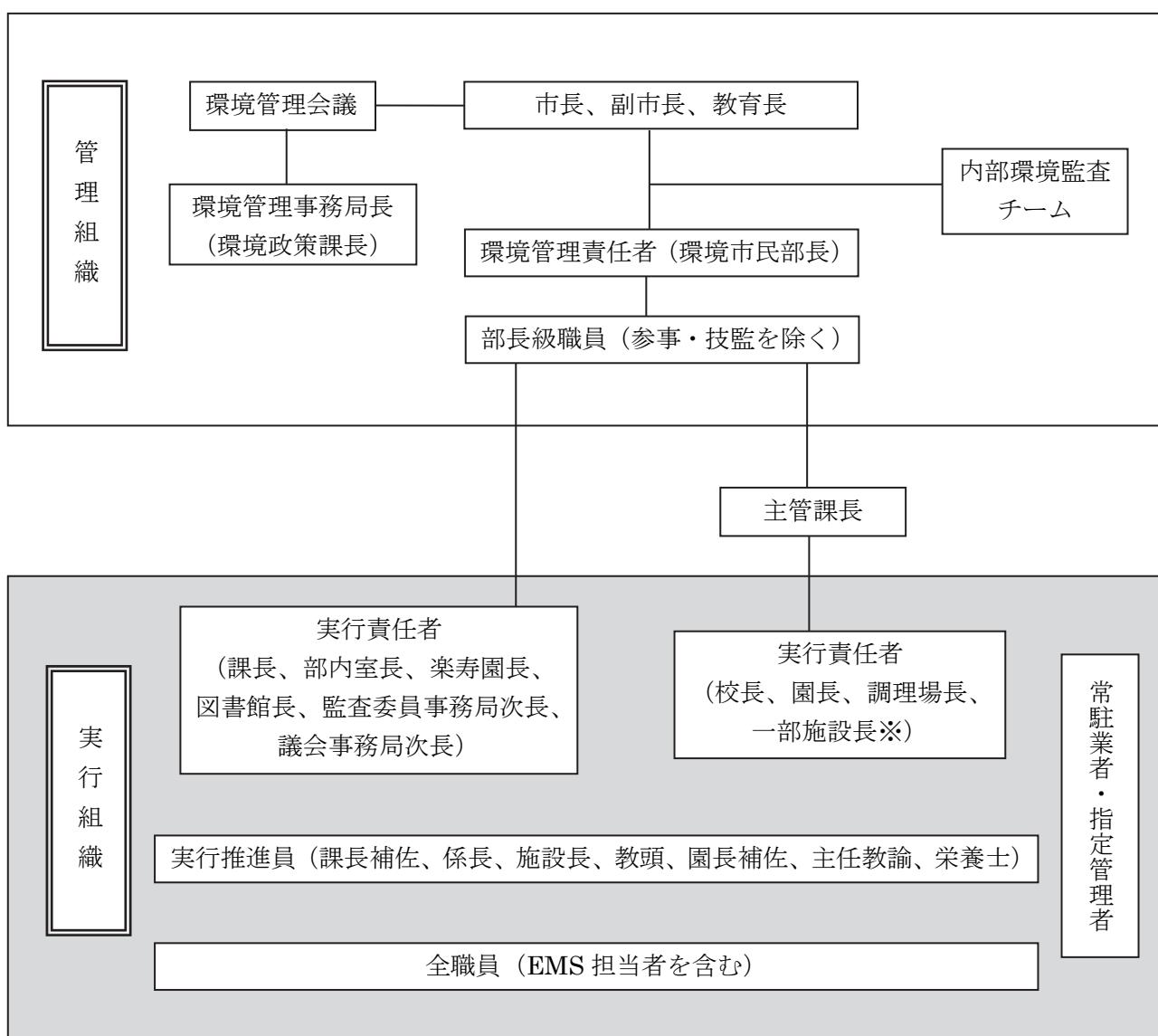
(経過措置)

3 前項の規定による廃止前の三島市環境審議会条例(以下「旧審議会条例」という。)第1条の規定により置かれた三島市環境審議会は、第25条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

4 この条例の施行の際現に旧審議会条例第3条第2項の規定により委嘱されている三島市環境審議会の委員は、第25条第3項の規定により委嘱された委員とみなす。この場合において、委嘱されたものとみなされる委員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、平成13年7月21日までとする。

5 この条例の施行の際現に旧審議会条例第5条第1項の規定により定められている三島市環境審議会の会長又は副会長は、それぞれ、第25条第5項の規定により定められた会長又は副会長は、それぞれ、第25条第5項の規定により定められた会長又は副会長とみなす。

2 環境マネジメントシステム(EMS)の管理・実行体制



- ※ 一部の施設長とは、浄化センター所長、箱根の里所長及び各公民館長を指すものとする。
- ※ 執務室がなく、複数の課の職員が兼務で従事している部内室については、独立した1実行組織として分離することが難しい状況を考慮し、1実行組織としてみなさないものとする。
- ※ 生活排水対策室は独立した1実行組織として分離することが難しい状況を考慮し、下水道課に付随するものとする。
- ※ 実行推進員に該当する役職の者がいない場合は、それに準じる者を選任することとする。

3 環境基準等

(1) 大気

表1－1 大気の汚染に係る環境基準とその評価

項目	環境基準	評価（※1）	
		短期的評価	長期的評価（※2）
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ 1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ 1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	年間にわたる 1 日平均値の 2%除外値が 0.04ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	年間にわたる 1 日平均値の 2%除外値が 10ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下であること。	年間にわたる 1 日平均値の 2%除外値が 0.10 mg/m ³ 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日が 2 日以上連続しないこと。
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	—	年間にわたる 1 日平均値の年間 98% 値が 0.06 ppm を超えないこと。
光化学オキシダント (O _x)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	昼間（5 時から 20 時まで）の 1 時間値が 0.06 ppm 以下であること。	—
微小粒子状物質 (PM2.5)	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。	—	年間平均値が 15 μg/m ³ 以下であること。

※1 1 時間値の 1 日平均値（1 日平均値）は、1 時間値の欠測が 1 日（24 時間）のうち 4 時間を超える場合には、評価の対象としない。

※2 年間の測定時間数が 6,000 時間に満たない測定局については、長期的評価において評価の対象とし

表1－2 有害大気汚染物質に係る環境基準

物質	基準値
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること

備考 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

表1－3 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。

表1－4 ばい煙発生施設等に係る排出基準

物 質	基 準 値	備 考
ばいじん	0.04～0.50 g/Nm ³ 以下	施設の種類、規模、設置日によって異なる
硫黄酸化物	13.0 以下	沼津、三島地域でのK値
窒素酸化物	60～2,000 ppm 以下	施設の種類、規模、設置日によって異なる
カドミウム及びその化合物	1.0 mg/Nm ³ 以下	
塩素	30 mg/Nm ³ 以下	
塩化水素	80～700 mg/Nm ³ 以下	施設の種類、規模、設置日によって異なる
ふつ素、ふつ化水素 及びふつ化珪素	1.0～20 mg/Nm ³ 以下	施設の種類、規模、設置日によって異なる
鉛及びその化合物	10～30 mg/Nm ³ 以下	施設の種類、規模、設置日によって異なる
水銀	8～400 μg/Nm ³ 以下	施設の種類、規模、設置日によって異なる

表1－5 大気汚染防止法の対象となるばい煙発生施設

	施設名	規模用件
1	ボイラー	・燃焼能力 50L/時 以上
2	ガス発生炉、加熱炉	・原料処理能力 20t/日 以上 ・燃焼能力 50L/時 以上
3	ばい焼炉、焼結炉	
4	(金属の精錬用) 溶鉱炉、転炉、平炉	・原料処理能力 1t/日 以上
5	(金属の精錬または鋳造用) 溶解炉	
6	(金属の鍛錬、圧延、熱処理用) 加熱炉	・火格子面積 1m ² 以上 ・羽口面断面積 0.5 m ² 以上 ・燃焼能力 50L/時 以上
7	(石油製品、石油化学製品、コールタール製品の製造用) 加熱炉	・変圧器定格能力 200kVA 以上
8	(石油精製用) 流動接触分解装置の触媒再生	・触媒の付着する炭素の焼却能力 200kg/時 以上
8-2	石油ガス洗浄装置に付属する 硫黄回収装置の燃焼炉	・燃焼能力 6L/時 以上
9	(窯業製品製造用) 焼成炉、溶解炉	
10	(無機化学工業用品または食品製造用) 反応炉(カーボンブラック製造用 燃料燃焼装置含)、直火炉	・火格子面積 1m ² 以上 ・変圧器定格能力 200kVA 以上 ・燃焼能力 50L/時 以上
11	乾燥炉	
12	(製鉄、製鋼、合金鉄、カーバイト製 造用) 電気炉	・変圧器の定格容量 1,000kVA 以上
13	廃棄物焼却炉	・火格子面積 2m ² 以上 ・焼却能力 200kg/時 以上
14	(銅、鉛、亜鉛の精錬用) ばい焼炉、 焼結炉(ベレット焼成炉含)、溶鉱炉、 転炉、溶解炉、乾燥炉	・原料処理能力 0.5t/時 以上 ・火格子面積 0.5m ² 以上 ・羽口面断面積 0.2m ² 以上 ・燃焼能力 20L/時 以上
15	(カドミウム系顔料または炭酸カドミ ウム製造用) 乾燥施設	・容量 0.1 m ³ 以上
16	(塩素化工チレン製造用) 塩素急速冷凍装置	
17	(塩素第二鉄の製造用) 溶解槽	・塩素処理能力 50kg/時 以上

表1－5 大気汚染防止法の対象となるばい煙発生施設（続き）

	施設名	規模用件
19	(化学製品製造用) 塩素反応施設、塩化水素反応施設、 塩化水素吸収施設	・塩素処理能力 50kg/時 以上
20	(アルミニウム精錬用) 電解炉	・電流容量 30kA 以上
21	(磷、磷酸、磷酸質肥料、複合肥料製 造用〔原料に磷石を使用するもの〕) 反応施設、濃縮施設、焼成炉、溶解炉	・磷鉱石処理能力 80kg/時 以上 ・燃焼能力 50L/時 以上 ・変圧器定格容量 200kVA 以上
22	(弗酸製造用) 濃縮施設、吸収施設、蒸留施設	・伝熱面積 10 m ² 以上 ・ポンプ動力 1kw 以上
23	(トリポリ酸ナトリウム製造用〔原料 に磷鉱石を使用するもの〕) 反応施設、乾燥炉、焼成炉	・原料処理能力 80kg/日 以上 ・火格子面積 1 m ² 以上 ・燃焼能力 50L/時 以上
24	(鉛の第2次精錬〔鉛合金の製造含・ 鉛の管、板、線の製造用〕) 溶解炉	・燃焼能力 10L/時 以上 ・変圧器定格容量 40kVA 以上
25	(鉛蓄電池製造用) 溶解炉	・燃焼能力 4L/時 以上 ・変圧器定格容量 20kVA 以上
26	(鉛系顔料の製造用) 溶解炉、反射炉、 反応炉、乾燥施設	・容量 0.1 m ³ 以上 ・燃焼能力 4L/時 以上 ・変圧器定格容量 20kVA 以上
27	(硝酸の製造用) 吸収施設、漂白施設、濃縮施設	・硝酸の合成、漂白、濃縮能力 100kg/時 以上
28	コークス炉	・原料処理能力 20t/日 以上
29	ガスタービン	・燃焼能力 50L/時 以上
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関	・燃焼能力 35L/時 以上
32	ガソリン機関	

表1－6 指定物質排出施設に係る抑制基準

物 質	基 準 値	備 考
ベンゼン	50～1,500 mg/Nm ³ 以下	施設の種類、規模、設置日によって異なる
トリクロロエチレン	150～500 mg/Nm ³ 以下	施設の種類、規模、設置日によって異なる
テトラクロロエチレン	150～500 mg/Nm ³ 以下	施設の種類、規模、設置日によって異なる

(2) 水質

表 2-1 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		pH	BOD	SS	DO	大腸菌群数	
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下	水域類型ごとに指定する水域
A	水道 2 級 水産 1 級水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下	
B	水道 3 級水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下	
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
D	工業用水 2 級 農業用水及び E 以下の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—	
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—	

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 農業用利水点については、pH6.0 以上 7.5 以下、DO5mg/L 以上とする。

参考

生活環境項目（BOD 又は COD）に係る環境基準の達成状況の評価

生活環境項目に係る環境基準の達成状況の評価は、当該水域の水質を代表する環境基準点における測定値によって評価される。環境基準の達成の判定は、年間の日間平均値の全データのうち 75%以上のデータが基準値を満足しているものを達成地点とすることとされている。（昭和 46 年 12 月 28 日付け環境庁告示「水質汚濁に係る環境基準について」第 2 の (2) による。）

表 2-2 大場川本流の水域類型

指定水域	名 称	該当類型	BOD 環境基準	達成期間
大場川水域	出逢橋から上流の大場川本流	河川 A	2.0 mg/L 以下	直ちに達成
	出逢橋から下流の大場川本流			5 年以内

表2-3 水生生物の保全に係る水質環境基準（河川）

類型	水生生物の生息 状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	水域類型ごとに指定する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）または幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）または幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	

表2-4 水生生物に係る大場川本流の水域類型

指定水域	名 称	該当類型	達成期間
大場川水域	出逢橋から上流の大場川本流	生物 A	直ちに達成
	出逢橋から下流の大場川本流	生物 B	

表2-5 人の健康の保護に関する環境基準（公共用水域・地下水）・一律排水基準

項目	環境基準 (環境基本法・公共用水域)	環境基準 (環境基本法・地下水)	一律排水基準 (水質汚濁防止法)
カドミウム	0.003 mg/L 以下	0.003 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	検出されないこと	1 mg/L 以下
有機燐化合物	—	—	1 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.5 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	0.0005 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
PCB	検出されないこと	検出されないこと	0.003 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.2 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
クロロエチレン	—	0.002 mg/L 以下	—
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	0.004 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	—	0.4 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	—	0.04 mg/L 以下	—
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	3 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下	0.06 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下	0.06 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下	0.003 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.2 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	10 mg/L 以下	—
アンモニア性窒素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	—	—	100 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下	0.8 mg/L 以下	8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	10 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	0.5 mg/L 以下

- 備考 1 環境基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る環境基準値は、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、その測定結果が当該方法の定量限界値を下回ることをいう。
- 3 有機燐化合物とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。
- 4 健康項目に係る環境基準の達成状況の評価については、基準値が主として長期間摂取に伴う健康影響を考慮して算定された値であることから、全シアンを除き、同一測定点における年間の総検体の測定値の年間平均値により評価することとされている。全シアンについては、同一測定点における年間の総検体の測定値の最高値により評価するとされている。

表2-6 排水基準 生活環境項目（河川）

項目	排水基準 (水質汚濁防止法)	排水基準（狩野川） (静岡県条例上乗せ)
水素イオン濃度 (pH)	5.8 以上 8.6 以下	5.8 以上 8.6 以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160 mg/L 以下 (日間平均 120 mg/L 以下)	15~160 mg/L 以下 (日間平均 10~120mg/L 以下)
浮遊物質量 (SS)	200 mg/L 以下 (日間平均 150 mg/L 以下)	30~200 mg/L 以下 (日間平均 20~150mg/L 以下)
n-ヘキサン抽出物質（鉱油）	5 mg/L 以下	2~5 mg/L 以下
n-ヘキサン抽出物質（動植物油）	30 mg/L 以下	5~30 mg/L 以下
フェノール類	5 mg/L 以下	5 mg/L 以下
銅	3 mg/L 以下	1~3 mg/L 以下
亜鉛	2 mg/L 以下	1~5 mg/L 以下
溶解性鉄	10 mg/L 以下	10 mg/L 以下
溶解性マンガン	10 mg/L 以下	10 mg/L 以下
クロム	2 mg/L 以下	1~2 mg/L 以下
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³ 以下	3,000 個/cm ³ 以下
ニッケル	—	2 mg/L 以下

備考

- 排水基準は、水質汚濁防止法等に定める特定施設を持つ事業場であって、1日当たりの平均的な排出水の量が 50m³ 以上である事業場に係る排出水について適用する。
- 静岡県条例で定める排水基準のうち、BOD 及び SS については、特定施設の種類、規模、設置日によって異なる排水基準値を適用する。

表2-7 畜房施設等に係る排水基準（静岡県条例上乗せ）

項目	基準値 (mg/L)
生物化学的酸素要求量 (BOD)	110~250 以下 (日間平均 80~180 以下)
浮遊物質量 (SS)	130~300 以下 (日間平均 100~220 以下)

備考

- 排水基準は、水質汚濁防止法等に定める畜房施設等を持つ事業場であって、1日当たりの平均的な排出水の量が 7.5m³ 以上である事業場に係る排出水について適用する。
- 排水基準は、特定施設の種類、規模、設置日によって異なる基準値を適用する。

(3) 騒音・振動

表3-1 騒音に係る環境基準（道路に面する地域以外の地域）

地域の類型	該当地域	基準値	
		昼間（6時～22時）	夜間（22時～6時）
A	第1種・第2種低層住居専用地域 第1種・第2種中高層住居専用地域	55dB 以下	45dB 以下
	第1種・第2種住居地域、準住居地域 市街化調整区域（御園の一部を除く）		
C	近隣商業地域、商業地域	60dB 以下	50dB 以下
	準工業地域、工業地域		
	市街化調整区域のうちB以外の地域		

表3-2 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値	
	昼間（6時～22時）	夜間（22時～6時）
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 C地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下
幹線交通を担う道路に近接する空間	70dB 以下	65dB 以下

備考 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

- 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、県道及び4車線以上の市町村道をいう。
- 「幹線交通を担う道路に近接する空間（区域）」とは、幹線交通を担う道路の車線数の区分に応じ、道路端から以下に示す距離の範囲をいう。
 - 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m
 - 2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20m

表3-3 自動車騒音面的評価の環境基準

区分	地域類型	基準値	
		昼間（6時～22時）	夜間（22時～6時）
近接空間	—	70 dB 以下	65 dB 以下
非近接空間	A	60 dB 以下	55 dB 以下
	B・C	65 dB 以下	60 dB 以下

備考

- 「近接空間」とは、幹線交通を担う道路の車線数の区分に応じ、道路端から以下に示す距離の範囲をいう。
 - 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m
 - 2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20m
- 「非近接空間」とは、50 m の評価区間のうち近接空間以外の場所をいう。

表3-4 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

該当区域	地域の類型	該当地域	基準値
静岡県内に敷設された新幹線鉄道の軌道の中心線から両側にそれぞれ400m以内の地域	I	第1種・第2種低層住居専用地域 第1種・第2種中高層住居専用地域 第1種・第2種住居地域、準住居地域 市街化調整区域	70dB 以下
	II	近隣商業地域、商業地域 準工業地域、工業地域	75dB 以下

表3-5 特定工場等において発生する騒音の規制基準

区域の区分	該当地域	昼間	朝・夕	夜間
		8時～18時	6～8時 18～22時	22時～6時
第1種区域	第1種・第2種低層住居専用地域	50dB	45dB	40dB
第2種区域	第1種・第2種中高層住居専用地域 第1種・第2種住居地域、準住居地域、 市街化調整区域（御園の一部を除く）	55dB	50dB	45dB
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域 市街化調整区域のうち上記に該当しない地域	65dB	60dB	55dB
第4種区域	工業地域	70dB	65dB	60dB

備考

- 1 第2種区域、第3種区域、第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内における規制基準は、基準値の欄に掲げる値から5dBを減じた値とする。
- 2 第1種区域と第3種区域、第2種区域と第4種区域がその境界を接している場合、当該第3種区域、第4種区域の当該境界線から30mの区域内における規制基準は、基準値の欄に掲げる値から5dBを減じた値とする。

表3-6 特定工場等において発生する振動の規制基準

区域の区分		該当区域	昼間 8時～20時	夜間 20時～8時
第1種区域	1	第1種・第2種低層住居専用地域	60dB	55dB
	2	第1種・第2種中高層住居専用地域 第1種・第2種住居地域、準住居地域 市街化調整区域（御園の一部を除く）	65dB	55dB
第2種区域	1	近隣商業地域、商業地域、準工業地域 市街化調整区域のうち上記に該当しない地域	70dB	60dB
	2	工業地域	70dB	65dB
備考				
指定区域内に所在する学校、保育所、病院、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内における規制基準は、基準値の欄に掲げる値から5dBを減じた値とする。				

表3-7 特定建設作業に関する騒音・振動の規制基準

規制内容	区域区分	規制基準
特定建設作業の場所の敷地境界における基準値	1号	騒音：85dB
	2号	振動：75dB
作業可能時刻	1号	午前7時から午後7時
	2号	午前6時から午後10時
最大作業時間	1号	1日あたり10時間
	2号	1日あたり14時間
最大作業期間	1号	連続6日間
	2号	
作業日	1号	日曜その他の休日を除く
	2号	

※ただし、当該作業がその作業を開始した日に終わるものは除く。

区域区分

1号区域	第1種・第2種低層住居専用地域 第1種・第2種中高層住居専用地域 第1種・第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 市街化調整区域 工業地域のうち学校、保育所、病院、収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の周囲80mの区域内
2号区域	工業地域のうち1号区域以外の地域

表3-8 騒音規制法の自動車騒音に係る要請限度

区域の区分	該当地域	車線等	時間の区分	
			昼間 (6時~22時)	夜間 (22時~6時)
a 区域	第1種低層住居専用地域	1車線	65dB	55dB
	第2種低層住居専用地域	2車線以上	70dB	65dB
	第1種中高層住居専用地域	近接区域	75dB	70dB
	第2種中高層住居専用地域			
b 区域	第1種住居地域	1車線	65dB	55dB
	第2種住居地域	2車線以上	75dB	70dB
	準住居地域	近接区域		
	市街化調整区域			
c 区域	近隣商業地域	1車線		
	商業地域	2車線以上	75dB	
	準工業地域	近接区域		
	工業地域			
備考				
幹線交通を担う道路に近接する区域（近接区域）は、2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。				

表3-9 振動規制法の道路交通振動の要請限度

区域の区分	該当地域	昼間	夜間
		8時～20時	20時～8時
第1種区域	第1種・第2種低層住居専用地域		
	第1種・第2種中高層住居専用地域		
	第1種・第2種住居地域	65dB	60dB
	準住居地域 市街化調整区域（御園の一部を除く）		
第2種区域	近隣商業地域		
	商業地域		
	準工業地域	70dB	65dB
	工業地域		
	市街化調整区域のうち上記に該当しない地域		

(4) 惡臭

表4-1 事業場における規制基準

規制方法	規制地域	基準
指数	市街化区域（住居区域）	10
	市街化区域（住居区域を除く）	13
	市街化区域を除く市全域	15
備考		
1 市街化区域（住居区域）とは、第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域及び準住居地域をいう。		
2 市街化区域（住居区域を除く）とは、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用区域をいう。		

(5) 土壌汚染

表5－1 土壌の汚染に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下（農用地においては、検液1Lにつき0.003mg以下かつ米1kgにつき0.4mg以下）
全シアン	検液中に検出されないこと
有機燐	検液中に検出されないこと
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下（農用地(田に限る)においては、検液1Lにつき0.01mg以下かつ土壤1kgにつき15mg未満）
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
PCB	検液中に検出されないこと
銅	農用地(田に限る)において、土壤1kgにつき125mg未満
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下
ほう素	検液1Lにつき1mg以下
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下

備考

- 基準値のうち検液中濃度に係るものは、付表に定める方法で検液を作成して測定を行う。
- 「検出されないこと」とは、公定法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界値を下回ることをいう。
- カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る基準値は、汚染土壤が地下水表面から離れており、かつ原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合にはそれぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mg以下とする。
- 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

(6) ダイオキシン類

表6-1 ダイオキシン類に係る環境基準・耐容1日摂取量 (TDI)

区分	項目	基準値
環境基準	大気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
	水質	1 pg-TEQ/L 以下
	水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下
	土壤	1,000 pg-TEQ/g 以下
耐容1日摂取量	—	4 pg-TEQ/kg/日以下

表6-2 ダイオキシン類に係る大気関係の特定施設及び排出基準

適用施設		基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	
No.	種類	新設	既設
1	焼結鉱製造に用いる焼結炉であって、原料処理能力が1t/時以上のもの	0.1	1
2	製鋼に用いる電気炉であって、変圧器定格容量が1000kVA以上のもの	0.5	5
3	亜鉛回収に用いる焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉であって、原料処理能力が0.5t/時以上のもの	1	10
4	アルミニウム合金製造に用いる焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉であって、焙焼炉及び乾燥炉では原料処理能力が0.5t/時以上のもの、溶解炉では容量が1t以上のもの	1	5
5	廃棄物焼却炉であって、火床面積が0.5m ² 以上 又は焼却能力が50kg/時以上のもの	4t/時以上	0.1
		2~4t/時	1
		2t/時未満	5
			10

表6-3 ダイオキシン類に係る水質関係の特定施設及び排出基準 (抜粋)

適用施設		基準値 (pg-TEQ/L)
No.	種類	
1	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造に用いる塩素又は塩素化合物による漂白施設	10
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3	硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化工チレン洗浄施設	
7	カブロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る)の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	

表6－3 ダイオキシン類に係る水質関係の特定施設及び排出基準（抜粋、続き）

8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	10
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設、廃ガス洗浄施設	
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供するろ過施設、廃ガス洗浄施設	
11	ジオキサンバイオレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設、ジオキサンバイオレット洗浄施設、熱風乾燥施設	
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	
13	亜鉛の回収（製錫の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、ろ過施設、精製施設、廃ガス洗浄施設	
15	大気基準適用施設である廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設、湿式集じん装置/大気基準適用施設である廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって、汚水等を排出するもの	
16	廃P C B等又はP C B処理物の分解施設/P C B汚染物又はP C B処理物の洗浄施設又は分離施設	
17	フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成六年政令第三百八号）別表一の項、三の項及び六の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、プラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	
18	上記1号から17号まで及び19号の施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設	
19	上記1号から17号までの施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	

4 環境用語解説

ア行

■悪臭

いやな「におい」、不快な「におい」の総称。環境基本法により、「大気汚染」や「水質汚濁」などと並んで典型七公害のひとつになっている。一般的には、嗅覚を通じた頭痛・食欲減退や気分の悪化の原因となる程度の影響があれば「悪臭」と理解され、その程度によって悪臭防止法で規制がされている。

■悪臭防止法

典型的な感覚公害である悪臭を防止することを目的として制定された。悪臭の原因となる典型的な化学物質を『特定悪臭物質』として規制する方法と、種々の悪臭物質の複合状態が想定されることから、物質を特定しないで人間の嗅覚を指標とした『臭気指数』を規制する方法の2通りの方法がある。

■アスベスト

石綿ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物で「特定粉じん」の一つ。軟らかく、耐熱・耐摩耗性にすぐれているため、ボイラー暖房パイプの被覆、建築材等広く利用されていたが、肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、現在は全面使用禁止になっている。

■アルキル水銀 (R-Hg)

アルキル基と水銀が結合した有機水銀化合物。水俣病の原因物質ともなったメチル水銀、エチル水銀等も含まれる。摂取することによる中毒症状として、知覚障害や視野狭窄、手足のマヒ等の中枢神経障害を起こす。水銀と結合している有機物によって大きく異なり、低級アルキル水銀は、体内での分解・排泄がされにくい。

■硫黄酸化物 (SO_x)

硫黄と酸素の化合物をいい、石油・石炭などの硫黄分を含む燃料が燃焼して生成される。大気汚染や酸性雨の原因物質として知られており、大気では、特に二酸化硫黄 (SO_2) に注目して測定が行われている。また、浮遊粉じんと共に作用することが多く、四日市ぜんそく、川崎ぜんそく等の主要な原因物質ともいわれている。

■一酸化炭素 (CO)

炭素やその化合物が不十分な酸素供給の中で燃焼する時に生じる、無色無臭の非常に有毒な気体。血液中のヘモグロビンと結合し、酸素の供給を阻害する。

■一般廃棄物

日常生活や事業活動から発生する廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの。

■雨水浸透・貯留施設

「雨水浸透マス」は屋根に降った雨水を地下に浸透させる施設。「雨水貯留施設」は雨水を貯めて、庭木や花への散水、防火用水などに利用する施設。雨水の集中的な流出を抑えるとともに、環境保全や改善効果が期待できる。

■エコアクション 21 (EA21)

環境省が中小事業者等でも容易に取り組めるよう策定環境マネジメントシステム。ガイドラインに基づき、一般財団法人持続性推進機構がエコアクション 21 認証・登録事業を実施している。

■エコセンター

旧三島測候所。旧測候所で使用していた観測機器や当時の風向計等が保管されている。環境分野における人材育成や環境啓発イベントの開催など、三島市の環境活動の拠点として利用されていたが、現在は利用を休止している。国の登録有形文化財。

■エコライフみしま

2003年4月15日創刊。地域の環境情報や環境活動等を広く市民に紹介することを目的とした、市民がつくる市民のための地域環境情報誌。環境ボランティアである編集委員により、年2回発刊されている。

■エコリーダー

三島市民環境大学(主催:三島市、日本大学国際関係学部)修了生を中心に、環境ボランティアとして環境活動の普及、推進に先導的な役割を担う意欲があり、市に登録を行っている方。市内4地区(旧市内、北上、錦田、中郷)に分かれ、地域の特徴を生かした環境活動を行っている。

■エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律

「改正省エネ法」ともいう。工業・事業所などについて、エネルギーの使用の合理化、非化石エネルギーへの転換、電気需要の最適化等を総合的に

進めるために必要な措置等を講ずることにより、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律。

■屋上（壁面）緑化

建築物の屋上（壁面）に草木を植え、緑化すること。屋内温度の上昇・低下の抑制、屋外空間の温度上昇抑制、二酸化炭素の吸収、大気汚染物質の浄化やヒートアイランド現象の緩和など、様々な効果が期待されている。

■オゾン層の破壊

オゾン層は、成層圏の高度 10～16km から 50km 付近に多く存在し、太陽光からの有害な紫外線を吸収することで地球上の生物を守る働きをしている。現在、大気中に放出されたフロンやハロンなどによって成層圏のオゾン層が破壊され、太陽光による紫外線が地表に達する量が増大しており、生物の生育障害等や皮膚がん、白内障等の人体への影響を引き起こすことが懸念されている。

■温室効果ガス

地表から放射される赤外線を吸収し、地球全体を暖める原因となる二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン等のガスのこと。近年、温室効果ガスの増加によって発生する地球温暖化が深刻化している。

力行

■カーボンニュートラル

人間の活動により排出される温室効果ガスの排出量から、森林による吸収量を差し引いて、合計を実質ゼロにすること。

■外因性内分泌搅乱化学物質（環境ホルモン）

環境中にあり、動物の生体内に取り込まれると、正常なホルモンの働きを阻害して、内分泌を搅乱させる作用を持つ化学物質をいう。ダイオキシン類、PCB、有機スズ化合物等、65 種類が疑われる化学物質としてあげられている。

■海洋プラスチックごみ

海洋を漂うプラスチックごみのこと。その中でも長期間かけて細かくなり、直径 5mm 以下になったプラスチックをマイクロプラスチックという。プラスチックは自然環境においてほとんど分解されないため、海洋中のマイクロプラスチックによる生態系への影響が懸念されている。

■化石燃料

石油、石炭、天然ガス等の有限性の燃料資源。化石燃料の燃焼とともに発生する二酸化炭素等の温室効果ガスは地球温暖化の大きな原因となっており、化石燃料使用量の削減、化石燃料に頼らないエネルギーの確保が大きな課題となっている。

■合併処理浄化槽

風呂や台所排水等の生活雑排水と、し尿を合わせて処理する浄化槽。し尿だけしか処理できない単独浄化槽に比べ、水質汚濁物質の削減量が極めて多い。比較的安価で容易に設置できることから、小さな集落等での生活排水処理の有力な方法となっている。

■家電リサイクル法

正式名称は「特定家庭用機器再商品化法」。一般家庭等から排出された家電製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機等）から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための法律。

■環境影響評価（環境アセスメント）

環境影響評価法に基づき、環境に著しい影響を及ぼす恐れのある事業の実施に際し、その環境影響を事前に調査、予測、評価するとともに、その結果を公表して地域住民の意見を聴き、十分な環境保全対策を講じるようにするもの。

■環境基準

環境基本法で「大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定められている。これは、行政上の目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための基準（いわゆる規制基準）とは異なる。

■環境基本計画

環境基本法に基づき、政府全体の環境保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱及び環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項を定めるもの。

■環境基本法

1993 年 11 月に施行された、環境政策の基本的方向を示す法律。地球環境問題や、都市・生活型環境問題に対処していくために、従来、個別に行われていた公害対策、自然環境保全の枠を越え、国・地方公共団体・事業者・国民等の社会を構成する

全ての主体の参加による取組が不可欠との観点から、環境行政を総合的に推進していくための法制度として整備された。

■環境教育

持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいう。

■環境騒音

ある地点において、音として聞くことができるすべての音が混ざっている騒音をいう。たとえば、住宅地の遠方及び近くの自動車や工場の音、人の足音、話し声、楽器音等が一緒になっている騒音等である。

■環境への負荷

人の活動により、環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障の原因となるおそれのあるものという。工場・家庭からの排水やごみ、自動車の排気ガス等のほか、自然を破壊する原因となるものや、二酸化炭素のように蓄積した結果、支障を生ずる可能性のあるものも含まれる。

■環境保全型農業

農薬、化学肥料等の使用量の削減や、有機物を積極的に利用した土づくり等の実施により、環境に与える負荷をより少なくし、持続可能な生産を目指した農業をいう。

■環境マネジメントシステム（EMS）

事業者や団体などの組織が、環境保全対策を自主的に進めるために構築する仕組みをいう。①環境保全に関する方針、目標、計画等を定め、②これを実行、記録し、③その実行状況を点検して方針等を見直す一連の手続を実施し、さらにこの手順を繰り返すことによって取組を高めていくこうとするもの。

■間伐

主な木の生育を助けたり、採光を良くしたりするために、適当な間隔で木を伐採することで、森林の健康を守ること。伐採された材木は間伐材とよばれる。

■緩和策

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量の削減や二酸化炭素の吸収源の増加を図る取組。

■規制基準

これ以上は超えてはならないという、行政上の取り締まり基準であり、事業者等がこれに違反した場合には、強制手段（行政処分や罰則）が定められている。

■健康項目

環境基本法の水質汚濁に係る、「人の健康の保護に関する環境基準」に定められている項目をさし、カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、ヒ素等の27項目が指定されている。これらの物質は慢性毒性もあり、また急性毒性も強く、人の健康を阻害する物質である。

■建設リサイクル法

正式名称は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」。一定規模以上の解体工事等の受注者に対し、建築物の分別解体と特定資材の再資源化等を義務付けるもの。

■建築物省エネ法

正式名称は「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」。建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務等について定められている。

■光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素が、強い紫外線を受け、光化学反応を起こして生成される有害物質の総称。主成分はオゾン、アルデヒド、PANである。大気中の濃度が高くなると、眼や気道の粘膜を刺激する等の健康被害や植物の葉の組織破壊等を生じさせる。また、もやがかかったように白くなる光化学スモッグが発生することがある。

■公害

環境基本法により「事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、及び悪臭によって、人の健康または生活環境に係る被害が生ずること」と定義されており、上記7つの公害を「典型7公害」と呼ぶ。また、近隣騒音や建築工事による騒音・振動等の身近な被害も相当範囲にわたる場合は公害とされる。

■公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他の公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供される水路のこと。

■耕作放棄地

以前は耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地のこと。

■コミュニティバス

通常の路線バスではカバーしにくい地域やルートの公共交通需要に対応するために、自治体の支援を受けて導入されるバスサービスをいう。

■コンパクト・プラス・ネットワーク

人口減少・高齢化が進む中、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業などの生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるようなまちづくりと連携した公共交通ネットワークの構築をするまちづくりの考え方。

■コンポスト

バクテリアが生ごみや落ち葉やふん尿などの有機物を分解することにより、生成される堆肥のこと。また、家庭から出る生ごみを堆肥に再生できる容器のこと。

サ行

■最終処分場

リサイクルや中間処理できない廃棄物の最終処分（埋め立て）を行う場所。廃棄物の種類により、一般廃棄物最終処分場と産業廃棄物最終処分場に分けられる。また、処分する廃棄物の種類により、管理型最終処分場、遮断型最終処分場、安定型最終処分場がある。

■再生可能エネルギー

太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス等、永続的に利用することができるエネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。

■里地里山

奥山と都市の中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念であり、生物多様性の面でも重要な役割を果たしている。

■酸性雨

雨水に工場や自動車から出された硫黄酸化物や窒素酸化物などの大気汚染物質が取り込まれて、強い酸性（pH5.6以下）を示すようになった雨のことという。

■シアン（CN）

青酸カリウムや青酸ソーダなどに含まれる物質で、体内に入ると呼吸困難を起こし、死にいたらしめる猛毒であり、経口致死量は、0.06g／人といわれている。メッキ、金属精鍊、写真工芸、医薬、農薬の製造、有機合成などに広く用いられている。

■静岡県建築物環境配慮制度

「静岡県地球温暖化防止条例」に基づき、建築物における地球温暖化や、その他の環境への負荷の低減を図ることを目的として、一定規模以上の建築物を建築等する場合に「建築物環境配慮計画書」を提出する制度。評価ツールとして「CASBEE 静岡」が使われている。

■自動車騒音面的評価

騒音規制法で定められている、自動車騒音常時監視として実施するものであり、評価対象路線の道路端から50m以内に位置する個々の住宅について、1戸ずつ環境基準を達成しているかを判断する評価方法。評価対象路線付近にある環境基準を達成した住宅戸数及びその割合を把握するために実施する。

■臭気指数

人間の嗅覚により臭いの程度を判定する測定法を用いて、臭いの強さを指數化したもの。事業場から発生する全ての臭いが規制の対象となり、また住民の悪臭に対する被害感覚と一致しやすくなる。

■循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わる概念。製品が廃棄物となることを抑制するとともに、排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正な処分を徹底することで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する社会。

■少量排出事業者制度

1回のごみ排出量（一般廃棄物に限る）10kg以下の事業者が、自治会長や町内会長の承諾を得た上で事前に市に届け出ることにより、市指定の事業者用ごみ袋を用いて地域のごみ集積所にごみを出すことができる制度。

■食育

生きる上での基本であって、知育・德育・体育の基礎と位置付けられるとともに、様々な経験を通して

じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てるためのもの。

■食品ロス

本来食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食品（可食部分）のことをいう。過剰除去（野菜の皮の厚剥きなど）や食べ残し、消費期限切れによる廃棄などによって発生している。

■振動

公害として問題にされる場合、工場の活動、建設作業、交通機関の運行等により、人為的に地盤振動が発生し、建物を振動させて物的被害を与えたり、日常生活に影響を与えて振動のことをいう。

■振動規制法

工場、事業場における事業活動や建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る措置を定めること等により、生活環境を保全し国民の健康を保護することを目的として制定された法律。

■森林の持つ公益的機能

森林の機能を総称した呼び方で、森林の持つ多面的機能とも呼ばれる。水源かん養機能、土砂災害防止機能、生物多様性保全機能、地球環境保全機能などがある。

■水質汚濁防止法

国民の健康保護と生活環境の保全を目的として、工場・事業場からの河川への排水の規制や有害物質の地下浸透の禁止が規定されている。全国一律の排水基準のほか、都道府県による上乗せ排水基準を設けることができる。

■水生生物

海洋、湖沼、河川、地下水等の水中で生活している生物のこと。水生生物調査は、水生生物を採集し、指標となる29種類の生物（指標生物）の種類を調べることで、その地点の水質を4つの階級で評価をするもの。

■ストップ温暖化推進員

「ストップ温暖化推進員養成講座」の修了生で、地球温暖化問題に関心を持ち、地球温暖化防止に関する普及啓発活動を行う方。組織的な活動の充実を図るために、三島市ストップ温暖化推進協議会を設立して様々な啓発活動を行っている。

■スマートウエルネス

「ウエルネス＝“健幸”」をまちづくりの中核に位置づけ、生活環境や地域社会、学校や企業等のあらゆる分野を視野に入れた取組により、都市そのものを健康にすることで、市民が自然に健康で豊かになれる新しい都市モデルを構築しようとするもの。

■スマートムーブ

日常生活においてマイカーを中心としている移動手段を見直し、二酸化炭素排出量の削減を目指す取組。身近な生活における移動について見直すことで、環境への負荷を減らすと同時に、効率的な移動計画や、気軽な運動習慣を生活に取り入れることに役立つとして推奨されている。

■生活環境項目

環境基本法の水質汚濁に係る、「生活環境の保全に関する環境基準」に定められている項目をさし、河川の場合は、pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数の項目の指定がされている。これらの項目は水質の良否を判断する際に用いられており、基準値は河川の類型によって異なっている。

■生活雑排水

一般の家庭から排出される汚水のうち、トイレからの排水を除いたすべての排水で、主に炊事、風呂、洗濯等による排水をいう。都市部への人口集中による河川や湖沼の水質悪化の重大な要因として問題になっている。

■生物多様性

生物の豊かな個性とそのつながりのことで、健全な自然環境が維持されるために不可欠なもの。種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含んだ概念である。

■節水コマ

水道の蛇口に取り付けて水が出る量を調整し、水を節約するための道具。節水コマを取り付けることによって、蛇口から出る水の量を約20%減らすことができる。

■騒音

「不快な音、好ましくない音」の総称。同じ音でも聞く人や時間、場所等によって、好ましい音になることもあれば、不快な音になることもあるよう、主観的な判断による部分が多く、感覚公害ともいわれる。

■騒音規制法

工場、事業場における事業活動や建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し国民の健康を保護することを目的として制定された法律。

■騒音レベル

騒音計による測定値のこと。単位は「dB（デシベル）」。騒音計には周波数特性によりA特性とC特性があるが、人間の聴覚に最もよく対応するといわれるA特性が用いられる。

■総水銀（T-Hg）

水銀化合物である有機水銀化合物と無機水銀化合物を合わせたもの。水銀化合物は毒性をもち、中枢神経障害等をひき起こす。その中でも、メチル水銀は毒性が強く、水俣病の原因となった。

タ行

■ダイオキシン類

有機塩素系化合物の一つ。ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーポリ塩化ビフェニールの3物質がダイオキシン類として定義されている。廃棄物の焼却などに伴って発生する。

■大気汚染防止法

大気汚染に関して、生活環境を保全し国民の健康保護することを目的に制定された法律。工場、事業場から排出、飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準等が定められている。

■炭化水素（HC）

炭素と水素からなる化合物の総称。炭素原子の連なり方により、鎖式炭化水素と環式炭化水素とに大別される。自動車の排ガス中や、石油タンク等から大量に放出される。光化学スモッグの原因物質の一つになっている。

■地下水かん養

雨水や河川水等の地表の水が地下に浸透して、帶水層に地下水として蓄えられること。近年、市街地の進展や宅地造成等により、地下水のかん養量が減少していることから、より積極的に雨水などを浸透させる対策が求められている。

■地球温暖化

大気中の温室効果ガスの濃度が人間活動により上昇し、温室効果が高まることにより、地球の気温が上がる現象をいう。このまま推移すれば、気温上昇に伴い海面も上昇すると予測され、異常気象の発生、農業生産や生態系への影響が懸念されている。

■地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）

地球温暖化対策推進法に基づき、地域の自然的・社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定める計画。都道府県及び指定都市等は策定が義務付けられ、その他の市町村については努力義務となっている。三島市では2022年3月に同計画を策定した。

■地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）

地球温暖化対策推進法に基づき、地方公共団体の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量の抑制等を推進するための計画。都道府県及び市町村に策定と公表が義務付けられている。

■地産地消

その地域で生産された農林水産物をその地域で消費すること。安全安心な農林水産物の提供・購入、地域農業の活性化、食料自給率の向上、輸送に伴う流通コストやエネルギー消費量の削減等のメリットがある。

■窒素酸化物（NO_x）

物が高い温度で燃えた際に、空気中の窒素（N）と酸素（O₂）が結びついて発生する一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（NO₂）等のこと。発生源としては自動車や工場のボイラー等と主なものである。特に二酸化窒素は濃度が高くなると呼吸器に悪影響を及ぼす。光化学スモッグの原因物質の一つにもなっている。

■中間処理施設

廃棄物の再生、減量・減容化、安定化、無害化等の中間処理を実施する施設のこと。中間処理を行うことにより、最終処分である埋め立て量を削減し、最終処分場の延命につながっている。

■低公害車

窒素酸化物や粒子状物質等の排出が少ない自動車のこと。電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、エンジンと電気モーターを組み合わせ

たハイブリッド車、高燃費かつ低排出ガス認定車等が含まれる。

■低周波空気振動

低い周波数の音で、周波数がおおむね数百ヘルツ以下の音をいう。発生源として、高架橋を走るトラック、ボイラーの燃料音等があるが、近年は空調用の送風機や圧縮機、家庭用ヒートポンプ給湯器など家庭用機器を発生源とした苦情が出てきている。

■適応策

既に現れている、あるいは今後生じる地球温暖化の影響に対して、自然や人間社会の在り方を調整し、被害を最小限に食い止めるための取組。

■デコ活

2050年カーボンニュートラル（温室効果ガス排出量を実質0にする）を目指し、2030年度削減目標（2013年度比で46%削減）の実現に向けて発足した国民運動。「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称であり、二酸化炭素(CO_2)を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と環境に良い(Eco)を含む“デコ”と活動・生活を組み合わせた言葉。

■テレワーク

ICT（情報通信技術）を活用した時間と場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。移動に伴う CO_2 排出量の削減やペーパーレス化等の環境保全効果も期待されている。

■等価騒音レベル

変動する騒音レベルのエネルギー的な平均値であり、音響エネルギーの総曝露量を時間平均した物理的指標である。睡眠影響やアノイアンス（人に感じられる感覚的うるささ）との対応に優れており、「騒音に係る環境基準」では、測定結果の評価に等価騒音レベルを採用している。一般には、等価騒音レベルを「LAeq」で表す。

■透視度

水の濁りや着色の状態等の透き通りの度合いを示すもの。内径32～35mmのガラス管の底に5号活字を書いた板を沈め、何cmまで活字が確認できるかにより、水の汚れを調べる方法。透視度が大きいほど水の濁りは小さいことを示している。

■特定外来生物

外来生物のうち、特に生態系などへの被害が認められるものとして、外来生物法によって規定された種。ペットも含めて飼育、栽培、保管又は運搬、譲渡、輸入、野外への放出が禁止されている。

■特定建設作業

建設作業のうち、特に騒音・振動による生活環境の悪化をもたらすものとして法律や条例で届出が義務づけられている作業の総称。

■特定工場

大気汚染防止法等の環境法令で定められた特定施設を設置している工場・事業場をいう。

■特定施設

工場や、事業場に設置されている各種の施設のうち、生活環境の悪化をもたらすものとして法律や条例で届出が義務づけられている施設の総称。

ナ行

■ナラ枯れ

カシノナガキクイムシが樹体内にナラ菌を持ち込むことによってナラ・カシ類が枯死する現象。

■二酸化硫黄 (SO_2)

石油や石炭など、硫黄分を含んだ燃料の燃焼により発生する、無色で刺激臭を有する気体。呼吸器への悪影響があり、四日市ぜんそくの原因となつたことで知られる。

■二酸化窒素 (NO_2)

石油や石炭などの窒素分を含んだ燃料の燃焼により発生する、赤褐色で刺激臭を有する気体。高温燃焼の過程でまず一酸化窒素(NO)が生成され、これが大気中の酸素と結びついて二酸化窒素になる。呼吸器系に悪影響を与える。

■熱中症警戒アラート

熱中症の危険性が極めて高くなると予測された際に、危険な暑さへの注意を呼びかけ、国民が熱中症予防行動をとれるように促すための情報。

■燃料電池

水素と酸素を化学反応させて、直接、電気を発電する装置。燃料となる水素は、天然ガスやメタノールを改質してつくるのが一般的である。酸素は大気中から取り入れる。また、発電と同時に発生する熱も生かすことができる。

■野焼き

屋外で木くず、紙くず、廃プラスチック等のごみを法律で認められた方法以外で物を燃やす行為。また、焼却炉でごみを燃やす場合も構造基準を満たしていない焼却炉については使用が禁止されている。

ハ行

■ばい煙

燃焼、加熱及び化学反応などに伴って発生する硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん等をいう。大気汚染防止法では、物質ごとに規制基準が定められている。

■バイオマス

化石資源を除いた再生可能な生物由来の有機性資源で、下水汚泥や家畜糞尿等の廃棄物系バイオマス、間伐材等の未利用バイオマス、トウモロコシや菜種等の資源作物がある。太陽エネルギーを使い生物が光合成によって生成した有機物であり、持続的に再生可能で、焼却等をしても大気中の二酸化炭素を増加させないといわれる。

■廃棄物

ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形又は液状のもの。事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律で定められたものを産業廃棄物、産業廃棄物以外のものを一般廃棄物という。

■ばいじん

燃焼、加熱及び化学反応などにより発生する排出ガス中に含まれる固体の粒子状物質をいう。大気汚染防止法で定められた、ばい煙発生施設に対し、規制基準が定められている。

■ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。

■微小粒子状物質（PM2.5）

直径 $2.5 \mu\text{m}$ 以下の小さな粒子のことを言い、ディーゼル車の排気ガスが主な排出源とされている。直径が小さく肺の奥深くまで入りやすいことから、肺がんや呼吸系・循環器系への影響が懸念されている。2009年に環境基準が設定された。

■非メタン炭化水素

大気中に存在するメタン以外の炭化水素の総称。光化学オキシダント発生の原因となるため、自動車や事業所等の発生源についての排出規制が実施されている。

■フードドライブ

家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄付する活動のこと。

■普通河川

一級河川、二級河川、準用河川以外の小河川のこと。実際の管理は市町村等が行っている。

■浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、その粒径が 0.01mm 以下のものをいう。人の気道や肺胞に沈着し、呼吸器疾患の増加を引き起こす恐れがある。工場の事業活動や自動車の走行によるもののほか、海塩粒子等の自然現象によるものもある。

■フロン（フルオロカーボン）

ふつ素を含む炭化水素化合物の総称。洗浄剤、冷媒、発泡剤等に広く用いられていたが、クロロフルオロカーボン（CFC）をはじめとするいくつかのフロンは、オゾン層を破壊する物質であることが指摘され、世界的に全廃の方向に向かっている。我が国でも「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」により、回収・再利用・破壊の促進を図っている。フロンは、温室効果ガスの一種として地球温暖化にも寄与していることから、地球温暖化防止対策と併せた対策が必要となっている。

■フロン排出抑制法

正式名称は「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」。フロン類の製造から廃棄まで包括的な対策を実施するために施行された。2020年4月には、機器を廃棄する際の規制等が強化されている。

■粉じん

気体中に浮遊している微細な個体の粒子状物質の総称であり、物の破碎、選別等の機械的処理または堆積により生ずる物質をいう。

■放射線

放射性元素の崩壊に伴い放出される粒子線あるいは電磁波のこと。主にアルファ線、ベータ線、ガンマ線の3種を指すが、これらと同じ程度のエネルギーを持つような粒子線や宇宙線も含めている。

■ぼかし

米ぬか、油かす、鶏糞等の有機質肥料に土やもみがら等を混ぜ、発酵させて作成した肥料。なお、EM菌（有用微生物群）を米ぬか、もみがら、糖蜜に混ぜて発酵乾燥させたものをEMぼかしといい、ぼかし専用容器に生ごみと一緒に入れて発酵させると良質な有機肥料となる。

■ポケットパーク

歩いている人が休めるようなベンチ等を設置した小さな公園のこと。

マ行

■マイ・タイムライン

住民一人ひとりのタイムライン（防災行動計画）であり、台風などの接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするもの。

■水循環

水循環基本法では「水が、蒸発、降下、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水又は地下水として河川の流域を中心に循環すること」と定義されており、近年、都市部への人口の集中、産業構造の変化、地球温暖化に伴う気候変動等の要因に伴い、渇水、洪水、水質汚濁、生態系への影響等様々な問題が顕著となってきている。水が健全に循環し、そのもたらす恵沢を将来にわたり享受できるよう、健全な水循環を維持または回復するための施策を包括的に推進する必要がある。

■緑のカーテン

つる性の植物を窓辺の外に育成して真夏の日差しを緩和するもの。省エネルギーだけではなく、緑豊かな街並みの形成にも役立つ。

■ミックス古紙

三島市で分別回収している資源古紙の分類のひとつ。新聞紙、雑誌、ダンボール、牛乳等紙パック以外の紙箱や包装紙等の紙を指す。地域によって「ミックスペーパー」や「雑がみ」等と呼ばれているものとほぼ同様のもの。

ヤ行

■有害化学物質

化学物質の中には、人体や生態系への影響が深刻に懸念されるものがあり、それらを総称して有害化学物質という。現在、世界では工業的に使われるものだけでも約10万種類の化学物質が流通している。

■有機塩素系化合物

炭素あるいは炭化水素に塩素が付加された化合物の総称。ほとんどは人工的に合成され、付加された塩素が多いほど不燃性、脂溶性があり、溶媒、農薬として使用されたが、その難分解性、蓄積性、毒性のために、地下水汚染、食物連鎖による生物体内濃縮、オゾン層の破壊など環境破壊、生体影響が表面化した。

■有機物

炭素の酸化物や金属の炭酸塩等の一部のものを除く、すべての炭素を含む化合物のこと。生物体内で作られる炭水化物、脂肪、蛋白質等のほか、人工的に合成された有機化合物がある。

■ユニーク数

ユニークユーザー数とも。もともとはある一定期間内に何人のユーザーがサイトを閲覧したかを表す。期間内に500人のユーザーがページを閲覧すれば、ユニークユーザー数は500となる。ユーザー1人で10回ページを閲覧したとしても、ユニークユーザー数は500となる。

■要請限度

騒音規制法及び振動規制法で定められた、自動車騒音・振動がその限度を超えてことにより、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときに、都道府県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執るよう要請する際の限度値をいう。地域の区別、時間帯別に定められている。

ラ行

■リサイクル

廃棄物として処分される物を資源として、再生利用すること。紙、アルミ、ガラス、鉄、プラスチック等の回収が行われている。

■リデュース

使う資源やごみの量を減らすこと。生産工程で出るごみを減らしたり、使用済み製品の発生量を減らしたり、消費者が製品を長く使うこともリデュースのひとつである。

■リユース

一度使用して不要になったものをそのままの形で何度も使うこと。まだ使えるものを他者に譲ったり売ったりして再び使う場合や、生産者や販売者が使用済み製品、部品、容器等を回収し、再び使用する場合がある。

英数

■BDF

バイオディーゼル燃料のこと。菜種油、ひまわり油等の食用油を化学処理して製造した軽油代替燃料のこと。バイオマスエネルギーの一つ。

■BOD（生物化学的酸素要求量）

Biochemical Oxygen Demand の略。水中の有機物が、微生物によって酸化されるときに必要とされる酸素の量で、河川の有機性汚濁を測る代表的な指標である。単位は mg/L で表され、値が大きいほど汚濁の程度が高い。

■Bq（ベクレル）

放射性物質が放射線を出す能力を表す単位。1 個の放射性核種が 1 秒間に 1 回崩壊して放射線を放出する場合、1 ベクレルとなり、数値が大きいほど、多くの放射線が出ていることを意味する。

■COD（化学的酸素要求量）

Chemical Oxygen Demand の略で、酸化剤を用いて水中の有機物を酸化分解する際に消費される酸化剤の量を、それに相当する酸素の量として mg/L で表したものである。水の汚れの度合いを示す方法としてよく用いられ、その値が大きいほど水中の汚濁物質の量が多いことを示している。

■COOL CHOICE

国が 2016 年 5 月から推進している地球温暖化対策のための国民運動。脱炭素づくりに貢献する製品への買換え、サービスの利用、ライフスタイルの選択等、日々の生活の中で、あらゆる「賢い選択」をしていくこうという取組。

■DO（溶存酸素）

Dissolved Oxygen の略。水中に溶けている酸素の量を mg/L で表したもので、溶存酸素自体は温度と気圧によって飽和量が定まっている。水中に汚染源となる有機物が増えると、それを分解する微生物によって酸素が消費されるため、溶存酸素は減少し、一定値以下になると魚類等の生息が制約され、さらに減少すると生息しなくなる。

■g/m³N

工場の煙突の煙や炭坑等の塵埃(じんあい)の中に含まれるすす等の微粒子の濃度を表す単位。

■ICT

情報通信技術。単にコンピュータを使うだけではなく、ネットワークを活用した情報や知識の共有や通信技術を活用したコミュニケーションのことを指す。

■ISO14000

環境管理に関する国際規格の総称。シリーズ規格の内容は、環境マネジメントシステム、環境監査、環境ラベル、環境パフォーマンス評価、ライフサイクルアセスメント等、環境マネジメントを支援する様々な手法に関する規格から構成されている。

■K 値

大気汚染防止法において硫黄酸化物の排出基準としてとりいれられている定数であり、施設ごとに煙突の高さに応じた硫黄酸化物の許容排出量を求める際に使用される。K 値は地域ごとに定められており、施設が集合して設置されている地域ほど規制が厳しく、その値も小さい。

■LED

発光ダイオードとも呼ばれ、電圧を加えた際に発光する半導体素子のこと。白熱電球等と比較した場合、余計な発熱が少なく、低電力で高輝度の発光が得られ、寿命もかなり長い。今日では様々な用途に使用され、蛍光灯や電球に置き換わる光源として普及している。

■ノルマル

■n-ヘキサン抽出物質（油分）

水中に含まれる比較的揮発しにくい炭化水素、炭化水素誘導体、グリース油状物質等の総称で、通常「油分」という。水質汚濁防止法では、工場排水に対し、鉱物油及び動植物油に分けて基準を定めている。

■PFAS（有機フッ素化合物）

炭素とふつ素の結合をもつ有機化合物の総称で、代表的なものとして PFOS、PFOA がある。2000 年代はじめごろまで、さまざまな工業で利用されてきたが、難分解性や高蓄積性、長距離移動という性質があるため、人の健康の保護するため規制やリスク管理に関する取り組みが進められている。

■pg（ピコグラム）

1兆分の1グラムを表す重さの単位。ナノグラム (ng) の 1000 分の 1、マイクログラム (μg) の 100 万分の 1、ミリグラム (mg) の 10 億分の 1。ダイオキシン類などの有害化学物質について、生涯摂取しても健康に影響がないと判断される 1 日あたりの摂取量である「耐容 1 日摂取量」(TDI) などの単位として用いられる。

■ppm

微量の割合を表す単位で、濃度や含有率を示すのに用い、100 万分の 1 を 1 ppm という。気体状態の大気汚染物質濃度を示す場合、1 ppm とは、 1 m^3 の大気中に 1 cm^3 の汚染物質が含まれていることを表す。

■pH（ピーエイチ）

溶液中の水素イオンの濃度を意味し、一般的には水素イオンのモル濃度の逆数の常用対数で定義されている数である。溶液の酸性、アルカリ性の度合を表わし、pH=7 で中性、pH<7 で酸性、pH>7 でアルカリ性である。

■SDG s（エス・ディー・ジーズ）

Sustainable Development Goals の略で、持続可能な開発目標と訳される。2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載されている、2030 年までの国際目標のこと。持続可能な世界を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人取り残さないことを誓っている。

■SS（浮遊物質）

Suspended Solid の略で、流径 2mm～1 ミクロンの水に溶けない懸濁物の総称。重要な汚濁指標のひとつで、SS が多くなると、水はにごって光の透過を妨げ、水域の自浄作用を阻害し、魚類の呼吸に悪影響を及ぼす。一般に水域の正常な生活活動を維持するには、25mg/L 以下が望ましいとされている。

■Sv（シーベルト）

放射線被曝による人体への影響の度合いを表す単位。放射線が人体に及ぼす影響は放射線の種類(α 線、 β 線、 γ 線など) によって異なる。人が普段の生活で浴びる放射線は世界平均で年間 2.4 ミリシーベルト、1 回の胸部 X 線撮影で 0.1～1 ミリシーベルト程度であり、放射線業務従事者が 1 年間に浴びてもよい線量限度は 50 ミリシーベルトと定められている。

■TEQ（毒性等量）

ダイオキシン類の毒性を、毒性の一番強い 2, 3, 7, 8-TCDD (四塩化ジベンゾダイオキシン) に換算した量として表す符合。

■VOC（揮発性有機化合物）

揮発性有機化合物の総称で、沸点が 50°C から 240 ~ 260°C までの有機性物質。住宅室内の空気を汚染する化学物質と考えられており、建材・施工材に使われる溶剤のトルエン、キシレンはその代表的な物質である。人体に有害な物質だけでなく、無害な物質もある。

■ZEB、ZEH

建物の外壁・屋根・床などの断熱性能の向上、効率的な設備システムの導入による大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間のエネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指したビル (ZEB) や住宅 (ZEH) のこと。

■98%値（2%除外値）

一般大気の測定結果において、日平均値で示されている環境基準の適否を長期的に評価する時に用いる。年間の有効な日平均値を大きい順に並べた場合、上位の値は変動幅が大きく、異常値や突発的な不確定な要素が多いといわれる。そのため測定値数の 2% に相当する高濃度測定値を除外した残りの値のうち、最高値を 98% 値と称する。

■6 次産業

農林漁業者が、農産物等の生産物が元々持っている価値をさらに高め、農林漁業者の所得を向上していくこと。農林漁業本来の 1 次産業に 2 次産業（工業・製造業）、3 次産業（販売業・サービス業）を取り込むことから、「1 次産業の 1」×「2 次産業の 2」×「3 次産業の 3」のかけ算を行い、6 次産業と呼ばれる。

この報告書に関するご意見をお待ちしております。

提出先 三島市環境政策課

提出方法 下記のいずれかの方法で提出してください

○郵送 411-8666 三島市北田町4-47

三島市環境政策課

○FAX 055-976-8728

○電子メール kankyou@city.mishima.shizuoka.jp

様式 様式は自由ですが、下記の例を参考にして下さい

問合わせ 環境政策課 電話 055-983-2646, 055-983-2647

(様式例)

環境報告書への意見

氏名

住所

電話番号

環境報告書
～三島の環境～
2024年版
2025年2月発行



三島市環境マスコット「カンタくん」

発 行 三島市環境市民部環境政策課
〒411-8666
静岡県三島市北田町4番47号
Tel:055(983)2646、055(983)2647
Email:kankyou@city.mishima.shizuoka.jp
HP:<https://www.city.mishima.shizuoka.jp/iph059256.html>

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。